東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻

2018 年度

修士論文

都市河川のガバナンスはいかに可能か —福岡市樋井川流域を事例に—

The possibility of governing an urban watershed
-A history of the Hii river in Fukuoka-

2019年1月21日 提出 指導教員 福永 真弓 准教授

塚越 悠太

Tsukagoshi, Yuta

目次

1	はじめ	rz	3
	1.1 本科	高の目的	3
	1.2 本科	高の意義	4
	1.3 本科	高の方法論	5
2	問題の	所在,対象の概要	6
	2.1 「桂	鄂市河川」の誕生	6
	2.1.1	日本の河川行政	6
	2.1.2	都市河川とは「都市に従属的な河川」である	8
	2.2 Tà	流域」というスケール	10
	2.2.1	河川管理主体の正当化と相対化	10
	2.2.2	流域ガバナンスの展開と可能性	14
	2.2.3	参加と統治	21
	2.3 樋	井川水系/流域の概要	27
	2.3.1	自然環境として	27
	2.3.2	校区分布と人口規模	30
3	樋井川	流域とその歴史――なぜ人々の暮らしから遠いのか	33
	3.1 樋	牛川流域の「前史」	34
	3.1.1	鳥飼干潟と比伊郷	34
	3.1.2	黒田氏による農村開発	37
	3.2 近位	代化と河川空間の再編成	41
	3.2.1	農業生産の変化(中上流域)	41
	3.2.2	鉄道敷設,炭鉱業の興亡(下流域)	43
	3.2.3	「官有地」樋井川の利用実態	
	3.2.4		
	3.3 高原	度成長による河川空間の周縁化	55
	3.3.1	宅地化と農地の減少	
	3.3.2	「ひずみ」の顕在化	
	3.3.3	河川改修による「都市河川」化	
	3.4 今日	の樋井川流域――行政,水利組合,校区の立場から	
	3.4.1	行政の「河川」像	
	3.4.2	水利用の実態	
	3.4.3		
		或や環境の「問題」を問う場として――活動する市民・専門家の登場	
	3.5.1	コイの大量死事件(2002)	91

3.5.2 樋井川を楽しむ会の活動――「流域」への着目	94
3.5.3 樋井川を楽しむ会の課題とレガシー	98
4 流域ガバナンスとしての「あまみず社会」	101
4.1 樋井川流域治水市民会議	102
4.1.1 都市型水害の発生(2009)	102
4.1.2 「雨水の貯留・浸透・利用」の位置づけ	104
4.1.3 樋井川流域治水市民会議の活動	108
4.2 あまみず社会研究会	126
4.2.1 研究会の位置づけ	126
4.2.2 研究会のビジョン	127
4.2.3 研究会の活動	130
4.3 「あまみず社会」の意義と課題を探る――考察にかえて	140
4.3.1 流域の「履歴」,実践の「物語」	140
4.3.2 協働をさらに深めていくために	150
4.4 おわりに――結論にかえて	161
謝辞	163
参考文献	164
脚注	170

1 はじめに

1.1 本稿の目的

平成の30年間は「災害の時代」とも呼ばれ、火山噴火、地震、津波、台風や集中豪雨が全国各地で牙をむいた。その中でも豪雨災害は世界的には気候変動との深い関係性が指摘されており、人新世 (anthoropocene) という新たな地質区分も提唱される昨今、先進国も無視できないトピックとなっている。日本に限っても近年は広島市の土砂災害 (2014)、鬼怒川の決壊 (2015)、福岡県朝倉市などでの被害 (2017)、西日本豪雨 (2018) などの苛烈さは顕著であった。本稿はそのような背景から、雨と河川をめぐる人間社会、特に都市社会のあり方に強い関心を寄せている。

本稿が対象とする樋井川(ひいがわ)水系は、福岡県福岡市の城南区などを南北に貫流する二級河川で、高度経済成長期以降の宅地造成に伴って水質、生物多様性、都市水害などの課題が度々提起されてきた小規模な都市河川である。 2009 年に発生した内外水氾濫を契機として市民・住民と専門家で発足した「あまみず社会研究会」は、それ以来市民協働による治水対策を「流域」というスケールで提唱し、研究・実践を進めてきた。

本稿の目的は、1)都市河川の一形成史としての樋井川を記述することで、「樋井川流域」史を浮き彫りにすること、そしてそれを通じて 2)「あまみず社会研究会」の実践の意義と課題を検討すること、この 2 点にしぼられる.

1.2 本稿の意義

「河川とは何か」と問われたとき、どのような答え方があるだろうか. ひとつには、たとえば「食糧や潤いなどの恵みをもたらすもの」とか、「災害の原因になるもの」、あるいは「昔は物流などに役立ったもの」など、人々の営みとの関係に着目した説明が想像できるだろう. しかしこの記述では、川の説明が時代や地域によって変化を余儀なくされる. その意味においてはこの記述は相対的なものに過ぎず、普遍的ではない. そのため人々との関係性についての記述を一旦切り離す場合もある. たとえば「地表をほぼ一定の流路をもって流れ、湖や海に注ぐ水の流れ」という大辞泉の語釈がそれだ. その記述からは人間の影は消えている.

しかしながら、明治維新以来わが国が河川への積極的な介入を続けることで、それを「公」の管理下に再編するプロセスを経てきたことを鑑みれば、河川と社会の結びつきは考えるまでもなく不可分である。環境社会学・環境倫理を専門とする福永(2018)が「現代は純粋な自然をすでに人間―自然の二項対立の片方に設定できず、社会―生態システムの中から『自然』を想像し、デザインする時代となっている」(pp.54-55)と述べるように、もはや「人の手が加わった自然か、純粋な自然か」という図式で河川を語ることに意味はない。本稿は、社会との関わりにおいて「想像/創造されてきた自然」としてのこの河川像を、樋井川流域のうちに見出し、そしてその視点からあまみず社会研究会の展開する実践の意義と課題を論じていく。

その意義としては、1) 生業がほとんど失われ、また市民の無関心に覆われがちな都市河川という環境に対して、流域ガバナンスの実践と理論がどのような場合に有効で、またどのような危うさをはらんでいるのかを質的調査法でもって検証するという点、そして 2) 今後のあまみず社会研究会の活動に対して何らかの貢献を与えうるという点が考えられる. 先述のように都市河川というフィールドは難しい. また同研究会は工学者が主体となって進められてきた組織である. そのため本稿の社会学的視点および指摘が何らかの一助となることを期待する.

では論点先取りになってしまうが、都市河川における研究会の実践の難しさにはどのような背景が考えられるのか、以下に簡潔に示しておこう.

一つには、都市河川という空間を構成する歴史的・社会的構造の困難性を指摘しなければならない。本稿が扱う樋井川は、地域共同体とそれを基盤とするコモンズが維持されているような河川ではない。河川の問題を自分事として認識しなくてはならない社会構造は失われているため、諸実践には「無関心」「無風状態」からの脱却を目指した啓発・教育的側面が自ずと伴う。しかし教え教わり、考えて議論し、やる気になったところで容易にどうにかなるという問題でないのは明白であり、水辺が都市住民の生活世界から後退してしまったという社会構造そのものを相手取り、何を評価し何を批判しどのように策を講じるかを考えなければならないのである。本稿の第3章では、あまみず社会研究会が格闘するその問題の構造と歴史を検討していく。

この格闘におけるもう一つの困難性は、それが果たして「がっぷり四つ」なのかどうかという 点、すなわち実践の妥当性と関わる. それについては第4章で詳しく検討するが、本稿は「技術」 と「物語」の両輪が重要であるという態度を取る. あまみず社会研究会は、行政が一元的に管理 する河川管理の脆弱性を批判し、「流域治水」というパッケージと共に雨水貯留・浸透の要素技 術を流域内の各世帯に実装しようと展開してきた. それは「公」から「私」への揺り戻しであったとも言えるだろう. しかし「私」の絶対数が増え,それが集積するだけでは「公」に代わる,あるいは「公」に匹敵するネットワークは形成されない. 「共」的な中間領域を立ち上げていくためには「物語」が必要である. 「技術」と「物語」. そのどちらも決して万能ではなく,機能は限定的だと言わざるを得ない. しかし本稿ではそれらを適切に組み合わせていくという方向性に,流域ガバナンスの糸口を見出していきたい.

1.3 本稿の方法論

本研究は、以下の質的調査を通じて取得されたデータにもとづいておこなわれた.特に付言しておかねばならないのは、筆者とあまみず社会研究会との関係性である.

筆者が現地に入るようになった直接の理由としては、指導教官の福永真弓准教授(環境学博士)が「あまみず社会研究会」の共同研究メンバーであったことが挙げられる。同研究会内に4つある分科会の1つで、福永の率いる〈多の物語を紡ぐ〉チームは、元東京大学大学院客員共同研究員で現在大分県佐伯市にてあまべ文化研究所を運営する岩佐礼子氏(環境学博士)、九州大学の菊地梓助教授(心理学博士)、同じく安田章人准教授(地域研究博士)で構成されている。筆者が福永研究室の所属となった2017年4月の時点で、同チームの始動から既に約1年半が経過しており、チームのプロジェクト「記憶の絵地図づくり」に必要な聞き取り調査の多くは既に終えられていた。その9か月後の2018年1月から筆者は同プロジェクトに一部関わるようになるが、本研究はそれと並行して着手されたものである。そのため本稿は、行政資料等①に加えて、同チーム内で共有されている福永、岩佐、菊地、安田が先行して実施していたインタビューのデータ②にも依拠している。筆者自身が得たデータは、住民・関係者へのインタビューのデータ③、各種活動における参与観察のデータ④である。その内訳は以下のとおりである。

なお①②③④から本稿に引用した語りの発話者の氏名は、本稿の参考文献の著者でもある樋井 川流域治水市民会議・あまみず社会研究会のメンバーを除き、一律に匿名表記(初出順でのアル ファベット表記)としている。また日本社会学会の『社会学評論スタイルガイド 第 3 版』(2018) に準じ、地の文への筆者による注釈は()、引用文への筆者による注釈は[]で、そして長めの注釈は末尾の脚注としている。

データの種類		対象人数・回数	取得時期
1	行政資料・議事録・新聞記事・関連文献		
2	住民へのインタビュー (筆者以外が実施)	36名	2016年3月~
3	住民・関係者へのインタビュー (筆者が実施)	23 名	2018年1月~
4	あまみず社会研究会での参与観察 (筆者が実施)	20 回	2018年1月~

表1 本研究に用いたデータの内訳

2 問題の所在,対象の概要

本章の目的は、次章以降で樋井川流域の流域史を記述していくために必要な理論的枠組みを検討・提示し、本研究における問題関心の所在を明確にすることである。第1節では日本の河川行政史を概括し、都市化との関係において、どのように「都市河川」が形成されてきたのかを論じる。第2節では、都市河川の問題に対して提示された、「流域」というスケールの意義と課題について検討し、本研究における問題の所在を明らかにする。そして第3節では樋井川水系/流域の概要を整理し、第3章からの議論を準備する。

2.1 「都市河川」の誕生

2.1.1 日本の河川行政

明治維新を機に、わが国は殖産興業と富国強兵というスローガンのもと、国家の大改造に邁進していくことになる。しかしそのような中にあっても、河川行政体制の整備が迅速だったとは言えなかった。たとえば河川・港湾・道路を管轄していた内務省土木寮が明治中期まで「お雇い外国人」のコルネリス・ファン・ドールン(1837-1906)、ヨハニス・デ・レーケ(1842-1913)らに頼っていたのに対して、鉄道分野では 1877(明治 10)年の時点で、日本人技術者の養成と自立を目指し、工部省鉄道局に工技生養成所が設置されている。『河川工学者三代は川をどう見てきたのか』を著した河川工学者の篠原(2018)は、この違いについて「河川は殖産興業とは直接関係がないと判断されたのだろう。工業用水も発電も課題となっていない時代である」(p.26)と評している。

だが国家体制における河川土木の位置づけの低さは、河川利用のあり方とも関わっていた. 鉄道網の整備が徐々に進むとはいえ、明治初期の日本全国では、依然として江戸時代以来の河川舟運が国内の物資輸送の大部分を担っていた. そのため河川改修は低水工事を主流としていた. 「低水工事」とは、舟運に必要な最低限の水位を確保することを目指して河床浚渫などを行う河川改修のことを指す. 一方、洪水防御のために最高水位を設定して連続堤などを築く改修を「高水工事」という. 河川改修の主流がこの高水工事へと転換していく契機となったのが、1896 (明治29) 年に旧河川法が公布であった.

河川法は、旧河川法(1896)から新河川法(1964)、改正河川法(1997)を通じて、「公物管理法の代表例」(大野 2014: 254)の地位にある。すなわち河川を「公共の物」として見なし、それを行政がどのように管理、制御、開発、利用していくのかという視点が、近現代日本の150年間において貫かれてきたのである。

「公物」概念は次節で検討するが、いずれにしてもこの旧河川法によって、河川は行政の強力なコントロール下に入った. 財政状況は思わしくなかったが、まず 1896 年から約 10 年をかけて 10 の河川——淀川、筑後川、利根川、庄川、九頭竜川、加治川、遠賀川、信濃川、吉野川、高梁川——が直轄河川に指定され、既往最大流量にもとづく高水工事が実施されていった. また 1910 (明治 43) 年には東海、甲信越、関東、東北にわたって大水害が発生したのを機に、第一次治水計画 (1910)、第二次治水計画 (1921) などが策定されていく.

しかし時代を経るごとに、土木技官が高水工事を行うだけが河川管理の仕事ではなくなっていった. 1897 (明治 30) 年の砂防法公布, 1900 (明治 33) 年の国有林野法公布を端緒として、河川をめぐる行政内部での利害関係の複雑化が進んだ. そのあらましを篠原 (2018) は以下のように述べている.

河川の治水とは言いながら、河川は上流から下流に向かって「治山」「砂防」「治水」というように輪切りにされたのであった。戦前はここまでだったが戦後になると港湾は運輸省港湾局の所管となり、河口に港湾がある場合には「治山」「砂防」「治水」に「港湾」が加わり、河川は四つの輪切りになった。……以上は治水の分野での管轄であるが、ここに利水の分野から「発電」という管轄が加わる。発電の所管は逓信省である。戦後は通産省、今は経産省。利水にはもとからの農業用水の分野があり、この所管は農林省だった。いまは農林水産省。さらには利水には都市用水、工業用水の分野があり、前者は厚生省(いまは厚生労働省)、後者は通産省(いまは経済産業省)の所管である。つまり河川は一本なのだが、それをどう捉えるかによってさまざまな分野が河川に関与してくるのである。まずは資源利用としての利水と防災の治水の対立、治水の分野では林野、河川、港湾、漁港の対立に水防(自治省、今の総務省)までが加わる。河川は人間ではないから文句は言わないが、それぞれの思惑が絡み合って小突きまわされているのが河川だと言えよう。(篠原2018: 41-42)

すなわち、一元的に行政が管理しながらも、その内部では多数の権利主体が複雑に関与し合い、対立し、調整を図っていた舞台が、河川というインフラストラクチャーであったのだ。否、むしろこのように諸資源を見出し、それぞれを利権として各主体が主張し合うことを通じて、河川は単なる自然現象、水循環の一部であることを超えて、社会を支えるインフラストラクチャーへと変貌していった、と言うべきだろうか。

終戦後の河川行政の変遷もそのように理解することができる. 1947 (昭和 22) 年,河川分野などを所管していた内務省が連合国最高司令官総司令部 GHQ に解体され,GHQ が発足した経済安定本部のもとには,河川分野を含む国土の復興計画の基本事項についての権限が与えられた資源委員会(後の資源調査会)が新たに発足する. そこでは「河水統制事業と密接な関係をもつ電源開発,それに伴う石炭から電気へのエネルギー転換,避けては通れない治水対策」(篠原 2018: 107)をめぐって横断的に検討なされ,1948 (昭和 23)年に発足し従来の権益を維持しようする建設省とは、国土整備をめぐって必然的に対立することとなった(篠原 2018).

さて、そのような状況にあった戦後の河川行政であるが、その転換点をひとまず、1)河川砂防技術基準の策定(1958)、2)新河川法の制定(1964)に見出したい、「河川砂防技術基準」とは超過確率にもとづく基本高水の設定基準(A級:1/80~1/100,B級:1/50~1/80,C級:1/10~1/50)である。これによって、大洪水の度に既往最大流量を改めて、それにもとづいて基本高水の見直しを図る必要がなくなった。すなわちより長期的で計画的な河川整備計画の立案を可能にしたの

である. さらに新河川法によって水系ごとに一級河川は国が、二級河川は県が管理することが定められ、「河川管理者の明確化」「水系一貫の治水計画」(大野 2014: 258)が図られた. またこれらの「治水」政策に加えて、高度経済成長にともなう電力需要や工場地帯の開発にこたえるべく、新たに「利水」政策を推進するための条文が盛り込まれることとなった. 河川行政の柱は「治水」と「利水」の二本体制になったのである.

だがこの時期は、全国的にダム建設反対運動や水害訴訟が繰り広げられ、行政内部の利害衝突と同等あるいはそれ以上に、市民・住民との衝突が大きな課題となっていった。公害に端を発する環境問題への関心も高まり、1970(昭和 45)年の「公害国会」では 8 つの法律の改正案と 6 つの新規法案が可決された。しかし生態系や河川景観など、治水や利水とは異なる河川のサービスに着目した「環境」分野が第 3 の柱となるのは、1997(平成 9)年の新河川法改正を待たねばならなかった。なお 1991(平成 3)年にはそれに先行して「多自然型川づくり」事業などが推進されている。そこでは治水機能も確保しつつ、自然の景観に近く、また生態系の基盤になるような河川の姿が目指された。「その川らしさ」が追求されたのである。

以上、ここまでは、河川法の変遷からわが国の河川行政史を見通してきた。明らかになったことは、河川がア・プリオリにインフラストラクチャーであったのではないということだ。時代を経るごとに多様な利害が絡み合う場として、しかし社会の基盤的な機能として、河川は社会に編み込まれていった。またそのプロセスに目をやると、たとえば国土開発や経済発展への機運が、「治水」政策や「利水」政策の導入、推進に貢献した一方で、「環境」政策の導入は、それらの方向性に一定の歯止めをかけ、その河川のより「本質的な」状態の回復、創造するために運用されていることがうかがえた。すなわち現在の河川行政は、これら3つの柱——治水、利水、環境——の相互の緊張関係によって機能し、インフラストラクチャーとしての河川を形成していると考えることができるだろう。

2.1.2 都市河川とは「都市に従属的な河川」である

篠原(2018)は「昭和四〇年代後半から五〇年代にかけての時期が河川行政の一つの重大な転換点であった。つまり従来の大河川中心から都市河川重視への転換であった」(篠原 2018: 291)と述べているが、これはどういうことか。本項では都市部の中・小河川について、その行政上の位置づけとその特徴を整理していく。

なぜ昭和 40 年代後半から 50 年代, すなわち 1970 年代を境に,河川行政の目線が大河川から都市河川へと移っていったのか. それは河川工学者の高橋裕が「水害はつねに被災地域の開発と密接不可分な関係にある. 高度成長期の旺盛な都市化が全国的に新型都市水害を発生させた」(高橋 2009: 44) と述べるように,都市および都市化そのものに原因がある. つまり水害常襲地帯にたまたま都市を作ってしまったからではなく,都市を無計画かつ急速に作り上げたがために水害に見舞われているのである. 田畑や樹林地を住宅地に転用することで,都市の生産と消費を支える人口を確保した全国の都市では,コンクリート舗装や宅地化によって,集水域表層の多くが雨水を浸透させなくなってしまった(安藤・虫明・高橋 1981). また小規模な河川,運河,農業

用溜池などの貯水能力,排水能力を持っていた空間も同時に失われていった(吉川 2008). すなわち集水域の貯水能力と浸水能力を喪失し,河川の排水能力だけに依存した都市部においてこそ,豪雨時の河川流量の上昇とそれによる内外水氾濫が頻発したのである. 実際,1977年の第3次全国総合開発計画,いわゆる「三全総」においても,このようなメカニズムの観点から都市開発が論じられることはなかったという(吉川 2008).

そこで後手後手ではあったが、建設省は以下のように次々と都市河川関係の河川改修事業を開始していく.

- · 1970 (昭和 45) 都市小河川改修事業
- · 1973 (昭和 48) 都市河川治水緑地事業, 防災調整池事業
- · 1975 (昭和 50) 準用河川改修費補助
- · 1977 (昭和 52) 多目的遊水池事業
- · 1978 (昭和 53) 雨水貯留事業
- 1979(昭和54) 総合治水対策特定河川事業
- · 1980 (昭和 55) 都市河川総合整備事業
- · 1981 (昭和 56) 都市河川緊急整備事業

この中の「総合治水」に関しては後述していく.

さて、改めて「都市河川」の定義を確認しよう。建設省(現・国土交通省)河川局の『都市河川計画の手引き』によれば、都市河川とは「流域内の都市化の状況が、当該河川の治水計画を立案する上で支配的な要因となる河川」(建設省 1993: 3)のことを指す。すなわち、ただ単に都市の中や周辺を流れていればよいという距離の観点ではなく、その流域内の都市化の状況がその河川の水害リスクをかえって高めてしまっている、もしくはそのおそれを考慮しなければならなくなっていること、それこそが「都市河川」であることの条件なのである。言い換えれば、「都市河川」とは都市あるいは都市化の側の視点から、その水害リスクとの関係において「発見」され、名付けられ、管理対象として都市のなかに再編成されることを要求される空間なのだ。

このような都市河川の定義,あるいは都市河川の「発見」過程からうかがえるのは,河川計画が都市計画に優越することはない,という行政内部におけるパワーバランスである.篠原(2018)によれば,わが国の河川行政は明治以来一貫して市街地や農地の開発に従属する「受け身的」な位置づけにあった.つまり,その河川固有の歴史や自然科学上の特性,あるいは「河相」(安藝1941:33)を前提とすることによって,それにふさわしい都市計画,治水計画を策定していく,という順序ではない.計画的か無計画的か,いずれにしろ断続的に開発されていく都市や住宅地の都合に合わせて、都市河川の治水計画は策定されなければならなかったのである.

都市河川と一概に言っても、先の定義によれば当てはまる河川は少なくない.しかしいずれも、以上のような理由から治水機能ばかりが第一に追求され、その結果として周辺の人々の暮らしと断絶しているケースが多い(吉川 2008).住宅街を流れるコンクリート三面張りの排水路のよう

な河川,あるいは高潮対策で切り立ったパラペット堤防を護岸に設けている隅田川など,改正河川法の「環境」的観点に立てば、健康的な河川とは言えない状態になっているのである。それは都市河川が、生態系サービスなどの豊かさを涵養する空間であることと引きかえに、水害を引き起こさない「良い水路」として作り変えられてきたからに他ならない。

前項において,近代化によってインフラストラクチャーとしての河川が形成されていったことを述べた.しかし殊,都市河川にいたっては,その都市,すなわち社会にとって非常に「従属的」な空間として位置づけられ,わたしたちのそばを流れているのである.だが,そのような空間を作り上げておいて,それによってかえって水害に悩まされているというのは非常に皮肉がきいている.

2.2 「流域」というスケール

本節では、都市河川の置かれている社会構造を、どのような視点から解きほぐすことが有効なのかを、河川管理の担い手に着目して検討する。第1項では、行政が一元的に河川管理を担うことを正当化している「公物」という概念を、「環境権」「社会的共通資本」、そして「信託」という視点から相対化する。第2項では、行政による従来の河川管理の「統治」(government)的な性格に、都市河川をはじめとする河川環境の悪化を引き起こす要因を見出す。そしてそれに代わって、「流域」というスケールに立ち、多様な主体の参画にもとづくより良い河川管理のあり方、すなわち「ガバナンス」(governance)を模索する。しかし第3項では、流域ガバナンスの試みが市民参加を前提とするものの、それを自明視するあまり、「統治」のメカニズムに絡めとられてしまう危険性を指摘する。すなわちガバナンスの具体的実践そのものではなく、ガバナンスの実践プロセスがかえって「統治」へと転化している危うさ、そこにこそガバナンスの実践主体は目を配るべきでないかと問い、それを以て本稿における問題の所在とする。

2.2.1 河川管理主体の正当化と相対化

本節では、河川管理を現在行政が担う上で、まずそれを正当化する「公物」概念を整理し、それに対して市民的な権利にもとづく「信託」概念からの相対化、反論を試みる.

1)「公物」 —— 反射的利益による「自由使用」

まずは河川法などをはじめとして、行政上河川が「公物」として取り扱われていることを確認しよう. 公物とは「国、地方共団体その他に準ずる行政主体(公共企業体、公社、公団など)によって、直接に公の目的のために供用される個々の有体物」(田村 1984)と定義されている. これは実定法上に規定された概念ではなく、あくまで行政法研究における学問用語である(大野2014). 以下に公物概念の類型化のための4つの基準を参照しよう.

基準	対象 (例)		
① 一般公共が使用するか	公共公物(道路,河川),公用物(官公署)		

②公物の成立過程は何か	自然公物(河川,海浜),人工公物(道路,公園)
③ 公物の所有者は誰か	国有公物,公有公物,私有公物
④ 管理主体が所有権も有するか	自有公物,他有公物

表 2 公物の 4 類型 (大野 2014 にもとづき筆者作成)

①は誰の用途であるかを問い、一般公共のためか、行政主体のためかによって2者に分ける. ②はそれが自然のままの状態で供されるか、目的をもって加工、制作されたものかを問う.③の 区分からは、私有財産であっても公物になる場合があるということが分かるだろう.そして④で は、管理者と所有者の一致があるかどうかが問題になる.

公物とは、先述したように「公の目的のために供用される」、すなわち「使用される」という点ではすべて共通しているため、その意味では①~④は相互に両立する。たとえば河川は、公共公物(①)かつ自然公物(②)で、国有ないし公有公物(③)で、そして自有ないし他有公物(④)であるという風に。だがだからこそ「自然環境である河川(②)を一般の人々が使用する(①)にも関わらず、それを国や公で所有する(③)ことの正当性はどこにあるのか」という問いが生じるのである。なぜそれらは両立するのか。

まず公物管理が行政に認められていることの根拠,すなわち権原であるが,公物の定義には既に「国,地方共団体その他に準ずる行政主体(公共企業体,公社,公団など)によって」とあり,その管理主体として行政などが想定されている.言い換えれば,公物という概念自体は,行政主体を管理主体とすることを前提に成り立っている.なぜだろうか.それは,公物使用の伝統的な3つの類型——自由使用,許可使用,特許使用——のうち,特に自由使用をきちんと担保することによって,公物が「公の目的のために供用される」という目的を果たすからである(大野 2014).

自由	自由	一般的に認められている河川管理者の許可・届け出を必要としない河川使用.
使用	使用	河川敷地での散歩・サイクリング, 釣り等.
	許可	河川の効用に影響を及ぼすおそれがあるため、一般的にはその使用を禁止す
特別	使用	るが、特定の場合に申請に基づく河川管理者の許可を受けた者に認める河川
使用. 工作物の設置, 土地の掘削等.	使用. 工作物の設置, 土地の掘削等.	
使用	特許	一般には許されない特別の排他独占的な使用権を設定することにより行われ
	使用	る河川使用. 土地の占有, 土石(砂利)の採取, 流水の占有等.

表 3 河川使用の 3 類型 (国土交通省関東地方整備局ホームページより引用)

しかしそれは「過剰使用にならない範囲であれば、どうぞご自由に」ということであって、人々に使用の権利は保障されていない。行政による供用の結果、その反射として利用ができている、すなわち反射的利益に過ぎないということになる。つまり公衆の誰もが河川を利用する権利は持ち合わせず、支配する権利を有する行政に使わせてもらっている、ということになる。それが「自由使用」の正体である。このような行政法上の自然公物管理の現状に対して大野(2014)は、資

源管理の考え方などとの相性の悪さもふまえ,「①行政機関を中心とした管理者のあり方の見直し,②自然公物が持つ資源としての特性を考慮した管理への転換,③自然公物と地域社会,その他行政との調整」(大野 2014: 257)を課題として挙げ,これらを理由に河川空間の公共性が行政によって独占され,発揮されえなかったとする批判がなされてきたと指摘する.

2)「信託」——環境権,公共信託論,社会的共通資本

「公物」概念に正当化された行政による河川管理の現状と、そこから導き出される「自由使用」の実態について、環境法学者の中山(1991)は反論する. すなわち自然公物の享受・使用は反射的利益の結果に過ぎないとの上の立場を、環境権の視点から斥けた.

まず中山(1991)は「公害・環境行政に関する議論では、人格権、所有権等、全く個人的な利益の保護を目的にする権利と、良い環境そのものの保全を目的とする権利である環境権」(中山1991:164)を明確に区別する必要性を説く、それに則れば、上に挙げた使用の3類型やそれにともなう反射的利益という解釈には、その「私的で排他的な使用を、公が最低限制限する」という構図において、個人の人格、所有にもとづく利益の制限/保護という意味合いしかないことが見て取れるだろう。ここに環境権の視点を導入するよう説いているのである。すなわち環境権とは「良い環境そのものの保全を目的とする権利」(中山1991:164)であり、個人が排他的な所有権を行使して支配し、使用することのできない/すべきでない環境を対象とするのだ、と、だからこそ、そのような環境の使用や管理のあり方には本来「私」的「公」的なそれとは異なる、「共」的な側面があるのだ、と。

環境を支配できる権利を行政庁が第一次的に持つのではなく,住民こそがそれを持つ.環境権は,行政庁に対して住民が環境の利用を認めてもらう又はそれを求めるというような権利ではない. (中山 1991: 168)

すなわち環境への権利を私的所有には求めず、あくまで人々が共同で握っているものを公共に 委託するというロジックである. すなわち行政による自然公物たる河川の管理の根拠は「行政だ から」ではなく「委託(信託)されているから」という点に見出されるのである.

この立場と同様、公共の利益を守るべく私有を否定する立場に「公共信託論」がある.この考え方は、ローマ法を淵源としてアメリカで発展した議論で、米ミシガン州の環境保護法の基調にもなっている.中山(1991)によれば、この立場の骨子は「ある種の財産・資源は公衆の共有財産であって、行政全体はそれを公衆が自由に利用できるように信託されて管理し、維持する義務を負い、その利用を妨げるような財産の処分をしてはならず、また、その利用を妨げる第三者の行為を防止しなければならない」(中山1991:156-157)というものである.その意義は、市場に放任せず市民の意志を公共の場に反映させることを可能にした点にあった(宮本1989).その意味では、トラスト運動の立場にも近いと言えるだろう.また日本の場合、伝統的に海上や河

川での航行や通商,海浜や河岸への自由な立ち入りと漁労における公共の利益が守られてきた歴史を持っている(井上 2001).

さて特に「信託」という語用に関しては、経済学者の宇沢弘文(2010)が展開した「社会的共通資本 Social Overhead Capital」の議論にも通じるところがあるように思われる。社会的共通資本の定義とその特徴は以下のとおりである。

一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然環境や社会的装置(字沢 2010: 19)

機能	•	人の尊厳を守る,魂の自立を支える,市民の基本的権利を最大限に維持する
	•	広い意味での政府,公共部門の果たしている機能を経済学的にとらえたもの
具体例	1	自然環境(大気,水,森林,河川,湖沼,海洋,沿岸湿地帯,土壌)
	2	社会的インフラストラクチャー(道路,交通機関,上下水道,電力・ガス)
	3	制度資本(教育, 医療, 金融, 司法, 行政)
私有と	•	資源は「社会的共通資本」か「私的資本」に分類される
の関係		社会的共通資本は、社会的な基準によって管理・運営・分配される
	•	私的資本も、社会的な基準による管理・運営の対象となる場合がある
管理の	•	市民の基本的権利を充足する①~③を市民から委ねられることは、単なる委
基準と		託を超えて「フィデュシアリーfiduciary」な性格,「信託」的意味をもつ
方法	•	①~③の管理・運用は、国家の統治機構として官僚主義的になされてはなら
		ない. また利潤追求の対象として市場的条件に従ってなされてもならない
	•	①~③の管理・運用は、独立で自立的な立場に立ち、その職業的知見と職業
		的規範・規律にしたがう職業的専門家によってなされなければならない
強み	•	マルクス主義的経済学,新古典派経済学を否定する.分権的な市場経済が円
		滑に機能すれば、実質的所得配分が安定的となるような制度である.

表 4 社会的共通資本の特徴(宇沢 2000: 4-24 をもとに筆者作成)

以上を踏まえると、字沢の「社会的共通資本」が対象とするものは、はなから「公共信託」概念のそれを大きく超えていることが分かる。だが基本的には、人格を単位とする個人にとっての利益ではなく、「公衆」(中山 1991: 166)や「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人」(字沢 2010: 19)にとっての「大切な」(字沢 2010: 20)「共有財産」(中山 1991: 156)の維持、配分をめぐる管理を、公共に対して「信託」(中山 1991; 字沢 2010)するという点では共通している。

だが信託される側に、中山 (1991) が法学者らしく「行政主体」を想定するのに対し、字沢 (2000; 2010) は明言を避けている。むしろ具体的な政策や主体を想定せず、政府機能の一理念型を提示

しているというべきだろうか. たとえば政府の役割として「さまざまな種類の社会的共通資本の管理,運営がフィデュシアリーの原則に忠実におこなわれているかどうかを監理し、それらの間の財政バランスを保つことができるようにする」(字沢 2000: 23)とか、「統治機構としての国家のそれではなく、すべての国民が、その所得、居住地などの如何にかかわらず、市民の基本的権利を充足することができるようになっているかどうかを監視する」(字沢 2000: 23-24)などと述べている. その根底、すなわち字沢(2000; 2010)の主張に見られる私有制への制約的な立場と、政府機構への厳しい要求には、新古典派経済学や反ケインズ主義=新保守主義、また今日の新自由主義的立場にも通底する、市場での分権的で効率的な資源配分への期待する姿勢に対しての反発がある(字沢 2000; 間宮 2016).字沢の社会的共通資本論の根底には、環境や河川の問題云々よりも、中央政府による「公正な分配」へと主な関心が向けられているという点にも留意しておきたい。

信託論は、私有にもとづく利益ではなく公共の利益を重視し、またそれにもとづいて行政などの機構に管理を委譲することの意義を示した。それによって、日本における公物管理下での利用者の地位の低さを支える公物概念の絶対性の相対化に寄与することが分かった。またその意義はこれだけに留まらない。すなわち住民が流域規模での河川管理に参加する権利を本来的に有することを示しているのである。

2.2.2 流域ガバナンスの展開と可能性

前項では、河川空間に対して市民・住民が有する基本的な権利と、それを根拠とする「信託」の視点から、行政による一元的な「自然公物」としての河川管理を批判した。それは市民・住民が河川管理の現場に参画することを理論的に根拠づけるものであった。本項はその議論を引き継ぎつつ、前節での都市河川における都市型水害の議論に立ち戻って、河川空間を多様なアクターによる協働によって管理していくことの意義と可能性を検討する。

1) 都市型水害に対する「総合治水事業」

都市河川の問題,特に都市型水害に対して一つの解決策を提案するのが,1970年代の「総合治水事業」に通底し,現在でもその意義と可能性が検討されている,「流域」というスケールへの着目である.流域とは「降水(雨水,雪融け水など)が地表を流れ集まる範囲」(環境省)を指し,集水域とも呼ばれる.この定義に対して,岸(2013)や吉川(2008)は,集水域=流域が持つ諸機能に着目し,その範囲を以下のように言い表している.

岸(2013)の定義	吉川(2008)の定義
1) 集水域	1) 水や水を媒介とした物質の移動(水・物質
2) 水循環(物質循環)の単位である	循環)
3) 生態系の単位である	2) 生態系
4) 大地の地図を示す	3) 経済圏・文化圏・生活圏

4)総合的

表 5 「流域」の諸側面(岸 2013; 吉川 2008 より筆者作成)

「総合治水」の基本的な姿勢は、第一義的に「集水域」の広がりに着目するという点が重要である. 従来の治水計画が河道内での流量のコントロールに主眼を置いたのに対して、流域全体に目を配った. すなわち「そもそも川の水はどこから、どのように、どれくらい集まるのか」という視点から、より包括的に河川改修を考えようとしたのである.

1977 (昭和 52) 年,建設省は「総合治水」に関する河川審議会の中間答申を受けて事業体制づくりに着手し、1979 (昭和 54) 年には「総合治水対策特定河川事業」がスタートした。特に1980 (昭和 55) 年に鶴見川水系で開始された「鶴見川流域防災総合治水対策」はその際たる例であった。全長 42.5kmで流域面積約 235 kmの鶴見川水系は,上流域は東京都町田市に,中下流域は神奈川県川崎市と横浜市にまたがっている。流域内における住宅開発は高度成長期以来著しく、1958 年には域内人口約 45 万人(市街化率約 10%)であったのが、1975 (昭和 50) 年には約 120 万人(同約 60%),さらに 2000 (平成 12) 年には約 184 万人(同約 85%)にまで上昇した。自社路線を延伸,新設したい東急電鉄と,ニュータウン開発を推進したい住宅公団の開発がそれを後押ししたといわれている(篠原 2018)。これらの潮流によって生じた深刻な洪水問題に対応するべく、横浜市や住宅公団とタッグを組んで京浜河川事務所は、まず流域のランドスケープごとに 1) 保水地区、2) 遊水地区、3) 低地地区に分類し、それぞれにおいて 1) 保水機能を有する流域内の水源、森林、畑地の保全、2) 遊水機能をもつ水田の保全、3) 雨水の貯留、浸透施設の整備を積極的に推進した。ランドスケープの特徴ごとに対応したこれらの計画には、生態系の保全の観点からも一定の評価を得ている(吉川 2008)。

2004年には、1996年から1998年にかけて採択された生物多様性保全モデル地域計画も加えた、より総合的な「鶴見川流域水マスタープラン」が策定された。そこでは行政区画ではなく流域圏を計画地域の単位として「自然と共存する持続可能な社会をめざした都市・地域再生」がめざされている(谷内2009).5つのシナリオが設けられ、総合治水をめざす「洪水時の水マネジメント」、豊かな水環境の創出のための「平常時の水マネジメント」、生物多様性の保全にむけた「自然環境の水マネジメント」、災害に強いまちづくりをめざす「震災・火災時マネジメント」、流域意識を育むための「水辺ふれあいマネジメント」として、それぞれが位置付けられた。ちなみにその後の展開について、たとえば吉川(2008)は、マスタープラン策定にあたって国や各自治体間での合意がなされた一方で実施内容の具体化や実施期間が決められていないことを理由に、その実現可能性については懐疑的である。対して岸(2005)は、行政と市民との間での専門的な意見交換や連携の展開に期待感を示している。

総合治水事業の意義は、「流域」というスケールから河川の全体像を捉え直すことが、無秩序な都市計画、都市開発に対する異議申し立てとして機能した点に、まず認めることができるだろう。またもう一つの意義は、岸(2005)が期待を向けているように、目的と主体が限定的であった従来の河川管理体制を批判的に見直す契機となった点が挙げられる。

総合治水事業を効果的に展開しようとする場合,事業主体である国が動くだけではどうにもならないのは火を見るよりも明らかである. 市や区, 地元との連携は必要不可欠である. 鶴見川水系では, 保水地区や遊水地区において, 土地の所有者や農家との協力関係も築かなければならなかった(谷内 2009; 篠原 2018). 言い換えれば「流域」というスケールによって, 行政の専売特許であった河川管理の現場は社会に開かざるを得なくなったのである. その意義とその方法について考えてきたのが, 「ガバナンス」を説く立場である.

2) 流域ガバナンスが目指すもの

その基本的な立場は、国家や政府などの権力や法が中心、あるいは上位となって非対称的に成立する支配の状態、すなわち「統治」(government)に対する批判的な視点に貫かれている。そして市場やネットワークを介しながら、参加者間の水平的な関係性のもとで意思決定や合意形成に関与し、協働すること、あるいはその状態に価値を見出すのが、「ガバナンス」(governance)の基本理念である(平川 2011: 保屋野 2014: 大野 2015: 福永 2015).

これはもともと政治学や公共政策分野における語用であったが、今日では被災地での復興プロセスや各自治体での政策決定過程における市民ワークショップの開催など、市民参加による公共的、民主的な社会実践を支える概念となっており、自然環境の管理、とりわけ河川流域の管理の現場におけるその実践は「流域ガバナンス」と呼ばれている。谷内(2009)は、その立場を以下のように説明する。

「流域ガバナンス」とは、マネジメントに関しては、持続可能性を根底におくとともに、ガバナンスというやり方を採用する流域管理の新しい形態なのである。より詳しく言えば、住民、行政、企業、NGO、研究者といった流域管理の主体は流域全体の持続可能性を保障する、いわばマクロな制約条件としての健全な水循環や環境容量といった俯瞰的な視点を共有している。その上で地域社会のボトムアップ的・自治的な視点から、各々の多様性と長所を活かして、生活と環境の多面的な関係や課題を粘り強く調整しながら、長い目で見た持続的な流域社会をつくっていく試みのことをいう。つまり、流域ガバナンスとは、管理の合理的な空間スケールの単位としての「流域」、管理にの視点・目的に関わる「持続可能性」、管理の主体に関わる「ガバナンス」という、3つの理念から成り立つ考え方なのである(谷内2009:6)。

またこの立場は、科学技術の利用と管理をめぐる意思決定を産官学が独占してきたことに対する批判でもあった。日本では1970年代の住民運動や環境運動が、体制や企業の「効率重視」「技術信仰」的な態度を厳しく批判し(藤垣・廣野2008)、1990年代末から2000年頃にかけては、1995(平成7)年に集中したセンセーショナルな事件や事故¹が転機となって、科学技術のあり方に対する社会からの疑念は決定的なものになった。いわゆる「安全神話」の崩壊を機に、人の生き死にや健康、社会のリスクや未来にかかわる科学技術やその知との関わり方について、社会

のすべての構成員に公開されるべきであり、またその利用と管理をめぐる意思決定にも参画すべき、という規範が一般化したのである(平川 2010). すなわち、科学技術は社会に開かれたものになるよう要求された.

以上をふまえ、本稿では近代治水技術の優位性とそれを一元的に管理してきた集権的な官僚主義にもとづく従来の水辺・河川管理における体制を相対化し、多様なアクターと共に持続可能であるにはどうすればよいか、そのより良い方途を模索するという意味において、流域ガバナンスという語を用いていく、そこで次に問われるのは、具体的にそれをどのように行うかである.

「流域」という概念を用いる際,しばしばその言葉遣いには「無意識のうちに全体を大きく眺めわたす視点」「鳥瞰図的な視点」(脇田 2009: 47)が内在している場合がある.そのことに自覚的でなければならない.岸(2013),吉川(2008)が示したように,確かに流域は一つのユニットとしての有機性と,それによるゆるやかな閉鎖性を有しているが,そのことが必ずしも流域内の社会までが一枚岩であることを意味しないからである.たとえば鶴見川水系の流域には,行政区分上は1都1県,3市がある.区レベルではもっと細分化できる.これらの既存の組織やまとまりを無視することはできないし,それらをつなぎ合わせることにこそ,流域ガバナンスの本分がある.後で詳述するが,小規模な樋井川水系の集水域(流域)においても,福岡市南区,同市城南区,同市中央区,同市早良区の4区が重なっている.

そのため単一性の高い流域のイメージを斥けた上で、流域内での空間スケールの重層性、階層性、およびその相互の関係性に目を配ることが、流域ガバナンスを追究する上では重要な視点となる。たとえば河口から最も遠い始発点を「源流」とし、またそこから始まる流路を「幹川」と定めるとき、それ以外の「支川」は、葉脈のように階層構造を形成していると見なすことができるが、このように上流、中流、下流ごと、かつ幹川、支川ごとに、生態系や地域社会のスケールを差異化するとき、その階層的な構造を流域研究では「入れ子構造」(谷内 2009; 岸 2013)と呼ぶ。あるまとまりの中に、さらに小さなまとまりがある。あるまとまりは何かに包含されているという意味だ。このような視点から流域をマクロレベル、メゾレベル、ミクロレベルで再分節化していく(脇田 2009)ことによって、人々と河川との社会的、経済的、政治的な関係性の実態やその歴史、あるいは生態系の有機的なまとまりに立脚した流域管理の方法を整理することができる。このように空間的な「入れ子構造」に着目する態度は、流域内の生態系や地域社会の多様性を捨象せず、その実態から出発するというガバナンスの基本的な理念、姿勢を支えている。

その実践にあたっての課題・論点を整理すると、大きく2つに分けられる.1つは流域ガバナンスの境界横断的、かつ分野横断的な性格にもとづくハードルであり、谷内(2009)は①「持続可能性をどのように実現するか」、②「科学的不確実性とどのように向き合うか」、③「地域固有性をどのように確保するか」、④「空間的重層性をどのように反映させるか」の4点を挙げている.それぞれ解題すると、まず①は流域ガバナンスの目的に関わってくる.すなわち社会—生態システムとしての「環境」をいかに管理するかという問いには、地域社会および地域経済の持続的な維持と、生態系サービスのそれをいかに両立するかという問題が横たわっているからである.そして②は、流域の複雑性に対する自然科学的な認識・理解の方法と、それに対しての価値判断

の方法の両立の困難性を問題としている.事実(=である)のみを以て当為(=であるべき)を 導出することはできないからだ.そこには文化・社会・地域・時代ごとに相対的である「価値」 の問題が必ず伴う.③と④は、これまでも述べてきた流域内の多様性に対する問いである(谷内 2009:9).その意図としては、③の問題に対して④への着目を一旦の処方箋にしている.以上の 4 点を中心的に配慮していくことによって、多様な利害関係者のあいだの「状況の定義のズレ」 (谷内 2009:10)を調停していかなければならないのが流域ガバナンスの試みである.

さてもう一方の論点は、流域ガバナンス以前に、ガバナンス論そのものに対する批判である. 佐藤仁 (2010) は、ガバナンスが重視するそのコミュニケーションにおいて、アクターの裾野が広がる以上、その中で利益の再分配を成立させるために「効率」や「技術的優位性」といった基準がかえって支配的になっていく危険性を指摘する. そしてそれは、やがて特定の知の形式の特権化をもたらし、それによって身体性と結びついた個々人に主観的な知の多様さを、暗黙知化して排除していく構造を招来しうる. 価値の序列化、構造化である(福永 2018). すなわち、その意味において環境をいかに共同管理するかという点に関心を向けていたガバナンスの試みが、新たな「統治」の技術として自らを縛り、かつ官僚制や市場原理のうちに回収されていくのだと警告するのである.

この指摘は非常に示唆的であると言えよう.「多くの人が集まって意見を共有,集約すれば,より良い決断を下し共通善を達成できる」という立場には,歴史上様々な注釈をつけられてきた.だが同時に,佐藤(2010)のそれはガバナンス論の全否定ではないということも留意しなければならない.いわゆる「そもそも論」的な批判をも取り込み,かつ自己言及的に統治との差異化を図らない限り,流域ガバナンスのプロセスと目的は達成されない.

ここで1つの問いが改めて生じる. 流域ガバナンスの実践にあたってのこれらの留意点はともかく、そもそもその主体は誰なのかということだ. 「多様なアクター」とは一概にいうものの、それはガバナンスの理念とは別立てで根拠づけていく必要があるだろう. そこで以下ではコモンズ論に焦点をあてる.

3) コモンズ論との接続可能性

コモンズ論は「環境や資源の管理を、誰がどのように担う(べきな)のか」という問いを、当事者性やレジティマシー(宮内 2006)について念頭に置きながら展開してきた.

コモンズ論は Hardin(1968)が、資源管理のあり方としての「共有」を否定し、「私有」ないし「公有」を推奨した仮説「共有地の悲劇」(Tragedy of the Commons)を示したことに端を発する。北米のコモンズ論はハーディンへの反論として、すなわち共有という資源管理体制の再価値化の試みとして、その議論を開始した。なお日本のコモンズ論は、公害への問題関心を共有しつつ、入会地や総有、農の営みへの経済学的な着目を通じて独自に発展してきた系譜をもつ(三俣2014)が、ここでは深く検討しない。

コモンズ論は、以下の所有の4類型のうち、非所有および共的所有的な資源、あるいはその管理体制にコモンズ——「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」

(井上 2001: 11) ――を見出し、その研究を積み重ねてきた.

所有の類型	コモンズとしての性格
① 非所有	グローバル・コモンズ
② 共的所有	ローカル・コモンズ (ルース・コモンズ, タイト・コモンズ)
③ 公的所有(公有)	
④ 私的所有(私有)	

表 6 所有の類型に対応するコモンズ概念の類型(井上 2001: 菅 2009 をもとに筆者作成)

グローバル・コモンズとは、「自然資源にアクセスする権利が一定の集団・メンバーに限定されない管理制度」(井上 2001: 13)として定義される.この中でもさらに、不特定多数の外部者に対して開かれていて管理権が及ばない場合と、地球規模の資源のように距離が離れていて管理のしようがない場合とに分けることができる(井上 2001).それに対してローカル・コモンズは「自然資源にアクセスする権利が一定の集団・メンバーに限定される管理制度」(井上 2001: 12)を指す.これはさらにルース・コモンズとタイト・コモンズに類型化できるが、まずタイト・コモンズとは「利用について集団内である規律が定められ、利用に当たって種々の明示的なあるいは暗黙の権利・義務関係が伴っている」(井上 2001: 13)を意味する.一方のルース・コモンズは「利用規約が存在せず集団のメンバーならば比較的自由に利用できる」(井上 2001: 13)ものを指す.

これらの類型化を経て、今日ではハーディンの仮説に対する明確に反論がなされている。それは制約のないグローバル・コモンズとルース・コモンズにおいては「共有地の悲劇」が起こりうるが、タイト・コモンズのもとでは起こりにくい、というものである。そのため、コモンズ論の関心はもっぱらローカル・コモンズに向けられてきた傾向がある。たとえば E. Ostrom(1999)は、比較的小規模なスケールでのコモンズ的な資源管理の成功事例を対象に、そこに共通する制度的特徴を、持続可能なコモンズのための 8 つの設計原理(Design Principles)を示すなど、私有でも公有でもない共有のあり方を精緻に検討してきた。

一方,今日では小規模コミュニティに閉じた視点だけでなく,たとえばルース・コモンズの現場では行政,研究者,NPO などの地域外からの「よそ者」との相互作用を通じた政策形成の必要性が指摘されている。また地域社会の有する管理権が比較的強いタイト・コモンズの現場においても,その資源の公共性が高い場合には地域住民だけに独占させるのではなく,あくまでも民主的な意思決定の上で,近隣や都市住民との関係構築による共同管理 (collective management)へと舵を切る場合もあるという (井上 2001: 213-214).

また、コモンズ論においてもう1つ重要なのが――本稿ではこれまで特に定義もせずに用いていたのだが――「所有」、「利用(使用)」、「管理」という3つの概念を区別することである(井上2001).

権利概念	意味	
① 所有権	・ 「自己の欲するままに財産を使用し、そこから収益を獲得し、その財産	
	自体を処分する権利」	
② 利用権	・「役に立つように物を用いる権利」	
	・ 所有権の保有者と利用権の保有者が異なる場合,利用権を有する者が「他	
	人の所有物を使用し収益する」権利を用益権という	
③ 管理権	・ 他人の財産の保存・利用・改良をはかる権利	

表 7 所有権, 利用権, 管理権の区別(井上 2001: 11 より筆者作成, 「」は引用部分)

コモンズの関心は、人々による具体的な資源の扱い方、そのルールに向けられているため、「所有」よりも「利用(用益)」の方がその実態を掴む言葉として好まれる(井上 2001:11). なぜなら、たとえば用益権が所有権をもつ者と利用権をもつ者が異なる場合を想定しているように、「所有」という概念では具体的な「利用」の実態を掴み損ねるかもしれないのだ。そしてこの「利用」は、上表のとおり「管理」に含まれるため、コモンズ論は「(利用を包含した)管理」に着目していると言い直すことができるだろう。すなわち人々の行為の対象となっている資源や物の帰属(=誰の所有下にあるのか)に迫るのではなく、資源に実際に働きかけることで、維持し、収益している関わり方としての、「管理(利用)」に重きを置くのがコモンズ論である。

そしてこの視点は、資源を誰が管理しているのかという実態把握を超えて、誰が管理するべきかという「べき論」に対しても一定の視座を提供する. たとえば原田 (2001) は、インドネシア政府が定めた自然保護区 (公有地)の制度が、森林を慣習的に管理 (利用)してきた地域住民の生活や資源の豊かさにどのような影響を与えているかを明らかにしている. つまり近代的な所有概念にもとづく、国家や市場の原理において支配的な私有/公有の区分の外部にあって、そのために価値づけられてこなかった、「伝統的」「慣習的」とも形容されるような、共同体規模での土地や資源の管理の仕組みと、その妥当性を浮かび上がらせているのである. さらにコモンズ論は、そういった慣習的な資源管理の仕組みが失われた地域に対して、たとえばエコツーリズムなどを通じて改めて「共有資源」を見出しながら観光、地域開発へとつなげていく活動の理論的根拠としても援用されている (廣川 2014).

そのため日本国内では「『解体すべき封建制の残滓』という否定的な認識を超克し、コモンズの可能性を再構築していこうとする方向」(三俣 2014: 11)の議論も図られている.森林ボランティアを、都市住民と山村の「かかわり」の創出と意義づける協治論(山本 2009)はその一例であるといえよう.また地域のうちに資源を見出す試みや、そこにどのように人々が主体的に関わっていけるのかという問いは、都市の一極集中と地方の過疎化がますます深刻化する昨今の日本社会において一定の有効性があるように思われる.

このように、小規模コミュニティでの資源管理の仕組みを解明する試みから、誰がどのように管理をしていくべきか、さらにその共有資源はいかに創造され得るか、という幅広い射程を現場から見出してきたコモンズ論に対しては、環境ガバナンス論の側からその接続が期待されている.

それは第一に、上に挙げたコモンズ論の方向性に、ガバナンス論の方向性との一致が見出せるからである。すなわちコモンズ論が、

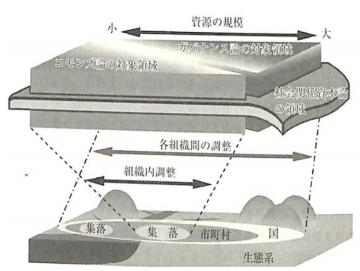


図 1 コモンズ論とガバナンス論の相 互関連(大野2014, 図5-3-2より引用)

コミュニティの内部と外部との関係性を「よそ者」や「協治」に着目することでより良い資源管理のあり方を追究するように、ガバナンス論も境界横断的なスケールでの環境・資源管理を検討するなかで、国、地方公共団体、地縁組織、市民団体、研究者、NGO・NPO など、様々な組織間の利害調整に腐心している。どちらも「資源管理に関わる主体間の関係性が資源の状態に重要な影響を与えている」(大野 2014: 490)という認識は共有しているのである。

流域ガバナンス論がコモンズ論に着目する第二の理由は、両者のスケールの違いに見出せる. 流域ガバナンスは先述のように比較的大きなスケールでの資源管理を目指してきた.だがそのポイントは、複数のレイヤーにある多様なアクターをつなげ、その間の利害調整に取り組むことであって、「流域」という単一のスケールによって、岸(2013)らが示した流域内の多様性を一様に塗りつぶしてしまうことではない.それでは、もはや統治(government)と変わりがないからだ.だからこそガバナンス論は、コモンズ論の蓄積とその知見を活かして、流域内を分節化した上での小規模なスケールでの資源調査、社会調査を行い、それらの成果にもとづくより包括的・包摂的な管理体制の検討に期待を寄せているのである(大野 2014).「コモンズ論が組織内調整、ガバナンス論が組織間調整に長けている」という安易な単純化は避けるべきではあるが、それぞれが対象とするスケールの差異を逆手にとった相互補完性には一定の意義があるように思われる.だがこれらの議論に抜けているのは、「都市河川ではどうするのか」という実行可能性に関する検討である.

2.2.3 参加と統治

ここで一旦,本章の議論を振り返っておこう.前節(2.1)では都市河川が都市に従属的な位置づけにあること,そして皮肉にもその果てに都市型水害のリスクに見舞われていることを確認した.そして本節第1項(2.2.1)では,その問題を河川管理が行政によって一元的に行われていること,それを支える「公物」概念を相対化するべく,中村(1991)の環境権や宇沢(2000)の

「社会的共通資本」にもとづく「信託」論を提示した. すなわち市民・住民は「使わせてもらっている」のではなく、本来的に河川に対する権利を有しており、それを行政機構に信託しているのだ、と. だからこそ、きちんと公共の利益のために供用すべきであり、その管理にあたって住民の参加を拒む筋合いはそもそもないのだ、と.

この議論を引き継ぎつつ、本節第 2 項(2.2.2)では、多様な主体が関わることによって環境・資源の管理が行われるという理念に立って、その具体的な方途を検討してきた「流域ガバナンス」の意義と展開を整理してきた。1)では、都市型水害への抜本的な対策として 1970 年代後半から旧建設省(現国土交通省)が事業化した総合治水事業に着目した。そこには「流域」というスケールから河川を捉え直すという、従来の河川行政の現場にはなかった視点が貫かれていた。その視点は都市型水害に対する有効策を提示したばかりか、地方公共団体や地域組織などの複数のレイヤーに位置する多様な主体同士をつなげ、相互に利害調整を図ることによって河川管理をするという実践を可能にしたのである。そして 2)での議論を踏まえ、ガバナンスに関わる「主体」の問題、特に「誰が資源管理に関わるべきなのか」という論点について、3)コモンズ論の整理を通じて扱ってきた。そしてコモンズ論は、流域ガバナンスが流域内の多様性を確保していく上でも非常に重要で、その接続性への期待が論者の間にある(大野 2014)ことも分かった。

そこで本項では、流域ガバナンスが前提とする「多様なアクターの参加」に対して、それがは らみうる統治の危うさの問題を検討する。それは本研究における問題関心である、「実際問題と して都市河川をどうガバナンスすればよいのか」という点へと繋がっていくことにもなる。

1) 市民参加への期待

本稿の研究対象は、先述したように「都市河川」である。確かに生業が失われた地域でも、自然地さえあれば、コモンズの回復・創造という方向を検討する余地が残されているだろう。しかしそれさえも失われてしまった空間、すなわち都市では、コモンズ的資源管理(制度)を見出すのは非常に難しい。環境社会学者の宮内泰介(2001)は、コモンズとしての河川空間が消滅した要因を、以下の3点に求めている。

- 1) 住民の生業や生活との関係性が希薄化,あるいは消失
- 2) 河川の所有や管理主体の変化
- 3) 地域社会のまとまりの崩壊,

そこにあるのは「自分(たち)のもの」という感覚の喪失という問題である。社会における人々の関係性が、資源の豊かさ、資源との関係性を強く支えていたこと。またそれと同時に、資源管理の仕組みを通じて人々が互いに、また土地との関係を結んでいたことの証左でもあると言えるだろう(大野 2014)。さらに都市空間に関しては、私有/公有を支える、法的な所有概念を前提としているため、実体としてのコモンズの成立も、またそれが生き永らえるのも容易ではないと言えるだろう。すなわち法的な所有概念が前景化している場合、都市河川の「自然公物」として

の側面が強調され、そこには先ほど斥けたはずの「反射的利益としての自由使用」という解釈が 再び首をもたげてくるのである.

しかしそれでは流域ガバナンスは成立しない. なぜなら「この川は自分(たち)のものではないから」,「どうせ役所が管理するんでしょう」,「自分とは無関係だから」などと,仮にこれまでの議論の一部から導かれるような理由などを背景に,人々が流域管理の現場に参加しないとすれば,たとえ多様性に開かれたガバナンスの手法が開発されたとしても,それが機能することはないからである. すなわち.

地域の水環境の将来像に関心を持ち、どのような水環境が望ましいのかを議論する場に参加する意欲を持った人々が流域に数多く存在しなければ、それは本来の威力を十分に発揮することはない. (大野他 2014: 397)

という認識に立って、幅広い参加を呼びかけていかざるを得ない.この問題関心のもと、流域ガバナンスの現場では主に参加型アプローチの利用と検討がなされてきた(大野他 2014).

また現場やアカデミズムにおけるこれらの試みに呼応するように,河川行政の制度にも市民参加を採り入れる動きが生まれた. その法的な端緒は1997(平成9)年の改正河川法である. これによって,水系ごとに20~30年スパンでの具体的な河川整備計画を策定することが定められた. それと同時に,その策定プロセスに有識者や地元住民を加え,河川管理者はその意見を採り入れなければならなくなったことは大きな前進であったと言えよう.

ただし、それについては「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」(河川法 16条の2第4項)と記されているに過ぎず、信託論での議論同様、権利が保障され、制度が整えられたからといって、それは多くの動員や質の伴った「市民参加」を保障することには必ずしもならない.形骸化した参加ではなく、実質的な管理行動段階へとそれが至るためには、コモンズ論が「管理」への着目するように、その段階までの行動を射程に入れた「参加」を想定するべきだろう.

しかし「家の前の水路の掃除」といったレベルではなく、流域全体の管理となれば、大沼(2017) の指摘するとおり、直接的または日常的に地域住民が担うのは現実的に難しい。また専門性が問われる場面では行政機関の既存の役割や学識者の知見に頼ることも多くなる。したがって「何を対象に、どのような管理をおこなうのかという流域全体や比較的広域での管理計画づくりに利害関係者が参加する機会が設けられていること」(大野他 2014: 402)が重要になると考えられる。

その上で大野他(2014)は社会関係資本に着目し、参加行動を促す要素を分析している。社会関係資本(social capital)とは、パットナム(1993)が「ネットワーク、規範、信頼」と定義する概念で、地域環境計画の策定や環境配慮行動への参加、またコモンズ論においても、人々の行動の原因となる要素として注目されている(大野他2014)。またこの概念はギッテルとヴィダル(1998)によって、既に知り合いである人々をより結束させる社会関係資本としての「内部結

東型 Bonding」と、知り合いでなかった人々や集団を結びつける社会関係資本としての「橋渡し型 Bridging」に細かく区別されている(Gittell and Vidal 1998: 大野 2014). 大野他(2014)はこれに加えて、アプオフ(2000)による区別——規範、価値、信条などを構成する「構造的 Structual」な社会関係資本と、役割、ルール、ネットワークなどを構成する「認知的 Cognitive」な社会関係資本——も採用した、合計 8 通りの社会関係資本の有意性を、琵琶湖—淀川水系で調査した.

その結果として、たとえば内部結束型社会関係資本と橋渡し型社会関係資本のあいだには対照的な影響があること、また構造的社会関係資本と認知的社会関係資本は双方あってはじめて機能すること、地域の水路掃除への参加は内部結束型で構造的な社会関係(ここでは地縁組織への所属)が促進すること、対して橋渡し型で認知的な社会関係に有意がなかったこと、などが明らかにされている。その上で行政に対しては、これらの社会関係資本の類型とその違い、関係性についてよく理解した上で施策を打つべきであると提言している(大野他 2014: 407-412).

2) 統治への転化

市民・住民の参加がないと成り立たない流域ガバナンスの議論において、これらの研究は非常に有効であると言えるだろう。個人の選好あるいは行動の要因を、社会関係、すなわち個人の環境的要素に求めるという視点は、現状に対してどのようにアプローチをするべきかという点に対して、一定の指針を示してくれるからだ。しかし筆者はこれらの議論に対しては、一つの批判を加えたいと思う。そしてそれは本稿の問題関心へと重なる。まずは環境社会心理学が専門の大沼(2017)の指摘を参照しよう。

「一人の一〇〇パーセントよりも一〇〇人の一パーセントずつを」こそが、誰もが疲弊せずに持続できる社会のあり方である。市民参加によって環境政策を策定しても、結局のところ一部の熱心な人たちだけの取り組みで終わってしまっていたら、社会全体を環境に配慮した持続可能なかたちに変えていく力としては弱いのではないだろうか。 (大沼 2017: 31)

流域ガバナンスは本来的には、行政による一元的な河道優先の河川管理に抵抗し、流域全体での市民参加とそこでのコミュニケーションを通じて、すなわちある種の行政との緊張関係を作ることで達成され、継続されていくことを目指す営みである。だからこそ、どのように市民参加を可能にすればよいのか、また参加が得られた後は、どのように流域内の多様性、重層性を把握し、紐解きながら、「流域」というスケールを再構成していくべきなのか、という視点で様々な手法が開発されてきた。

しかし、そもそも流域ガバナンスは「強い主体」「意欲的な主体」としての個人、あるいは「管理を担える能力を持った主体」としての団体の参加や組織化がない限り成立し得ない以上、それは根本的な難しさを抱えているのではないだろうか。言い換えれば、流域ガバナンスはその営みを成立させる上で、個人の主体化²、ならびに何らかの組織・ネットワークの発足を暗に、しかし強く要求することになる。それは「自然公物」としての都市河川の「自由使用」を行政に「さ

せてもらっている」現在の河川空間の構造に対して、明らかにオルタナティヴとしての市民社会の可能性と希望を示すものである。多様な主体の参加による民主的な社会の構築に、近現代社会はその未来を託してきた。しかしそれが流域社会にとってどのようなものであり、何をもたらしうるのか、負の部分も含めて多角的に検討される必要があるだろう。「市民参加による流域管理」ということの自明性を相対化し、それがどんな過程をふみ、どんな帰結をもたらしうるのか。その視点は流域ガバナンス論そのものには内在していないのだから。

とはいえ、これはこれまでの本稿の議論の「卓袱台返し」のように映るかもしれない. なぜなら大沼 (2017) が、先の引用文に続けて「一方で、全員参加での話し合いというのは、今日の巨大な社会ではとても無理な相談である. では、どうすればよいのだろうか」 (p.31) と続ける. それは参加の困難性を引き受けた上で、それでもより多くの人々と一緒に考えていくにはどうすれば良いのだろうか、と前向きに問うていくためであった. それは非常に説得的で、建設的で、だからこそ首肯せざるを得ない.

そもそも水害や環境をめぐるリスクやその被害は、社会構造の脆弱性(vulnerability)に偏在してあらわれる。たとえば「日本中の誰もが自然災害の被害に遭うかもしれない」という意味で我々は平等だが、実際の被害のあらわれ方は、その地域がどのような歴史的・社会的・経済的な位置づけにあるかによって変化する。ホフマンとスミス(2006)は「災害」を以下のように言い表している。

自然環境あるいは人が手を加えた環境あるいはまったく人工的な環境に由来し、破壊を引き起こす可能性のある素因/力と、社会的または経済的に作り出された脆弱性が存在する状況下にいる人間集団とが結びつき、個人または社会の、物質的身体的存続や社会秩序や意味に対する欲求の、慣習的・相対的な満足が混乱ないしは中断したと認識されるに至った過程/事象(ホフマン・スミス 2006: 8)

とある. 東日本大震災以後,地域の災害史に着目した研究や論考(北原 2014; 磯田 2014)が世間から注目を集め,ハザードマップの改訂や公開に対して不動産会社が懸念を示すことを鑑みれば,この認識は社会において一般的になりつつあると思われる. また個人のあり方についても,その人がどのような社会関係資本(social capital)を有しているかが,その人にあらわれる被害の程度や,またそこからの回復にも大きく影響を与えることが明らかにされている(アルドリッチ 2015). しかも実際のところ,未来がどうなるかは誰にもわからない. 様々なことが科学によって,そして我々の社会が経験したことを通じて明らかになりながら,しかし根本的な部分では不確実性が横たわっている. だからこそ「みんなで参加して,みんなで備えましょう」というロジックに,「私たちは運命共同体なのだから,協力しましょう」という感覚に,我々はなかなか反論することができないのだ.

このように環境やリスクに関する言説は、倫理的な「べき」の次元を容易に突きつけてくる. いやそれ自体は問題ではない. 私たちはやはり災害に対して日頃から備えるべきである. ここで

本項が問題にしたいのは、このような言説や価値が一つの「統治」の道具として機能し得るということである。その点において、福永(2014)の指摘は非常に示唆的である。

サステイナビリティが提供できるナショナルあるいはローカルな環境の物語は、きわめて本質主義との親和性が高い。また、その規範に沿えば、未来への不確実さや不安定さが幾分なりとも軽減されると思わせる、グローバルな規範による行為や思考の裏づけと存在論的な寄りかかりを与える。さらに、経済合理性最優先の思想やネオリベラリズムとの共振性も高い。だからこそ、意地悪な見方をすれば、サステイナビリティは、当座の生活不安を払拭する経済的成長を約束しながら、存在論的安心を与えるメタファーも提供することができる。一方その性質ゆえに、「細かいことはわからないが、いいことそう」に思えるサステイナビリティは、実はその統治の中で、本質主義からはみだした他者に対して、あるいは誰かの理想のもとの「サステイナビリティ」を受け入れられない他者に対して、強力な排除を生み出す/すでに生み出している可能性をもつ(福永 2014: 79)。

福永 (2014) による「サステイナビリティ」概念の統治的側面への指摘と、筆者の提示する「流域ガバナンス」の立場、およびその方法としての「市民参加」に対するここまでの批判は、おおよそパラレルな関係にある。すなわち統治 (government) は、行政府のやることなすこと全てに伴うわけでも、また市民参加の手続きを踏むことによって自動的に回避されるわけでもない。その一義的な意味は「ある特定の規範のもとに、非対称的な関係性のもとで統べられること」(福永 2014)であり、それは市民参加の現場においても生まれうる。先述した佐藤 (2010) によるガバナンス批判もこの文脈において発せられていることが分かるだろう。

すなわち、たとえ市民参加による環境ガバナンスを実現しようという試みであっても、それがこのような統治的側面を持たないという確証はない. ひいては参加をしない者、あるいは流域管理の現場に関わらない者の、その「関わらない」ということの背景や事情——そこにはもちろん個人的な事情や、社会的な事情が混在しているだろう——は、その「参加をしない」という選択やその帰結の前では一顧だにされない可能性さえある. ガバナンスの営みがその排除のメカニズムを持ったとき、参加によって得られる利益や不参加によって被る不利益の関係性が、安易な「自己責任」論へとすり替わらないと誰が言い切れるだろう.

その意味で「持続的な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)」のスローガン、「誰も取り残さない No one left behid」は非常に強いメッセージ性を持っている。「よりよい社会」のために、少数派あるいは他者の排除が正当化されてはならないし、そのような事態を生み出さないために我々は何をどう考えるべきなのか。それが「市民が川に関わろう」というときに、その具体的な手法や技術の開発と同時に、我々が問わねばならない根本的な課題である。すなわち都市河川のリスクに対して、「流域」というスケールで河川管理の仕組みや管理主体を考え直した方がいいという場合に、そのプロセスとその構造のもとにおいて、何を/誰を価値とし、何を/誰を無価値としてしまっているのか。流域ガバナンスという営みが、市民・住民の参加やそれ

による主体化を強く要請する以上,その背後で排除を生んでいないか,統治への加担となっていないか,常に顧みていく必要がある.

都市河川には、宮内(2001)の言うように「コモンズ」を見出すことも、また創造することも容易ではない.しかしそれでも治水や利水、環境などをめぐる河川の問題に、市民参加を通じて向き合っていこうとするとき、そのアキレス腱となるのは、参加の規模や質ではなく、そのプロセスが「統治」へと転化ていないか否か、である.本稿はこの点に気を配りながら展開されていく、

さて、改めて以下に本稿の構成を確認しよう.大きく2段階に分かれる.まず樋井川の都市河川形成史を辿り、その「上書き」(福永2018)の過程において、河川空間に付与された価値がどのように構造化、序列化されているのかを検討する.そして、それらの流域の連続性とどのように接続/断絶しているのかという視点から、あまみず社会研究会の活動を評価する.

何を受け継ぎ、何が新しいのか。そこに参加する主体は何に価値を見出しているのか。そしてそれは何を意味するのか。一主体としてのあまみず社会研究会の活動を、あくまで樋井川の流域史または流域社会との関係において評価していく。すなわち本稿は雨水タンクの技術そのものを評価する、あるいは流域治水のモデルとしてその普遍性や援用可能性を評価するといった試みではなく、あまみず社会研究会の活動が「樋井川流域にとって」果たしてのどのような意義をもち、また課題を有しているのかを検討する試みである。

2.3 樋井川水系/流域の概要

以上で示した問いに次章から迫っていく上で、本節では本稿の対象である樋井川水系/流域について、その概要を地理的な自然環境の側面、そして校区分布の側面から整理する.

2.3.1 自然環境として

樋井川は福岡県福岡市の南北に貫流する、幹川流路延長 12.9 キロメートルの小規模な都市河川である。樋井川を幹川として、5 つの支川——七隈川、一本松川、駄ヶ原川、四十塚側、糠塚川——が流れ込み、それらの支川にはさらに 4 本の支川——梅林川、片江川、桧原川、東油山川——が注ぐ。本稿では、物質循環の経路として河川を捉えるとき、これらの河道のまとまりを総じて「樋井川水系」と呼称し、その集水域を基盤として地域社会との連関性を念頭においたまとまりを「樋井川流域」と呼称する。樋井川と支川である七隈川の一部区間は、二級河川(七隈川は格上げ二級河川)として福岡県の管理下にあり、残りの支川は準用河川・普通河川として福岡市に管轄されている。

分類	名称	管理区分 (延長距離:単位メートル)
幹川	樋井川	二級河川(12,875)
支川	•七隈川	二級河川 (※格上げ 2,155), 準用河川 (3,520)
	•梅林川	準用河川 (240)

・一本松川	準用河川 (3,430)
・片江川	準用河川 (2,680)
・駄ヶ原川	準用河川 (3,000)
• 桧原川	準用河川(1630)
・東油山川	準用河川 (780)
・四十塚川	普通河川 (600)
・糠塚川	準用河川 (670)

表 8 樋井川水系の幹川と支川(福岡市「河川管理表」2009)

源流は、油山(標高 597 メートル)の東麓に位置する「油山市民の森」一帯に求められ、北東の柏原へと進んだ流れは、花畑・屋形原の台地に阻まれ北西に進路を変える。ここまでの間に糠塚川(準用河川)、四十塚川(普通河川)が右岸より流入する。桧原を抜けると、東油山側(準用河川)、桧原川(準用河川)の水をたたえた駄ヶ原川(準用河川)と 1.2 キロメートルほど並走した後、駄ヶ原川を左岸から迎え入れる。長尾を蛇行して貫きつつ、鴻巣山、小笹・笹丘の台地を避けるように西へと流れていくと、友泉亭の南側にて、片江川(準用河川)をかかえる一本松川(準用河川)と合流する。友泉亭橋の真下でほぼ直角の北向きに曲がった後は、左岸に田島・別府、右岸に梅光園、草香江を見ながら約 2.5 キロメートル流れ、城西橋の手前、鳥飼にて七隈川(準用河川・二級河川)と合流する。その後は北北西方向のほぼ直線的な流れを経て、福岡ヤフオク!ドームのある地行浜と福岡タワーのある百道浜の間から博多湾へと注いでいく。

集水域(=流域)の広がり方としては、幹川の西側が大きく広がっている点が特徴的で、すなわち幹川は流域の東部を大回りしながら北上し、その西側を南北に流れている支川群が順次幹川の左岸から合流していくことになる。流域の広がり方を「葉脈」に例えることもある(岸 2002)が、いずれの河川も、油山と片縄山(292メートル)から北へと延びる尾根状の台地——中位段丘堆積物で構成される——のあいだを縫うように流れていくため、「葉脈」のようなシンメトリー状にはならない。例えば市立長尾小学校が位置するのは、油山東麓から北方向にひと連なりに延びた丘陵地の突端であり——これが長尾という地名の由来である——その東側を樋井川・駄ヶ原川が、西側を一本松川が南北に流れている。一方、基準点のある田島を抜けて別府や鳥飼まで至れば、三角州性低地のため土地が大きく開ける。



図 2 樋井川流域の広がりと河道の様子(福岡県 2014 図 1-8 の一部を利用)

国土交通省河川局の『中小河川に関する河道計画の技術基準について』によれば、「流域面積が概ね 200 k㎡未満、河川の重要度が C 級以下の規模を有」し、「主に都道府県あるいは市町村の管理」下にある「川幅が比較的狭い単断面」の河川が、中小河川として定義されている(国土交通省 2010: 2). 樋井川の流域面積は 29.1 平方メートルと非常に小さい. また福岡県知事の指定する二級河川であり、かつ川幅の狭い単断面3の構造をしているため、中小河川であると見なすには十分である.

行政区分に着目すると、樋井川水系の集水域は4つの行政区にまたがって分布していることが分かる.源流から幹川の上流域にかけては南区、ほとんど全ての支川を含む中流域は城南区に、そして流域の東側が中央区、西側が早良区に重なっている.河口部は中央区と早良区の区境になっている.ただし樋井川水系の管理は、先述のように県の河川整備計画にもとづいて県・市が管轄区間ごとに担っているため、城南区・南区・中央区・早良区が主導権を持って河川管理等に関わることはできない.

また流域の土地利用の分布に目を転じると、上流域の山地にひろがる山林を除けば、中・下流

域の丘陵地・低地のほとんどが住宅地として利用されている. 1950 年代まで河口付近を除けば、その流域のほとんどが水田、畑地、原野、山林で占められていたが、戦後および高度経済成長期の宅地開発を経て、1976 (昭和51) 年時点の宅地率は約55パーセント、2006 (平成18) 年時点では約65パーセントを占めている. その影響によって1980年代後半まで樋井川水系の水質は「環境基準 C 類型」を上回っていたが、下水道普及率の高まりを受けて、1990年代末には「環境基準 B 類型」にまで改善された(福岡県2014:27). そのため生物の生息環境としても現在は豊かさを回復しており、『樋井川水系河川整備計画』には、河川の景観や構造にも触れながら以下のように記されている. 長くなるが引用したい.

樋井川の源流である油山は、「ハチクマの渡り」に象徴される生物多様性に満ちた豊かな自 然を有しています. 山地を流れる上流域では, 部分的にアラカシ群落やスギ・ヒノキ植林 などの河岸樹林が残っており、ムラサキシジミやオオアオイトトンボなどの昆虫類が生息 しています.また,河岸樹林が河道を覆う区間は、ゲンジボタルの生息空間となっており、 地域の住民に親しまれています。中流域から下流域にかけては、ほとんどが沿川に住宅が 建ち並ぶ市街地でコンクリート護岸となっており,直線的で単調な流れとなっています. そのため河岸の植生は見られませんが、河道内の砂州にはヨシやマコモ群落などの水際植 生が見られ昆虫類の生息環境となっています. 魚類としては、オイカワ、カワムツが多く 生息し、重要種としては、水際植生の陰にニホンウナギやミナミテナガエビ、淵や流れの 緩やかな区間にはメダカ南日本集団が生息し、礫河床の瀬がアユの餌場・産卵場となって います、感潮域では、河道内の砂州で水浴びするムクドリなど多くの鳥類が見られ、魚類 としては、スズキ、セスジボラ、マハゼなどの汽水魚が多く生息し、礫河床の瀬はシロウ オの餌場・産卵場となっています. 重要種としては、鳥類はカンムリカイツブリ、魚類は ニホンウナギ、シロウオ、貝類はウネナシトマヤガイが確認されています。また、本川は 河口から中流域まで生物の移動を阻害する堰等の横断構造物がなく, 回遊性のシロウオ, アユ, ニホンウナギ, モクズガニなどの生息に適した環境を有しています(福岡県 2014: 22).

シロウオは、樋井川河口の西 1km の地点に河口を有する室見川でのヤナ漁が盛んで、室見川河口周辺の飲食店でも提供されるなど、市民からの認知度も高いが、樋井川水系でも生息が確認されている。2000 年代からは福岡大学のボランティアサークル「はかたわん海援隊」主催のシロウオ観察会なども行われており、西日本新聞(2009/4/5 付)などでも度々紹介されている。また中流域の川辺にはカワセミやキセキレイなども生息しており、写真撮影やバードウォッチングをする住民の姿も見ることができる。

2.3.2 校区分布と人口規模

前項では樋井川水系の概要,すなわち幹川・支川の流れ方や河道における自然環境などを中心に述べてきたが、本項では樋井川流域の概要、特に「校区」の分布、および居住人口の規模につ

いて整理していきたい. なぜなら本稿が議論の対象は、人々の暮らしや営みから切り離して観察・記述することのできる「水系」ではなく、そういった諸要素との複雑な関係性の上に成立している「流域」だからである.

校区とは一般には「学区」とも呼ばれ、本稿ではある小学校への通学範囲を示す区分のことを指している。これらは各行政区をさらにパズルのピースのように余すところなく細分化して設定されており、福岡市政における地域自治の単位にもなっている。校区ごとに1つの小学校、1つの公民館が設置されている。また住民たちは校区ごとに、地域の自治的運営のための補助金支給を受けることのできる、任意団体として「自治協議会」を設立することが可能である。災害時の避難場所の設置や指定などは原則校区ごとに行われている。その分布は図3のとおりである。

本稿では、樋井川流域には22の校区があると見なしている。福岡県の『樋井川水系河川整備計画』(2014)によれば、樋井川流域の人口は2010年時点で「約19万人」と示されているが、23校区の居住人口(2017年時点)を総和すると「約26万人」となる。そこで本稿では流域人口を「おおよそ20万人」と仮定したい。なぜなら26万人よりは確実に少なく、また19万人よりは多くなっていると考えられるからである。

少し補足する. 22 校区の総面積は流域面積よりもずっと大きい. 流域と行政区・校区の境界区分には何ら関連がなく,流域の辺縁部にある校区——百道浜,西新,南当仁,草ヶ江など——に関しては,その一部のみが流域に重なっているだけである. そのため実際の流域人口は「約26万人」よりはずっと少ないことが推測される. 一方で19万人よりも多いのではないかと判断する理由は,全22校区における2010~2015年の人口推移率と2015~2017年の人口推移率を比較すると,2017年時点では2010年時点よりは多くの人々が住んでいると考えられるからだ. 福岡市は全国の政令指定都市の中で最も人口増加率が高い自治体でもある.

ただ、いずれにしても本稿では流域人口の正確さはさほど重要ではない。そのため、現在の流域人口に近似する値として「約 20 万人」と仮定するのが妥当ではないかと考えた。なお、これは福岡市の総人口約 154 万人(2018 年)の約 13 パーセントに相当する。

以上のことから分かるように、樋井川水系は九州最大の都市・福岡市のベッドタウンを貫いて流れている。その護岸は市民・住民の安全のために整備され、県・市の管理する「都市河川」として、樋井川流域に降り注いだ雨水を一手に受け止めている。しかし全くそこに生き物の気配がないというわけでもない。次章ではこの河川(水系、流域)が現在に至るまでどのような変遷を辿りながら、その景観と役割、そこに付随する社会的意味を「上書き」されてきたのかを探る。

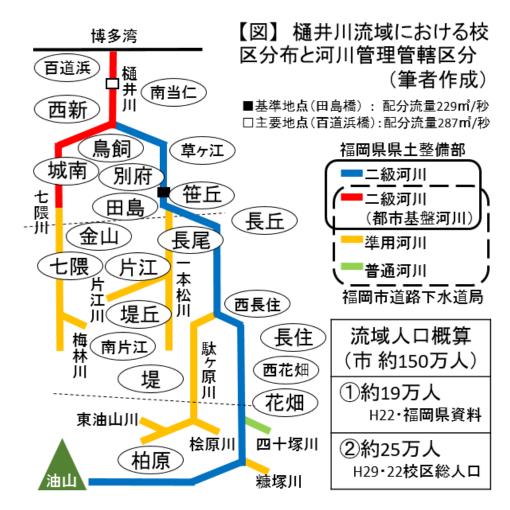


図3 樋井川流域における校区分布と河川管理管轄区分(筆者作成)

校区		行政区	重なる/接する河川	人口 (人)	人口増加率推移(%)
1.	百道浜	早良区	樋井川	7,896	1.0 → −1.0 減
2.	西新	早良区	樋井川・七隈川	16,970	1.5 → 1.6 増
3.	野芥	早良区	七隈川・梅林川	11,792	0.0→ 0.3 増
4.	南当仁	中央区	樋井川	16,952	2.0→ 0.3 減
5.	草ヶ江	中央区	樋井川	15,841	1.9→ 2.6 増
6.	笹丘	中央区	樋井川	12,406	0.4 → 1.2 増
7.	鳥飼	城南区	樋井川・七隈川	10,654	1.3 → −0.1 減
8.	別府	城南区	樋井川	16,145	0.8 → 0.3 減
9.	田島	城南区	樋井川	10,650	-0.4→ 0.7 増
10.	長尾	城南区	樋井川・一本松川	12,800	-0.1 → -0.5 減
11.	堤	城南区	樋井川・駄ヶ原川・東油山川	12,000	-0.5 → -0.2 増
12.	堤丘	城南区	一本松川・駄ヶ原川	5,495	-1.0 → -1.4 減

13. 片江	城南区	片江川・一本松川	11,980	$0.2 \rightarrow 0.3$	増
14. 南片江	城南区	片江川・一本松川	9,244	1.1 → 1.1	
15. 城南	城南区	七隈川	14,366	$0.7 \rightarrow -0.3$	減
16. 金山	城南区	七隈川	7,247	$-0.3 \rightarrow -0.1$	増
17. 七隈	城南区	七隈川・梅林川	12,944	$0.6 \rightarrow 0.4$	減
18. 長丘	南区	樋井川	10,502	$-0.2 \rightarrow -0.8$	減
19. 西長住	南区	樋井川	5,681	$-1.1 \rightarrow 0.4$	増
20. 長住	南区	樋井川	8,657	$-0.2 \rightarrow 0.2$	増
21. 西花畑	南区	樋井川・桧原川	12,094	$0.4 \rightarrow 0.0$	減
22. 花畑	南区	樋井川	9,355	$-0.4 \rightarrow 0.7$	増
23. 柏原	南区	樋井川・四十塚側・糠塚川	9,393	$0.0 \rightarrow 0.0$	_
		、口の合計	261,064		_

表 9 流域 23 校区の人口とその増加率(福岡市「校区データ集」2017 より筆者作成) 「人口増加率推移」は 2010-15 年度の割合から 2015-17 年度の割合への推移を示す

3 樋井川流域とその歴史――なぜ人々の暮らしから遠いのか

本章では、本稿の研究対象である樋井川について、「なぜ人々の暮らしから遠いのか」という 視点から、その流域の歴史を記述していくことによって都市河川の一形成史と樋井川における問 題性を浮き彫りにしていく.

そもそも、なぜ歴史記述が本稿に必要であり、重要なのか. それは流域を単位とした河川管理の営みが、その河川の「らしさ」を重視するその態度と深く関係する. 第1章で述べたように、ある河川のより良いあり方を検討する(例:流域ガバナンス)上で、自然科学的に説明のできる所与的な構成要素(流路、地形、地質、地層など)だけではなく、産業や習俗、災害などをめぐるその河川の社会的位置づけや意味合いへの理解は必要不可欠である. 先述したように河川を自然/人間、環境/社会という二元論のどちらか片一方に配置するような記述、またそれを前提とした流域マネジメントはもはや適当ではない. 人間社会との連関の総体として成立している社会的空間としての「河川」像に着目する必要があるのである. 近代的な科学技術信仰にもとづき官僚主義的で画一的な「洪水防御」ではなく、生態系や利水、その周囲の人々の暮らしにも目を配った総合的な「河川管理」を目指すにあたって、その流域史へのまなざしと接近は、地域社会に地社会に埋め込まれたその河川の「らしさ」を見出す重要な手がかりの一つとなるだろう. ただしそれは、河川管理の理想像を歴史上のある一地点に求めよう、ということでは決してない.

論点を先取りすれば、樋井川流域での暮らしが大きく変容し、河川の景観が変貌していく契機は大きく2度訪れた。明治維新と高度経済成長の時代である。第1節では明治維新までの流域史、すなわち古代から近世までを「前史」として扱う。第2節(明治・大正・昭和戦前)では、その河川空間が中央集権的な管理体制の下に回収されていった一方で、人々が暮らしの中でどのような関係性を樋井川とのあいだに形成し、利用していたかを明らかにする。そしてその関係性が大

きく変容した時代とその経緯を扱うのが第3節である。それを踏まえて第4節では、今日の樋井川流域が各ステークホルダーにとってどのような空間として構成されているのかを整理する。そこから浮かび上がるのは、いわば「無風状態」の樋井川流域だ。誰かが何かの方針をもって改善を図っている訳でも、また特に目立って悪化しているわけでもない、「風のない」状態としての樋井川流域。第5節では、そんな現状維持的な状態を大きく揺さぶった事件を契機とする市民・住民、そして専門家の動きをたどっていく。

3.1 樋井川流域の「前史」

3.1.1 鳥飼干潟と比伊郷

福岡県は九州島の北部に位置し、朝鮮半島は目と鼻の先である。特に博多・天神の一帯は、先史時代から古代、中世にかけて大陸文化を摂取する玄関口であり、かつ彼らを外部化しながら漸進的に「日本」の姿を形作っていく、その最前線でもあった。博多区から出土した板付遺跡(縄文晩期~弥生後期)、東区の志賀島で発見されたとされる漢委奴国王印(1世紀)、中央区の平和台球場跡地から発掘された鴻臚館跡(6~11世紀)、そして早良区などの元寇防塁跡(13世紀)を含む、数多くの史跡がそのことを物語っている。

これらの時代を通じて、樋井川は現在の河口よりもずっと東の方に、つまり現在の天神・博多に近いところに注ぎ込んでいた。そこには「鳥飼干潟」という広大な湿地帯が広がっていたと推測されている。その一帯は現在の博多港~大濠公園~鳥飼校区におおよそ相当し、最終氷期以降の海進によって、もともと入り江(古鳥飼湾)だった場所に土砂が堆積したことによって形成されたという。特に博多シルト層は5.4 m/1000 y BP、すなわち1000 年に5.4 メートルの速さで堆積したことが明らかになっている(下山1991)。一般的に考えれば、古鳥飼湾に注いでいたかつての樋井川が、その土砂運搬および堆積作用によって干潟の形成に寄与したと考えることは可能だ。しかし下山他(1991)は「古鳥飼湾を埋めた急速な堆積作用とその後の無堆積は、現在の樋井川三角州堆積物の埋積作用だけでは説明がつかない」とし、むしろ海進による砂丘の急速な削剝がその主要因ではないかと指摘している。ここでの鍵は「その後の無堆積」である。樋井川が、古鳥飼湾~鳥飼干潟へと常に注ぎ込んでいて、それが土砂の堆積作用に寄与していたとするならば、この「無堆積」を説明することはできない。だからこそ下山他(1991)は、一回性の高い「海進による砂丘の削剝」という現象に、この干潟の形成の主要因を見出しているのである。

では、当時の樋井川流域がどのような環境であり、その周囲にどのような人々の営みがあったのかという点に目を転じてみたい。まず桃崎(2013)は油山山麓の古墳群や、七隈の飯倉 D 遺跡、堤の笹栗遺跡からの出土品を根拠に、製鉄・鍛冶・瓦の生産に関わる渡来系の新興集団がいた可能性を指摘する。また平安時代末期から鎌倉時代前期にかけては、油山山麓から鳥飼干潟まで、すなわち現在の城南区一帯が広大な王家領荘園群の一つであったとも指摘している。少し長いが以下に引用したい。

京都栂ノ尾の高山寺は、栄西禅師と親しかった明恵上人ゆかりの寺ですが、この寺に伝わ

る「養和元年(1181) 十一月二十三日紀俊守自筆言上状」(『高山寺文書』二十五号)によれば、平安時代の後半から鎌倉時代初めの城南区付近には、油山の麓から鳥飼干潟に及ぶ八条院領筑前国野芥荘と呼ばれる巨大荘園があり、709 石の所当米を負担していましたが、不足する年貢米を補うため、廻船で各地の市を巡回し、塩を売り米を買ってまかなうのが「御荘の習」であったとされています。よって野芥荘の沿岸部にあたる鳥飼干潟周辺の海岸には塩田があり、浜で塩を焼き、各地で交易をして利益をあげていたと考えられます。(桃崎 2013)

八条院領とは、鳥羽天皇(1103-1156)の鳥羽院領と、その寵愛を受けた藤原得子(1117-1160)の美福門院領を相続した八条院暲子内親王(1137-1211)の所領を起源とし、その所領数は220箇所にのぼったとされる。野芥荘はその一つであった。桃崎(2013)はさらに踏み込んで、もしも上長尾の御子神社や堤の堤八幡宮の伝承が確かであれば、野芥荘は鎌倉幕府が鎮圧した後鳥羽上皇(1180-1239)の承久の乱(1221)ののち、一部が幕府に没収されて武勲として御家人らに分配された可能性にまで言及している。

さて、それから 50 年後のことである。一度目の元寇、文永の役(1274)の激戦地が、まさに 鳥飼干潟であった。竹崎季長(1246-?)の功績を中心に、元寇の様子を今日に伝える絵巻『蒙古 襲来絵詞』(作者不明 鎌倉時代後期成立)の第四段には、赤坂に陣を張った御家人の軍勢に、元・ 高麗の連合軍が仕掛けたのち、鳥飼干潟で合戦を繰り広げられる様子が描かれている。

凶徒赤坂の陣を駆け落とされて、二手になりて大勢は祖原に向きて退く.小勢は別府の塚原へ退く.塚原より鳥飼の汐干潟を大勢に成り合わむと退くを追駆くるに、馬、干潟に馳せ走して、その敵を延ばす.凶徒は祖原に陣を取りて、色々の旗を立て並べて.....凶徒祖原より鳥飼潟の塩屋の松の下に向け合わせて合戦す.一番に旗指馬を射られて跳ね落とさる.季長以下、三騎痛手負ひ、馬射られて跳ねしところに、肥前国の御家人白石六郎通泰、後陣より大勢にて駆けしに、蒙古の軍引き退きて祖原に上がる.

合戦の経緯はさておいて、この記述からは鍛え抜かれた騎馬でさえ走りにくい湿地環境であったこと、鳥飼干潟のそばに「塩屋」、つまり製塩所が存在したことなどがうかがえる。これらを当時の実景と見なして良いのかについては検討が必要だが、少なくとも桃崎(2013)の野芥荘運営に関する先の指摘には符合すると思われる。また現在の地名にも「赤坂」「祖原」「鳥飼」「別府」「塩屋橋」など、当時をしのばせるものが数多く残っている。

元寇の主戦場になったのは樋井川下流域であったが中・上流域も決して無関係ではなかった. 2 度目の元寇, 弘安の役 (1281) の後,鎌倉幕府はなけなしの恩賞地として,当時の「旧筑前国早良郡比伊郷」の一部が,薩摩国の御家人・渋谷平四郎有重の親族 3 名に分配されているのである. 日本の封建制研究の重要な一次史料である『入来院家文書』によれば,渋谷家に分け与えられたのは田地 10 町 (=3 万坪=約9万9千平方メートル),畑地1町8反 (=3800坪=約1万2

千平方メートル),そして屋敷4カ所である.この「旧筑前国早良郡比伊郷」にある,「郷」とは「国」・「郡」につづく当時の地方行政の最小単位である.各恩賞地の具体的な場所は明らかになってはいないが,別府・鳥飼あたりまで樋井川を下ればおおよそ「早良郡早良郷」の土地となるので,おそらくその上流の土地,すなわち現在の田島,長尾,片江,桧原,花畑,柏原などが当時の「比伊郷」に相当すると考えられる.

これらをルーツとする油山山麓の元寇恩賞地に加えて、15 世紀には周防国を拠点としていた 大内氏が筑前国への支配を強めるようになり、その保護を受けた山口の興隆寺が鳥飼村・別府村 を所領している。しかしその一方で博多の筥崎宮が田島村を領するなど、両者は荘園の維持管理 に疲弊しながらも、係争をくり返した(桃崎 2013)。

さて再び時代をさかのぼり、「古代の福岡・博多」という少し大きな視点から語り直してみたい。平安時代末期以降の博多⁴では、朝廷管理下の貿易拠点であった鴻臚館の衰退に伴い、綱首と呼ばれる宋商人らが博多の有力な寺社や荘園領主らが直接結びつき、博多の港と町は活気に満ちていた。この頃に大陸から茶、蕎麦、饅頭、饂飩などが日本に伝えられ、また栄西(1141-1215)も12世紀末に日本初の禅寺・聖福寺を開山している。13世紀の元寇を通じて博多は一度焼失するものの、南北朝の争乱(1336-1392)や応仁の乱(1467-1477)などをはじめとする政争に揉まれながら、日朝貿易や後の日明貿易、東南アジアとの貿易を担う博多商人たちの活躍は目覚ましいものであった。その勢いは16世紀後半に来日したイエズス会の宣教師をも圧倒し、医師ルイス・デ・アルメイダ(1525-1583)⁵は「博多はキリスト教を受け入れず日本一布教しづらい土地であった。その理由は裕福で贅沢な町だからである」と書き記している(柳谷編 1969)。このときの筑紫国は、豊後国を拠点としていたキリシタン大名の大友宗麟(1530-1587)の統治下にあった。

宗麟は家臣の臼杵鎮続(?-1578)に命じて、当時那珂川の一支流だった比恵川(読み:ひえがわ)を那珂川から分離し、博多湾へと注ぐように流路を替えさせている。これは比恵川と那珂川を分離することで、両河川の治水対策を図ることが主目的であった。元亀・天正年間(1570-1592)のことである。なお現在では、この比恵川は御笠川と呼ばれており、この工事によって流量の低下した那珂川下流域には大きな中州が形成された。ここに発展していったのが、文字通りの中州(現在の福岡市博多区)である。

しかし大友宗麟による博多の支配は、島津義久(153-1611)に敗れたことで終焉を迎える. しかし島津義久も後に豊臣秀吉(1537-1598)に降伏し、博多の行く末は、この天下人の手に委ねられることになった. 島津氏を降伏させた秀吉は、直ちに黒田如水(1546-1604)に住民の呼び戻しを命じた他、石田三成(1560-1600)には博多奉行を任じ、「博多」の復興に着手している. 一連の復興事業による都市計画は「太閤町割り」と呼ばれ、来たる朝鮮出兵のため、博多に城を築き、軍事都市化することが目指されていたとされるが、家臣の人事問題やイエズス会へのバテレン追放令、また博多湾の水深が浅く大型船の入港が難しいことなどを理由に、従来通りの「商業都市」を復興する路線へと修正している.

九州平定以降, 筑前国, 筑後国, 肥後国1郡を任されたのは, 後に五大老の1人となった小早

川隆景 (1533-1597) である. 隆景は博多湾東岸に名島城 (現在の福岡市東区) を築き, 居城とした. だがその家督を継いだ小早川秀秋 (1577-1602) が関ケ原の戦い (1600) で徳川家康 (1543-1616) の東軍に寝返ったため, 江戸幕府の成立にあたって小早川氏は備前国岡山藩 51 万石へと加増転封, すなわち昇進している. そこで新たに筑前国福岡藩の領主となるのが, 黒田如水の嫡男, 豊前国中津藩の黒田長政 (1568-1623) であった.

3.1.2 黒田氏による農村開発

黒田長政は「福岡」の生みの親である. それは「福岡」という地名を生んだという意味において、そして現在の「福岡」という都市の原型を作ったという意味の、その両方においてである. 小早川氏の整備した名島城は、三方が海に囲まれていたために背後地もわずかで、城下町の形成・拡大には不向きであった. そこで長政は新しい城の候補地として、赤坂山から続く丘陵地の突端であった警固村の福崎を選び、1601 (慶長 6) 年に着工した. 竣工まで7年を要したその城は、一族の故郷である備前国邑久郡福岡郷の名にちなんで「福岡城」と名付けられた(新谷 1987).

これにより那珂川右岸における古くからの「商人の町・博多」に並んで、那珂川の左岸には、新たに「武士の町・福岡」が誕生することとなった。実は樋井川の現在の流路は、これら一連の福岡城の築城や城下町の開発に伴って形成されることになるが、そのことに触れる前に、まずは本草学者・儒学者として名高い、近世初期の福岡藩士・貝原益軒(1630-1714)が著した『筑後国続風土記』を参照しながら、筑前国福岡藩政下において樋井川流域が位置した早良郡について、そのおおよその概要に触れておこう。

益軒は藩命により編纂した『黒田家譜』全 16 巻を 1688 (貞享 5) 年に完成させると、『筑後国 続風土記』編纂の許可をもらい、筑前国を歩き尽くして 1709 (宝永 2) 年に全 30 巻を完成させた。溝口 (2002) は、従来の紀行文のような古典紀行の再現ではなく、都市部に限らず田園もふくめた、未知の場所での見聞を多数の文献にもとづいて客観的に記述することそのものの娯楽性を表現した点、またその著作物が当時の「観光」における実用性に耐えうるものであった点などから、益軒の仕事を高く評価している(溝口 2002)。 樋井川流域の記述は主に「巻之二十」に登場する。まずは「巻之二十」の早良郡の記述から見ていこう (貝原 1709)。

此郡は、福岡城下の西に在て近し、福岡の城も町も、西の方三分の一は、早良郡に属せり、 此郡、北に海有て、三方に高山有、廣平の地に、村里多く、水田多し、中に早良川 [筆者注:室見川]流る。故に、山林河海そなはりて、薪材乏しからず、漁□多し、河水多けれど も、滞なくして水旱の患稀なり、され共、平田は肥饒ならずして、種植豊ならず、…… 和 名抄 [辞書名] に載る所、此郡の郷の名六有。

このあとに郷の名が6つ——毘井(ひい), 平郡(へぐり), 能解(のけ), 額田(ぬかた), 早良(さわら), 田部(たべ)——連ねられ, 毘井には「今樋井郷と云」との注釈が添えられている. 早良郡の全90村のうち, 樋井郷には全11本村(と全4支村)——樫原, 檜原, 東油山, 堤,

片江(と神松寺),上長尾,下長尾(と隈),田島,鳥飼(と別府),麁原(と藤崎),荒江——すなわち15村があったとされる.博多湾には面していない.『巻之二十一』の「樋井郷」の項目には、以下のように地名の由来も書かれている(貝原1709).

其川樫原東油山より出,田島村の東鳥飼村を西を経て海に入る.田島より下にては,田島川と云小川也......此郷中,檜原村の東長き樋有り.是は川上に樋を掛て川向に水を取り,田を浸す爲なり.樋長さ七間半 [約 13.6 メートル] あり.昔より此樋ある故に此邊を樋の郷といふ.

この文献には樋井川という名称は出てこない. あくまで、灌漑用水を送るために川に掛けて使用していた13メートル超の「樋」が、「樋井郷」という地名の由来となったとの指摘に留まっている. だが少なくとも元寇の恩賞地として、13世紀の文書に「比伊郷」が登場する以上、18世紀初頭での「掛け樋」への言及には、いささか後付けの感じが否めない. 益軒は言及していないが、古代より政治的最前線であった「博多」に近い土地でもあるため、比・毘・樋などの漢字よりも、古来その地域で伝えられてきた「ヒイ」という音に注目する方が、その名のルーツを紐解く上で鍵となるのではないだろうか.

さて益軒の記述にならってこの川の上流に目をやれば、「山上に登臨すれば、壹岐對馬其外の遠所迄よく見」える油山がそびえ、そしてその「麓より東へ廻りて路」を辿った先には、「樋井郷の谷頭」にあたる樫原村(現・福岡市南区柏原)があった。樫原村に関しては「福岡に近き故に、樵夫[きこり]毎日柴薪を取て福岡に持出うるゆゑ、田圃すくなけれ共、人馬多し」とある。また油山北麓の東油山村と西油山村については「村里なく、田畠もなかりしに、近世田畠を開き、家を作りて村と成れり。村民樒の皮と葉とを多く取て抹香とし、福岡などに持出て賣り、家産を助く」とある。益軒の記す「近世」の意味するところは、おそらく「近年」程度の意味だと思われるため、樋井川流域上流の油山山麓は藩政下において新たに開拓と定住が奨励されていたことが推測できる。

さて今度は河口や下流域に目を向け、かねてから言及している樋井川の流路形成について述べていきたい。まず長政は城の西側の守りを固めるべく、かつて「鳥飼干潟」と呼ばれ、当時は「草ヶ江」と呼ばれていた、博多湾から大きく湾入していた入り江の一帯を、まずは博多湾から切り離し、外堀とした。これは現在の福岡市中央区大濠公園である。それにあたって城の北側に相当する一帯を埋め立て(秀島 1987)、現在の福岡市中央区荒戸、同大手門にあたる城下町の造成も行っている(福岡県・福岡市 2013)。明治維新による福岡城廃城後には、水循環が滞り異臭を放つ大濠を埋め立ててしまう案もあったとされるが、1927(昭和 2)年に開催予定であった東亜勧業博覧会の会場として公園化が実施され、1929(昭和 4)年には福岡県営大濠公園として市民に開放された。以来、市民の憩いの場となっている。



図 4 江戸後期の樋井川流域 (「天保国絵図筑前国」1838 に筆者加筆)

樋井川は先述のように、この福岡城外堀・大濠が造成される以前は、この草ヶ江一帯に流れ込んでいた.少なくとも慶長年間(1596-1615)においてはそうであった(福岡地方史研究会編1999). しかし1646(正保3)年に作成されたとされる「福博惣絵図」では既に、大濠ではなく現在の位置に河口が移されている。それがどのような意図のもとでなされたのかは桃崎(2014)も明言していない。だが、黒田氏が特に治水上の意図を持ってそれを実施したことを樋井川の別名から窺い知ることはできる。

江戸時代の樋井川、特にその下流部には、益軒の言及した「田島川」に加えて、「ウテミ川」という別名があった。ウテミとは播磨地方の言葉で、越流を防ぐ堰・堤防を意味するが、この播磨地方とは他ならぬ黒田氏の故郷である。すなわち播磨から転封させられた黒田氏とその家臣たちが、治水上の都合から、樋井川の河道回収に尽力したことの証左ではないか。そう指摘するのは田島校区郷土史研究会のA氏である。新造された大濠に樋井川が連結したままであると、樋井川の増水時には大濠の水位が安定しないばかりか、平時には土砂の堆積が外堀の機能を減殺しかねない。だからこそ樋井川から大濠への流入を嫌い、河口を付け替えることになったのではないか、と述べている7。またインタビュー調査を行った田島校区や別府校区の住民たちは、「樋井川の流れを変えるにあたって、右岸[草香江校区側]の方を高く土盛りをしておいて、増水したときにも福岡城の方には水がいかないようにした」、「そのおかげで今でも左岸[田島校区、別府校区側]は水につかってしまう」と口々に語っている8。

長政の父,如水は築城の名手として名高い. 戦国乱世のノウハウを有する人々が音頭をとった 築城に際して,樋井川の流路が変更されたとあっては、そこに何らかの意図が働いていたのでは ないかと考えるのはごく自然であると言えよう. ただ具体的にどのような意図があったのかにつ

正保年間(1645-1648)

元禄年間(1688-1704)





図 5 江戸前期の福岡城、大濠、樋井川(以下出典にもとづき筆者作成) 【左】「正保福博惣図」1641,【右】「福岡御城下絵図」1699

福岡藩政下の樋井川流域に期待されたのは、消費地としての機能ではなく、農業生産地としてのそれであった。河口付近に町が形成されていった西新の周辺を除けば、鳥飼、別府、田島など樋井川下流域の左岸側を中心とする地域や、また中上流域などにおいて、石高を上げるために農地開発は盛んであったと考えられる(別府公民館創立 50 周年記念事業実行委員会編 2014)。特に中上流域には、農業用のため池や灌漑用水路が多数造成された。

さて、藩政と樋井川流域との関係性においてもう一つ欠かせないものがある。江戸時代中期の1754(宝暦4)年、第6代藩主黒田継高(1703-1775)が早良郡田島村に建てた「友泉亭」(ゆうせんてい:現在の福岡市城南区)である。これは江戸時代に大名等が公的・私的利用を目的に城外や街道上に設置した「御茶屋」という施設に分類され、福岡藩では友泉亭が福岡城に最も近い御茶屋となる。だが藩の公式文書『御茶屋書留』にはそもそも友泉亭の記載がなく、その理由として、福岡城との近さゆえに、その利用方法があくまで藩主一族の私的利用に限られていたからではないか、と安高(2011)は指摘する。

『黒田家譜第4巻』によれば「川流池に漑て心を清ふすへく、林丘亭を繞てをのつから市壘をはなれ、山水佳麗の境地となれへ、時々の娯遊の所とし給ひ」と友泉亭の景観を記述している(福岡古文書を読む会校訂1982). また城下での火事に際して継高やその息女らの避難場所としての利用や、夏の干ばつに際して第9代藩主斉隆(1777-1795)が友泉亭で雨乞いの和歌を詠んだなどの記録があり、「遊興・保養の場、緊急時の避難場所、政治・軍事上の合議の場」としての利用されていたことが分かる(安高2011). また『田島沿革史』によれば、第10代藩主斉清(1795-1851)は風致のために、別府橋から友泉亭までに至る樋井川の土手沿って数百本の桜を植えている(現代語版田島沿革史発行委員会編1996). さらに別府校区の郷土誌(2014)には、「別府の南側の

田島,金山,七隈地区の丘陵は多くが原野,山林に覆われていました。このためこの一帯は、黒田藩の歴代の『殿様』や藩士たちが遊興、野遊びとして鴨、シラサギ、キジなどの野鳥やウサギ、タヌキ、キツネなどを射る『お狩り場』となっていました」(別府公民館創立 50 周年記念事業実行委員会 2014:13) という記述もある。

16 世紀まで王家や寺社が所領する荘園の乱立が続いていた樋井川流域の農村地帯では、黒田氏による比較的安定した藩政の下、ますますの農地開発が奨励された.川の「掛け樋」を「樋井郷」の名の由来とした益軒の指摘や、おそらくその根拠となったであろう当時の農民たちの伝承は、黒田藩の農業政策が人々の暮らしの背景にあったからなのかもしれない.すなわち西新などの河口付近で城下に近いエリアを除けば、樋井川の中流域には城内・城下とは隔てられた農村景観や原野、山林が一面に広がっていたために、江戸中期以降の福岡藩藩主らにとって樋井川流域は愛護の対象になっていたことも明らかとなった.

3.2 近代化と河川空間の再編成

本節では、封建社会の終焉とともに近代的な中央集権国家の建設という新政府の方針の下、樋井川空間がどのように再編成されていくのかに迫っていく。まず法制度の面では、河川空間は全面的に官有地となった(3.2.3)。しかしその管理・利用の実態までが大転換したわけではなかった。下流域での鉄道敷設や炭鉱業の興亡(3.2.2)は「近代日本」に象徴的な新しい出来事だが、1950年代まで流域内で当たり前のように見られた農業景観(3.2.1)は、近世までの農村社会の延長上にあったと言えるからである。そのような時代の変化にあって、樋井川と人々はどのような関係であったのだろうか。

3.2.1 農業生産の変化(中上流域)

版籍奉還(1869)に伴い,第12代藩主の黒田長知(1839-1902)には初代知藩事の職を与えられた.しかし廃藩置県(1871)が実施されると,潘・潘知事ともに消滅し,現在の福岡県に相当する範囲に,新たに8つの県——筑前国から福岡県・秋月県,豊前国から小倉県・千東県・中津県,筑後国から久留米県・柳河県・三池県——が誕生することとなった.現在の県境は,各県の編入等が繰り返されたのちの,1876(明治9)年に確定している.なおこの年には,旧城下町に相当する福岡・博多が「第一大区」10の下に統合されている.

一方,樋井川流域の村々は県政の最初期より福岡県の管轄下にあったが、1878 (明治 11) 年の郡区町村編制法によって新たに発足した「早良郡」へと編入された.これには現在の西区東部、早良区、城南区、南区西部、中央区西部が含まれ、非常に広い面積を有していた.以来、早良郡役所は樋井川河口付近の西新町に置かれることとなった.それと同時に、福岡・博多の「第一大区」は「福岡区」へと改称し、郡と並ぶ位置づけになっている.そして1889 (明治 22) 年、市制および町村制の施行に伴って、福岡区および他は「福岡市」として再編され、ここに福岡市が誕生する.一方早良郡の下には、8つの集落——田島村、片江村、堤村、上長尾村、下長尾村、桧原村、柏原村、東油山村——の合併によって新たに「樋井川村」が誕生した.その命名につい

ては、早良郡役所の編纂による『早良郡志』(1923b) に以下のように記されている.

抑樋井川なる村名の起りを尋ねるに、昔樋井川上に七八間餘 [約 12.7~14.5 メートル] の 樋を懸け、灌漑せしことありしに因み樋の郷の名起り、而して毗の郷と毗伊郷とは唯稱呼 の便宜上、毗の音の餘響延いて毗伊となり、後に樋井の字を用ひて川の名に命じ、遂に村 名となったのである. (早良郡 1923: 1)

すなわち、かつてあったとされる「掛け樋」の伝承から「樋の郷」となったとする益軒の指摘に加えて、その「ヒ」という音が徐々に延ばされて「ヒイ」となり、やがて「樋井」の字があてられたとの解釈が記されている。また村役場は旧友泉亭に置かれることとなった。『早良郡志』によれば、藩政時代と比べて「當年の面影は全く無くなつて居る」(早良郡 1923: 57)と評されている。なお旧 8 村の名は、大字の名に残されることとなった(早良郡 1923)。

次に樋井川村の社会構造について述べていきたい. 以下は 1902 (明治 35) 年から 1921 (大正 10) 年まで, およそ 20 年間での人口, 世帯数, 職業構成の変化と, 1911 (大正元) 年から 1921 (大正 10) 年までの 10 年間における農林産物の生産量の変化についてまとめたものである (早良郡 1923b: 6-7, 22-24).

	1902	1911	1921				
人口(人)	3,469	3,135	3,564				
世帯数(戸)	526	496	564	1	農林産物	1911	1921
				./	米(石)	7,590	9,729
	1902	1911	1921	/	麦(石)	2,299	2,743
農林業(戸)	517	453	397		菜種(石)	1,933	3,245
漁業(戸)	0	0	0		豆類(石)	239	176
炭鉱業(戸)	0	0	8]	野菜(円)	6,230	24,907
工業(戸)	3	7	26		果実(円)	1,542	29,423
商業(戸)	8	16	29	$ \ $	木材(円)	1,875	17,650
その他(戸)	20	20	84	$ \ $	薪炭材(円)	270	9,750
無職(戸)	0	0	20	'	竹材(円)	307	2,500

表 10 樋井川村の人口・世帯・職業構成の動態と農林産物の生産力の推移(早良郡 1923b)

1902 (明治 35) 年から 1921 (大正 10) 年までの間に、人口・世帯数の一旦の減少、そして回復が見られる. だが農林業従事世帯数やその割合は減少の一途を辿っていることが分かる. 別の統計では専業農家の戸数が 1911 (大正元) 年から 1921 年までの 10 年間で 450 戸から 250 戸にまで著しく減少し、その反面、兼業農家戸数が 13 戸から 280 戸にまで、つまり約 20 倍も増えて

いることも見逃せない(早良郡 1923b: 16). この動向と並行して、炭鉱業、工業、商業の分野で新たな従事者たちが登場していることもうかがえる.とはいえ日用品の買い物であれば多くの村民が福岡市にまで出かけたようで、商業はあまり繁盛しなかったとも書かれている(早良郡 1923). これらの新たな働き手が村外から来た者なのか、あるいは転業した村民なのかは明らかではない.

一方で注目すべきは農林業従事世帯数の減少にもかかわらず,豆類を除くほぼ全ての農林産物の生産が向上し,その売り上げも上昇しているという点である. 林業生産は主に油山山麓の大字東油山,大字柏原,大字桧原に限られていたが,これは大きな収入源となっていたことだろう. 大字上長尾では,1894 (明治 27) 年に荒廃地に1町歩 (約1~クタール) の畑地を新たに開墾したものの,収益計算をしなおすと林業の方が儲かることがわかったため植林地として今は利用されている,との逸話も残されている(早良郡 1923b: 21).

これらの「豊かさ」が技術革新によるものか、ニーズの高まりによるものか、県・郡・村政によるものか、それは定かではない。しかしかねてより農業主体であった樋井川中・上流域が生産力を飛躍的に高めつつも、その担い手が減少、分散していったことは確かだ。工業化に邁進する国家・市場のもとで、労働力・労働形態の流動化、産業構造の変化といった大きなうねりが、樋井川村にも押し寄せていた可能性も考えられる。

3.2.2 鉄道敷設、炭鉱業の興亡(下流域)

本項では、樋井川下流域におけるその大きな「うねり」の一端に触れようと思う。樋井川村は1929 (昭和 4) 年に、同じく早良郡の原村とともに福岡市に編入された。これにより福岡市は、九州最大の人口228,289 人 (1930 年)を擁する都市となった。このわずか9年前、1920 (大正9)年の第1回国勢調査では、福岡市の人口は95,381人で10万人にも達しておらず、長崎市の176,534人(全国7位)、鹿児島市の103,180人(全国14位)、八幡市の100,235人(全国16位)に次ぐ、九州4位(全国17位)の規模に過ぎなかった。福岡都市圏の成長が実に急速であったことがうかがえる。

それと時を同じくして、交通インフラも大きく発達していった。福岡市が誕生した 1889 (明治 22) 年には、福岡の玄関駅として博多駅が開業し、筑豊炭田からの貨物輸送をはじめとする北部九州の輸送を支えた。その 10 年後の 1899 (明治 32) 年には博多港が開港し、さらに 1910年代からは福博電気軌株式会社 (1910-1942)、博多電気軌道株式会社 (1911-1942)が福岡市内での路面電車の運行を開始する¹¹. なかでも路面電車の貫通線、城南線の 2 路線は、樋井川下流域の景観に関する人々の記憶に大きな影響を与えている。

昔, 軌道は今川橋を渡ってなくて, 樋井川のこっち側 [右岸] とこっち側 [左岸] に 1 個 ずつ今川橋っちゅう駅があって, みんな一旦降りて, 今川橋を歩いて渡って乗り換えてたんよ¹².

戦後生まれで「親父から聞いた話では」を枕詞に西新の歴史を語るのは、西新校区にお住いの B氏である.B氏は定年退職後、3世代前からの実家のある西新に戻ってきて以来、校区周辺の 歴史を独自に調査して、小学校や公民館での出前講座などでもマイクを握る.

今川橋とは樋井川下流域にかかる橋で、その名は黒田氏による河口付け替えによって誕生した「新しい川」という意味から、樋井川下流域を「今川」とも呼んだことに由来する。後に西鉄福岡市内線として統合される市内6路線のうち、福博電気軌道は、九大前駅(現在の福岡市東区)から西新駅(現在の福岡市早良区)までの路線、すなわち後の貫通線を敷設したものの、当初は今川橋上での線路の敷設がかなわず、1935(昭和10)年にようやく全線直通運行が可能となるまでのあいだ、利用者は今川橋を歩いて渡らねばならなかったのである。

一方の城南線は、今川橋の約300メートル上流の、七隈川と樋井川の合流点にかかる城西橋を渡る路線で、その名のとおり福岡市中心部から福岡城址の南側を通って西新駅にまで通じていた. 1928 (昭和3)年の開通である。当時、1930年代生まれで筥崎に住んでいたC氏は、夏休みや年末年始に鳥飼(現在の福岡市中央区・城南区)の親戚宅によく遊びに来ていたという。大濠駅から西新駅への下り坂を進む城南線の車両がよく脱線し、その度に通行人や乗客の男たちが車体を線路に押し上げるのをよく目撃したという。「加速がききすぎたんだろうな、野次馬になって、それを見るのが、おもしろかったんよ」と笑みをこぼしながら振り返っている。

樋井川流域の鉄道網といえば、北九州鉄道株式会社(1919)が新設した鳥飼駅に触れない訳にはいかない。1925 (大正 14)年のことであった。現在の福岡市城南区 6 丁目、当時は一面に田畑が広がっていた場所に、鳥飼駅が誕生する。もともと大きな客足が期待されるような場所ではないその地に新駅が作られることになったのは何故か。田島校区、別府校区、鳥飼校区の住民たち、誰もが「田島の地主たちが鉄道誘致に猛反対したから」と口をそろえる。そもそも博多から小笹を抜けて姪浜へと向かうならば、樋井川を渡って田島の中心部を貫くのが最短距離である。しかし蒸気機関車は煙を吐き、火花を散らす。農作物被害を懸念する声が田島では大きかった。最終的には、小笹を抜けたあと樋井川を渡らずに北上し、田島の北の別府に向けて渡っていく路線へと変更されている。

樋井川で遊んでいて、地図のこの辺 [城西橋付近] の土手に上がると、鳥飼駅までずーっとよく見えたんよ、朝には通勤の人もよく見えた¹³.

と回顧するのは、戦前の景観を知る C 氏である。当時は西新、草ヶ江、六本松の方、すなわち 旧城下に近い樋井川右岸には家々が建っていたのに対し、樋井川と七隈川に挟まれた現在の城南 区鳥飼の一帯には一面の田畑が広がっていて、その真ん中にポツンと立っていた鳥飼駅 14 がとて も印象的であったと語る。また当時の樋井川には現在のような護岸などもなく、そのかわりに土 手にはアシが生い茂り、川面に覆いかぶさっていたという。子どもたちはアシ原で魚取りに精を 出し、堰の前後では泳ぎ方を習得した。

上流域と比較して,下流域では上述のような交通網の整備が,戦前には既に進められていた.

しかしそれは室見川左岸に発展していた姪浜と福岡市中心部をつなぐ鉄道網整備の副産物に過ぎず、「樋井川流域の開発」が目されていた訳ではない。その証左に、当時樋井川流域を南北に貫く交通網は、樋井川沿いから大字神松寺を抜けて大字堤へと至る道路(通称油山往還. 現在の県道 557 号線) しかなく、依然として流域内の人・物資の移動は容易ではなかった。

戦前の樋井川下流域の景観を述べる上では、ボタ山に象徴される炭鉱業の盛衰にも触れねばならない. 『福岡市史 第二巻 大正編』(1963) には以下のように記されている.

市の近郊,早良郡に於ける石炭採掘の初まりは,明治二十四,五年の頃であって,当時地下に石炭層の存在するのを認め,西新町地内に於て採掘を試みたものがあったが,甚だ振わず,その後明治四十二年に至り,西新町炭坑が西新町の麁原に採掘を初めてから盛大となり,大正年代に入って益々大規模となり,同三年には同会社及び姪浜鉱業株式会社が姪浜地内に起業し,同八年には樋井川村地内に於ても豊国鉱業株式会社が業を起こした(福岡市1963:733)

ここでは、現在の福岡市立鳥飼小学校がその跡地となっている鳥飼炭坑について言及したい. 鳥飼炭坑の採掘は、上の引用文で触れられている麁原炭坑に続いて、1912 (明治 45) 年に開始された。福岡鉱業、帝国炭業がその経営を順次担い、1928 (昭和 3) 年に閉鎖されるまで、室見川・樋井川河口にひろがる早良炭田¹⁵における炭鉱業を支えたと言われている。最盛期には1日に6~7円の収入があったとも言われている。この間に鳥飼村、西新町は、それぞれ1919 (大正8)年、1922 (大正11)年に福岡市に編入されている。なお1922 (大11)年には、福岡市鳥飼に旧制福岡高等学校が開校している。後の九州大学教養学部である。

早良炭田での炭鉱業については、永江(2014)が詳しい。永江(2014)によれば、この一帯における石炭生産のピークは第一次世界大戦(1914-1919)の前後にごく限られており、景気低迷と炭価下落に加え、湧水による出炭量の減少が追い打ちとなって、坑夫数、鉱区面積の大幅な減少を招いていている(永江2014:133-136)。また鳥飼炭坑、麁原炭坑の経営が帝国炭業へと移っていった後も、大量の慢性的な坑内湧水を解決することができなかったため、最終的には、隣接する姪浜炭坑で安定的な生産・経営をしていた姪浜鉱業へと売却された。永江(2014)は、これをもって「旧西新町炭坑以来の旧福岡炭坑の独立した歴史は完全に幕を閉じた」(永江2014:169)と結んでいる。また採掘した石炭の運搬には樋井川や七隈川が利用されたとも言われているが、実際にその大部分を担ったのは九州水力電気敷設の専用路線のようで、西部の姪浜へと向かい、専用の埠頭へと運び込まれていった(永江2014:119-120)。

3.2.3 「官有地」樋井川の利用実態

ここまでの議論で明らかなように、上流域と下流域の景観の変遷には若干の違いがあった.ではそこを貫く樋井川水系は、当時誰によってどのように管理・利用されていたのだろう.

まずは以下に再構成した,『早良郡志』(1923) における「本村[樋井川村]の地積」の内訳を

参照しよう. 町歩制だと分かりにくいが,一町は1~クタールに相当する. したがって樋井川村 の総面積は約2,055.4~クタールで, そのうち約13パーセントが官有地で, 残りの約87パーセントが民有地であったことが分かる. また樋井川村全体の約5パーセントを山林(国有林,山林,保安林)が,約39パーセントを民有の田畑と原野がそれぞれ占めており,宅地面積はわずか約2パーセントに過ぎない.

土地の種類		面積 (町反畝歩)	土地の種類	面積 (町反畝歩)
官有地	(計	264町0反0畝1歩	原野	177町3反7畝17歩
池沼		18町1反5畝9歩	雑種地	1反2畝18歩
神社地		7町8反5畝25歩	池沼	3 反 2 畝 24 歩
道路		22町2反1畝11歩	免租地 (計	89町4反9畝19歩
溝堀		11町6反1畝2歩	學校敷地	4 反 7 畝
河川		18町2反0畝24歩	墳墓地	4町8反8畝17歩
堤塘		5町5反9畝8歩	用悪水路	1反0畝12歩
田		5畝6歩	溜池	29町9反7畝1歩
塚		2 畝	病院敷地	2 反
国有林		180町2反9畝6歩	保安林	46 町 7 反 3 畝 15 歩
民有地	(計	1,791 町 4 反 5 畝 21 歩	水道用地	7町1反3畝4歩
有租地	(計	1,675 町 3 反 2 畝 9 歩	免租年期地 (計	26 町 6 反 3 畝 23 歩
田		510町0反8畝21歩	無年期開墾地	24町1反7畝1歩
畑		118町7反5畝3歩	鍬下開墾地	2町4反6畝22歩
宅地		45 町 9 反 3 畝 2 歩		
山林		822 町 7 反 2 畝 12 歩	総計	2,055 町 4 反 5 畝 22 歩

表 11 樋井川村における土地の所有別,種別の内訳(『早良郡志』1923b: 4)

注目すべきは、水辺の管理者である.「池沼」は官有・民有のどちらも存在するが、「溜池」に関しては民有の免租地となっている. これは水利組合が管理していた農業用溜池と考えられる. 一方で「河川」は完全に官有地であることが分かる. ただし 1923 (大正 12) 年時点での「官有」との記述が、具体的に何を意味していたのかは判然としない. ここに迫ってみたい.

我が国では 1873 (明治 6) 年の河港道路修築規則でもって本格的な国土整備に乗り出し, 1886 (明治 19) 年には内務省管轄の土木監督署が,東京・大阪・仙台・新潟・徳島・久留米に置かれている。戦前までの河川行政は内務省の管轄であった。そして 1896 (明治 29) 年には,近代日本初の公物管理制度である旧河川法が制定されている。これによって,筑後川と淀川をはじめとする全国 10 の河川が国の直轄河川¹⁶となった。1910 (明治 43) 年には第一次治水計画 (対象:第一期は全国 20 河川,第二期は全国 45 河川)が, 1921 (大正 10) 年には第一次治水計画の第二期施工河川に全国 12 河川を加えた,第二次治水計画 (対象:全国 57 河川)が策定されている

(篠原 2018: 42-47). なおこれらの河川のほとんどは, 1964 年の新河川法制定を経ても国直轄の「一級河川」に指定されている.

第一次世界大戦を経て1920年代後半(昭和初期)になると、工業化のさらなる発展に必要な電力需要をまかなうための発電水利と、従来の農業水利のあいだの利害を調整する必要が生じ、1935(昭和10)年には「河水統制の調査ならびに施行」が閣議決定された。米ニューディール政策の一環として行われ、大きな成果を収めていたテネシー川流域開発公社、通称TVAの事業は大いにその参考となったとされている。しかし徐々に戦時色を強めていく時代にあって、治水・砂防・港湾に関する内務省と、灌漑用水・治山に関する農林省、そして発電に関する逓信省といった既存省庁のあいだでの利害調整が主となる、国家統制的、統制経済的な側面はまぬがれなかった(篠原2018:90-91)。結果として、淀川や相模川をはじめとする全国での河水統制事業は、戦争の激化、戦況の悪化によって大きく実らなかったものの、「治水と利水を両立しよう」という構想そのものは、終戦後の多目的ダム開発の思想につながっていくことになる(岸田1985;篠原2018)。

整理すると、戦前の河川行政は、後に「一級河川」指定を受けるような大河川を、治水や利水の観点から国が直接管理するのが主であった。それはすなわち、河川計画を予め立てることによって、高水工事による連続堤の整備等を行い、きたる増水に備えることを意味していた。『福岡市下水道史』(1996)には以下のような記述がある。

我が国の河川行政は、明治 29 年の旧河川法の制定によって河川に関する事務は国の事務とされ、国の機関としての県知事が処理し、費用は原則として県が負担するものとされ、法の適用を受ける河川と法の適用を準用する河川が指定されたが、市内では主要河川が準用の指定を受けたのみで、計画的な改修は行われず、災害復旧による改修がほとんどであった。福岡市の河川事業も普通河川の災害復旧事業がほとんどで、市単独事業もない状態であった。(福岡市 1996: 437-438).

以上を踏まえると、表 11 にある「官有地の河川」も、樋井川水系が法的に官有地であること をただ示すのみであると考えられ、恒常的な予算のもとに積極的な河川計画および改修がなされ たと考えるのは難しい.

また河川との実質的な関係性も、「官」よりも「民」の方がまだ密接だったことだろう。『早良郡志』における樋井川村の青年会の項目には、「舊 [旧] 藩時代より元の各村には、青年の集合團體 [団体] があつて、風雨火水の警戒を爲し、平時は娯樂を俱にする習慣であった」(早良郡1923b: 42)とある。また前項で述べたように農業主体の社会であったため、樋井川水系からの農業利水も盛んであった。

本村平野の灌漑は概ね之を樋井川に仰いで居る. 其の支流の片江川・駄ヶ原川は, 南方の山間部 [大字片江・堤・上長尾・下長尾に相当] を潤し, 柏原・東油山方面は渓流を導き,

箱樋を架設し、尚到らざる所は六十六個所、総水面反別三十九町五反四畝三歩 [約 40 へクタール] の溜池を築造し、配水を爲して居る. 故に大旱魃に非ざれば、殆んど灌漑上の不便を感ずることなく、從つて地味は概して肥沃にして、米作に適し、柏原・檜原・東油山等の産米は、其の質甚だ良好である(早良郡 1923b: 21).

河川の土手などが損壊してもそれが軽微な場合,あるいは灌漑用水路の整備が必要な場合には、 農業に従事していた人々、村内・大字の自治組織などが自主的に修築や営繕、改修にあたってい たのではないだろうか.『田島沿革史』も当時の人々がこういった農業インフラの整備に関して 自立的であったことをうかがわせる逸話を伝えている.

1894 (明治 27) 年,九州全域で大旱魃が発生し,早良郡の樋井川流域も例に漏れなかった. 天然の水利に恵まれていた樋井川村大字田島は,下流側に隣接する早良郡鳥飼村の惨状が「見るに堪えないから」と,鳥飼への分水を決断している.のちに鳥飼村が新聞広告上で感謝の意を表し,田島の行いは九州各県で称賛されることとなった.後日談として,方々の官吏が各地の水争いをおさめるときに,しばしばその新聞を持参したのだという(現代語版田島沿革史発行委員会1996: 108).今日,鳥飼校区から遠く離れた金山校区内の友丘公園に「鳥飼池」という市管轄の治水池があるが,このときの分水にあたり新造した溜池であると伝えられている.

さらに福岡市指定の無形民俗文化財である「田島神楽」も、かつての旧田島村および大字田島の人々が、農業を営み日々を過ごす上で樋井川との関係性を大変重要視し、その姿勢を大切に継承してきた歴史、文化の厚みを今に伝えている。その縁起には水神の龍が登場する。樋井川の左岸は現在の田島橋と金桜橋のあいだに「薦が渕」(こもがふち)という池があり、そこに住んでいた龍神に、水の恵みが枯れぬよう人身御供をしていた。しかし余りにも可哀想だということで、その代わりに奉納するようになったのがこの神楽だと言われている。河川の恵みと災いをどうにかして治めようとした、当時の人々の思想が透けて見える。しかし 1870 (明治 3) 年まで旧藩主黒田家の保護「つ下にあった田島神楽は、旧神官の廃止とともに一旦中止となっている。今日の姿は、その再興を願う人々の努力を経て 1873 (明治 6) 年に再開され、毎年伝えられてきたものである。

すなわち法・制度の整備や、行政区分の改正に次ぐ改正、土地と信仰の関係性を再編することを通じて、樋井川水系の河川空間や住民の暮らしは「国家」という近代的な体制のうちに「上」から組み込まれていった。しかし河川管理の実態として、当時の行政は積極的な姿勢をとってはいなかった。鉄道が敷設され、福岡都市圏に重なりつつあった下流域はともかく、中・上流をはじめとする樋井川水系の大部分では、依然として圧倒的多数を占めていた農業従事者たちの習俗、信仰といった営みを基盤としながら、ある種の「合理性」の下に、樋井川という河川空間は地域社会の中に維持、または再編されていたのである。すなわち法律上の所有者は行政にあったが、その周囲に住む人々によって利用・管理がなされていた、というのが実態であるといえよう。

3.2.4 水辺の機能と意味:その多数性と重層性

本項は、そのような「利用」の一例として、 高度経済成長期ののちに流域内で見られなくなっていく子どもの川遊びについて、1940~1960年代に幼少期を過ごした人々の語りに着目しながらまとめられている.

まず当時の子どもたちにとって、その主な遊び場となった場所の一つが堰の周辺である.堰は川の水を農業用水路に引くために河道をふさぎ、水位を上昇させるよう設置される障壁のことである.上長尾のD氏によれば、時代を経るにつれて木組みからコンクリート製に代わっていった.木組みの場合、田に

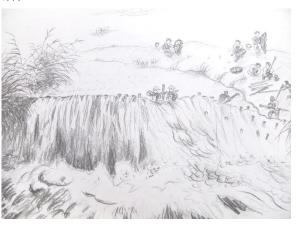


図6 晩夏の堰落とし(副田虎王一『樋井川の四季』)

水を張る必要のある初夏から夏にかけて、水を堰き止めるための材木を増やすなどの水位調節を要する. そして晩夏には木組みを崩す堰落とし(図 6)を行う. 1960 年代までは、駄ヶ原川には3 つの堰があり、いずれも大字上長尾の水利組合がその管理を担っていたという. 堰はその構造上、上流側の河道には水流が緩やかで深みをもつ「淵」を、下流側には堰から流れ落ちていく水によって「瀬」を形成する. また瀬の水量次第では、その浸食作用によって下流側にも淵が形成される場合もあった. これらの淵は子どもたちが泳ぎを体得する格好の場所であった. 鳥飼の C氏は、以下のように回顧する.

塩屋橋のこっち側に堰があって、岸から [堰の下流側の淵に] 飛びこんだときにはね、1回おぼれかけたんよ. 危なかったな、あれは.

堰の下は渦になっとるけん入るなよ、って言われてたけども、そこに落ちてしまったから 出られなくて、焦ったね、そうしたら岸に[川岸から川底にかけて]堰を固定するための 岩がたくさんあって、川底からそれを伝って、何とか水面に出られたんよ。

戦前と同様に、戦後の川での水泳も堰の周辺で行われたようである。1950 年代の別府では、当時 18-20 歳の青年団の若者が、小学 1-2 年生たちに集合をかけて、放課後に強制的に泳ぎを覚えさせた。全員で川に入り、対岸を往復してリレーをしていくというものであったと E 氏は語る。一方、小学校では川での水泳を禁止されていたと語る長尾の F 氏は、自宅近くの一本松川の堂目木堰(どうめきせき:現在の島廻橋交差点付近)で泳いでいたとき、横に目をやると目と鼻の先を泳ぐへビに遭遇し、「一瞬身体がかたまった」と述懐している。

堰はまさに生き物たちの宝庫でもあった.堰に限らず、田んぼの用水路や農業用溜池などの水辺では、魚取りなどにかける子どもたちの創意工夫がいかんなく発揮された.E氏によれば、1950

年代は下流の塩屋橋の堰までが感潮域であったためボラなどはおらず、ハヤばかりが釣れたという。少年たちの工夫はそのエサにも現れていた。エサには4種類あって、①ハチの巣を採ってその幼虫を使うか、②魚屋でもらってきたサバの頭を置いといて産みつけられたサバ虫(=ウジ)を使う、あるいは③メリケン粉を丸めて団子にして使うか、または④ミミズを使うか、であった。農家の少年たちはもっぱらミミズを使い、そして一回釣り糸を垂れるごとにふやけて針から取れてしまうハチの幼虫よりも、長持ちするサバ虫の方が好まれた。

1941 (昭和 16) 年生まれの G 氏は、もともと別府生まれであったものの空襲で実家が焼け、那珂川沿いの住吉小通いを経て、田島 (現在の笹丘) に移り住む. お気に入りは友泉亭の上流は一本松川との合流点付近の堰の周辺であった. その魚獲りの方法がまた大胆である. 2 人組のうち、片方が自電車のペダルを手で回して発電をする. そしてもう 1 人がそこから電線を引いた矛と網を川の中に突っ込む. すると感電した魚が浮いてくるという塩梅である. 魚はもっぱら食べるために獲っていたという.

ホタルが多かったし、カモツカってきれいなところに住む魚がいっぱいいたんです。フナやカヤ、ライギョ、ナマズ、ウナギも獲った。獲って持って帰って家で食べるんですよ。ナマズは雨が降ると汚い水の中から獲っていた。ウナギみたいに照り焼きにするとうまいんだね、これが、ザリガニは確実に食べていた。それは、川でなく池でしたね。¹⁸

もちろん道具に頼らず、生き物を獲る方法もあった. 上長尾の D 氏、H 氏によれば、雨によって駄ヶ原川が増水すると、水に流されるのを避けて土手の草の間をのぼってきたツガニが、雨の止んだ後にはバケツ一杯に獲れたという. 普段は名人でないと多くは獲れないツガニが、雨の後には誰にでも獲れたから、雨が上がるとみんな川に集まったのだという. この C 氏は江戸時代以来の農家であり、上長尾の一大地主である. その分家筋にあたる H 氏も、小学生に上がると家業を手伝うようになり、駄ヶ原川の四反間堰(したんまぜき)で牛をよく洗った.

少し話は逸れるが、現在の上長尾の御子神社で氏子衆総代を務める I 氏は C 氏と同級生で、2 人は友人らと毎朝 1 時間以上をかけて、戦後に新設された鳥飼の城西中学校まで歩いて通った. 近道のために田んぼの畦道などを通ったりしながら、長尾小学校まで下り、友泉亭を右手に田島八幡神社の境内を抜けて、樋井川の下流域までの道のりであった. 帰りは樋井川、駄ヶ原川に沿ってまた戻る. それが通学路であったという. しかし H 氏の頃になると、すでに友泉中学校ができており、さらにその息子の J 氏の代になると上長尾は長尾中学校の校区に含まれている. 1960~80 年代に人口が増加するなかで、学校が次々に新設され、学区が細分化されていったことがうかがえる.

さて上長尾に加え、桧原や柏原など、上流域に近くなるほど、農業用溜池での遊びのエピソードも豊かになっていく. 現在、福岡都市高速道路(通称都市高)の高架が東西に横断するあたりの土地を「横内」というが、このあたりには複数の農業用溜池があって、そのほとんどが区画整理や農地転用、そして高架建設にあたって埋められている.

これらの溜池群では、日頃の釣りや水泳に加えて、秋から冬にかけての池干しが周囲の人々を 惹き付けた.池干しとは「かいぼり」とも呼ばれ、本来は農業用溜池の水を農閑期の冬場に抜く ことで、堆積したヘドロや土砂を取り除く目的で行われる.その副産物であるコイやフナなどが 人々の目当てであった.

池の係ってのがいまして、それは池の水を取る百姓ですよ。よく溝さらいとかしていました。池干しもやります。猿楽池 [猿楽田池] とか、2年に1回しました。桧原は7つぐらい池があって、毎年どっかで池干しをやります。その時はコイが中心だったですね。池の権利がある人がまずとって、コイを取った後、フナとか残りを他の人たちがいただくんです。

当時は、学校から戻って川でよく遊んでいました.池はこの辺に7つぐらいあるんですが、 この中で源蔵池と松本池で遊んでいました.他の池は藻がはっていて泳いでいかんよって 言われてたんです.

と語るのは、1937(昭和 12)年生まれで西花畑校区在住の K 氏である.全ての溜池が遊び場になったわけではないようである.上長尾の御子神社氏子総代である I 氏も,堤小学校創立にあたって 1970(昭和 45)年に埋められた横内池(通称ババ池)について,「池の底がすりばち状で,底の藻もすべりやすくて危なかった」と回顧している.また子どもたちだけでの川での水泳は原則禁じられていたものの,西花畑校区の L 氏が「小学校の理科の授業が川だった.魚をすくったり楽しかったし,先生もうれしかったと思う」と語っているように,教育現場においても身近な題材であったようである.

しかし下流域,特に河口域に近くなると少し事情が異なってくる. とはいえ,城西橋より上の中・上流域の子どもたちと同様の遊びはなされていたようである. 1946 (昭和 21) 年生まれの西新校区自治協議会会長,M氏によれば,

遊んだのは樋井川と七隈川が合流したところですね.深かったから魚釣りをしました.ナマズとかフナを釣っていました. 釣竿で. 生まれが地元ですから,小学校の頃ですよ. 七隈川の城西橋から下流あたりで遊んでいました. その頃は川は自然のままでしたからね.潮が満ちてくるとけっこう子どもたちは泳いでいました.

とある.しかし M 氏が通っていた草ヶ江小学校よりも,さらに下流の小学校へと下っていくと,子供の遊び場としての水辺の選択肢は多様化してくる. 例えば 1945 (昭和 20) 年生まれで現在の南当仁校区が地元の N 氏にとっては, 樋井川以外には大濠公園, 西公園なども放課後の遊び場であったし, 西新在住の B 氏も「樋井川で遊ぶよりは, 西公園の磯や百道浜に出かけていったな」と述懐している. また水泳の授業といえば, 別府校区の E 氏が以下に述べるように, 百道浜での海水浴だった.

私たちが小学校ん頃はですね. 百道の海岸にですよ, 学校から連れて行くわけですよ. 何年生単位でですね. そんときはもう平気で飛び込み台 [夏に砂浜から 50m ほどの沖合いに設置されたという] まで泳ぎ行きよったもんね.

高校は県立の修猷館高校に行ったんですが、体育の授業で海に連れて行かれて、土管のなかで海水パンツに履き替えて、一時間遊んで来いっていわれました。気楽なもんですよね、 先生は何もしなかったですから、でも、最後に試験があって、海で泳ぎをさせるんです。 泳がせていたら、まちがって沖の方に向かって泳いでいくのもおりました。のんびりしている時代でしたよ。

後者は、高校時代を回顧する南当仁公民館館長の N 氏の語りである。修猷館高校は西新にある名門高である。「学校教育で地域の自然環境を利用する」と一口に言っても、上流と下流では、 その周辺の環境に応じて利用目的などにも大きな違いがあると見える。

さてそろそろ本項を整理してみたい。まずは以下に樋井川流域で見られた生き物を、住民たちの語りにもとづいてまとめた。こちらから投げかけた質問は、基本的に「樋井川流域で見かけたり、捕まえたりした生き物について」で共通している。しかし語り手によっては「捕まえた生き物」という言葉から想起されたものが、「獲るのが得意だった生き物」や「食べておいしかった生き物」であったかもしれない。それぞれに記憶の呼び起こしかた、その順序や基準が異なる上に、語り手自身が科学的指標にもとづいて当時確認していたものでもない。そのため以下を客観的、科学的データとして扱うことは難しい。しかし当時の子どもたちが、生き物や水辺を含む自然環境との関係性を、遊びを通じてどのように認識していたのかを考える上での、手がかりの一つとはなるのではないだろうか。

上	柏原	アブラハヤ、ウナギ、カケハヤ、キネドジョウ、ドジョウ、ドン
流		ポ,ナマズ/ニナ/カワエビ,サワガニ,ツガニ/ハグロトンボ,
		ホタル/イモリ/カチガラス
	花畑·桧原	ウナギ,キネドジョウ,コイ(池),ドジョウ,ドンポ,ナマズ,
		ハヤ, フナ (池), メダカ, ライギョ/タニシ/アメリカザリガニ,
		サワガニ, タエビ, ツガニ, モクズガニ, ヤマトガニ/アキアカ
		ネ, オニヤンマ, カブトムシ, ギンヤンマ, ゲンゴロウ, シオカ
		ラトンボ, タイコウチ, タガメ, ハグロトンボ, ホタル, ヤゴ/
		アカハライモリ/アオダイショウ, アマガエル, ガマガエル, シ
		マヘビ,トノサマガエル,ニホンイシガメ
中	堤(※一本松川)	ウナギ, タナゴ, ナマズ, ハヤ, フナ/ザリガニ/オタマジャク
流		シ,サンショウウオ,食用ガエル/アオダイショウ

	上長尾(※駄ヶ原	ウナギ,シビンタ,ドンポ,ハヤ/(シジミ貝)/イモリ/ホタ
	JII)	ル/食用ガエル,マムシ/イタチ,イノシシ,キツネ,サル,タ
		ヌキ/カワセミ,スズメ,ヒヨドリ/ノイチゴ,ノグミ,ノビワ,
		ヤマモモ
	下長尾	カモツカ, ドンポ, ナマズ, フナ/ホタル/アカハライモリ/カ
		エル/シイノミ (※神松寺), ヤマモモ (※小笹)
	田島	ウナギ, オイカワ, カモツカ, コイ, シビンタ, ドジョウ, ドン
		コ, ナマズ, ハヤ, フナ/カラスガイ, クロニナ, シジミ, タニ
		シ/アメリカザリガニ,モエビ/ホタル/イモリ/食用ガエル,
		ニホンイシガメ/アケビ、クワノミ、シイノミ、ミソンチュ、ム
		クノミ/マツタケ(※金山)
下	別府	ウナギ, カモツカ, テナガエビ, ドジョウ, ドンポ, ナマズ, ハ
流		ヤ,フナ/シジミ/アメリカザリガニ (※池,用水路),ツガニ,
		モクズガニ/タガメ,セミ/アカハライモリ/ヒル(※水田)
	鳥飼・草香江	ウナギナマズ, コイ, ドジョウ, フナ/アメリカザリガニ(※水
		田、用水路)、ツガニ/カエル
	西新•百道(※百道	ボラ/アカガイ, タイラギ
	浜)	

表 12 およそ 1940~60 年代における樋井川流域で子どもたちが関わった生き物 (複数の聞き取り資料およびフィールドノートをもとに筆者作成)

前項の末尾において、中・上流をはじめとする樋井川水系の大部分では、樋井川という空間が、 農業を基盤として形成されているのではないかと指摘した。本項を通じて、その空間には農業生 産の空間としての「機能」の上に、また別の複数の「機能」が見出されていたことが明らかになった。

第一に、農業従事者にとっての樋井川や堰、水路や溜池は、各戸の収入と地域の経済を支える必要不可欠なインフラストラクチャーであった。だがそれは生き物たちの生息地を与え、生態系の一端を担っていた。また子どもたちにとっては、魚や昆虫、カニや木の実などを調達する場所であり、もっと広いくくりで言うならば「遊び場」であった。学校の教師にとっては理科の教材であり、青年会の若者にとっては地域の子どもたちに社会性を身につけさせ、身体の訓練をほどこす場所でもあった。すなわち農業経営のために改変・維持・利用・管理がなされていた、河川をはじめとするこれらの水辺の環境は、農家に限らず地域の多様なアクターによってさらに様々に利用されることで、実に多様な「意味」を付与されながら地域社会のうちにその位置づけを確保していたのである。

しかしこれらの機能は、調和的に配置されていた訳でも、その機能を利用する人々が互いに問題なく住み分けをしていた訳でもない。それぞれのあいだには緊張関係があり、相互に規範の確

認と侵犯を繰り返しながら,意味の多数性は成立していたと考えられる.以下の語りは象徴的である.

樋井川には井堰が2つあって、こことここです(動作:地図に書く). そこは腰ぐらい深くて、魚がいっぱいおってですね、グループになって井堰を外すんですよ. それで網でとってました. 当時は、堰は木でしたからね. 今はカネだけど. 当時は樋井川を「ミゾ」って呼んでいました. 魚を獲るときは10人ぐらいで、2~3人が見張り役、堰を外す役、網で魚を獲る役とかを決めてたんです.

花畑校区のO氏の言葉である. 聞き取りの主眼は、「どこでどういう風に魚を獲ったのか」であったが、それよりも興味深いのは、堰の木組みを外すために2~3人もの見張りを立てている点である.

ここから推測できることは、1)当時は川の堰を子どもたちだけで外してはいけなかったということ、2)それにも関わらず子どもたちは集団で木組みを外し、魚を獲っていたということ、この2点である.これは農業のために堰の安定的な維持・管理が必要であった一方で、魚をより多く獲るためには堰を一時的にこわす必要があったということを意味する.それぞれの機能が排他的で、住み分けがあったのではない.子どもには子どもの「言い分」があり、堰の利用をめぐる価値対立があったのである.しかし言うまでもなく、両者の力関係は明白だ.農業が主体であった以上、その都合にもとづく社会規範——すべきこと、しても良いこと、しなくても良いこと、すべきでないこと——が、世代を問わず人々のあいだで共有されていたことだろう.だからこそ彼らは見張りを立てたのだ.子どもには子どもの「価値」があり、その文脈にもとづいた「機能」が樋井川から引き出され、利用されていたに過ぎない.したがって、河川や溜池の利用のあり方が、必ずしもある一定の調和的、統一的なまとまりの中に配置されていたのだと理解するのは正しくないだろう.

ただし水辺空間の所有者は法律上定められており、官有なら行政が、民有なら個人が所有していた.特に農業用溜池や堰、用水路の管理実態は、水利権に強く規定されていた.そのため、たとえば池干しについての「池の権利がある人がまずとって、コイを取った後、フナとか残りを他の人たちがいただくんです」という語りがあるように、それらの空間における資源は誰でも自由に使ってよいオープンリソースであったわけではない.だが、水利権にもとづくこうした資源管理によって育まれた自然資源を利用して、子どもたちは遊んだのである.すなわち互いに重なり合い、ときに侵犯し、また斥け合うという緊張関係のもとに、水辺の空間は構成され、人々の暮らしのすぐ近くにあった.たとえそれが「官有地」という法的区分であったとしても、人々が自らの利用によって重層的かつ相互連関的に意味を付与することで、樋井川流域の堰や用水路、溜池は地域社会の中に確たる位置づけを有していた.

しかし、そこには「水系一貫の河川管理」と呼べるような仕組みはなく、水を融通し合っていた農家の集団がそれぞれ慣行的に担っていたに過ぎない. もちろん「生態系保全」「持続可能性」

など、今日的な諸価値にもとづいた水管理・水利用のルールも存在しなかった。当時の河川との関係性は、今から振り返ると確かにある一定の「豊かさ」をたたえているように映る。しかしそれは当時の地域社会や経済の上/うちに成り立っていたのであり、一概に今日の河川空間と比較して、その是非を評価することはできない。言い換えればこの時の「川と人の関係」を理想視しても意味がない。何故このような関係性が失われたのか、現在の河川空間を支える構造、価値、規範は何か。そこに目を向ける必要があると言えるだろう。次節では、まさにその大規模かつ不可逆的な変容の契機となった時代としての高度経済成長期、その頃の樋井川流域を振り返る。

3.3 高度成長による河川空間の周縁化

前節では、樋井川流域に広がっていたかつての景観と、その背景にあった社会的な諸価値・諸機能について、その変遷に着目してきた。樋井川水系は法的には官有地でありながらも、計画的な改修事業は行われておらず、むしろ農業経営上の都合から沿川の住民が自律的に堰や護岸の管理をし、子供たちが遊び場として利用するなど、河川空間が生活世界の構成要素であったことが明らかになった。本節では、樋井川を取り巻いていたこれらの状況および景観が、高度経済成長の影響下においてどのように変化していったのかを記述していく。

まず宅地化と人口増加により従来の「人家がまばらで一面に田畑」という景観が一変していったプロセスを追う。それは当然ながら住民構成や生活スタイルの変化を伴っていたため、農業中心の地域経済に組み込まれていた河川空間の機能や位置づけが相対的に消失していく過程であった(3.3.1)。その変化は下水道施設の未整備による水質悪化や海水浴場の閉鎖などの「ひずみ」となって流域に顕在化した(3.3.2)。なおそれと並行して、住宅地としての様相をまとい始めた樋井川流域では、さらなる「安全と安心」を確保するべく河川改修が水害の度に進められることになる(3.3.3)。これら複数の経緯は総じて、樋井川の「都市河川」化、すなわち生活世界からの河川空間の退却という形に収斂していくことになる。

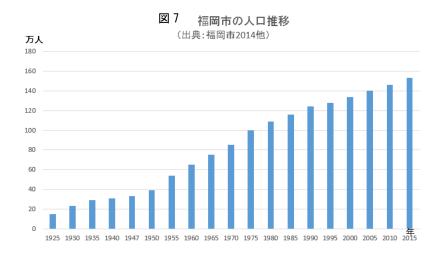
3.3.1 宅地化と農地の減少

1945 (昭和 20) 年 6 月 19 日,福岡市は米軍の空襲によって中心部のほとんどを焼失した.福岡市によれば、その規模は「都心部天神を中心に東西は御笠川から樋井川まで延長約 5 キロ、南北は櫛田神社—大濠公園から博多、福岡両港まで幅約 1.8 キロのおよそ 400 ヘクタールの区域におよび、被災戸数約 12,700 戸、被災人口は約 6 万人」にまで上った。樋井川沿いの集落では、都市部に近い下流域の西新・別府や、上流域の柏原・桧原・花畑などでも局所的な被災があったといわれている (別府公民館 2014;花畑公民館 2015).

終戦から 2 年後の 1947 (昭和 22) 年,福岡市はその後約 30 年間にわたって進められることになる「戦災復興土地区画整理事業」を開始する.これは全国 115 都市の戦災復興を目的とした特別都市計画法にもとづくもので、事業対象は市中心部の 328.7 ヘクタール (公共減歩 19.10 パーセント,保留地減歩 0.60 パーセント) に限られていた.そのため樋井川流域との重なりはない.こうした戦災復興における内需や朝鮮戦争による外需などを背景として,戦後日本の経済は成

長し、軌道に乗っていくことになるが、それを支えたのが都市近郊の住宅地化であった.これは 戦地・旧植民地からの復員や第1次ベビーブームなどに伴い、全国で急速に進んでいた人口拡大 への対応策とも親和的で、福岡市の人口増加の程度は1955(昭和30)年以降ますます大きくな っていく(図7).この年に設立されたのが日本住宅公団の福岡支所であった.

しかし、公団などの住宅地造成に先立って触れておかねばならないのが、道路網の新設・拡張 についてである.以下の道路は、樋井川流域の町並みを大きく変え、その後の宅地造成も大きく 後押しした.



名称 (愛称)	概要
①市道清水干隈線ほか	1954年、長尾・片江・七隈を東西に貫き、博多南部と結ぶ路
(大池通り・福大通り)	線として開通. 5度にわたる工事を経て 1981 年に完全開通.
	島廻橋西交差点の東側が「大池通り」,西側が「福大通り」と
	呼ばれる.
②国道 202 号線	1959年,別府校区を東西に貫き,市中心部と西部とを結ぶ原
(別府橋通り)	東警固線として延伸開通. もとは 1948 年に福岡市で開催され
	た第3回国民体育大会(国体)に合わせて整備された道路で、
	市中心部では「国体道路」と呼ばれる.
③市道地行鳥飼七隈線	1959年,城南区西部(七隈川流域)を中村学園から福岡大学
(城南学園通り)	にかけて、南北に結ぶ道路として認定された. 片側一車線の
	時代が長かったが,真下を通る福岡市営地下鉄 3 号線(現七
	隈線) の敷設と並行して 1980 年代から拡張工事がなされ,
	2000 年代から全線片側二車線となった.
④市道大濠東油山線ほか	1962年, 六本松から笹丘, 長尾, 堤丘を貫き, 油山へと至る
(油山観光道路)	大動脈として第1次供用が開始. 道路決定の告示は 1946 年と

	早かったが、全線開通は1986年まで待たねばならなかった.
	草香江交差点で城南線と合流し、島廻橋西交差点で大池通
	り・福大通りと接続する.
⑤都市計画道路老司片江線	1975年,堤から柏原にかけて,油山山麓をなめるように北西
	/南東方向に流れ,那珂川沿いの老司までを結ぶ路線. 土地
	区画整理に伴う計画道路として開通.

表 13 樋井川流域の主たる道路網とその概要(片江校区郷土史研究会 2003)

これらの道路建設を通じて、宅地造成と人口流入、またそれによる消費拡大が促進され、樋井川流域の開発はますます進んだ。特に日本住宅公団に代表される住宅団地の造成は、樋井川流域における市街化の第1波——1950年代後半~1970年代前半(昭和30~40年代)——の象徴的な出来事、景観として住民たちの間で記憶されている。

まず下流域では、日本住宅公団が中・高所得者向けに、別府団地(1959年入居開始:当時726戸)、城西団地(1960年入居開始:当時360戸)、荒江団地(1960年入居開始:当時1014戸)などを造成した。別府公民館の郷土史(2014)には、団地内の幼稚園で園長を務めていた方が、別府団地について以下のように振り返っている。

その波 [団地ブーム] は福岡にもおよび、その先駆けが樋井川を挟んだ梅光園と、この別府団地は東京・大阪並みのグレードを誇り、家賃の高さもあって入居者の質も高く、天神地区から見ると、当時は云わば「田舎」だったにも関わらず注目度は高かったようです。西鉄ライオンズのスター、稲尾選手、和田捕手のバッテリー、ルックスでミスターライオンズと言われた田中寿男選手が早速入居、一流企業の福岡支社の転勤族が続々入居するなど、より一層別府団地のグレードを上げました。(別府公民館創立50周年記念事業実行委員会2014:39)

豊かさや新しいライフスタイルの象徴として、「団地」の占める社会的地位が高かったことがうかがえる. 1960 年代後半(昭和 40 年代)になると、中流域の上長尾には比較的低廉な市営住宅が、また堤には日本住宅公団の堤団地、宝台団地なども建ち始める. 戸建住宅も増えていった. 上長尾の地主の家系で、幼少期には農業の手伝いをしていたという H 氏は、以下のように回顧している.

小学校3年生くらいからかな、実家の仕事を手伝わされてね、……そうしたら周りで団地が どんどんできてって、夏休みとかになるとさ、サラリーマンの家の同級生とかは遊びに行っ てるわけ、でも、こっちはほら家の手伝いがあるでしょう。なんか、そのときすごくうらや ましいな、いいなと思ったなって、話をしてたら思い出したよ。

代々の土地を守り、農作業に従事することで収入を得ていた人々を旧住民とするならば、高度

成長期に県外・市外から移り住んできた「新住民」は、その多くが企業勤めや公務員であったため、所得や生活スタイルも、またその社会的なイメージも大きく異なっていたことがうかがえる. これらの人口増加は、同時期における小学校の増加を後押しした.以下の表は、樋井川流域に

現存する小学校 22 校を創立年代ごとに整理したものである。旧制度のもとに上・中・下流に 1 校ずつ配されたものの、戦後を迎えると、下流から中流、そして上流へと新設ないし分校という形で、小学校は増加の一途を辿っている。これは通学範囲(校区)の細分化も意味している。したがって、先述の H 氏と J 氏のように親子の通学先が異なることもあった。

年代	校数	校名 (創立年)
戦前	5 校	西新・原・長尾・花畑(1873),草ヶ江(1925)
1940s	0 校	
1950s	4 校	鳥飼('52),百道('55),南当仁('56),笹丘('58)
1960s	4 校	別府 ('60), 長住・七隈 ('65), 西花畑 ('69)
1970s	6 校	堤 ('70),城南 ('71),金山 ('72),片江 ('76),南片江 ('77),田島 ('79)
1980s	3 校	堤丘 ('82), 柏原 ('89), 百道 ('93)

表 14 樋井川流域の小学校 22 校の創立年(現在の校名を採用)

堤団地に最初期から入居している P 氏も、市内へと移ってきたひとりである. 現福岡県大牟田市出身で、進学や就職を通じて国内を転々とした後、そして 1970 年に福岡市へ転勤してきて以来、堤団地に居を構えている. その後は南米での単身生活も長かったが、退職後は堤団地に戻った. 以来、地域史にまつわる史料集めや古老からの聞き取りなどを精力的に行い、先述の『「城南区歴史探訪」報告:城南区の歴史散策』(桃崎・城南区 2013) にも研究成果を提供している.したがって P 氏は高度成長期の人口増加を境にした際の「旧住民」ではないが、昭和 40 年代当時の暮らし、また地域の雰囲気を以下のように言い表している.

朝はみんな団地の前にずらぁっと列を作ってね、博多とか天神方面へのバスに乗って出勤したものです.

町内会みたいなものはあったと思うけど、周辺で昔から住んでいた人たち [農家] との関わりとか、接点みたいなものは、普段はほとんど無かったと思う¹⁹.

先述の H 氏の語りからは、旧住民と新住民の違いこそあれ子どもたちは学校を通じて交流があったことがうかがえるが、P 氏の語りを踏まえると、労働形態の異なる住民たちのあいだでは地域内での接点は基本的には多くはなかったということが分かる.

しかし社会階層による地域内での住民の分化は、このように「住民が二分された」という単純な現象に留まらなかった。それは「農地・農家の減少」と背中合わせであったのである。H氏の

息子にあたり、現在上長尾一帯にある不動産を複数経営しながら、地域づくりに力を注ぐJ氏によれば、経営する複数の不動産は46~47年前の区画整理にあわせて、45年前に一族の方々が転用した旧農地であるという.

この区画整理は、1970(昭和 45)~1974(昭和 19)年にかけて実施された横内土地区画整理 事業のことを指す。樋井川流域およびその周辺では、上長尾の横内を含む以下の 7 地区で 1960 年代から 1990年代にかけて実施された。傾向として、時代を下るごとに北部(中流域)から南部(上流域)の地区へと事業化が進められていることがうかがえる。

対象	区	流域	施行	期間 (年)	面積(ha)
寺塚	南区	中流域(樋井川)	市	1960~1972	180.5
長尾	南区	中流域(樋井川)	機構	1961~1964	82.7
下長尾	城南区	中流域(樋井川)	組合	1966~1977	50.6
油山	城南区	上流域	機構	1969~1971	23.1
横内	城南区	中流域(駄ヶ原川)	組合	1970~1974	24.5
片江	城南区	中流域(片江川)	組合	1973~1987	105.9
柏原	南区	上流域(樋井川)	機構	1978~1990	68.5

表 15 樋井川流域での土地区画整理事業の一覧(福岡市ホームページ 2012)

そもそもこれまで述べてきた一連の住宅地の増加と人口流入は, 樋井川流域に限った話ではない. 1970 年代は, 樋井川流域の中・上流域を含む市南西部, 市北東部での住宅地増加が, 福岡市の人口増加を支えた時代であった(長沼ほか 2008). 北九州市に次ぐ九州2番目の政令指定都市となり, 東区, 博多区, 中央区, 南区, 西区の5区が誕生したのも1972年のことである.

これらの土地区画整理事業は、その中でも樋井川流域(現在の城南区・南区西部)の開発プロセスの一環として、農地の減少に拍車をかけたのである。言い換えれば、それらと引き換えに、樋井川流域の人口増加・宅地化は実現されたと言ってよい。つまり旧住民・新住民の双方が実感していた「住民層の二分化」は、次第に「農家がいない」段階へと移っていくことになる。

この時期から、前節で確認した河川空間における「意味」の重層性は、その変容を迫られた. その重層性の基盤となっていた農業用の堰は失われ、また役に立たなくなった農業用溜池は埋め立てられるか、その後の「利活用」が検討されるようになったのである.『樋井川水系河川整備計画』(福岡県 2014) には以下のように記されている.

[樋井川の中・上流域には] 江戸時代から建造された農業用ため池が数多く存在しており、昭和の初期まで農業を中心とした生活が営まれていました. しかし、昭和 30 年代以降福岡都市圏の住宅地として急速に宅地開発が進められ、かんがい用途が消失した農業用ため池は、昭和 49 年に福岡市で発足した溜池利用調整協議会においてその有効利用が検討され、その一部は洪水調節効果をもつ治水池として整備が行われてきました. 流域内のため池等

は, 宅地化などにより 20 箇所以上が消失し, 現在では 60 箇所程度となっています(福岡県 2014:1).

その「60箇所程度」の内訳は、洪水調整池が14基、農業用溜池が39基、用途不明の池が13基、すなわち合計66基である(田中他2001). 洪水調整池とは、上の「治水池」に相当し、市もしくは城南区、南区が管理している。また農業用溜池は農業施設であるため、市の農林水産局農業施設課の監督下において、任意の地方公共団体である財産区が管理し、各地の水利組合によって利用されている。その利用方法については次節で述べる。

今日に至るまでの溜池数の推移をまとめた田中他 (2001)によれば、1926(昭和元)年から1948(昭和23)年までは溜池数に変化がなく、1948年から1960(昭和35)年までに5基が、1960年から1969(昭和44)年までに8基が、1969年から1976(昭和51)年までに5基が、2004(平成14)年までに1基がそれぞれ消失している。またその消失した溜池の6割が宅地、2割が学校用地として利用された。すなわち宅地化・人口増加との関係で、近世以来、樋井川流域の典型的な農村景観を形づくっていた農地や溜池が消失し、見渡す限り一面の住宅地へと変貌していったことを物語っている。

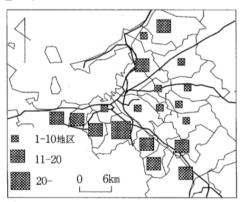


図 8 福岡都市圏において 1970~ 1973 年に造成された住宅地(長沼 他 2008: 46)

とはいえ、農業就業人口が完全に失われたわけではない.農業集落別にまとめられた『農林業センサス』(農林水産省 2015)によれば、樋井川流域における現在の販売農家数は以下のとおりである.以下の表は、「経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家」を指す販売農家のうち、専業/兼業農家別の内訳、および経営耕地面積規模別での内訳を示している.なお表中の「×」は、「調査対象数が 2 以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を『×』表示とする秘匿措置を施しています」とする農林業センサスの表記にならったものである.したがって販売農家数の合計値と、他の項目の合計値が一致しない場合もある.

まず傾向として、流域内の販売農家は福岡市全体のわずか4パーセントに留まり、その半数以上を「兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家」である第2種兼業農家が占めている. 販売農家の分布に着目すると、下流域に関しては樋井川支流の七隈川沿いの8戸(飯倉、弓ノ馬場、七隈)に限られており、樋井川本流沿いの鳥飼、田島、別府、友泉にはいないことが分かる. 一方の中流域には樋井川本流、支流の駄ヶ原川、一本松川、片江川にまたがって20戸(下長尾、上長尾、神松寺、片江、堤)、上流域には25戸(東油山、桧原、柏原)が分布している. 下流から上流にかけて戸数も増え、また経営耕地面積も大きくなっていくことも分かる.

			専業農家/兼業農家			i	経営耕地	面積規模	ţ	
範囲	区	販売農家	専業農	兼業農		第2種兼	\sim 0.3ha		1.0~	3.0ha~
			家	家	業農家	業農家		0.5ha	3.0ha	
福岡県	-	34659	13376	21283	4468	16815	613	18341	12130	3476
福岡市	-	1313	471	807	161	646	27	808	358	79
東区	-	147	44	103	9	94	5	110	31	0
博多区	-	55	15	40	11	29	2	42	11	0
中央区	-	1	×	×	×	×	×	0	×	0
南区	-	81	20	61	1	60	1	61	18	1
西区	-	612	251	361	105	256	17	333	195	
城南区	-	34	×	×	×	×	×	0	×	0
早良区	-	383	141	242	35	207	2	262	103	14
樋井川流域		53	12	29	1	28	1	29	4	0
西新	早良区	_	-	-	-	_	-	-	-	-
草ケ江	城南区	_	-	-	-	_	-	-	-	_
荒江	早良区	_	-	_	_	_	_	-	-	_
荒江	城南区	_	-	-	_	_	_	_	-	_
飯倉	早良区	4	2	2	-	2	-	3	1	_
飯倉	城南区	_	-	-	_	_	_	-	-	_
鳥飼	中央区	_	-	-	_	_	_	-	-	_
鳥飼	城南区	_	-	-	_	_	_	_	-	_
別府	中央区	_	-	_	_	_	_	_	-	_
別府	城南区	_	-	-	_	_	_	-	-	_
弓ノ馬場	城南区	2	×	×	X	X	×	×	×	-
田島	城南区	_	_	_	_	_	_	_	-	_
友泉	中央区	_	-	-	_	_	_	-	-	_
友泉	城南区	_	-	-	-	_	-	-	-	-
七隈	城南区	2	×	X	×	×	×	×	×	-
下長尾	中央区	1	×	X	X	X	X	X	×	-
下長尾	城南区	_	-	-	-	_	-	-	-	-
下長尾	南区	_	-	-	-	_	-	-	-	-
神松寺	城南区	2	×	X	X	X	X	×	×	-
片江	城南区	12	1	11	-	11	1	11	-	-
堤	城南区	2	×	X	X	X	X	×	×	-
上長尾	城南区	2	×	X	X	X	X	X	X	-
上長尾	南区	1	×	X	X	X	X	X	×	-
東油山	城南区	5	2	3	-	3	-	4	1	-
檜原	南区	7	1	6	1	5	-	-	-	-
柏原	南区	13	6	7	_	7	-	11	2	_

表 16 専業兼業別・経営耕地面積規模別での販売農家数 (「2015 農林業センサス」より筆者作成)

上流部には依然として農家が多い印象ではあるが,樋井川流域最大の農業用溜池である源蔵池の水位調節を担ってきた,桧原水利組合の農家・Q氏は,「40年前[1970年代末]には桧原にも27戸あった」と語る。その頃はおおよそ,桧原の約400メートル南に広がる柏原にて土地区画整理事業が始まることになる1978(昭和53)年と重なっている。つまりこの語りは、それらに伴う一連の宅地化の果てに、柏原地区に隣接する桧原地区における農家・農地の減少が著しかったことを伝えている。

今日でも片江(城南区)には農家が多いが、1973(昭和 48)年にようやく土地区画整理事業の認可を受けたことで民間による乱開発を逃れたものの、竣工は1983(昭和 58)年、事業完了は1987(昭和 62)年まで待たねばならなかった。その間の1981(昭和 56)年には片江を東西に貫通する福大通りが開通し、1986(昭和 61)年には片江を南北に貫通する油山観光道路が開通

している. 片江校区の郷土史は以下のように伝えている.

道路沿いには商店が並び、地域住民に密着した商いをみせ、町の様相は一変した.現在、水田はわずかに数枚を残すのみとなり、カエルの大合唱も消えた(片江校区郷土史研究会2003:89).

以上のような交通網の発達と宅地造成の大きな波は、「當地方は福岡市に接近せるが故に、日用品は概ね市内の商店に仰ぐので、村内の商業は格別發展しない」(早良郡 1923b: 30)という『早良郡志』の記述とは大きく異なる街並みを樋井川流域に出現させたのである.

3.3.2 「ひずみ」の顕在化

宅地造成の背後で、1960 年代の樋井川ではその水質悪化も始まっていた。子どもたちはそれを敏感に感じ取っている。田島校区の R 氏は「田んぼに農薬を使い始めて、昭和 35 年 [1960年] くらいから、川や水路やカエルとか魚を見らんくなった」、「それから川にはよう行かんようになった」²⁰と語る。当時は日本農政の転換期でもあり、1961 (昭和 36) 年に制定された農業基本法は、農業にも工業と同様の市場効率性の視点を求めるものであった (宇沢 2000:52)。つまり農薬を用いた経営の「生産性」は非常に高かったといえる。

また 1956 (昭和 31) 年に樋井川 5 丁目の造成地を分譲購入した,北九州市出身の一級建築士・ 角銅久美子氏は,移住してしばらくして経って樋井川の汚染が始まったと語っている.

そんときはね、子どもたちを川に入れようとか、遊ばせようとかは全く思わなかった.臭かったし、汚かった.子どもたちも嫌やったと思うよ.そやけん、川遊びの楽しさを私の子どもたちは知らないけども、その代わりに自分の孫は遊ばせたいなと思うんよ.今の樋井川は、今までで一番きれい²¹.

当時は下水道の普及率も全国的に低く,福岡市も例外ではなかった.福岡市では1930(昭和5)年に下水道事業の認可が下りていたものの,戦争の激化によって1942(昭和17)年に博多・千代部での完成を見たのみで,福岡部での事業再開は終戦を待たねばらなかった.1958(昭和33)年の新下水道法制定によって屎尿を含む下水の終末処理に関して新たな規定が定められると,1963(昭和38)年にようやく総事業費48億円の「第一次下水道五箇年計画」が開始されるに至る.これを受けて1965(昭和40)年には長尾処理場が完成(1991閉鎖)し,そして中部処理場(1966),和白・東部・野方処理場(1975),西部処理場(1980),西戸崎処理場(1981)が順次完成していった.1988(昭和63)年には下水道普及人口が100万人(普及率83.6パーセント)に到達している(福岡市下水道局ホームページ).

なお樋井川流域に関わりのある水処理場は、1991(平成3)年までは旧長尾・中部・西部処理場の3つ、1991年以降は中部・西部処理場の2つである。流域のなかでも田島校区・別府校区

周辺から下流側をカバーしているのが中部処理場(現・中部水処理センター)である. 比較的古い施設のため, 合流式下水道を採用している. 一方その上流側をカバーしている西部処理場(現・西部水処理センター)は、雨水と下水を分ける分流式を採用している.

角銅氏は、1956(昭和31)年の入居からの10年間は一帯の過程が生活排水を垂れ流していたこと、浄化槽設置の過程は経ずに1960年代に下水道が整備されたことも証言しているため、下水道施設の完成に約10年間先行していた著しい宅地開発によって、樋井川の水質は大きく損なわれたことが分かる. 樋井川の水質は1990年代末にようやく環境基準B類型にまで改善されたものの、実際に1980年代後半までは環境基準C類型を上回っていた(福岡県2014:27).

1960 年代後半から観察されるようになった樋井川の水質悪化は、農薬と生活排水の垂れ流しという面源負荷によるものであった。その影響は海にも及んだ。樋井川河口左岸に広がり、「白砂青松」と称えられた福岡市内有数の観光地のひとつ、百道浜が汚染されたのである。その由緒は古く、貝原益軒は『早良郡志 第20巻』で以下のように記している。

昔は荒戸の西より百道原の末,早良川[室見川]の遠干潟の際迄,平沙邈々として廣く,松林なくして不毛の地成しかば,長政公[福岡藩初代藩主の黒田長政]松を植て松原とすべしとて,元和四[1618]年正月廿五日,家臣菅和泉,宮崎織部,小堀久右衛門に命じて,其事を司らしめ,福岡,博多,姪濱の町人に仰て,毎家一軒より,高さ四五尺許なる小松,各一本宛植させられける.此松年を逐て漸長じければ,十年の後は廣き松林と成て,畿萬株と云事をしらず.今は喬木多くして,古へより名を得て久しき生の松原にもまさり,千早振神代に植し,箱崎の千代の松原にひとし.

黒田長政が形成したこの景観は、近代化の過程において欧米由来の「海水浴」というリゾートの舞台として次第に消費されていく、博多湾各地の海水浴場の性質とその変遷について論じる麻生 (2015) によれば、百道浜海水浴場は福岡日日新聞社の主催によって、1915 (大正 4) 年から 1923 (大正 12) 年までに大きく成長した。能古島海水浴場を往復する遠泳大会をはじめ、各種イベントの開催、近隣の旅館、納涼場、テント村などによって賑わっていた。戦後においては、従来のリゾート客に限らず、近隣の学校の水泳授業などにも利用されていたことは先述のとおりである。しかし 1962 (昭和 37) ~1963 (昭和 38) 年ごろから目立ち始めたのが、海水汚染であった。これは既に言及している樋井川の汚染と無関係ではない。朝日新聞 (1984/5/2 付) は以下のように述べている。

住宅新築ラッシュに下水道整備が追いつかず、生活排水がどっと博多湾に流れ込んで、市街地に近い百道海岸はまたたく間に茶かっ色に変わった。遠浅の海岸に群生したカブトガニやハマグリ、ホタテガイは二、三年も待たずに死滅。一日十万人を超えた海水浴客も、年を追うごとに激減し、四十四年[1969(昭和44)年]を最後に「海の家」は一斉に閉じられた。

被害の範囲は観光業に留まらず、漁業にも及んだ. 日本経済新聞(1980/10/31 付)は、1953年から百道浜でノリ漁を営む男性に取材している. 記事によると、百道浜は「室見川が適量な真水を送り出し、海水と真水が混ざり合ってノリを生長させる」ために好漁場で、また1954年当時は西鉄市内電車の均一料金が13円だったのに対して、ノリ1枚の値段は平均約10円もした.「ノリを数える姿はちょうど十円札をめくっているようにも見え」、それはまさに「黒い"札びら"」だったのである. しかし水質の悪化はノリ漁にも影をおとし「十年前 [1970 年頃] にゃ、有明もんより、よかノリが採れた. いまも、確かに黒光はしとる. ばってん紫色の光たくはもうない」とその男性に語らしめている.

百道浜はかつての「白砂青松」,賑わいのあった海水浴場,豊かなノリ漁場といった昔の景観を取り戻すことはなかった.博多港埋め立てに伴う新港湾計画のもと,荒津から福浜,地行,百道,豊浜,小戸,姪浜にまでわたる900万平方メートル以上の海が埋め立てられたからである.これによって百道浜は700~800メートルの沖合までせり出すことになり,海岸線には人工海浜が造成されることとなった.当時進行中であった市営地下鉄の建設事業費を上回る,総事業費3180億円(当時)が見込まれていたこのプロジェクトをめぐってはいくつもの係争が発生し,特に博多湾の12漁業協同組合との4年間に及ぶ交渉は,1980(昭和55)年,総額305億2300万円の漁業補償協定への調印を持って終止符が打たれた(福岡日日新聞1980/12/12).このプロジェクトの大義について,朝日新聞(1984/5/2)は市港湾局次長の発言を掲載している.

もはや、昔の海に回復させるのは不可能. 陸地にかえ、市の将来のために有効利用していく のが新港湾計画のねらい.

こうして新たに造成された百道浜は、アジア太平洋博覧会(1989)に向けた「シーサイドももち地区」の開発を通じて、また博覧会後の再開発を通じて、新たな住宅需要にこたえていくことになる. 現在、西新・百道の一帯は県立修猷館高校、西南学院大学などが立地しているなど、「文教地区」「高級住宅街・高層マンション街」として大きく人気を集めており、市内でも指折りの高所得者層の出入りが激しい地区であると言われている. ある西新小学校 PTA 委員によれば、その出入りの激しさから「西新小に6年通い続ける子どもは、1/3 しかいない」とも言われている²². 長沼(2008)は、これら海岸の埋立地の造成や都心と丘陵の間に分布していた水田の住宅地への転用などが平地部に新たな住宅地を供給したことで、1970年代の市西南部、市東部における近郊丘陵地の宅地開発と比べて、1980年代は都心に近い地区での宅地造成が改めて進んだと指摘している.

樋井川流域にのみ目を向ければ、高度成長期以降のトレンドとして、1970年代には中・上流域での区画整理や開発が進み、1980年代には下流域・河口部の造成が進んだとまとめることができる。またこの時期は行政上・交通上の大きな転換点でもあった。1982(昭和57)年には西区が分割され、新たに西区、早良区、城南区が誕生している。そしてその翌年の1983(昭和58)年には、1980(昭和55)年の福岡市営地下鉄1号線(現空港線)の開業に伴い、国鉄筑肥線の

博多—姪浜区間(鳥飼駅含む)が廃止された. 1986(昭和 61)年には流域と上流域とを貫く油山観光道路がその全線開通を迎えている. ただその傍らで河川の水質が損なわれ,海岸線に至ってはその美しさはもとより、その存在さえも永遠に失われてしまった.

3.3.3 河川改修による「都市河川」化

第2節で触れたように、他の水辺空間と異なり樋井川は「官有地」であったものの、戦前においていわゆる河川改修などを始めとする実質的な河川計画・河川管理はほとんど行われていなかった。しかし戦後においては、水害が発生する度にその状況は少しずつ変化を見せていく。本項では、住宅化と人口増加に伴って「安全で安心」な河川空間を整備すべく、樋井川水系で進められた河川改修について整理する。そもそも住宅地の広がりが都市水害の遠因となっていたため、流域レベルでの河川管理を説く立場にとってこれらの改修事業は一貫して「後追い的」「対症療法的」であったと見なすこともできる。いずれにしても、このプロセスは都市部で多くの人々が安全に暮らすという目的のもとに河川を作り変えることが推進されており、それが都市のための河川、すなわち「都市河川」化の過程であったことに変わりない。

戦後、九州にはジュディス台風(1949年8月)、キジア台風(1950年9月)、ルース台風(1951年)などが猛威を振るい、特に1953(昭和28)年6月24日~7月1日の豪雨では梅雨前線の発達により、福岡市内だけでも床上浸水5,735戸、床下浸水21,900戸という大きな被害が発生した。河川のなかでは筑後川、遠賀川、白川など大河川での被害が顕著であったと言われている(福岡市下水道局1996)。この豪雨被害について、樋井川流域の古老たちは「昭和28年の洪水」として記憶している。当時20歳だった西花畑校区のS氏は「昭和28年の水害は、最後の田植の頃じゃった。大雨じゃった。樋井川は上流でもようあふれよったよ。川の底が浅いし、道と1メートルも違わんもん」「床上浸水なんかあたりまえ」と語る²³。これには「床上浸水は当時さほど大事ではなかった」という認識がうかがえる。しかし実際に家屋の被害に遭うとそうも言っていられなかった。当時高校2年生だったL氏は

その頃は樋井川のほとりに家があって、石垣の上に建っていたんです。それがね、石垣ごと崩れて、家が流されたんですよ。今の桧原会館 [現在の南区桧原 7 丁目] のあるところに集会所があって、そこに 2、3 か月緊急避難していました。だから高校には避難所から通ってたんです。

と回顧する²⁴. また下流でも被害はあった. 田島校区では田んぼや畑が水びたしになって, それによって田んぼの脇の肥だめが川に流れていった話などの逸話もある. 当時 13 歳だった別府校区の E 氏は「親父がですね, 趣味で投げ網しよった.で, そのときは, もう大げさやなくてね, あの風呂桶いっぱい魚ば釣ってたんです」と回顧している²⁵. この魚獲りについての語りは, 川で魚を獲るという行為が, 子どもたちが遊びの中でしていたことであるように, 非常に日常的な営みであったことをふまえると, 豪雨による洪水現象でさえも, 日常の暮らしの一部とし

て利用していたことを示している.

この水害を契機として、1959(昭和34)年から福岡市は「計画的河川改修のはしり」(福岡市下水道局1996:438)として、災害関連事業を主とした河川事業を開始した。1970(昭和45)年までに樋井川水系の支流である一本松川、駄ヶ原川、七隈川の3河川を含む、市内の10河川における17事業区14.5キロメートルの完成を見ている。この間に「新河川法」が制定(1960)されるも、福岡市は1963(昭和38)年には樋井川水系を含む広い範囲で大水害に見舞われることになった。

その水害は 1963 (昭和 38) 年 6 月 29 日~7 月 3 日にかけての集中豪雨にともなうものであった. 一連の総降雨量は 376.5 ミリメートルにのぼっている. 6 月 29 日の夜中から 30 日にかけて雨は降り続き,福岡気象台は 30 日午前 2 時 50 分に大雨注意報,午前 5 時 45 分に大雨洪水警報

を発令したものの、午前 5 時ごろの満潮に重なり、市内各地で既に被害が発生した. 具体的には室見川、七隈川、樋井川、那珂川の各所において堤防が決壊し、市内全域では床上浸水が9,650 戸、床下浸水が18,100 戸にわたって発生した. 特に樋井川流域での床上浸水戸数は全市での被害戸数の半数以上にのぼり、4,956 戸にわたって発生している. 室見川の橋が複数、また曲渕ダムから旧平尾浄水場への導水管も一部が流失するなど、交通・水道のインフラへの被害も確認されたという(福岡市下水道局1996: 福岡県2014)

『福岡市下水道史』には、「樋井川上流の六本松、別府、友泉亭一帯も被害がひどい」、「別府、梅光園、城西などの団地では一階の床を越す水で、一階の人たちは二階に避難した」などの記述がある(図 8)。特に別府団地はもともと田畑だった土地をかさ上げせずに利用していたために、余計に浸水がひどかったらしい²⁶。また、それらの団地群のさらに上流の上長尾で農業を



図 9 浸水した別府団地 (1963/6/30 西日本新聞)

営んでいた D 氏は、その濁流の苛烈さを「油山が抜けたんよ」と言い表している²⁷. 『福岡市下 水道史』は、この水害を以下のように分析している.

今回の水害の直接の原因をなしたのは、市内を流れる中小河川の氾濫であり、これら河川が住宅街の間を流れていることが被害を大きくしたわけだが、政府の河川対策がどちらかといえば大河川重点主義であり、中小河川に対しては国庫補助も少なく、その整備の不完全さが通関されている(福岡市下水道局 1996: 489).

この認識は当時の市も持っていた. 豪雨が収束して2日後の7月5日, 福岡市議会は「被災者 救済と災害防止の完全対策を要請する意見書案」を本会議で可決している(以下抜粋). 今回の水害は、単に集中豪雨で天才だから防止の方法はないというものではない。福岡市 民の多くが、はかり知れない被害をうけた多くは、小河川の氾濫によるものであつたこと が特徴である。これは小河川の対策がおくれていることを証明している。また、山の乱伐、 山を切り開いての無計画な住宅などの建設、ダム建設に伴う治山治水の対策の不十分さが、 今回の水害を大きくしたものである。従って、政府は災害防止のための治山治水の完全対 策をたてることが急務である。

「完全対策」という文言からは、予算を大規模に投下し最新の土木技術を導入することで、水害を完全に防ぐことができるはずだという期待がにじむ。今日その認識には懐疑的な目を向けざるを得ないが、この記述を通じて浮き彫りになってくるのは、①当時の河川行政のなかでも小河川が後回しであったこと、②住宅地開発と治山治水に関する政策がちぐはぐであったことなど、従来の都市小河川が抱えていた幾つかの政策的課題である。

だがこの直後から、すなわち 1963 (昭和 38) 年度から 1968 (昭和 43) 年度にかけて、草ヶ江、別府、友泉亭といった水害常襲地帯をもつ樋井川本流での改修事業「樋井川災害復旧助成事業」が、福岡県主体で実施されることとなった。また福岡市単独での河川事業予算が、1967 (昭和 42) 年度より大幅に増額され、計画的な改修事業がなされるようになっている。それには新河川法制定(1960)や、実際に発生した洪水被害(1963)が、県政・市政における河川行政の必要性への理解を大きく推し進めたところによるものが大きい。また 1970 (昭和 45) 年度には、非常に画期的な都市小河川改修事業費補助制度が国によって創設されている。なぜ画期的かというと、普通河川の改修事業に国庫補助の道を開いたからである。もともと新河川法によって水系ごとに一貫した管理が可能になった一方、一級河川(国管轄)と二級河川(県管轄)以外の普通河川は福岡市が全面的に担うことになったがために、事業規模上の限界がうまれていたのである。このようなに行き詰まりに対して、国庫補助を可能にすることで風穴を開けることを目的としていたのが、この都市小河川改修事業費補助制度であった。

1971 (昭和 46) 年度,福岡市は福岡県との協議の末に,国補助 1/3 に県補助 1/3 を加えて,三級河川の樋井川・金屑川・十郎川,普通河川の薬院新川・若久川・七隈川を,それぞれ事業対象に選んでいる。またこの翌年の 1972 (昭和 47) 年度には,福岡市が政令指定都市になったために,下水道局が発足する。これによって従来の「土木局下水道部下水河川課河川係」は「下水道局建設部河川課(当時)」に昇格し、翌 1973 (昭和 48) 年度からの総事業費は,1971 年度の約2億5,000万円や 1972年度の約2億円を大きく上回る,約5億円台に突入していくことになる。市政においても河川事業の拡大と充実が図られるようになった。

また 1975 (昭和 50) 年度には、国が準用河川改修費補助制度を創設し、これも福岡市の河川行政にとっては非常に有効であった。これは、未改修河川となりがちであった準用河川を的確に管理していくために、その改修事業に国が 1/3 の補助を支給する制度である。これに伴い、福岡市は 1976 (昭和 51) 年度に 10 水系から 27 河川を、1984 年度に 2 水系から 2 河川を、それぞれ準用河川に指定し、準用河川改修事業に着手している。 樋井川水系からは 1979 (昭和 54) 年度

から一本松川に, 1984 (昭和 59) 年度から片江川に, 1985 (昭和 60) 年度から駄ヶ原川に着工 している.

さらに福岡市は、片江地区・柏原地区の土地区画整理事業の施工に伴い、国庫が補助される住宅宅地関連公共施設整備促進事業を利用して、1979(昭和 54)年度に一本松川と糠塚川の改修にも着手している。最後に、福岡市単独の予算で実施した河川改良事業について触れておくと、樋井川水系では準用河川改修事業の対象であった駄ヶ原川・一本松川を除く、桧原川・七隈川・東油山川の改修を毎年進めた(以上、福岡市下水道局 1996: 438-466)。

以上の一連の治水事業を大まかに整理すると以下のようになる. ただし 2009 (平成 21) 年に 樋井川で再び発生する大きな洪水と, それに伴う大規模な河川改修事業については, 後述するため, ここでは省略している.

河川名	事業:開始年度~終了年度(延長距離:単位メートル)
樋井川	・樋井川災害復旧助成事業:1963~1968(12,400)
	・都市基盤整備事業(旧都市小河川改修事業): 1971~1994(1,160)
七隈川	・河川災害復旧助成事業:1959~1970 (—)
	・都市基盤整備事業(旧都市小河川改修事業): 1971~1994(2,150)
	・準用河川改修事業:2001~2009 (1,580)
	・河川改良事業:順次 (3,520)
一本松川	・河川災害復旧助成事業:1959~1970 (—)
	・準用河川改修事業:1979~2002(1,340)
	・住宅宅地関連公共施設整備促進事業:1979~1981 (480)
片江川	・準用河川改修事業:1984~ (2,510)
駄ヶ原川	・不明(1953 年水害後の災害関連事業): 1959~1970
	・準用河川改修事業:1985~2000(1,000)
桧原川	・河川改良事業:順次(1,630)
東油山川	・河川改良事業:順次(780)
糠塚川	・住宅宅地関連公共施設整備促進事業:1979~1980(562)

表 17 1950~2000 年代にわたる樋井川水系における主な治水対策事業 (参考:福岡下水道局 1996:福岡県 2014)

以上のことより、戦前から 1950 年代にかけては福岡市のみではまかなうことのできなかった 樋井川水系の河川改修も、1953 (昭和 28) 年および 1960 年代の水害の発生や、新河川法や各種 補助制度の創設、福岡市の政令指定都市化にともなう下水道局の発足などの、時代のニーズへの 認識や法・制度改革や通じて、徐々にそして大規模に実施することが可能になったことが分かる. 福岡市が人口を拡大し、住宅地を造成していく中で避けることのできないインフラ投資であった ことは間違いない.

しかしこれらの事業を通じて、樋井川の河川空間は景観的に大きく様変わりした。下図を参照してみてほしい。国土地理院が公開している 1945~1950 年版, 1961~1969 年版, 1974~78 年版の航空写真における、一本松川と片江川の流路の変遷を比較したものである。全体の傾向として、何度も指摘しているような農地の減少と住宅地の増加は一目瞭然であるし、かつ油山観光道路が徐々に長く延びている様も確認できるだろう。特に興味深いのは、それらの過程で河川の流路が不変ではないということである。

片江川の曲がり方は直線的に補正され、一本松川に至っては、油山観光道路に沿うように直線的に整備されている。 樋井川との合流地点付近の蛇行も、流水を妨げぬように可能な限り均されていっているのが分かるだろう。 またこれらの整備を機に、かつてアシやヨシが生い茂り、雨天時にはツガニをたくさんつかまえられた川の土手は、コンクリート製の護岸に取って代わられ、既に不要になりつつあった灌漑用堰が跡形もなく姿を消していった。 それは奇しくも(いや必然か)、下水道普及率の低さや農薬等の垂れ流しが原因となって、 樋井川の水質が悪化していった時代、子どもたちによる川遊びが河川景観から消失していった時代でもあった。

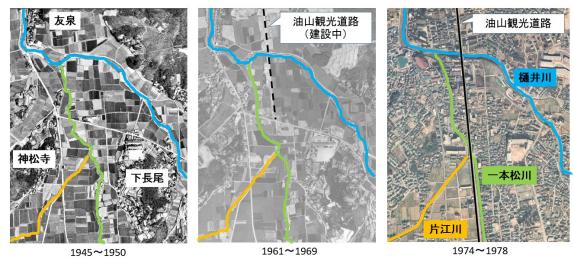


図 10 航空写真からみる一本松川と片江川の流路変遷(国土地理院)

都市水害の危険性を「リスク」化してコントロールせんとした,これらの一連の河川改修事業は,その意味では都市という人間中心的なシステムの中に,水循環の経路としての河川を組み込んでいく過程——河川のインフラストラクチャー化(第2章)——でもあったが,それは一方で「水循環の経路」としての機能しか樋井川に与えないことを意味していた.言い換えれば,かつて重層的に構成されていた意味空間としての樋井川はその単一的な機能に覆われ,かえって人々の生活世界から周縁化されていったのである.

3.4 今日の樋井川流域——行政, 水利組合, 校区の立場から

前節では、急速な宅地化のために農業共同体が解体され、住民のネットワークが変容していく 過程を、またその副作用として顕れた河川や海岸における水質悪化について述べた。また人口増 加と農地減少による地域社会の構造変化によって、利水よりも治水上の利害の重要度が高まりを見せたこと、そのような社会的背景が河川改修事業を後押ししたことが明らかになった。それはまさに樋井川の「都市河川」化ともいうべき変容の過程であった。そこで本節では、第1節から第3節までで述べてきたこれらの歴史を背景に、現在の樋井川流域がどのような空間として構成されているのかを主体ごと——①直接的に管理を担う行政(3.4.1)、②上流域において今でも慣行的に農業用水を利用する水利組合(3.4.2)、③自律的な地域づくりを担っている校区(3.4.3)——に整理を試みる。

確かに「都市河川」化によって人々の暮らしの後景に退き、かつての役割を失ったようにも見える樋井川だが、依然として地域を、人々の暮らしのそばを流れていることに変わりはない。その意味では従来とは異なる豊かさやリスクのうちに地域の人々が生きている可能性も否めないだろう。その点に目を配るのが本節の主眼である。

3.4.1 行政の「河川」像

まず本項では、人々の暮らしや河川利用の実態などへのミクロへの視点からはなれ、少し俯瞰的に樋井川像を捉えてみたい。具体的には、樋井川の管理主体である福岡県、福岡市が、それぞれの県政/市政を方向付けるために策定している基本計画等において、「河川」というのものがそもそもどのように取り扱われているのか――論点を先取りすれば、樋井川のプレゼンスがいかに低いか――を概観していく。

福岡県には一級河川 4 水系(192 河川),二級河川 52 水系(149 河川),準用河川を含む 126 水系(657 河川)が分布し,福岡県はこのうちの 333 河川,約 1,912 キロメートルの管理を担っている.これらは全ての二級河川及び一級河川のうち 184 河川の指定区間に相当し,「一級河川の指定区間」以外は国が,「準用河川」は市町村が管理している.樋井川水系では,二級河川である幹川・樋井川が県の管轄下である他,支川の七隈川の一部が指定区間(格上げ二級河川)は市との共同管理下にある.準用河川,普通河川は市が管理している.県が河川管理にあたって展開している多数の事業のうち,災害対策としての事業(「災害に強い川づくり」)の一部が国庫補助事業であるが,それ以外——「人と自然にやさしい川づくり」「教育の場としての川づくり」「人と地域が一体となった川づくり」——は,交付金事業および県単独事業として予算化されている(福岡県 2010).さらに県南部の筑後川のような大河川を持たない福岡市は,水源に恵まれていない一方で,浸水被害に何度も見舞われてきたことから,水源開発(利水)と浸水対策(治水)の両立が主軸として河川管理を進めつつ,個別の河川では環境に配慮した川づくりを模索してきた.

しかし県,市のこれらの方針はあくまで河川行政内部でのものであり,篠原(2018)の「都市に従属的な河川」という指摘にもとづけば,福岡市全体の都市計画において河川行政の位置づけとは補助的なものに過ぎない.

『第9次福岡市基本計画』(2013) においては、再生可能エネルギーの導入や省エネの推進によって環境負荷を減らし、循環型で持続可能なまちを目指すことが宣言された後に、「生物多様

性の保全とみどりの創出」が掲げられている. なおここでの「みどり」は、周囲の山並み、市街地の緑地帯、沿岸部の白砂青松、市街地の公園・街路樹、海辺・川辺などを包含した「豊かな緑と水」の総体を指している. さらにその中で提示されている「都市空間構想図」によれば、樋井川は「みどり」は「河川緑地軸」としての機能、位置づけを与えられている. その流路を辿っていくと、上・中流部においては黄緑色の「森の緑地環・緑の腕」に含まれ、長住・花畑の「地域拠点」の西側を流れ、下流部においては六本松・鳥飼・別府の「地域拠点」、オレンジ色の「中・高密度住宅地」、西新・百道などの「西部広域拠点」を抜けていくことが分かる. なお河川緑地軸には、「美しい都市の景観形成の軸」という説明が付されているだけである.

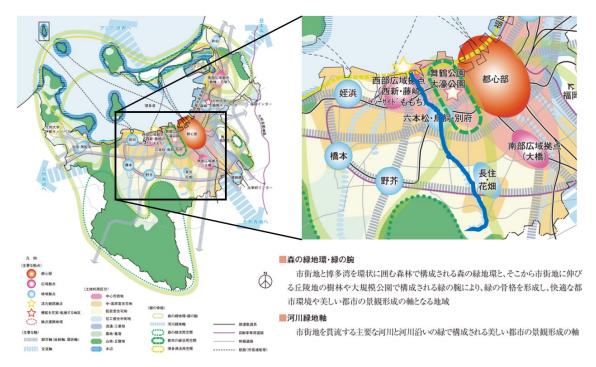


図 11 福岡市の「都市空間構想図」(第9次福岡市基本計画 2013: 114-116 より作成)

都市景観を形成する背景装置としての位置づけを超えて,河川そのものの機能に着目するのは『福岡市都市計画マスタープラン』(2014年 改訂版)においてである。これは都市計画法第 18条の 2 第 1 項に即し、上位計画である『第 9 次福岡市基本計画』にもとづいて作成されるものである。ここでは河川について、主に 2 つの観点から言及されている。1 つが「みどりづくり・景観づくり」、2 つ目が「環境都市づくり・防災都市づくり」である。双方に共通するのは、河川を含む「みどり」のうちに生態系の基盤としての機能を見出す点である。

まず前者においては、都市の個性や風格を決定する機能、「心を癒し身近な生活に潤いをもたらす」ものとしての機能が強調されている。これは『第9次福岡市基本計画』の記述の延長線上にあると言えるだろう。特に、博多湾、市街地の緑地帯、市街地を貫流する河川の関係性を「緑の水脈」と表現した上で、「都市の風景の軸、エコロジカルネットワークの中核となるとともに、身近な潤いとレクリエーションの場を提供する緑として創出を図ります」(p.37)と述べられて

いる. また改めて「貴重な潤いとアクセントを市街地に与えるオープンスペースとして、日常生活の中で水と緑を楽しめる空間づくりと河川沿いの街並みが調和した景観形成を図ります」 (p.40) という河川景観軸の説明が付されている.

一方の後者においては、水環境の維持と水害対策を担う下水道との関係で、河川の項目が建てられている。特に都市化との関係において「予防的な治水対策」(p.52)が期待されており、河川改修の推進と、溜池の治水池への転用などを通じて、効率的な雨水貯留施設の整備が掲げられている。これらの実際の取り組みについては後述していくことになる。

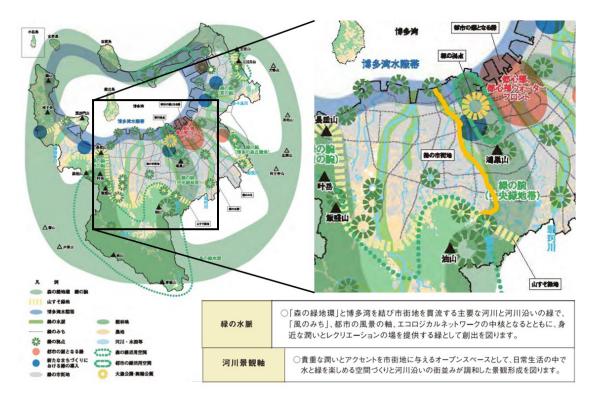


図 12 福岡市の「みどりづくりの基本的な方針」(福岡市都市マス 2014:38 より筆者作成)

以上の文脈で位置づけられた「みどり」の創出・保全だが、この部門の推進を図るべく、2009年には『福岡市新・緑の基本計画』が、2013年には『福岡市新世代環境都市ビジョン』が、2014年には『福岡市環境基本計画 (第三次)』がそれぞれ策定されている。

まず『福岡市新世代環境都市ビジョン』は、福岡市の長期的な展望を、日本全体ひいては東アジア諸国との関係の中で再検討し、環境都市づくりの指針を提示したものである。ここでは河川の課題として、農産物等の供給サービスを市外に依存している(都市機能が自立的でない)という意味において、市内の「緑被率の低下」「手入れされた雑木林が水田などの二次的自然の減少」「生物多様性の低下」などが指摘されている(p.17)。ただそれらの課題解決に向けては、教育活動やエコツアーの実施、ビオトープの創出、NPOによる里山・緑地の維持管理、森林利用に関する適正なルールの設置、多自然川づくりなど、既存の取り組みを評価しており、行政だけで

なく市民や企業などの多様な主体によって自然環境の利用,管理が目指されるべきであると示されている (p.36). その意味では『福岡市新・緑の基本計画』も重要だろう. 行政の役割に加えて、市民や NPO の活動などを行政等の公的組織がどのように支援・促進していくかという視点からの方針,施策なども多数検討されているからだ. たとえば当初市の外郭団体として設立された、公益財団法人「福岡市緑のまちづくり協会」も、この基本計画などの下で、市民の活動に対する積極的な支援体制を敷いている.

以上を踏まえると,河川改修を通じて河川管理を担うことのできない福岡市は,樋井川を含む 都市河川の管理について,以下のような認識をもっていると推測できる.

- 1. 河川法にもとづき、県が水系全体を、市が準用河川・普通河川を管理しているが、市 は河川改修の主導権を持たない上に、財源にも限りあるため、まずは河川空間一帯を も「みどり」の一部として位置付けて、都市の魅力向上のための背景装置として活用 したい。
- 2. したがって市民には「みどり (河川)」にさらなる関心を向けて、その魅力向上のための主体的、積極的な活動を期待したい、そのための「緑のまちづくり協会」でもある.

水系の管理体制上,福岡市にできることは確かに限られている.しかしこのような名目での市民との連携構築の必要性を説くということは、皮肉なことに、複雑かつ大規模に「都市」の都合とも絡み合った河川の問題を行政だけでは解決できないということの自己言及に等しい.行政の「前向き」な言葉遣いの背後には、むしろ現実的な対策はそれしかない、というジレンマが透けて見える.その困難性は、同協会みどり課職員 T 氏の語りにもあらわれている²⁸.

正直なはなし、「民間に任せて、行政をスリムにしていく」という大まかな方向性のなかで、 自分たちの仕事の意義やアイデンティティが不安定というか、常に市民の皆さまに説明するのに苦労するんです。市の組織ではないから、黒字経営のためには一部ではお金を取っていて、でも市民の皆さんのほとんどは私たちを「役所の一部」だと思っていらして。市民から期待されていることと、組織的ができることと、自然環境にすべきことにギャップがあるんですよね。だから自己規定っていうんですか、それが難しいんです。

この語りには、1) 福岡市の森林や公園、河川などを総じて「みどり」と包括的に扱いながらも、行政上の管轄がそれぞれに異なっているために、上述のような諸課題の解決が一足飛びにはできないこと、2) 多様なアクターによる草の根の活動を奨励するほどに行政の体力もなく、また支援をしようにもその余力も十分ではないことなど、現場のジレンマが凝縮されている.

以上のことから、まず「理想」である諸計画においては、あくまでも都市生活・都市機能においてどのような価値があるかという点からのみ「河川」の機能が取りだされていることがうかがえた.しかしながら、河川空間を含む広義の「みどり」のさらなる利用・創出・維持に向けた行

政の思惑とは裏腹に、自らの体力不足を補うためにも熱心な市民活動を支援しよう、連携していこうという行政の方策は、その動きに呼応できる市民の主体性を待たなければならないという、かえって受動的で停滞的な状態に陥っているようにも見えてくる. 行政は河川を法的に管理している立場にありながら、より良い河川空間の創出に向けてできることは限られてしまっているのである.

3.4.2 水利用の実態

1) 慣行的な農業水利

本稿では目を転じて、実際に樋井川とその「水」が流域においてどのように利用されているのかを論じていく。本項では市民の日常生活において利用する水と、樋井川を流れていく水のあいだにほとんど接点がないということに着目した上で、わずかに川から取水して慣行的に利用している農家の語りに迫る。以下の図は福岡市農林水産局・福岡市道路下水道局の担当者、桧原水利組合の組合員への聞き取りを通じて、樋井川流域の「水」の流れを整理したものである。

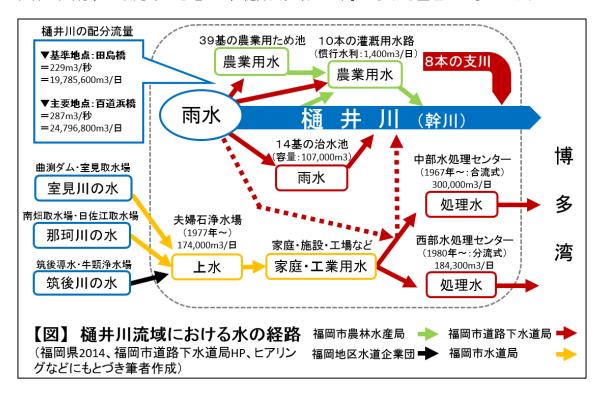


図 13 樋井川流域における水の経路

(福岡県 2014, 福岡市道路下水道局 HP, ヒアリングにもとづき筆者作成)

樋井川の水は、源流の油山(標高 597m)に雪が厚く降り積もることもないため、基本的には流域内に降り注ぐ雨水を中心に構成されている。どのくらいの水量を流すかという点については、福岡県が基準地点(田島橋)での河道配分流量を 229 立方メートル/秒、七隈川合流後に設置された主要地点(百道浜橋)での河道配分流量を 287 立方メートル/秒としている。またこれを洪

水調節施設や流域対策などで補完することで、洪水のピーク流量をそれぞれ 245 立方メートル/ 秒,304 立方メートル/秒としている。これらの数値は先述の都市小河川改修事業や準用河川改修事業でも採用されていた「30 年に1 度程度の大雨(時間雨量 60mm)」という目安に基づいている。二級河川区間(樋井川、七隈川の一部、糠塚川)を管理する福岡県県土整備部と、普通河川・準用河川区間(七隈川の残り、一本松川、駄ヶ原川などのその他の支流)を管理する福岡市道路下水道局は、水系全体に関わるこれらの数値を基準として、それぞれが各区間において改修事業を実施し、維持管理を行っている。

そもそも都市型水害は、その原因を都市化・宅地化に求めることが出来るという点において、非常に再帰的な現象である。かつて田畑や山林、原野や土が剥き出しの道路などが有していた「流出抑制」機能が失われたために、降雨がアスファルト舗装の道路や下水道管をつたって河川へと短時間で集積していく。これにより洪水が発生する、あるいは洪水のリスクが高まるのである。都市水害とは、文字通り「都市」の問題なのだ。

このような分析は 1970 年代の時点で既になされていた. そのため注目されたのが、すでに従来の灌漑用途を失い、流域内の各地に点々としていた溜池であった. 現在、樋井川流域には 14 基の治水池があるが、これらは流域内での人口増加の真っただ中にあった 1974 年に福岡市が発足した「溜池利用調整会議」の検討を経て生まれた、れっきとした洪水調整施設である. この調整会議は. 灌漑用途がなくなった一方で洪水調節機能が期待された野間大池(南区柳河内 1 丁目)を、下水道局が農林水産局から引き継ぎ、1971 年度から暫定的な治水池として整備した実績が評価されたことを契機に開かれた. 『福岡市下水道史』(1996)によれば、この治水池事業は従来の河道改修方式のみでは対応できない都市での水害に対して流域全体で治水効果をたかめる「総合治水対策」の一環であり、むしろその溜池利用による方式は、1979~1980 年ごろに始まる国の「総合治水対策の推進」の提唱に先駆けるものであった(p.443). 実際にこれらの施設の洪水調節機能を、ピーク流量の算出に盛り込んでおり、その点は評価できると思われる.

城南区によれば、実際の治水地管理は、もともとその溜池の権利を有していた財産区の構成員 (住民)を、市/区の非常勤職員として任命し、日常的な見回りのほか、破損部位の報告、また 降雨時の水位の調節などを行ってもらっている。ただ流域内の溜池の内訳においては、市/区が 管理するこれらの治水池よりも、水利組合が維持・管理している農業用の溜池の方がその数が多い、農業用溜池の場合、その管理は農林水産局農業施設課が担っている。

ここまで『早良郡志』を参照しながら、溜池が民有の免租地であることを確認したように、農業用溜池は基本的には地域共同体が管理し、利用するものであった。その主体は基本的には、明治23年の水利組合条例や明治41年の水利組合法を通じて全国で組織化された水利組合であった。しかしその特徴は、浜田(2005)によれば、1)「水利組織が地方行政組織の一環として、町村段階における行政機構の一部として位置づけられたこと」(p.40)、2)「水利組織が関係土地所有者によって組織されたこと」(p.41)、3)「水利組織の制度の中に、その本来業務である取水、配水、早魃時の措置等の水管理に関する規定がまったく設けられなかったこと」(p.41) の3点であった。したがって、農業経営上の水管理事業に必要な組織を自主的に整備したというよりも、水利

土木に必要な費用を確実に徴収するための団体として法制化,組織化された側面の方が強い(浜田 2005: p.43). 実際,現在の桧原水利組合が利用する農業用取水堰,農業用水路,農業用溜池などのコンクリート化やその修繕などには,福岡市農林水産局農業施設課を通じて市からの資金投入がなされている.

とはいえ、水資源の共有と利用の細かな取り決めに関しては、水利組合が主体的に行ってきたというのがその実態である。やや極端な例ではあるが、移住してきた世帯がその水を汚してしまった場合などに、水利組合が「制裁」を科していたこともあったという。1936年生まれで、桧原水利組合に所属する農家のQ氏は回顧する。

この辺りに家が建つようになったとき、用水路に家からの排水を流して汚したところもあったらしくてね. でもそれは田んぼに使う水だから、困るわけ. だから、あとで何人かで訪ねていって、復旧するためのお金なんかを幾らか払ってもらって収めたこともあるって、上の人からは聞いたことあるよ.

現在では下水道網が普及し、農業用水路へとイレギュラーに流れ込むのは雨水のみとなったため、このような事態が起きることはほぼない。またこの桧原水利組合をはじめとする樋井川上流域での農業用利水が、流域内でほぼ唯一の産業用の利水実態である。室見川でのシロウオ漁のような漁業もおこなわれておらず、内水面漁業権を有している主体もいない。そのため、樋井川を経済的資源として利用しているのは、上流域の水利組合に所属する農業従事者に限られているのである。

彼ら用いる農業用水には、1)農業用堰を通じて樋井川から引いた用水と、2)樋井川を経由せずに農業用溜池から引いた用水の2種類がある.水路によっては両者が混ざる場合も、どちらか一方のみの場合もある.まずは前者について述べていきたい.

『樋井川水系整備計画』(2014)によれば、樋井川の堰は上流の柏原・桧原に10基存在する.6月の最も取水する時期に限っても、取水量は約1,400立方メートル/目であり、非常に少量である.堰の構造はかつてのような木組みではなく、フラップ式で川底からせりあがる仕組みとなっている(下図参照)ため、立てていない限りは流水の妨げにはならない。桧原水利組合は10基のうちの2基(石井手堰、中井手堰)を管理しているが、Q氏をふくむ4戸の農家は、隣接する柏原水利組合の管理する三十田下堰からの用水に一部頼っている。そのため取水が必要な時期になるとQ氏が柏原水利組合の方に電話をかけて水を融通してもらうという。その水はそれによって桧原水利組合の管理する苔牟田池や源蔵池へと注がれ、その上で苔牟田池から3戸分の水田へ、そして源蔵池からQ氏の水田へと流れていくのである。なお桧原水利組合に所属する残りの5戸の農家は、石井手堰や中井手堰からの用水や連根池の水を利用しているため、8氏はそちらの用水管理には関与していない。

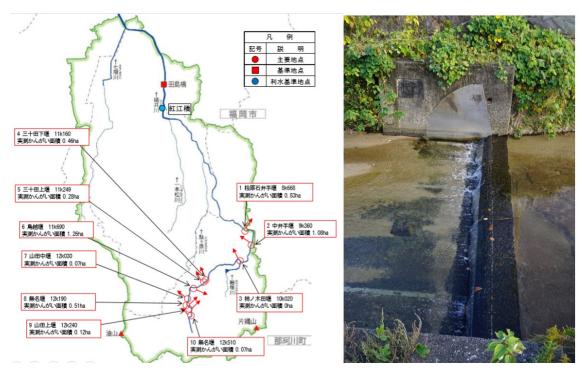


図 14 樋井川流域の堰(左:福岡県 2014 図 2-2 より引用,右:中井手堰)

次に農業用溜池について述べていきたい. Q 氏は先述した用水路からの水の融通に加えて, 苔牟田池・源蔵池の水位調節という重要な役目を担っている. ただこの役目について明らかになったのは, それがもつ機能と意義について, Q 氏本人と行政とのあいだでは認識の文脈が異なっているということである. つまり先述したような, 源蔵池をはじめとする溜池が雨天時に有する機能について, 行政は樋井川流域の治水能力を構成する重要な要素として, すなわち洪水調節機能として河川整備計画内に位置付けているのに対して, Q 氏本人の認識はやや異なっているのである. どういうことか.

現在,Q氏が源蔵池の水位に気をかけている第一の理由は,水利組合の中で彼だけがその池の水を使うからである.灌漑用水路を通じて,源蔵池の水を利用しているのはQ氏ただ1人である.そのため水を最も使う6月にあわせて水位を上げて,9月以降からは徐々に減らしていく.また梅雨から夏にかけて一定量の雨が降る場合には,昼夜を問わず源蔵池へと出かけていって,池の水を放水することで水位を下げる.これは池の堤防が切れることを避けるためでもある.時には,池の堤防下に家を構える住民から電話がかかってきて「こわいから,お願い」と頼まれることもあるという.

すなわち Q 氏は、第 1 にその池の水を継続的に使うために、第 2 に池が壊れて近隣を浸水させないために溜池の水位調節を行う.「流域全体のためにという認識はありますか」との問いに対して「いやいや、そんなことはない」と Q 氏は首を横に振る. 市の担当者(農業施設課)からそのような指導を明確にされているわけでもないという. つまり流域の治水能力向上に対して、農業用溜池の洪水調節機能が明確に寄与しているとは限らないのである.

樋井川水系の河川ごとの流域面積に占める溜池面積の割合が、水系の中で最も大きい七隈川流域を事例とした上本ら(2010)によれば、治水池では流出ピークの遅延が生じさせたものの、農業用ため池ではそれが生じにくい傾向があるという。そのため農業用溜池の治水対策強化・具体化の必要性が説かれている。しかしながら「溜池の洪水調節機能」が適切に引き出されて作用するためには、改めて溜池の利用者と河川行政の担当者が同じ文脈で認識を共有し、河川整備計画内で位置づけを明確化すべきなのだろう。ただQ氏によれば、2019年度からは福岡市が通常の水位調節についても引き継ぐことになっているという。Q氏は「やっと少し楽になる」とは言いながらも、市職員がどこまで何をするのか、またはできるのかについては「どうなんだろうね」と首をかしげていたのも事実である。

宅地化が進んでもなお樋井川上流域に残っている利水実態と、それに伴う治水への影響についての関係性は、果たして役所内でどのように認識されているのだろうか。農林水産局農業施設課による S 氏からの引継ぎは、施設の維持・管理を目的としたものであることは明確である。しかし同課および道路下水道局河川計画課への聞き取りを通じても、やはり源蔵池の利活用がどのような位置づけにあるのかが明確になってこない。なぜなら、農業施設課担当者は、田畑などで利用した用水が樋井川に(再)放流されている水量に関してはモニタリングや管理等を行っていないと語り、また河川計画課担当者も、樋井川水系整備計画における水収支に用水を換算していないと語っている²⁹。 両部署間での緊張関係や、それにともなう利害調整もさほどなされていないように思える。確かに灌漑用水は、10 基の堰からの最大取水期間 (6/15-6/27) に限っても 0.0180 立方メートル/秒と小規模であるが、河川整備計画の立案に、治水池以外の農業用溜池からの利水実態が勘案されていないとすれば、流域全体での「総合治水」という看板とは裏腹に、未だ適切に計量されていない水収支の把握も必要となるのではないだろうか。

またここから言えることは、実際に樋井川流域の水資源——それが川由来か溜池由来かは置いておく——を利用している主体には、行政や研究者の側から一方的に洪水調節機能が見出されたり、期待されたりしているばかりで、「河川管理の一主体」としての位置づけを有するような仕組み作りには至っていないということである。言い換えるなら、桧原水利組合を通じて考える限りにおいて、流域全体での慣行的な利水実態と、科学的な治水計画との接続は未だ充分に果たされていないのである。

2) 樋井川に「水資源」は無い

農業用水として利水している人々でさえ、このように曖昧なかたちで、あるいは部分的なかたちでしか「樋井川流域」との関係性が持てていない一方で、圧倒的大多数の住民たちは、明確に河川の水循環の外部にいる、それを示すのが、図の下部における矢印である.

まず樋井川流域に住む約20万人が一般家庭や職場、公共施設などで利用する用水は、油山北麓の夫婦石浄水場(1977-現在)からすべて配水されているが、その水はすべて樋井川以外の河川に由来している。室見川から曲渕ダム・室見取水場を通じて、那珂川から南畑取水場・日佐江取水場を通じて、筑後川から筑後川導水・牛頸浄水場を通じて、夫婦石浄水場に集められている

のだ. 夫婦石浄水場が稼働する以前も,曲渕ダム(1923年-現在)から取水した水を旧平尾浄水場(1923-1976)から配水していたため,福岡市の水道行政において樋井川が家庭用水・工業用水の水源として開発された歴史はない.言い換えるならば,それは樋井川流域における大多数の住民は,樋井川の水に生活を依存している訳ではないということを意味する.ただし唯一,福岡市全体での大渇水があった後,緊急の水源対策として取水許可が得られたことが,『福岡市水道七十年史』(1994)には記されている.

渇水が長期化の様相を見せてきたことを深く憂慮し、この打開策の一つとして博多湾流域内河川から可能な限り徹底的取水を行い原水の確保を図るため、御笠川、樋井川及び室見川から新たに非かんがい期において緊急かつ暫定的に取水することを計画し、渇水さなかの昭和53 [1978] 年10月から関係者との協議を開始した.....この結果をもって、河川管理者である福岡県知事に水利申請を行い、昭和54年3月30日付で緊急時の暫定取水許可を得た(福岡市1994:319).

そのうちの樋井川での緊急取水事業の内容は「非かんがい期(10/10~5/31)の豊水時に樋井川上流上ゴソ井堰上流(福岡市南区大字柏原)より河川伏流水を……既設夫婦岩浄水場へ一日最大1,500 ㎡導水する」(p.320) ための、集水管・導水ポンプ井・導水ポンプ・導水管を敷設するというものであった。しかしその事業費は約3000万円で、他2河川での事業を含めた事業費全体の約3パーセント、導水量も約2パーセントに満たなかった(p.320)。

しかし福岡市はその人口規模の割に、さほど水資源には恵まれていない。背後を囲む山々も標高 1,000 メートル前後であるため雪解け水の期待ができないばかりか、市内では大きな那珂川・室見川・多々良川のいずれも 2 級河川に過ぎず、利根川や淀川、筑後川のように豊富な水量を供給してくれてはいない。したがって先述のように曲渕ダムや平尾浄水場などの水道施設の稼働が 1923 年に開始されて以来、水源開発などを含む 19 回に及ぶ拡張事業が進められてきたのである。それにも関わらず、1978-79 年には 287 日間におよぶ給水制限(平均 14 時間/日)をともなう大旱魃に、また 1994-95 年には 295 日間におよぶ給水制限(平均 8 時間/日)をともなう大旱魃に見舞われている(大坂谷 2006)。そのため渇水中あるいはその後より、産官学民が一体となって、

- 1) 原水の絶対量の増加(例:海水淡水化,人口降雨,水道企業団による筑後川導水の実現)
- 2) 上水の使用量の抑制 (例:節水ゴマの配布, 啓発活動の推進)
- 3) 水のリサイクルの充実 (例:都心部の商業施設における中水利用促進)

が精力的に行われてきた(仲上 1995: 中島 2002). 前項のような水害と同等あるいはそれ以上に、 福岡市にとっての水不足は都市政策上の重要課題なのである.

それにも関わらず、樋井川における水資源の開発は、先に挙げた緊急用のわずかな導水施設の

敷設に限られているのである.そのため農業経営が流域内産業の主軸であった時代が遠ざかるにしたがって、樋井川は住民の暮らしに不可欠な「水資源」ではなくなっていった、その相対的な重要性が失われていったのである.ただ、ここまで「接点がない」、「重なるところがない」と形容してきた雨水を中心とする樋井川の流れと、他の川に由来する上下水網だが、両者が唯一混じり合う(正確には後者が一方的に前者に混じる)ことが可能性としては残されている.それを引き起こすのが、豪雨時に下水道に流れ込む大量の雨水である.

樋井川流域の上水道がすべて夫婦石浄水場からまかなわれている一方,下流域と中・上流域はそれぞれ中部水処理センターへ流れ込む下水道網と,西部水処理センターへと流れ込む下水道網に分かれている.前者の敷設は,福岡市政においてはその最初期に相当するため,比較的古い技術である「合流式」が採用されている区間がある。合流式下水道とは,家庭などから出る汚水と道路の側溝などから流れ込む雨水とが,同一の水道管を通って水処理場へと流れていく仕組みのことを指す。そのため下水道の容量を超過する降雨に見舞われた場合に,余水吐から河川へと下水の一部を放出する。すなわち未処理で消毒を行っていない汚水を河川・海に流すことになり,下水道先駆都市である東京都,大阪市,京都市,神戸市などでは特に問題視されている。そのため福岡市道路下水道局も地下への雨水滞水池の設置,分流化の推進を進めている(福岡市道路下水道局ホームページ)。

また治水上の観点では、上・中・下流域を問わず、下水管・雨水管がその容量を超えた場合に発生する内水氾濫のおそれがある。だが下流に行くほどにより多くの水が集積してくるため、越水・溢水・出水に至るリスクも高くなる。そのため排水用ポンプ場の設置が 1960 年代から進んでいるのも、中部水処理センターの管区である下流域——草ヶ江 (1960-)、梅光園 (1963-)、城西 (1969-)、田島 (1971-)、鳥飼 (1983-) ——である。なお城西と鳥飼にはそれぞれ第 2 ポンプ場が、大出水 (後述) が起きた 2009 年の翌年に設置されている。

ここまでの議論から明らかになるのは、樋井川において「治水」と「利水」の緊張関係が表面化のしようがないという点である。それほど「利水」のプレゼンスが低い社会構造が作られてきた。治水と利水の性格の違いについては、篠原(2018)の「利水と治水を一つのダムで賄おうというのは、元来が矛盾なのである」(p.92)という記述が分かりやすい。この「ダム」とは「河川」と言い換えても良いだろう。すなわち農業用にせよ水道用にせよ、水資源の利用を考えるならば、旱魃を懸念した上である程度の水量を普段から確保しておくことが必要であるのに対して、洪水防御の観点からは最低限の水量に抑えておくに越したことはない。だが樋井川流域では、そういった利害関係を調整することもなく——正確には、宅地造成と農地減少のプロセスにおいて「利水を必要としない人口密集地における水害リスクの解消」の方向へとスムーズに収斂していくことを通じて——その経済的な利用価値が見出される余地も与えられなかった。一般用水の水源として開発されることがなかった歴史と実態もその構造を下支えしていたことだろう。

3.4.3 校区と樋井川の関係

1) 市政における「校区」の位置づけ

『早良郡志』(早良郡 1923) にまで遡ると、樋井川村誕生の際に旧村名が大字の名として残ったことが記されている。水利の境界を示していたに違いない。また大字・小字ごとに産土神を祀る氏子集団が存在した。当時の樋井川村には 1972 年に村社指定された 8 つの神社――村社供進神社八幡宮(田島 140 戸)³⁰、村社八幡神社(下長尾 58 戸)、村社御子神社(上長尾 40 戸)、村社阿蘇神社(片江 105 戸)、村社八幡神社(堤数 10 戸)、村社五社神社(桧原 58 戸)、村社埴安神社(柏原 90 戸)、村社海神社(東油山 35 戸)――があり、地域共同体の単位のひとつとして機能していた(pp.46-51)。現在の御子神社の氏子総代である I 氏によれば、「氏子はその土地の農家」であったため、彼ら・彼女らは農業生産の担い手であり、信仰の担い手でもあり、そして堰・溜池などの水辺管理も担っていた。しかし住宅が増えて、田んぼがなくなっていくにつれて、堰を管理する必要も、堰そのものの必要性も失われていく。今でも通年で複数の祭などを開催しているが、それは農の営みの一環として位置付けられるものではなくなっている。

信仰に関しては、神社の氏子組織以外に寺院の檀家組織も記録にはあるがここでは省略したい. 一方、戦時色を強めていく以前の地域組織がどのような性格であったかをうかがわせる、『早良郡志』の青年会・婦人会に関する記述は興味深い.

舊[旧]藩時代より元の各村には、青年の集合團體があって、風雨水火の警戒を爲し、平時は相互の娯樂を倶にする習慣であったが、明治時代となりては、修養を加味せる團躰となり、大正年代に入りては、愈組織立ちたる青年團となつて居たが、大正二[1913] 年二月十一日從來各字にあつた、青年會を統一して樋井川村青年會を創設した。(早良郡 1923b: 42-43)

会員となる条件は小学校卒業後から 25 歳までの男子に限られ,1923 年時点で 167 人が所属していた. その活動は「義務貯金,共同試作,農産物品評會」といった農業経営上のものから,「競技會,講話會,運動會,勸業視察等」な娯楽・教養的なものにまで及んだ. おそらく後者が「修養」に相当する. 修養とは「知識を高め,品性を磨き,自己の人格形成につとめること」(大辞泉)を指す. ただこの場合の人格の陶冶は,個々人の努力に任せ,相互に不干渉な個人主義的なものというより,村の社会的な関係性のなかで達成されていくものとして目されていたと考えられる.

青年会に対して、婦人会は明治時代においてはさほど組織化されず、大正後期になってようや く実現した.以下はやはり『早良郡志』から引用したその概要である.

大正九 [1920] 年三月に至り村内を統一せし婦人會創設せられ、本村内に住する十五歳以上の婦人及學校職員有志者等を以て組織し、未婚者を處女部他を主婦部とし、毎月一回講話會を開きて、女子に必要なる智識技能を修習して居る. (早良郡 1923b: 43-44)

会員は当時 180 人に上った. 青年会の入会資格には年齢の上限があったのに対して、婦人会は 15 歳以上の全女性が対象であること、そのうち未婚女性か既婚女性かで分けていることからも、 ここでの「女子に必要なる智識技能」とは、独立した一個人としてのそれではなく、家父長制のもとに妻・母として要求されたものであったと考えられる.

また農業に限ってみれば、農民たちが必要資金を共同で融通し合い、販売価格を有利にするために、1908年には「桧原信用購買組合」と「柏原信用購買組合」、すなわち農業協同組合が設立された。どちらも1918年、1923年に期間満了に伴い解散しているが、1924年には「樋井川信用購買組合」が設立されている(西花畑郷土史研究会2015)。

農協に限らず、青年会・婦人会などの地域内組織は、その構成員が重なっていたため、特に戦時中には、大政翼賛会的な性格を有することとなった。1939年に発布された警防団令のもとに消防組織は「警防団」として改組され、農協は食糧増産の担い手として期待されている。青年会は「各種研修会・皇軍慰問・出征家族慰問・社会奉仕」を実施し、婦人会は「国防婦人会」と改称し地域内での家事雑事を行った(西花畑郷土史研究会 2015)。しかしこれらの地域のあり方は終戦を機にがらりと変わることとなる。

1947年5月,日本政府はポツダム宣言受諾に則った政令第15号を布告し、「町内会部落会又はその連合会等」を解散させ、その再組織化も禁止した。そのため福岡市は町内会に代わって各町内の婦人会に協力を仰ぎ、50世帯に1人程度の割合で「世話人」を選任し、食糧の配給事務などを行っている。これが福岡市独自の「町世話人(ちょうせわにん)制度」の原型である。

サンフランシスコ条約締結に伴って 1952 年 10 月には政令第 15 号が失効し、これを機に町内会の設置が解禁された。全市にわたって自治会・町内会の組織化が急速に進んだ一方、行政の手足となっていた世話人との役割の違いは曖昧となっていった。そのため翌 1953 年 6 月に福岡市は「福岡市町世話人規則」を制定し、世話人の法的な位置づけを明文化している。制度発足時は「諸証明の副申、徴税令書、申告用紙等の配布、町内居住者台帳の調査整備」等の行政事務の補助的な業務をはじめ、広報に関する事務、衛生に関する事務など、行政と各町内とのパイプ役としての業務(以下)が課されていた。

- ① 広報に関する事務(市政だより,市議会だより,その他広報物の配布)
- ② 防災に関する事務(災害発生状況の調査,被災状況調査等)
- ③ 衛生に関する事務(保健・衛生関係書類等の配布)
- ④ 特に指示する調査に関する事務(受持世帯数調査,各種統計調査)
- ⑤ 前各号のほか、市民に関係ある事項の周知徹底(選挙公報配布等)

町世話人の政治的身分は、任期2年の「福岡市非常勤特別職職員」であったため、1世帯受け持つにあたって月額160円が支給された。2003年9月1日時点での平均受持世帯数が242世帯であったため、月給は3万8000円程度であったことになる。

だが戦後復興に際して、福岡市が町世話人制度の発足よりも早く、1952 年から積極的に整備を始めた施設がある.公民館である.「一小学校区に一館整備」を方針に掲げ、市の周辺部での10 館を皮切りに整備が始まり、現在全市 144 の小学校区に対して 146 館が設置されている(福岡市コミュニティ自律経営検討委員会 2003).戦後の福岡市政において地域と行政をつなぐ役割は、この町世話人と公民館に求められていた。

一方,戦後に再組織化された町内会は,原則的にはこれらの仕組みから独立の「同一地域の居住民が地域生活の向上のためにつくる自治組織」である。複数の自治会・町内会が小学校区ごとに連合したものを「自治連合会」「町内会連合会」と呼び、1つの校区(連合会)につき、10-20の自治会・町内会で構成されていた。その活動内容は一義的ではなく、地域によってまちまちであるが、おおよそ「運動会や祭りなどの実施、ごみ減量・リサイクル活動、地域の環境美化、防犯活動、青少年育成活動など、日常生活における身近な課題の解決、会員相互の親睦、地域福祉の促進など」(福岡市コミュニティ自律経営検討委員会 2003:5)にまとめられる。

町世話人と自治会・町内会の関係性として、建前では「市の非常勤職員である調世話人」と「市政から独立した任意団体の自治会・町内会」と全くの別物であるが、どちらも「校区」をその活動単位としていた以上、2002年時点では福岡市全体の町世話人 2,564 人のうち、自治会長・町内会長職との兼務者は 2,048 人、兼務率は 80 パーセントにまで及んでいた。また福岡市は校区内に、交通安全や青少年健全育成などを進めていくための様々な地域団体——体育振興会、青少年育成連合会、交通安全推進協議会、女性協議会、ごみ減量・リサイクル推進協議会、社会福祉協議会など——を町内の住民たちの協力を仰ぎながら組織化していた。そのため市政と町内との関係性、境界は必ずしも明確ではなかった。

そのような状況における課題は総じて、1)補助金助成の煩雑化、2)地域内でのヨコの連携不足、2)地域組織の担い手や参加者が特定の住民に限られていたこと、この3点に集約される(福岡市コミュニティ自律経営検討委員会 2003: 駒田 2005).福岡市としても少

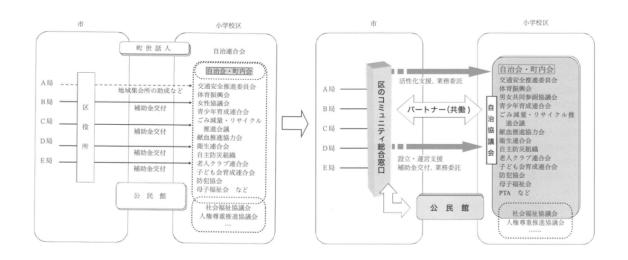


図 15 自治協制度の前後(左右)における市・区・校区の関係(駒田 2005:90-91)

子高齢化のますますの進行が見込まれる中で、市民サービスの維持・向上と地域の自律性を両立するべく、仕組みの見直しを迫られていた。そこで山崎幸太郎市長(任期 1998-2006)が遂行したのが、約60年間にわたって市政を支え続けた町世話人制度の廃止(2003年3月末)と、それに代わる新たな自治協議会制度の設立(2003年4月)であった。

自治協議会(以下,自治協)制度発足の目的は、「校区ごとの自律性の強化」と「補助金財源の一元化」にあった。市の本音としては後者だろう。というのも従来の仕組みでは、自治連合会・町内会連合会傘下の各事業に区を通じて市の各担当局から補助金が支給されていたのである(上図)。それはすなわち、とある校区自治連合会傘下に所属する団体(い)と団体(ろ)であっても、それぞれに支給される補助金の出所が異なるということを意味していた。自治協制度の設立は、これらの補助金交付のルートを一本化することに目的の一つがあった。そのため、校区内での十分な議論に基づいて事業計画を立て、上限額の範囲内で自治協が市に申請することが必要となった。なおその上限額については、校区の人口規模に応じて、200万円、240万円、270万円、300万円の4段階が設けられている。

自治協制度設立に伴う他の改革としては、区役所・公民館を通じた校区の支援体制の強化も挙げられる。各区役所に地域支援部が新設され、校区担当職員(係長級)が配置された。1人で平均4校区を担当し、自治協の設立支援やその後の活動支援、ならびに公民館への支援などを担当している。公民館は従来であれば福岡市教育委員会が一括で管理していたが、2003年4月以降は校区担当職員を通じて各区役所が所管することとなっている(駒田 2005: 89-93)。

これら一連の改革はどのように評価できるだろうか.本稿は自治協制度についての研究ではないので深くは立ち入ることは避けたいが、これらの動きは2003年3月末を境に、校区に対する市の権限が区に対して委譲されたと見なすことができると思われる.

まずこの制度改革の源流には、以下の3つの委員会での成果があると駒田(2005)は指摘する. その3つとは、①企業経営者、経営コンサルタントなど、民間企業の経営に精通した7名から成る「福岡市経営管理委員会」(1999-2000)、②区役所の機能強化を再検討する「区政推進委員会」(2000-2002)、③自治会長・町内会長、地域での活動実践者、NPO ボランテイア、公民館長、学識経験者ら13名から成る「コミュニティ自律経営市民検討委員会」(2002-2003)のことを指す。なかでも③による『コミュニティの自律経営推進に関する提言』(2003)が、その直接の基礎となった。インターネット上で教諭されているこの提言書では、一貫して「自律」的な地域が住民たちの「共働」によって実現されるのだというビジョンが強調されているが、その根底にある認識を凝縮しているのが以下の一節である。

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い,介護,子育て,環境,防犯・防災などの地域課題は多様化・複雑化しており,これらは行政だけでは十分な対応が困難であり,市民による地域活動があってこそ,よりきめ細やかで柔軟な対応ができるものです(コミュニティ自律経営市民検討会 2003:13).

すなわち行政の守備範囲の限定性を自ら自覚した上で、その範囲の外部を「市民による地域活動」に求めているのである。またこの記述の直後には、自律経営の定義への補足的なキーワードとして「自己決定(地域決定)」と「自己責任(地域責任)」という2つの言葉が並ぶ。透けて見えてくるのは、「地域での自己決定権を認める代わりにその結果に関する責任は地域に帰属する」というロジックである。

ここまでで度々参照している駒田 (2005) は、福岡市市民局コミュニティ推進課に所属する市職員であるが、その論考の末尾には住民の学習会に参加した際に投げかけられた自治協議会制度に対しての批判的な意見——「市は、今回の改革で、行政が本来やるべきことを地域に押し付けて、責任から逃れようとしているのではないか、果たすべきことを果たすべきだ」(駒田 2005: 96) ——を引いた上で、それに対して以下のように応答している

言うまでもなく、地域の事柄は、地域が一番よく知っている。地域が主体的に行ってゆくことを前提に、行政が必要な(「介入」ではなく)支援をしてゆく。これが基本である(駒田 2005: 96-97)。

しかしこの態度は市民に対して果たして誠実と言えるのかどうか疑問が残る. 地域に主体性を認め、その支援をすることが基本であるとの宣言は、「無駄なことはしない」ということと背中合わせだ. それは確かに限りある財政のなかでは「現実的」な立場だろう. しかし制度上で地域の主体性を認めることと、実際にそれが発揮されることとでは全く違う次元での議論である. 現実に地域の主体性が発揮されていないのだとするなら、それは法制度の改変でもってどうにかできるような容易な問題ではないのではないだろうか.

ジグムント・バウマン (2017) は、近代の特徴である、社会が人々に大いに関与する――すなわち「秩序をデザインし、構築し、維持する最高の方法として、人々の行為をパターン化し、監視し、監督し、指揮する活動に従事する」(バウマン 2017: 63)――ことと対比して、第二次大戦後の社会に見られるようになったある動向を「大いなる撤退」(disengagement)と言い表した.

今日巷で話題の「規制緩和」を、権力者のだれもが戦略的原則として称賛し、実際に採用している.「規制緩和」は、権力者が「規制」されること——選択の自由を制限されたり、移動の自由を制約されたりすること——を望まないという理由で、人気がある.しかしまた(おそらく第一義的には)かれらが他者を規制する関心をもうなくしている [傍点原文ママ]ことが、その人気の理由である.秩序を管理し補修することは、いまや厄介な問題となった.強者はそれを進んで投げ出し、階層の低い人々にさっさと押しつける.強者はこの重荷を免れるのに十分なくらい強く、弱者はこの不快な贈与を拒むほど強くはないのである(バウマン 2017: 64-65).

この記述は、駒田(2005)の主張が地域に対して一方的に主体化を要請していること、そしてそれが「撤退」を意味していることを如実に照らし出す。それにも関わらず、表面的には、何らかの自律的・主体的な「地域コミュニティ」像を現在の地域のあるべき姿として掲げ、現在の地域にそれと同様の機能を安易に期待している。

ここでは、かつての社会構造やコミュニティの基盤、河川の景観や意味の重層性がいかに不可逆的なプロセスを経て変容してきたかを追ってきた。それを踏まえれば、「区役所の機能を強化する」「校区の自律性、主体性を強化する」という文言はやはり行政側の言葉としてしか解釈できないだろう。そもそも地域の「主体性」なるものがあるとすれば、その根拠はどこに見出すことができるのか。先の『コミュニティの自律経営推進に関する提言』には特に言及されておらず、ただ「……でなければならない」と繰り返されるばかりである。

2) 校区住民の主体化と樋井川

戦後において、「校区」は町世話人や公民館を配置する際の目安として、すなわち地域の最小 単位として住民たちの暮らしのなかで認識され、その地位を獲得してきた。その政治的ポジショ ンは自治協議会制度が発足したあとも大きくは変らず、むしろ地域の自律性が強調されたために、 その位置づけは相対的にさらに強固になったとも言えるだろう。だがそれは「上から」校区をま なざした場合の校区像である。本項では実際に校区を生きる人々の語りに着目することで、異な る視点や理解を試みたい。

まず住民らによる地域内政治は、各種任意団体を除けば、行政サービスに対してのその補完的な性格から、おおむね「校区」を単位としており、その活動内容は多岐にわたっている。自治協議会は、自治連合会・町内会連合会の時代から一貫して、その傘下にある地域組織を通じて、「運動会や祭りなどの実施、ごみ減量・リサイクル活動、地域の環境美化、防犯活動、青少年育成活動など、日常生活における身近な課題の解決、会員相互の親睦、地域福祉の促進など」(福岡市コミュニティ自律経営検討委員会 2003:5)につとめてきた。すなわち福祉や衛生、環境や教育、防災や防犯など、地域住民の「安全・安心」をより確保するために、行政サービスでは手の届かないこれらの分野に対して、住民自らで対応をしているということである。それは「お金を稼ぐ」「校区の活動で生計を立てる」というような経済性を伴う生産活動としてではなく、労働時間外において奉仕活動的に、地域の人材や資本を集中させ、それらの財を共有と再分配をしているという側面が強い。

また自治協議会に限らず、1 校区につき 1 つ設置されている公民館を基盤とした、地域組織・地域活動も数多く存在する. 2004 年から福岡市が事業化し、公民館を会場に地域ボランティアによって運営されている「子育て交流サロン」は、行政がその経営基盤を事業として提供し、その運営と利用を地域の住民たちで行っている(三原・佐々木 2016). あるいは各校区での郷土史講座・郷土史研究会も公民館事業として非常に盛んである.

田島公民館での取り組みを例にとってみよう.「田島公民館事業 郷土史講座履歴」と題する資料によれば、田島公民館では 2011 年 7 月 ~ 9 月までの 4 回にわたり、「校区住民が持っている知

識や知恵を出し合って、住みやすい地域づくりを目指すための住民参加型のワークショップ」を開催した。郷土史講座メンバーのU氏は、「当時は東日本の震災もあって、他人事ではないというか、自分たちで地域のことをどう考えたらいいのかという雰囲気があった」と回顧する 31 . 一連のワークショップを経て、最終的に「高齢者の見守り」、「自主防災」、「子どもの支援」、「郷土の歴史継承」の4テーマが採択され、特に「郷土の歴史継承」に関心を示した参加住民8名が発起人となって、同年11月より田島公民館郷土史講座の開講に至っている。初期は『田島沿革史』(1879)の輪読を基軸とし、以来月に1回のペースでの勉強会が現在まで継続されている。共有されているのは「歴史的事実にもとづいた正しい歴史を伝えていきたい」という価値観である。メンバーのV氏は、

「田島は昔,島だった」とか未だに言われているけど,ボーリング調査で,昔の海岸線は もっと向こうだったことが分かっている.「島」って言った方が確かに面白いけど,ほかの 人や子どもに伝えるんなら,やっぱり正しい歴史を伝えないと³².

と,郷土史を紐解いていく上でその実証性を重視している.また他県他市にルーツを持つ参加者が多く,中心メンバーで青森県出身の A 氏は「田島の豊かな歴史がうらやましくて,つい自分の出身地を隠すこともあります」と冗談めかして語っている.

地域への郷土史講座の貢献としては、田島小学校との連携が特筆されるだろう。例えば 2018 年 6 月某日、同小学校 6 年生の「総合的な学習の時間」を用いて郷土学習が行われた。講座メンバーたちは講師として 3 つのコース――1) 田島校区の京ノ隈古墳に関する学習の一環で田島公民館施設内での「古墳づくり」、2) 友泉亭公園を訪ね歴史を学ぶコース、3) 校区を歩きながら古道やかつての景観について解説していく「ブラタシマ」――をアレンジしている。筆者は「ブラタシマ」に同行したが、各児童には 1889 (明治 22) 年の字図、1900 (明治 33) 年の地図、1957 (昭和 32) 年の航空写真が各 1 枚配布された。そして以下のような解説を受けながら、校区を歩いていく。

- 田んぼに水を送っていた水路の跡が田島にはたくさんあります。探してみよう。
- ・ ここは古い道です. 両側が田んぼでした.
- ・ この急な坂道は新しいです. 今みたいに車がなかった頃は荷車でも大変だったから, ここに道は通されませんでした. おうちが建ち始めるころに整備された道です.

見慣れた景観の下に分厚く埋まった歴史に関する講師たちの記憶——例えば「ここからこっちは全部田んぼだったんだよ」との声——を前に、そのことをどのように受け止めたらよいのかと戸惑っているようにもうかがえたものの、「〇〇マンション、昔は何だったの?」といった具体的な生活圏に関する質問がなされたり、また田島八幡神社の集会所に入って、神楽の道具や衣装を目の前に見せてもらうと、子どもたちの目は途端に関心を示していたのが印象的であった。

ただ「昔ここはこうだった」っちゅうてもね、絶対に伝わらんのよ.それだけでは.でも 古地図を実際に持って、それこそブラタモリじゃないけども、一緒に歩くだけで全然違う. 「田島に古墳がありました」でもダメ.だから一緒に作ってみる.そしたら自然と「何で 埴輪を置いたんだろう」って考えてたりするんよ、子どもたちは.質問もしてくる.だか ら実際に神楽の道具にさわってもらうのもやっぱり大事やと思う³³.

田島校区の郷土史講座は、「歴史好きの人たちが休日に歴史談義を内輪で楽しんでいる」というようなものでは全くない。先述したように、できるだけ実証的であること=史料にもとづくことを前提に、その取り組みのアウトプット先としては、子どもたちの存在が明確に意識されていた。そのことは、郷土史の記述/継承という活動が、「土地の人間」としての主体を獲得/確認する過程でもあるということを意味している。

「地域」「校区」という固有の文脈に参入し、その関係性のもとに主体を獲得するというプロセスは、「おやじの会」という小・中学生の父親たちでつくる任意団体の活動の中にも見て取れる。むしろこちらの方では、そのプロセスは意識的になされていると言っても良いだろう。

おやじの会には、小学校の PTA 組織下に位置づけられているものや、自治協議会の中にぶら下がっているものがあり、主に小学校の児童やその保護者を対象としたイベントを定期的に開催している。また小学校での運動会では警備や自転車の整理、演目中の安全管理のほか、夜間の校区内パトロールなどにも人員を動員する。加入の条件は子どもがその小・中学校に通っていることであり、子どもが卒業するとおやじの会の会員資格も失い、こちらも卒業ということになる。OBとしてその後も関わりを持ち続ける場合もある。おやじの会はこのような活動を通じて、地域や近所との交流や関係が比較的薄い、男性の保護者層(30~40代)に「地域」における帰属先を提供し、また地域運営・地域内政治のための人材育成の場としても機能している。

西新小学校のおやじの会 (通称きらく会) を例示してみよう. 西新・百道の一帯は地価が高く, 比較的高所得者の世帯が居住するエリアであるため,いわゆる「転勤族」の多い校区である. 西 新小学校おやじの会メンバーの W 氏も福岡市出身ではない.

7年前から家族で今の場所 [西新校区] に住んでいるんだけど、もちろんこっちには友達も全くいなくて、でも「地域」とか「コミュニティ」っていうものとは無縁でも全く問題のない仕事 [医師] をしているから、……そしたら奥さんに「こういうのがあるよ」ってすすめられて、それが入ったきっかけ、うん、まあ、せっかくね、子どもが小学校にいる間にしかできないんだし、実際に参加してみたら、僕には楽しくてね、……仕事と家だけだったら絶対知り合わなかった方とも知り合えて、一緒に活動して、この辺の歴史のことも知れて、今は本当に楽しい、いわゆる居場所って言うのかな、そういう感じ、

すなわち、おやじの会は30~40代男性のための居場所を「地域」に用意するとともに、その「地

域」を運営する校区にとっては、日常的な接点を「地域」と持ちようのない 30~40 代男性が「地域」に関わる契機を提供しているのである.

長尾小学校のおやじの会は、1995年の「長尾小学校創立 120 周年記念行事」に参加した保護者の中から上がった「PTA 活動に父親として何か参加できないか」という声から始まった。現会長は、PTA 下部組織としての父親ボランティア団体の発足は「長尾小学校おやじの会」が全国初の例だと伝え聞いているという。この会は、より強固な地域内キャリアの一部分を担っており、OBのX氏によれば「ソフトボールで、目ぼしい人に声をかけて、青田買いをすることもある」のだそうだ。

長尾校区には、おやじの会とは別に8つの「草ソフトボール」のチーム――長尾1丁目、長尾2丁目、長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、笹の台、TSY(友丘・神松寺・友泉の合同チーム)、50代シニア――がある。校区内でのナイターリーグが通年で行われる他、隣接する田島小学校区、金山小学校区、笹丘小学校区とは4校区交流のソフトボール大会やバレーボール大会なども開催されている。

X氏によれば、おやじの会のメンバーをソフトボールに誘い、またはソフトボールのメンバーをおやじの会に誘うことで、交流の促進、ネットワークの拡大が図られているのである。また、これらの組織に30-40代の頃から所属することで、近所に顔見知りが増え、各町内会や自治協議会の年配者との交流機会も自然と増えることになる。地域事情にも詳しくなり、「リタイア後に町内会や自治協に入っていく人もおる」のだという。X氏自身にも子どもが複数人いるためおやじの会の在籍年数も長く、「12年間もおったら、竹の切り方とか、テントのたたみ方とか、きたえられたよ」「人材養成所だね」と、おやじの会の地域における役割を評価している。

ここから明らかになることは、「福岡市民」ないし「各区民」は、校区を基盤とした何かしらの地域組織や地域活動——自治協、町内会、公民館事業、郷土史研究会、PTA 活動、おやじの会、ソフトボールチームのいずれでもよい——に参加し、地域内政治に直接/関節を問わず関与していく過程で、「校区住民」としての主体を形成していくのだということである。それは強制的なプロセスや設計されたシステム下での出来事ではなく、個々人が我が子のために汗を流し、あるいは居場所を求め、またあるいは活動への参加を楽しんで自己実現を図る過程で起こっているという点に注目したい。前項で筆者は、行政が市民に対して主体性を一方的かつ過度に期待し、自律を要求することの危うさを批判した。これまでに紹介した語りは、まるで援護射撃をするかのように、行政に言われるまでもなく、好き勝手に自由に楽しく、プライドを併せ持ちながら地域のために活動する、そんな住民たちの一面を伝えている。

そして樋井川との関係に目を転じてみると、小学校と深い関係性をもつ「校区」において、河川は原則「危ない場所」として位置づけられ、活動に当たっては安全性が大変重視されることになる。流域内の宅地化が進み、水資源や水産資源もない以上、地域において支配的なコンテクストとはそのように一面的なものにならざるを得ない。たとえば中・上流域の小学校では「川で遊んではいけません」という安全管理上の指導が児童に対してなされている。公民館を拠点に活動する地域組織が児童と一緒に樋井川を利用する際には、怪我や感染症にともなう責任問題へのお

それから、学校や教育委員会の腰は基本的に重い(田島校区 R 氏談、長尾校区 X 氏談).一方、城西橋(七隈川との合流地点)よりも河口寄りの流路において、積極的な注意喚起はされていないようである.西新校区の X 氏が「保護者としてはそのような指導は聞いたことがないし、実際遊びようがないんじゃないかな」と語るように、護岸の構造上川面に降りること自体が難しく、遊び場となり得る砂州や河岸植生も見られないからだろう.なお七隈川や一本松川、駄ヶ原川などの各支流においても、堤丘校区の一本松川緑道などの一部区域を除き、川面まで降りていくことはフェンス等の構造上難しくなっている.

ところで、ここでの「危なさ」への認識は、どのような樋井川像に裏打ちされているのだろう。 一つには豪雨による増水時などが容易に想起される「非日常的に危ない場所」としての樋井川、 そしてもう一つには「日常的に危ない場所」としてのそれが挙げられるだろう。それは「遊び」 との関係において

樋井川が平時のリスクと共に語られる場合、そこには必ず「遊び」が念頭に置かれている。これは児童との関係において説明することができる。数々の河川改修を経て、樋井川本流においては、塩屋橋(鳥飼)よりも上流側の河道では比較的多くの河岸植生や砂州が見られ、また数カ所において護岸から川面に下りられる階段も設置されている。そのため、時折保護者と同伴で、あるいは児童だけで川遊びをしている様子を見かけることがある(写真 1)。



写真 1 樋井川の河道で遊ぶ児童(2018/7/4 筆者撮影:長尾橋の下流側から望む)

川漁師もおらず、農家も限られているため、樋井川を恒常的に利用して生計を立てる職能集団はいない。行政担当者や土木業者、専門家などの立ち入りを除けば、わざわざ樋井川の河道に入るようなことがあるとすれば、それは何らかの「遊び」に他ならないのである。とはいえ河道や構造物などの不法占拠や、何らかの違法行為をしない限りにおいては、水遊びや魚釣りなどの「遊び」には何の問題もない。だが、年長者のように知識、体力、経験を有するだろうという一定の信頼をもたれない/もたれにくい存在である児童は、必然的に保護の対象となってしまう。それが学校による「川で遊んではいけません」という指導の背景である。

このような言説は非常に支配的で、かつ影響力が強く、福岡大学助教の伊豫岡宏樹氏によれば、2009年の大出水(後述)のあとに実施された河川改修事業において、大規模な親水空間を新たに創出したらどうかとの提案がなされたことがあるものの、近隣住民からの「子どもが川に近づいて事故になったらどうするんだ」「誰が責任を取るんだ」などの一部の声によって立ち消えとなっている。「寝た子を起こすな」ということなのだろう。これらが「日常的に危ない場所」としての、地域における樋井川に対する認識である。

本節を通じて考えられるのは、樋井川流域樋井川水系の管理を担っている行政せよ、灌漑用に水を利用している水利組合にせよ、そして地域の「安全・安心」に関心を寄せる校区にせよ、それぞれが有する樋井川との関係性を集合させただけでは、流域ガバナンスは成立しないということである。ただし同時に、多くの住民が河川に関係を持とうとしたときに、「校区」という地理的および社会的な広がりは、そのチャンネルとしての正統性と体力を他の組織よりも有していることもうかがえる。

3.5 地域や環境の「問題」を問う場として――活動する市民・専門家の登場 3.5.1 コイの大量死事件(2002)

樋井川流域にまたがる 4 区——下流側から早良区、中央区、城南区、南区——のうち、城南区 はそのほぼ全域が樋井川流域に含まれている行政区である.『福岡市基本計画』(2012)において、城南区の項目の冒頭にはその特徴として樋井川への言及がある.

北部はマンション建設などで都市化が進み,人口移動が激しい住宅街で,行政サービス機能や文化施設,学校などが集積する文教地区を形成しています.一方,南部に広がる油山や区内を南北に流れる樋井川,多くのため池など,豊かな自然環境が市街地のすぐ近くにあります (p.158).

だが城南区役所総務部企画共創課の ee 氏が「確かに樋井川は城南区の重要な環境ではありますが、樋井川を中心に据えた区独自の政策は、資料にあたった限りでは、区政開始以来ほとんどしてこなかったというのが実情です」と述べるように、二級河川区間の河道を県が、準用河川・普通河川区間の河道を市が管理している以上、区が主導権を持ってできることは非常に限られている。今日でさえも、河川管理において一部の護岸の除草を請け負う程度であるという。

このように、樋井川関係の政策には関わりを持ちにくい城南区でさえも積極的に動くことができた一連の出来事があった。その契機となったのが、2002年に起きた洗剤不法投棄によるコイの大量死事件である。

話は1997年に遡る.この年から長尾校区自治連合会 [現・長尾校区自治協議会] は、福岡市の「町づくり推進活動」の一環として助成金支給を受け、「花と鯉の里づくり運動」を開始した.この事業については、岡本寛之実行委員長(当時)を訪ねた鈴木(2003)の報告が詳しい.それによれば、福岡市による呼びかけに応じた城南区が校区単位で募集し、1993年頃からある住民

が個人で行っていた年間 $10\sim20$ 匹程度のコイの放流活動(毎日新聞 2002/9/30)に自治連合会が着目し、正式に事業を申請したのだという。その活動内容は、最終的には 1)体長 $20\sim30$ cm のコイを年間約 600 匹、樋井川に放流すること、2)樋井川の護岸にスイセンやヒガンバナを植えること、この 2 点であった。

長尾校区の郷土誌『長尾のあゆみ』(2004)には、コイの放流について「川幅が狭く水深も浅いため、いつでも鯉が泳ぐ姿を見ることが出来ることから、散歩をする人の目を楽しませてくれる」(p.55)と大変評価的ある。今日では生態系保全の観点から全面的に批判の対象となっている鑑賞用のコイの放流が、校区の自治連合会を主体に、かつ市の助成金を元手に行われていたのだ。いずれにせよ、5~6年を越える活動によって「樋井川のコイは校区内外から多くの人が眺めに来るほど愛され、長尾校区の『顔』になっていった」(p.64)ようで、その活動が地域に定着してきたころに、その事件は起きた。

2002 年 9 月 3 日の夕方、樋井川の支流である駄ヶ原川に大量の洗剤が流れ込んだ。その付近に資材置き場を持っていた運送会社の従業員が、360 リットルもの洗剤を資材置き場内の側溝に不法投棄したのである(鈴木 2003)。同 9 月 5 日付の西日本新聞は「きれいな川 願い無残」の見出しで以下のように伝えている。

福岡市城南区の駄ヶ原川で起きた洗剤の不法投棄による魚の大量死は、四日の市の回収作業で、本流の樋井川も含めて約五トンに達した。地域住民が長年にわたって川の浄化に取り組み、かわいがってきた魚たちが心ない行為のために息絶え、流域は怒りや落胆に包まれた。……住民は回り道して川沿いを通ったり、パンくずを手に毎朝散歩するなどして、コイが泳ぐ川景色を楽しみ、これがきっかけで互いの会話も弾んだ。実行委[花と鯉の里づくり]は七月末にも約三百匹を放流したばかり。住民の心を和ませてくれた魚たちは、たった一晩で無残な姿に。長尾小児童は四日、急きょ授業を変更して川を訪れたが、腹を見せて浮かぶコイやナマズやウナギの姿にショックを受けていた。

先述の取り組みに加えて、この頃は河川の水質改善の成果が見られた時期でもあった。事件当時の自治連合会会長、井口満雄氏が「長尾に三十六年前 [1966 年] から住んでいますが、以前の樋井川は川面に油が浮いたり、ゴミが投げ込まれたりと荒れ放題でしたよ。川は見向きもされなかった感じですね。私自身もそうでした」(西日本新聞 2002/10/17)と語るように、1980 年代後半までその水質は「環境基準 C 類型」を上回っていた。しかし 1988 年には下水道普及人口が100 万人、普及率が83.6%に達したことで、1990 年代末には「環境基準 B 類型」にまで改善されていた(福岡県2014:福岡市下水道局)。その矢先に住民主体で進められていた「まちづくり」の成果と数多くの命が、一企業の不法投棄によって一晩で失われたとあって、この事件は大変な耳目を集めた(鈴木2003)。

そのため事件から 18 日後, 同 9 月 21 日には樋井川「再生」の第一歩と称して, 地元住民を中心とする 200 人がニシキゴイ 1000 匹の再放流を実施されている. JA 福岡市の発足 40 周年記念

事業としてコイの稚魚放流がもともと計画されていたものが、この一件を受けて 50cm 級も含む 大小様々なコイが用意された(西日本新聞 2002/9/21).

放流場所となった城南区長尾の長尾橋周辺には、JA 職員八十人や地元の住民だけでなく、 放流を知って校区外の親子連れも駆けつけ、大勢の人が川を囲むように集まった。子ども たちがバケツでコイを流すと、あちこちで拍手がわいた (ibid.).

これを機に魚の再放流の輪はさらに広がりを見せた.福岡市は友泉亭公園などのコイ約50匹,城南区役所職員有志はカンパでコイ100匹を,同9月30日にやはり長尾橋から放流する予定である,と西日本新聞(2002/9/24)は報じている.

そして事件からおよそ 1 か月半後が経過した同 10 月 20 日,長尾公民館で長尾校区自治連合会主催のシンポジウム「よみがえれ樋井川 ~川は地域の心をつなぐ~」が開催された. 校区内外から約 70 名の参加があったが,樋井川を題材にこれだけの人が集まったことはなかったため、様々な角度からの意見が提出され、活発な議論がなされた. 鈴木 (2003) によれば「今まで通りのコイの川を」、「コイの放流で生態系が壊れる」、「色ゴイは川には不似合い」、「川の中のゴミも問題」、「川の活動に資金措置を」、「行政任せではなく市民自ら考えるべき」といった意見が交わされた (p.66). 特に、当時すでに盛んになっていたコイ再放流の是非をめぐっては、賛否両論が渦巻いた.西日本新聞 (2002/10/21) が伝えている.

不法投棄後、コイの放流が再開されたことについて「生物の多様性を考えると、一つの魚種 のみを放流するのは問題がある。多量のえさが必要なコイは特に問題だ」との指摘が出る一 方「樋井川などの都市河川は高度成長時代に一回死んでいる。これを生きた川にするために コイの放流がある」など、都市河川と人とのかかわりについてさまざまな考え方が示された。

この,生物多様性のためにコイの放流をひかえるべきという主張と,地域活性化のために,また都市河川の再創造のためにコイの放流は必要だという主張の対立は紙面でも関心が高く,毎日新聞(2002/9/30 綿貫洋)には以下のような応酬が掲載された.

樋井川の観察を 20 年近く続ける中村学園女子高校の渡部登教諭(生物)は「全国的に野生の魚が消えたのも、コイなどの放流が影響している」と指摘する。樋井川についてもコイの放流によってヨシノボリ(ハゼ科)、ギンブナ(コイ科)など在来種の生息が困難になっていると訴える。「コイの放流で本当に大事な自然を失っているのではないか。生物の多様性に支障が出るので放流は考え直すべきだ」。こうした批判に岡本会長[花と鯉の里づくり実行委員会の岡本寛之会長]は「コイに餌をあたえているが在来種も育っているはずだ。生態系を壊すことは私たちの活動からはありえない」と反論する。

放流事業の是非を述べることが本項の目的ではないが、一旦の見解を示しておく.現在、ニシキゴイを含むコイ Cyprinus carpio は、国際自然保護連合 IUCN の「種の保全委員会」が定める「世界の侵略的外来生物ワースト 100/100 of the World's Worst Invasive Alien Species」に、侵略的外来種、すなわち「外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの」として選ばれており、ブラックバスやニジマスを含む 8 種がリストに掲載されている(IUCN ウェブサイト). また樋井川が流域における住環境の未整備によって長らく水質汚染に見舞われてきたその歴史を踏まえるならば、生物多様性という指標は軽んじられるべきではないだろう。特定の利益——ここでは校区住民の利益——のために、生物多様性はおろか、コイ以外の他の生物種への配慮もないまま、コイの放流が正当化されるのであれば、それはロジックとして、人間中心主義的な理由から環境に負荷をかけてきた数々の事例と大差がない。

一方で、目指すべき生態系をどのように設定するか、あるいは歴史的定点の問題も当時の時点では判然としなかったと思われる。川遊びが盛んであった 1960 年代前半頃までに樋井川で幼少期を過ごした方々への聞き取りからも、アメリカザリガニや食用ガエル、ライギョなどの目撃例があがっている。そのため、高度成長期以前まで遡ったとしても「何を以て樋井川本来の生態系と呼ぶか」という問いには、価値の問題が残ったはずだ。それは今日であっても同様だろう。しかし岡本氏の主張は、各紙面や鈴木(2003)を参照する限りやや高圧的で、なおかつそれまで継続してきたコイの放流の意義を絶対視しており、お世辞でも「議論に対して開かれている」というような印象は受けない。

したがって同時並行かつ追跡的な生態系のモニタリング調査がなされていたとしも、生態系保全/回復を目指す上での歴史的定点の問題、そして生態系保全を住民や専門家らが議論するための環境整備の問題が待ち構えていたと思われる。いずれにしても、既に今日においてコイの放流はなされていない。 樋井川の沿道を歩けば、駄ヶ原川との合流地点から樋井川橋までの区間などで、数多くのニシキゴイたちが泳ぎ、ミシシッピアカミミガメが甲羅干しをしている様子を観察することができる。

3.5.2 樋井川を楽しむ会の活動――「流域」への着目

コイの大量死事件のショックと、その後に長尾公民館で繰り広げられたる熱を帯びたワークショップは、大きな反響を呼んだ。 樋井川の河川管理者である福岡県は、それを受けて事件のおよそ7か月後の2003年4月26日より、樋井川の「理想像」を流域全体で考える試みとして1年がかりでの住民参加型ワークショップを行っている。 西日本新聞 (2003/4/4) によれば、

樋井川が流れる四つの区の住民団体や関心がある個人が対象.川の特徴や生態系,治水上の問題点などについて,専門家の話も聞きながら,流域全体の河川デザインを一年間かけて描いていく.一つの川の全流域の住民が一堂に会して話し合う試みは,同市内では初めてで,県はワークショップでの意見を今後の河川整備に反映させることにしている.

とある. すなわち, コイの大量死に始まる一連の出来事は, 近隣校区にとっては確かにショッキングな出来事ではあったものの, 樋井川流域にとっては, その「流域」という生態的・社会的なスケールを, 幅広い住民までが意識することになる初めての経験を, 期せずしてもたらしたことになる.

また、それまで樋井川に関する政策を打ち出していなかった城南区も、2003~2004 年にかけて「樋井川発・まちづくりワークショップ」を4回開催し、住民の声をもとに樋井川からのまちづくりを模索した。それぞれのテーマと内容は以下のとおりである。

回/テーマ/日程	内容
第1回「知る」	・ 32 名が参加し、樋井川の概要、環境、歴史、市民の活動について
2003/10/25	学び,樋井川でやりたいことの「アイデアマップ」づくり
	・ 歩く、遊ぶ、美化、育む、調べる・伝えるの5分野が上がる
第2回「描く」	・ 36 名が参加し、第1回の5分野ごとにグループを作り、誰がいつ
2003/11/16	何をどこでするのか,プロジェクトを検討する
	・ 「かわがき生産プロジェクト」「樋井川よかとこ伝え隊」など
第3回「見る」	・ 第2回に立ち上げたプロジェクトを念頭に、各グループで実際に
2003/11/29	現地を歩き、さらにプロジェクトを煮詰める
第4回「動く」	・ 過去3回を踏まえて、活動の実施に向けての具体的な内容や予算、
2004/1/17	スケジュールを明らかにし、実施計画書を作成する

表 18 樋井川発・まちづくり実践ワークショップの流れ(参考:樋井川を楽しむ会 HP)

全4回を通じて、小・中学生から大学生、高齢者にいたるまでの幅広い世代の参加が見られた. これらの成果を実行に移すために、2004年2月1日、同28日に各グループの代表者2名からなる世話人会が発足し、それがベースとなって、2004年4月にボランティア団体「樋井川を楽しむ会」が正式に設立された.

活動の方向性としては、その直前の世話人会で「ワークショップで出された全てのアイデアを実践するのは難しいのでは」「みんなが参加しやすい活動からはじめてみてはどうか」「みんなが気楽に参加できることが大事」などの意見が出された(樋井川を楽しむ会 HP)ため、「樋井川でどんな活動をするにも、まず川を美しくすることから始めよう」を合言葉に、定期清掃が活動の中心に置かれた。順次、調査活動やウォーキング、写真展や美術展などが実施されていくことになる(樋井川を楽しむ会 HP: 樋井川を楽しむ会 2008)。2004 年度には、3 年満期の「城南区やる気応援事業」にも採択され、その補助金が諸活動に充てられた。

2017年の解散までのあいだ、この会の代表職を務め続けたのが、1994年より長尾校区に在住の X 氏である. X 氏は「樋井川発・まちづくりワークショップ」の第2回から参加しているが、これに参加するに至った経緯は以下のとおりである³⁴.

子どもを自転車で保育園に連れてくときのことなんだけど、いつも樋井川沿いの道を使って て、その朝も同じで、でもそこで「なんか変な感じがするな」って思って、そんで川の方を 見たら、水面に泡がたくさん浮いてて、コイとか魚もたくさん浮いてて、

やっぱり子どもと毎朝一緒に通ってた道のすぐそばで、たくさんの生き物がいなくなったってことが、なんか、なんかすごく嫌で、気持ち悪くて、そんときは、だから、その長男も連れて、第2回のワークショップから参加したって感じになる.

これらの語りからは、「家族との平和な日常」の、その象徴としての「生き物に溢れた川」が一晩で破壊されてしまったこと、そして今後もそれが脅かされうるのではないかということに対しての、強烈な嫌悪感、不安がうかがえる。たとえコイが侵略的外来種であろうと、それがたくさん泳いでいる景観はまちがいなく X 氏の日常と地続きであり、そこに投影されていたもののかけがえのなさが、コイの大量死事件によって急速に再認識されたのだ。そのことが X 氏を城南区主催のワークショップに向わせしめたのである。

定期清掃活動は、川の中から地域のあり方を見つめ直す機会でもあった。毎月第1日曜日の朝を原則とし、田島-友泉亭-下長尾を中心に、毎回大量のゴミ袋が満杯になるほどのゴミが可燃・不燃を問わず引き揚げられた。会の小冊子(2008)によれば、その大半は空き缶やペットボトル、ガラス片や陶器のかけら、レジ袋やお菓子のビニール包装で、また場合によっては自転車や電化製品、会議用テーブルやタイヤなどの粗大ゴミなども回収された。台風の通過後や大雨の後には特に多くのゴミが回収された(2004/9/5:2005/5/17 など).以下の表は、第1回から第18回まで、第29回、第30回の開催日程と清掃場所、参加人数などをまとめたものである。

開催日程	清掃場所 (橋ごと)	参加人数など
1. 2004/7/4	友泉亭橋下流	15 名(福大生中心)
2. 2004/8/8	新田島橋~金桜橋	11名. 堆砂敷きの草むらは難しい
3. 2004/9/5	友泉亭橋上下流	17名. 台風通過後でゴミが多い
4. 2004/10/3	新田島橋~金桜橋	9名. ベビーカーを回収
5. 2004/11/7	下長尾北~長尾新橋	15 名.
6. 2004/12/5	新田島橋~紅江橋	10 名. 樋井川環境調査にもとづき実施
7. 2005/2/6	友泉亭橋上下流	35 名(福大生多数). 50 袋.
8. 2005/3/13	友泉亭橋~長尾新橋	21 名. 河川敷への階段がない区間の初清掃
9. 2005/4/10	田島~金桜,長尾新~隈	40名(福大生,長尾おやじの会, NPOら)
10. 2005/5/8	友泉亭橋上下流	18名. 大雨で多くのゴミが堆砂敷きに
11. 2005/8/7	金桜~紅江,長尾新~隈	35 名. 参加者増加により複数個所で実施
12. 2005/9/4	梅光園橋~新田島橋	12 名. 別府団地住民の定期清掃でゴミ少
13. 2005/9/11	友泉亭橋下流	30名. 堆砂敷きの草むらも深く難航

14. 2005/10/2	田島~金桜, 友泉~長新	26 名 (新規参加も多数)
15. 2005/11/13	金桜~紅江,長尾新~隈	50 名. 田島の区間にゴミ多数
16. 2005/12/4	梅光~新田島, 紅~友泉	24 名.
17. 2006/2/5	田島~金桜, 友泉~長新	4ヶ月ぶりに実施した区間,ゴミ多数
18. 2006/4/9	田島橋~紅江橋	40名(06年度から一カ所に人員集中)
29. 2007/4/8	紅江橋~長尾新橋	40 名. 3 か月ぶりの区間. 多量の粗大ゴミ
30. 2007/5/13	長尾新橋~隈橋	40 名. 空き缶・粗大ゴミの減少を実感

表 19 樋井川を楽しむ会の定期清掃活動の経過(HP 公開情報をもとに筆者作成)

19 回目以降からは、X 氏の多忙によりホームページ上での清掃活動の報告が滞りはじめる. しかし活動は継続されて、2006 年度は全9回、2007 年度は全9回の定期清掃活動が予定されていた. 参加人数の極端な減少もなく、むしろ2007 年度の最初の2回はどちらも40名を動員している.

ホームページ上で公開されている報告・広報を見る限りでは、清掃活動を継続し、他の活動(樋井川環境調査など)も並行して進めるなかで「〇〇の区間が汚い」などの情報を得ることで、次の清掃区間を決定したり、また有志の住民個々人に限らず、福岡大学の大学生グループや長尾小学校おやじの会、NPO 団体など、組織単位での参加も見られるなど、回を重ねるごとに参加者数の増加・安定化と、それによる情報や人材の集積がうかがえる。

特に福岡大学の学生サークル「はかたわん海援隊」との連携は、樋井川を楽しむ会の活動の幅を大きく広げることに貢献した。このサークルは、福岡大学工学部社会デザイン工学科の学生で構成され、所在地は同科の「水圏・流域システム研究室」に置かれている。同研究室の渡辺亮一准教授(当時)を取材した小林(2011)によれば、サークル設立は2002年であるが、福岡市ホームページ(2005年更新)には2004年の設立とあるため、2004年に活動の本格化が始まったのではないかと推測される。これは樋井川を楽しむ会の発足年でもある。今日でも活動は続いており、主に河川等の自然環境保全・再生を目指し、河川の環境調査や魅力発信などの取り組みを展開してきた。樋井川を楽しむ会との関係では、先述の定期清掃活動(それに伴う草刈り活動)や定例会への参加、樋井川一斉環境調査の実施と樋井川フォーラムの開催が挙げられる。

樋井川一斉環境調査は、はかわん海援隊の発案で2006年11月に第1回が開催され、パックテストを用いた水質調査がなされた。2007年の第2回では、上流から下流までの全15地点(本流のみ)での同時刻調査を実施するべく、市政だよりやちらしを通じて市内に呼びかけた結果、当日は各地点の住民に加えて、市立長尾小学校、市立柏原小学校、県立柏陵高校、NPO、行政などからの100名以上の動員に成功した。その結果は、樋井川発・まちづくりワークショップ以来、城南区が定期開催していた「樋井川フォーラム」などを通じて市民への報告がなされている。

その他の協働事例としては、2009年5月10日には、はかたわん海援隊の渡辺亮一准教授によ

る指導のもと、稚アユ 1000 匹の放流会が下長尾北公園横の浅瀬で行われている.「シロウオ観察会」や「ホタル観察会」、「ミニ水族館」などを通じて、川の生き物に関心を持ってもらえるようなイベントを得意としていたはかたわん海援隊との共催というかたちで、アユの放流会が試験的に実施された. 当日は、長尾小おやじの会や田島校区子供育成会を通じて、子どもから大人まで数多くの地域住民の参加が得られた.

職業も年齢も異なる、いわゆる「素人」である住民たちがボランティア活動を長年にわたって継続することは並大抵の労力ではかなわない.その過程でノウハウの蓄積がなされ、活動の練度が高まっていくことはもちろんあるだろう.そもそも、樋井川を楽しむ会がその主な活動に定期清掃活動を選んだのには、一連の事件を背景として「きれいな川であってほしい」という願いが共有されていたからだけではなく、清掃活動であれば「誰でも参加できる」「活動の様子が可視化される」「目に見えてその成果が出る=きれいになる」という公平性、公共性、公益性の点で優れていたからであった.だがそれは「それ以上のことはできない」というジレンマと隣り合わせでもあった.しかし、はかたわん海援隊との数々の協働がなされることによって、樋井川を楽しむ会には活動の多様化、深化をもたらしたと同時に、はかたわん海援隊には地元住民との協働・連携の機会を提供したのである.

こうしてコイの大量死事件や再放流をめぐる議論,そして城南区主催のワークショップを通じて多くの住民が一斉にはじめて認識した「流域」としての樋井川には、樋井川を楽しむ会やはかたわん海援隊が提供した清掃活動や調査活動,写真展などの機会を通じて,人々の理想とする「社会」や「政治」のあり方が投影されていたとも言えるだろう。その意味では「社会運動」でもあったのである。しかしその前途が決して開けていた訳ではなかった。少なくとも、樋井川を楽しむ会はX氏によれば「5,6年目[2009年ごろ]」からその存在感を弱めていくことになる。

3.5.3 樋井川を楽しむ会の課題とレガシー

なぜ「樋井川を楽しむ会」は、その活動を継続、展開することができなかったのか.

2018 年 9 月 12 日に聞き取りをさせていただいた際に、X 氏はその理由として、1) メンバーが固定化したこと、2) 会員募集・人材育成ができなかったこと、3) 活動内容がマンネリ化したこと、4) 負担感ばかりが募っていったこと、以上の 4 点を挙げていた. いずれの点も、リーダーとしての自身の手腕が未熟であったことと結びつけて語られていた. しかしこれらとは別にもう 1 点だけ、X 氏によれば自分自身ではどうにもできなかった要素として、離れていった参加者たちのある特徴について以下のような指摘をしている.

ワークショップで「いいね」って集まったから、校区の町内会活動とか、もともと積極的に やってる人もいたりして、そういう人たちはやっぱり「うちの校区でも」とか、「こっちで も」とか、そんな風に前のめりで、でも全部は無理だからまずは川掃除を、ってなったんだ けど、川に降りられてゴミの溜まりやすいところってなると [限られるから]、その辺りの 人しか出てこなくなって、まあ僕が長尾校区のおやじの会に入っていたっていうのもあった とは思うけど.

上で整理したように、定期清掃の場所はもっぱら下長尾から梅光園の区間に限られ、その上流にあたる上長尾や桧原、柏原では行っていない。だからこそ毎年の桜の季節には桧原校区でのウォーキング・イベントを催し、夏の親睦会では草ヶ江校区の堆砂敷でバーベキューをするなど X 氏も心を砕いた。しかし自校区への帰属意識が比較的強く、校区への利益を求めるような人は次第に足が遠のいていったのだという。

結成から解散までの13年間のうち、メンバーの固定化が始まるのは結成から5,6年が経過した2009年ごろだった.12~13名であったというその固定メンバーは、定期清掃の対象区間周辺の長尾校区、田島校区、別府校区、草ヶ江校区からの住民と、区役所の有志職員2名で構成されていた。X氏は「みんな、校区の自治会とか、あ、今でいう自治協か、でもそういうのとは、あんまし関係のない人たちだったね」と回顧する.一部が引越しなどで抜けたものの、解散までそのメンバーを中心とする活動が続いた.

メンバーの固定化が始まったとされる 2009 年は、コイの大量死事件以来の「大事件」が樋井川流域に起こった年でもあった。豪雨による大出水被害が生じたのである。それを機に治水という新たな文脈で「樋井川流域」をスケールで、住民と専門家による運動も開始された。後述する「樋井川流域治水市民会議」である。X氏によれば、組織内の事情に加えて流域一帯の機運を背景に、「徐々にフェードアウトしていった」のだという。細々と会は存続していたものの、2017年、樋井川を楽しむ会は正式に解散を迎えた。

だが樋井川を楽しむ会は、その後の、あるいは今日の樋井川流域に何らかのレガシー=遺産を置いていったのではないだろうか.以下にその3点を指摘してみたい.1つ目は、はかたわん海援隊の地域への定着に貢献したのではないか、という点である.はかたわん海援隊は学生サークルであり、教員を除けば、いずれ卒業してしまう若者たちで構成されている点に特徴がある.地域との関係性を深めていく上では決して有利とはいえない.それに対して樋井川を楽しむ会は、城南区のワークショップを通じて有志住民たちで結成された団体であった.校区への帰属意識が強い人から離れていったとはいえ、各校区の既存のネットワークへのアクセスも比較的容易だったと思われる.今日の樋井川流域でも、たとえば長尾小学校おやじの会の樋井川親子体験学習には、インストラクターとしてはかたわん海援隊は活躍をしているが、サークル設立から間もない時期に、はやくから地域の人々に認識され、また信頼されるような実績を、樋井川を楽しむ会との協働を通じて残せたことは、今日における「地域密着」の礎のひとつとなっているのではないだろうか.

2つ目に、城南区の「樋井川じゃぶじゃぶマップ」が挙げられる。これは樋井川の自然、特に生息している生き物に着目し、その観察方法や観察に適した時期、また川に近づく際の注意事項を網羅した小冊子である。子どもたちが安全に楽しく「じゃぶじゃぶ」と川に入れるよう、同区企画共創課がはかたわん海援隊、樋井川を楽しむ会とともに 2010 年に作成された。 樋井川を「区の特徴」として挙げながら、2000 年代まで樋井川に関する独自の政策をほとんどしてこなかっ

た城南区であるが、このような小冊子が作られた背景には、2002 年のコイ大量死を契機とする 2003 年の「樋井川発・まちづくりワークショップ」主催、2004 年の樋井川を楽しむ会やはかた わん海援隊の発足といった、市民・区民の樋井川への関心の盛り上がりがある。また 2018 年に は、古くなった情報の更新のために第 2 版の作成、発行もされた。区内の小学校でも配布される など、郷土学習や環境教育にも一役買っている。

3つ目は樋井川を楽しむ会というよりも X 氏個人の功績として位置付けるべきだろう.今日まで続く長尾校区での樋井川親子体験学習を,3年にわたる交渉の末に実現させたことは非常に意義深い.今日では下流での「いかだまつり」など,これまで校区単位で行われてきた数少ない樋井川でのレクリエーション活動が終了している.そのような中で長尾小学校おやじの会は,「地域の川をただしく学ぼう」「ただしくこわがろう」というメッセージを掲げて,2011年から2018年まで,計7回に継続して開催してきた.

城南区の「樋井川発・まちづくりワークショップ」第2回(2003年11月)を振り返ると、そこでX氏のグループは「かわがき生産プロジェクト」と題したアイデアを検討していた。ワークショップの様子を伝える『樋井川発・まちづくり実践ワークショップニュース vol.2』(城南区2003)によれば、その骨子は、

かわガキ (川の中で遊ぶ子ども)を育てるために、川の中に入って遊べる場所をつくるべきです。そして、川に棲む生物の実態調査とマップ化を行い、ホームページで PR していきたいですね。

と説明されている.かわがきという言葉こそ、今日の活動では用いられていないが、この目論見そのものは、X氏の、あるいは樋井川を楽しむ会の活動を通じて、樋井川じゃぶじゃぶマップ(2010-)と樋井川親子体験学習(2011-)として、それぞれ具現化されているとも言えるだろう.

X氏の話しぶりからは、何かしらの明確な契機があって、それを機に樋井川を楽しむ会の活動に終止符を打ったのではないということがうかがえた。どうにも事態が好転しないことへのあきらめと、自分自身の組織運営に対するもどかしさが同居していたのだろうと推察する。ただ仕事と子育ての忙しさがひと段落したら、「いずれまた戻ろうかな、とは思っている」とも一方では述べており、X氏にとって、樋井川は「思い出の場所」にはなっていない。今後の行方を注視していきたいと思う。

最後に、「樋井川を楽しむ会」が活動を通じて提示していた、あるいは前提としていた「流域」 像への批判をつけくわえて、本節を終えることとしたい.

樋井川を楽しむ会は、コイの大量死事件を契機とする地域の文脈のなかにあって、一貫して「川をきれいにする」ことに重きを置いていた。それはホームページ上での活動報告におけるゴミの量・質へのこだわりからも、はかたわん海援隊との一斉環境調査で水質に着目したことからも見て取ることができる。確かに川の「きれいさ」や水質への注目は、上流と下流がひとつながりであること、都市生活の影響を可視化すること、川がダイナミックな水循環の一部であることなど、

河川との関係性を強く問い直させることを可能にしただろう. また, それは複数の校区を越境した「流域」の像を喚起させ, 人々を動機づけうるものであったはずだ. そこに X 氏も賭けていたのではないか.

だが下水道の普及により河川の水質や悪臭も年々改善されていたため、ゴミや水質に着目した「川のきれいさ」というロジックは、その訴求力を十分に発揮できなかったともいえる。河川に対して、いわゆる「無関心」でも困らないような構造が強化されていたからだ。そしてその状況に、本稿でも何度も指摘しているが、校区単位での地域活動の弊害が追い打ちをかけた。「流域」を有名無実化しないためには校区を横断してネットワークを構築しなければならなかった一方で、2003年4月からは校区のさらなる自律性を強調する「自治協議会制度」が開始されている。校区を強く背負っていた参加者が樋井川を楽しむ会から離れていったこととの相関性や因果性をここで指摘することはできない。しかし福岡市が町世話人制度以来、地域自治の単位を校区とし続けてきたということが、それらの行政上のロジックとは別のまとまりとしての「流域」の実践を、全く阻害していないとも同様に言いきれないのである。

以上を踏まえ、水質ベースの「流域」像は、コイの大量死事件があったとはいえ、インフラ整備によって解決されつつあった 2000 年代の樋井川流域に対しては決して十分な訴求力を持ち得ず、また校区間の統合や連帯を可能にするような動機づけやスキームとしての有効性も持ち得なかった可能性が考えられる.

とはいえ, 樋井川流域を舞台に地域や環境の問題を提起する主体として, 市民・住民主体の「樋井川を楽しむ会」や, そしてその活動をフォローした地域の大学に所属する専門家が登場し, その中で地域の市民・住民が樋井川について考え, 行動する機会を得たという点では十分意義があったと言えるだろう. 次章で述べる「あまみず社会」を目指す動きにおいては, これらの活動で見られた市民・住民と専門家の協働がより強力に展開されていくことになる.

4 流域ガバナンスとしての「あまみず社会」

ここまでの議論で、樋井川流域がいかに「都市河川」としての安全で安心な機能を果たすべく整備されてきたか、それによって人々の暮らしの外部に位置づけられていたかを追ってきた。そして、コイの大量死という市民・住民にとってはショッキングな出来事を通じて、樋井川流域を舞台に地域や環境の問題を提起する動きが、市民・住民と専門家を中心に見られるようになった点にも言及した。いよいよ本章では、本稿の主眼である「あまみず社会研究会」の活動とその背景にある規範を、人々の語りを手がかりとしながら都市河川形成史において位置づけ、流域ガバナンスの試みとして評価・検討するという作業に取りかかる。

第1節では「あまみず社会研究会」の前身であり、その基盤であった「樋井川流域治水市民会議」について整理する。第2節では島谷や角銅を中心とする「あまみず社会研究会」の活動が、どのようなビジョンと目的を持ってどのような活動をしているのかを論じる。第3節では、「樋井川流域治水市民会議」および「あまみず社会研究会」を通じて、その活動に関わる人々が何を手がかりにしながら、どのような「河川」、「流域」の像を示しているのかを考察することを通じ

て、これらの取り組みが都市河川・樋井川の形成史における位置づけや流域ガバナンスとしての 意義、課題を抽出し、本稿の考察とする.

4.1 樋井川流域治水市民会議

4.1.1 都市型水害の発生 (2009)

福岡市のセキュリティを脅かす長年の課題のひとつは「水」であった. 雨水がときに足りず、またときには多すぎた. まず 1978 (昭和 53) 年, 1994 (平成 6) 年の大旱魃では、それぞれ約 300 日弱におよぶ時間指定断水が市内で実施された. 一方で 1999 (平成 11) 年, 2003 (平成 15) 年, そして 2009 (平成 21) 年には市内各地での洪水被害が観測されている (島谷他 2010). 特に 2009 年 7 月 24 日-26 日の「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」では、最大総雨量 618 ミリ、最大時間雨量 90 ミリの降雨によって、福岡県全体では死者 10 名、床上浸水 1,318 棟、床下浸水 4,126 棟、崖くずれ 1,349 件におよび、福岡市の中心部では内水氾濫が、そして 5 つの河川―― 樋井川、那珂川、宇美川、須恵川、多々良川――で河川氾濫が生じた(橋本・斎藤 2012). 年平均雨量が 1,600 ミリ前後である (福岡県 2014) ことを考慮すれば、すさまじい降雨であったことが分かるだろう.

樋井川水系では、住宅地造成が盛んだった 1950 年代末から 1980 年代のあいだに、二級河川区間(県管轄)、準用河川区間・普通河川区間(市管轄)を問わずその全域にわたって、河道の直線化や護岸整備などの河川改修が実施されてきた。それはまさに都市開発に従属するかたちで進められ、宅地化の促進を支えるものであった。しかしこの豪雨によって、樋井川水系では主に中・下流域での内水氾濫および河川氾濫が観測され、被害が生じた。死者数こそ 0 人であったが、床上浸水被害は 172 棟に、床下浸水被害は 238 棟におよんでいる (福岡県 2014).

福岡市内で降雨が急激に強まったのは、24 日 17 時過ぎのこと. 17 時 9 分には福岡地方に対して大雨洪水警報が、その 1 分後には福岡市に対して土砂災害警戒情報が、それぞれ気象庁から発表された. その約 1 時間後の 18 時から 20 時頃にかけては、中央区今泉などでまず内水氾濫が生じ、続いて 19 時半から 21 時頃には樋井川の氾濫によって下流域の鳥飼、草香江、田島が浸水した. 東区の多々良川、須恵川の氾濫も生じている. 以下にこの一連の経過を整理した.

時刻	出来事
24 日 17 時 09 分	気象庁が福岡地方に大雨洪水警報を発表する
17時10分	気象庁が福岡市に土砂災害警戒警報を発表する
17 時台	時間雨量約30ミリを観測する
18 時台	時間雨量約90ミリを観測する
18時20分	氾濫注意水位に到達する
18 時 40 分	氾濫危険水位に到達する
19 時台	時間雨量約60ミリを観測する、氾濫が開始する
19時18分	福岡市が城南区に避難勧告を発令する

19時30分	ピーク水位に到達する
20 時 15 分	福岡市が中央区に避難勧告を発令する
21 時台	時間雨量 10 ミリを下回る,氾濫注意水位を下回る

表 20 2009 年 7 月 24 日の樋井川流域における水害の経過(橋本・斎藤 2012: 98-101) 雨量観測地点:桧原運動公園(南区)/水位観測地点:田島橋(城南区・中央区)



図 16 2009 年 7 月 24 日の樋井川流域の水害による浸水域

樋井川において、大雨洪水警報の発表から氾濫危険水位到達までは1時間30分、そこからピーク水位到達までは50分しかかかっていない。これは福岡都市圏で氾濫した樋井川、宇美川、須恵川、多々良川のなかでは最短である。そのため城南区・中央区への避難勧告の発令は、外水氾濫の発生には間に合っていない。一方26日は未明からの豪雨により6時35分には気象庁より福岡地方に大雨警報が発表されていたが、福岡市は気象庁の大雨洪水警報の発令を待たずに、24日に浸水被害が発生していた城南区・中央区への避難勧告を9時00分から9時40分の間に発令している。実際、福岡市に大雨洪水警報が発令されたのは9時40分であった。ただ26日には樋井川での氾濫は発生せず、水位上昇速度を比較すると、24日は1.9メートル/時(最大値)、26日は1.1メートル/時(最大値)となっている。これは24日の浸水被害が短い時間で発生したことを裏づけている(橋本・斎藤2012)。

この浸水被害には河川氾濫(外水氾濫)と内水氾濫が混在していた(橋本・斎藤 2012).人口 10,853人,世帯数 4,884戸,面積 1.03平方キロメートルの田島校区(当時)を対象に,雨水管・

堤防内・河道内ごとの流出解析を行った研究(嶋田 2011)によれば、外水氾濫と内水氾濫は、ほぼ同時刻に発生したと指摘されている。短時間に大量の降雨が起きたために、雨水管と河道の流量は、ほぼ同時刻にその配水能力を超えたのだろうと思われる。

また避難勧告が遅れたことは先述したが、避難場所に関しても、たとえば避難勧告発令の時点では既に鳥飼公民館周辺では浸水が始まっており、城南区鳥飼の住民たちが別府公民館への避難が指示されたこと、そもそも校区人口に対する既存の指定避難場所の収容能力が不十分であったこと(長 2012)が指摘されている。さらに実際の浸水域が、同年 5 月に発表された福岡市ハザードマップの浸水想定域を大きく超えていたことも見逃せない。これは河川以外の側溝や下水道からの内水氾濫の想定が盛り込まれていなかったことによるものであった(守谷 2010)。ただ一方で、橋本・斎藤(2012)による住民対象の調査票の集計結果によれば、ハザードマップの全戸配布がなされていた福岡市の住民(18 名)のうち、そもそもハザードマップの存在を知っていたのがわずか 17 パーセント(3 名)で、83 パーセント(15 名)は知らなかったと回答したという。すなわち行政レベルから住民のレベルに至るまで、豪雨による都市型の水害に対する備えが十分でなかったことが露呈したのである。

福岡県はこの被害を受けて、河口付近のふれあい橋から、樋井川と駄ヶ原川の合流地点までの5.9 キロメートル(樋井川本流全体の約半分)にわたる、樋井川床上浸水対策特別緊急事業(2010~14年)を実施した。その事業内容は、主に護岸補強や河道掘削であった。なおこの事業内容については後述するため、ここでは省略する。またこの事業後は、樋井川床上浸水対策特別緊急事業区間の最上流地点(隈橋下流)から、さらに上流(桜橋)までの約3.1 キロメートル区間において洪水対策の河川改修を行った。

また福岡市は 1999 年の集中豪雨被害を機に、下水道の浸水対策強化として「福岡市雨水整備緊急計画:雨水整備 Do プラン」を進めていた。これは 1999 年以前までは「5 年に 1 回程度」の想定である時間雨量 52 ミリの降雨に対応できるよう整備されていた施設を、基準を新たに「10年に 1 回程度」の時間雨量 59 ミリまで引き上げることで、下水道施設(特に下水管・雨水管、ポンプ場)の処理能力向上に努めるものであった。なおこの時間雨量 59 ミリを基準として、今後の樋井川流域治水市民会議、あまみず社会研究会は対策、提言を進めていくことになる。

この計画にもとづき、全市にわたって 59 の「重点地区」、79 の「その他の地区」が指定された. 樋井川流域では重点地区に城西、西新、百道(以上早良区)、鳥飼、別府、田島、七隈(以上城南区)の7地区、その他の地区には七隈、松山、南片江、西片江、片江(以上城南区)の4地区が指定されている。重点地区の指定基準は「H3 [1991] 年度以降複数回浸水し、かつ H11 [1999] 6.29 [の豪雨]で概ね10戸以上浸水した地区」を指す(福岡市道路下水道局2000)。すなわち校区ごとの指定ではない。これにより、以上11地区では排水用ポンプ場の整備も進められた。2009年の水害後には鳥飼、城西の2つの重点地区にポンプ場が増設されている。

4.1.2 「雨水の貯留・浸透・利用」の位置づけ

この水害を受けて、水害から約1か月後の2009年9月9日の発起人会議を経て、同10月4

日に「樋井川流域治水市民会議」(以降,市民会議と表記)の第1回会議が実施された.その発足時から掲げられていたのが,「雨水の貯留・浸透・利用」と「市民協働型流域治水」という2つのコンセプトである.この指針は「あまみず社会研究会」にも引き継がれている基本姿勢であるが,これが市民会議の発足当初から示されていたのは,水害以前から展開されていた関係者たちの動きによるところ——1)2003年7月の水害を機に,治水をめぐる官民の交流が図られていたこと,2)2009年8月に「雨水ネットワーク九州宣言」が採択されていたこと——が非常に大きい.本項では樋井川流域治水市民会議の前史として,この2点について整理する.

まず1点目について述べていこう. 2003年7月19日,梅雨の豪雨により御笠川の全流域に甚大な被害がもたらされた. 上流域の太宰府市では時間雨量99ミリを記録し、下流の博多駅周辺では御笠川の溢流によって大規模かつ長時間の浸水被害が生じた(黒木他2005). 博多駅前は1999年の豪雨でも浸水していたため、激甚災害対策特別緊急事業の実施下であったが、そのさなかでの溢水の再発であった(国交省九州地方整備局2003). 翌2004年から、これを契機に福岡県・福岡市・九州大学・福岡大学・NPOなどが連携し、「みんなで守る総合治水」を掲げ、毎年のフォーラムやシンポジウムを通じて啓発活動に努めることになる(小林2011).

2002 年に活動を開始し、2003 年に NPO 法人化した「南畑ダム貯水する会」(代表: 山下輝和氏) も、それらの活動に積極的に関わった団体のひとつで、その活動目的は「水を大切にするくらしを推進し、雨水の貯水による循環生活を提案すること」(小林 2011: 24) にあった。そこには2度の大渇水に悩まされた福岡市の歴史と人々の経験に裏打ちされた、水資源としての雨水への着目があった。副理事長を務めた角銅久美子氏は、団体名の由来を「雨水を5万軒で活用することで年間だいたい600万トンの水が節約できて、これはだいたい南畑ダムの貯水量に匹敵するんよ」と語る。福岡県初の女性一級建築士でもある角銅久美子氏の自宅を拠点として、南畑ダム貯水する会は、一般住宅や公共施設用の雨水貯留用タンク「あメリっと」の開発・設置事業、その普及にむけた啓発事業などを展開した(小林 2011)。後に「あメリっと」事業は終了(2009年)し、法人も解散を迎えることになる(2014年)が、この2003年の福岡水害を契機として、角銅氏ら南畑ダム貯水する会の面々は、後の「樋井川流域治水市民会議」のコアメンバーとなる、旧建設省元技官で九州大学大学院工学研究員教授の島谷幸宏氏、九州産業大学工学部教授の山下三平氏、はかたわん海援隊を設立する福岡大学工学部講師(当時)の渡辺亮一氏らとの交流を深めていくことになる。

次に2点目,2009年の「雨水ネットワーク 九州宣言」について述べていく. 話は2年前の2007年まで遡る. 同3月に国土交通省は、下水道、道路、公園、河川、住宅・建築等の関係部局の連名で「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」、「雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区における事業の推進について」を、それぞれ各地方整備局などに通達した. そこでは地球温暖化や都市機能の高度化を背景とした、集中豪雨による都市の浸水リスクの高まりに対応するべく、雨水の流出抑制手段としてのその貯留・浸透への取り組みが推奨されている. 前者からその一部を抜粋しよう.

都市に降った雨水は河川への直接流出分や地下への浸透分を除いてその大半を下水道により排除するものであるが、施設の計画規模を上回る降雨が頻発しピーク流出量も増大している状況において浸水被害をできる限り軽減させるためには、雨水の排除のみにより対応することは合理的とはいえず、地域全体で雨水の流出抑制、すなわち「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした貯留浸透に積極的に取り組むことが重要である(国土交通省 2007).

興味深いのは、雨水の排除に頼ることは必ずしも合理的ではない、と述べた点である. 基本的には連続堤によって洪水防御を達成すること、すなわち河道に注力することが目指されてきたのに対して、川に流れ込んでくる雨水の絶対量を抑制しようという方向性は、河道の外(堤内)にも目を向け、河川の問題を捉え直そうとしたことを意味する.

また後者の通達では、これらの雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区として「下水道総合浸水対策緊急事業」、「総合治水対策特定河川事業」に該当する地区が推奨されている。なお同8月時点で、下水道総合浸水対策緊急事業の実施予定であったのは、福岡市では「天神地区」「博多駅周辺地区」のみで、総合治水対策特定河川事業の実施予定河川はない。もちろん樋井川水系も該当していない。

だがこの通達を契機として、市民、企業、行政、学会などが相互に連携を図り、協働することへの機運が高まり、「雨水ネットワーク会議」が設立され、第1回全国大会が東京都墨田区で開催されるに至っている。国交省の通達から約1年半後の2008年8月のことであった。設立準備会の時点で、すでに8つの参加団体——雨水利用自治体担当者連絡会、雨水利用事業者の会、社団法人雨水貯留浸透技術協会、財団法人下水道新技術推進機構、社団法人日本建築学会、関西雨水市民の会、NPO法人雨水市民の会——が名を連ね、国土交通省、環境省もアドバイザーとして加わっている。なお2014年から「雨水の利用の推進に関する法律」が施行されたのを機に「雨水ネットワーク」(以降、雨水ネットワーク)へと改名している。

設立以来,雨水ネットワークは情報共有と連携促進のため,年に1度「全国大会」を全国各地で開催しているが,その第2回大会が2009年8月6日-7日に福岡市で開催された.主催は実行委員会およびNPO法人南畑ダム貯水する会であった.実行委員長は,先に触れた島谷幸宏教授(九州大学)が務めた.また同様に実行委員を務めた山下三平教授(九州産業大学)はコーディネータとして,また渡辺亮一准教授(福岡大学)やNPO法人南畑ダム貯水する会理事長らも報告者として登壇している.

当日の資料にもとづいて、福岡大学の事例を紹介したい。樋井川支流の七隈川では 1991 年から 2000 年までの間に断続的な水害にさらされ、特に 1999 年には 170 戸が浸水被害に見舞われていた。そこで七隈川の流域面積の約 1 割をその敷地が占める福岡大学は、2007 年より新たに人工芝グラウンドを雨水貯留浸透施設として建設し、渡辺 (2009) による指揮のもと実証実験が進めていた。それに関する報告であった。結論として、イタリアの MONDO S.p.A 社が開発した新型人工芝「モンドターフ・ファインチューン・システム」と、透水性保水型工法であるトース土工法の併用によって、「グラウンドに降った雨の約 90%を保水、地下水涵養することができ直接

流出量を抑制する能力がある」(p.25) こと、また天然芝よりもコスト面での維持も容易でかつ 効果も大きいことが示されている (pp.23-25).

NPO 法人「南畑ダム貯水する会」が当初雨水貯留を各家庭でできる節水手段として位置づけていたのとは異なり、都市部の調整池や治水池と同様、流出抑制機能を果たすものとして、雨水の貯留・浸透技術を位置付けていることが分かる.この機会を通じて島谷ら一同は、すなわち「雨水の貯留・浸透・利用」という一連の営みが各戸での節水(=利水)というミクロな位相だけではなく、河川の治水というマクロな位相においても有効であり、なおかつ両者は「雨水の貯留・浸透・利用」の流域規模での普及によって接続される、という明確なビジョンを確認し、共有したのであった.

その結実が、この全国大会を以て採択された「雨水ネットワーク 九州宣言」であった.以下に『雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡』報告書(2009)より抜粋する.

- 1. 雨水に関する歴史・文化を踏まえ、美しい景観や緑、食をもたらす恵みとして、雨水に感謝する思想を確立・普及する.
- 2. 雨水に関する知恵を収集し、それらを蓄積する場所を確保し、一般市民、子供たちおよび関係団体に広く発信する.
- 3. 雨水を貯留・浸透・利用する活動は小さな実践の積み重ねが重要であることをともに 認識し、市民、行政、学界、企業が、パートナーシップに基づきそれぞれの立場にお いて、できる範囲で着実に雨水に関する活動を実施する.
- 4. 雨水を貯留・浸透・利用する技術およびそれらのシステム化,産業化について研究開発する.
- 5. 雨水の貯留・浸透・利用を促進するための制度や社会システムを研究・構築する.
- 6. 雨水の貯留・浸透の効果が把握できる試験サイトを確保し、実証する.

そして、奇しくもこの催しのおよそ 10 目前に発生したのが、樋井川での内外水氾濫による浸水被害であったことは、関係者たちにとって決定的であった.1 年前から 20 回近くの準備会・実行委員会を重ねて 8 月の開催を迎えた実行委員会のメンバーは、直ちに「樋井川流域治水市民会議」の発足に着手している.全国大会の 1 ヶ月後の 2009 年 9 月 9 日には発起人会議が開かれ、同 10 月 4 日には第 1 回市民会議が開かれた.このようなスピード感のもとで、採択されたばかりの「雨水ネットワーク 九州宣言」は、この市民会議を基盤としてのその実践段階へと移行していくことになったのである.

言い換えれば、洪水被害の発生はあくまでも引き金に過ぎず、樋井川流域治水市民会議(現あまみず社会研究会)の発足とその方向性を決定づけることになったのは、むしろ洪水が発生する以前からの政治的機運、および各人・各団体の取り組み——1) 渇水と洪水に悩まされ続ける福岡市の歴史、2) 国土交通省による雨水の貯留浸透の推進に関する通達と「雨水ネットワーク」の設立、3) NPO 法人「南畑ダム貯水する会」が続けてきた節水目的での雨水タンク開発・普及

事業, 4) 渡辺教授によるはかたわん海援隊の活動や福岡大学グラウンドにおける雨水の貯留浸透実験, 5) 島谷教授・山下教授らによる河川やその治水に関する研究——に見出せる.

4.1.3 樋井川流域治水市民会議の活動

以上のプロセスを経て樋井川流域治水市民会議は、角銅久美子氏と島谷幸宏氏を筆頭に、計 6 名の発起人によって設立された。その活動目的を「樋井川に関心を持つすべての市民が、流域の過去に学び、現在において行動し、未来に対しての希望を持つことができるために、情報を共有して平等な話合いをする場を創出すること」とし、またそのための当面の目標として「市民会議の意見として福岡市・福岡県知事へ、樋井川流域での総合治水政策を提言する」ことが掲げられた。ここでの市民とは「流域住民はもちろんのこと、樋井川に関心を持ち流域の未来に関わっていこうとする人すべてであり、大学関係者も市民、行政マン(国・県・市を問わず)も市民、土木事業者など企業も市民、議員(国・県・市を問わず)も市民」と定義されている(樋井川流域治水市民会議ホームページ)。

そのため、樋井川流域治水市民会議はこれら全ての「市民」に対して開かれた議論の場としての、公開市民会議を6年間にわたって45回も創出していくことになる。表22は、発起人の山下三平(2012)による時代区分、およびインターネット上に公開されている議事録を参考にしながら、その展開を一覧にしたものである。

流域住民のうち、全ての会議へと熱心に足を運んだのは、実際に浸水被害に見舞われた鳥飼校区の住民だったと島谷氏は語る。また発起人の角銅久美子氏と渡辺亮一氏は、それぞれ一級建築士、工学博士として住居や河川の専門家ではあるが、流域住民としての立場性も有していた。なぜなら角銅氏の自宅兼 NPO 法人南畑ダム貯水する会の活度拠点は樋井川・駄ヶ原川流域(城南区)にあり、また渡辺氏の自宅や職場である福岡大学は七隈川流域(城南区)に位置していたからである。

段階区分/回/日程/参加者数	段階区分/回/日程/参加者数
I. 導入段階	第 23 回 ——/12/14 (36 名)
第1回 2009/10/4 (113名)	第 24 回 2012/1/24 (33 名)
第2回 ——/10/19 (116名)	第 25 回 ——/3/13 (19 名)
第3回 ——/11/10 (67名)	第 26 回 ——/4/27 (35 名)
第4回 ——/11/30 (76名)	第 27 回 ——/7/10 (23 名)
第5回 ——/12/18 (84名)	第 28 回 ——/10/25 (24 名)
第6回 2010/1/18 (80名)	第 29 回 ——/12/18 (26 名)
II. 発展段階	第 30 回 2013/3/12 (26 名)
第7回 2010/2/22 (80名)	第 31 回 ——/5/20 (32 名)
第8回 ——/4/20 (84名)	第 32 回 ——/7/22 (27 名)
第9回 ——/5/24 (82名)	第 33 回 ——/10/7 (29 名)

第10回 ——/7/6	(60名)	第 34 回 ——/12/9 (41 名)
第11回 ——/7/26	(67名)	第 35 回 2014/1/9 (——) ※1
第 12 回 ——/8/29	(57名)	第 36 回 ——/2/5 (——)
第 13 回 ——/9/29	(53名)	第 37 回 ——/5/27 (——)
第 14 回 ——/10/19	(42 名)	第 38 回 ——/7/22 (——)
第 15 回 ——/12/16	(51名)	第 39 回 ——/9/24 (——)
III. 技術的提案段階		第 40 回 ——/11/25 (——)
第 16 回 2011/1/25	(38名)	第 41 回 2015/1/13 (——) ※2
第 17 回 ——/3/16	(33名)	第 42 回 ———— (——)
第 18 回 ——/4/15	(32名)	第 43 回 ——/5/25 (——)
第19回 ——/5/24	(60名)	第 44 回 ——/9/2 (——)
IV. 行動段階		第 45 回 ——/11/4 (——)
第 20 回 2011/6/14	(36名)	
第 21 回 ——/9/13	(45名)	※ 第35回以降:参加者数の記載なし
第 22 回 ——/10/26	(45名)	※ 第41回以降:議事録の公開なし

表 21 樋井川流域治水市民会議による公開会議の展開(山下三平 2012: 全議事録より)

1)「市民」とは誰か―――I. 導入段階

以下に各段階のあらましを、山下 (2012) の記述を頼りに、またインターネット上に樋井川流域治水市民会議が公開している議事録、資料などをもとに辿っていく.

まずは導入段階である. 第6回市民会議(2010/1/18)から10日後の2010年1月28日,樋井川流域治水市民会議は福岡県・福岡市に対して、当初の目標であった「樋井川流域治水に関する市民提言」を提出する. それまでの活動は「導入段階」(山下2012)に位置づけられ、流域治水の基本的に関する勉強、理解、意見交換・集約が図られた. 山下(2012)は、「これまでの行政の対応に対する不満」が主に被災住民から噴出したものの、「上流側と下流画の住民の立場の違いも浮き彫りにされ」たため、流域全体での合意形成は「困難に思われた」と記している(p.9).では実際にどのような意見が出されたのか. 第1回市民会議の内容を踏まえて、樋井川流域治水市民会議がとりまとめた「第1回市民会議意見集KJ法による分類」を参照すると、165件の意見が実に多様な観点からなされていたことが見えてくる.

まずは樋井川流域治水市民会議が、それまでの諸活動を踏まえて提示する「雨水の貯留・浸透・利用」の普及による「市民協働型流域治水」というコンセプトに対しては、「『水害対策は河川改修』とばかり思っていた『貯める』『流させない』という考え方が新鮮だ」という反応が見られる他、「本会議を通じて、マニュアルや、指針等にとらわれない市民が求める「総合治水」の定義付けが行えば意義が大きいと考えます」、また「こういった場をもっと増やし、住民と行政が一体となって考えることが重要である」といった、市民会議の意義自体を好意的に評価し、またそこに参画していることに対する参加者の充実感がうかがえる。また樋井川の将来像については

「子供が遊べる安全な川にしたい」、「川が生活の潤いの一部になるように樋井川が変われればと思う. やはり、川におりるのに降りにくいし、歩くスペースが欲しい」といったイメージも語られている.

ただし的確な現状分析,問題把握,それに対する具体的な提案という理想的な方向へと議論が進まなかったことも同様にうかがえる. たとえば「総合治水の話と応急措置的な対策の話を同時に行っていきたい」という意見は、中長期的な総合治水への方策と、取り急ぎ被災エリアへの対応策を同時に、しかしあくまで別物として議論すべきだとの態度を示している. また「内水氾濫を対象とするのか、外水氾濫を対象とするのか」という問いかけも、既存の縦割り行政(外水氾濫対策=河川=県、内水氾濫対策=下水道=市)に対して、市民会議の示す「総合治水」のポジショニングの明確化を求めるものである. そして「多様性を持つ河川に洪水対策だけをになわせているのはもったいない」、「流出抑制が河川環境保全につながるという意識を一般市民に浸透させる必要があるのでは?」といった意見は、樋井川の問題を「治水」に絞ることを議論の矮小化と捉え、批判している.

さらには、市民会議がその内外において様々な立場にある「市民」をいかに包摂し、公平・公正な議論を進めるのか、という非常に政治的な問いかけもなされた。たとえば「洪水が起きるのは下流側ですが、上流側の住民は洪水の被害の心配がなくても協力を求める必要があります。どのようにして上流側の人の協力を得ますか」という意見は、すなわち校区ごとに異なる条件、リスク、負担の配分をどのように調整するのかと問うている。既存の仕組みを超えて「流域」を掲げた市民会議にとっては避けることのできない、核心的な問いであったはずだ。また「住民側と技術者側との意見が対立した場合の解決策は」という、科学者・専門家の倫理に深く関わる問いも示されている。水害から3ヶ月後に初めて、数多くの市民にも開かれた場であったからだろうか、個別具体的な「川をこうしたい」といった主張から、メタ的な「我々はどうあるべきか」という問いかけまでが混在していたことがうかがえる。

その2週間後に開催された第2回市民会議では、個別の議論の深化に加えて、議論そのものの方向性や市民会議に臨む上でのあるべき姿勢についても、参加者から意見が出された。ここでも本稿は市民会議が公開している「第2回 市民会議意見集 KJ 法による分類」を参照する。まず流域治水に関する論点では「雨水タンクの良さは理解していますが、半額の補助があってもなかなか手を出せる人がいないのではないか?市民が手を出しやすいシステムを」という市民個々人の購買に頼ることが前提の方向性に対する指摘がなされた他、「治水優先派と環境保全派と一緒に議論してもらいたい」など、河川の多様なあり方、機能、価値を確保することを求める意見も出された。

市民会議に参加する住民の姿勢については「利害関係者の意見を聞くきっかけになった.ただし、大多数の一方的な意見を聞くだけのこの会議は利用されている感が否めず、本来住民と協働して物事を進めていこうというこの会の本質とずれている気がする」、「鳥飼の方の要望は行政に対するものばかりのようですが、この会は市民ひとりひとりが洪水対策として何かできることはないかという市民活動として素晴らしいのではないかと思います。参加されている意味合いが違

うのではないでしょうか」など、浸水被害を背景として熱心に参加していた鳥飼校区の住民に対 しての苦言という形で不満があらわれている.

またこの時期には、研究者同士の交流も盛んに行われ、外部の専門家の意見も交えた議論が積極的になされた。例えば 12 月 6 日 (第 4 回と第 5 回市民会議のあいだ)、NPO 法人南畑ダム貯水する会主催のシンポジウム「第 6 回 雨から川へ 水の集い」が九州大学西新プラザ(福岡市早良区)で開催され、東京工業大学の桑子敏雄教授(当時)、元横浜市職員で和泉川の河川改修を手掛けた吉村伸一氏らを招聘している。桑子からは氏の「空間の履歴」概念にもとづいた「ひい川ふるさと見分け」、吉村からは「和泉川ではできた、樋井川でもできる」と題した講演が行われた。

市民会議のあり方が常に自己言及的に顧みられ、かつ外部からもその意義を説かれるという、このようなプロセスを経ることで「行政に対する自らのデモンストレーションと、行政への協力要請のため」(山下 2012: 9) の提言書の取りまとめが可能となった. 以下はこれらの議論を経て、2010年1月28日に県・市へと提出された「樋井川流域治水に関する市民提言」における1) 流域治水の概念、2) 流域治水の目標、3) 提言の内容の抜粋である.

1) 流域治水の概念

流域治水は、流域全体で取り組む治水のことです。河道改修と下水道整備だけにとどまらず、流域全体で、雨水の貯留・遊水・浸透などの流出抑制を図り、かつソフトな防災対策を含んだ総合的な取り組みです。流域治水では流出抑制に加え、氾濫をある程度許容する一方で、被害を最小限にするあらゆる方策を講じます。

流域治水のハード対策は、河道改修と下水道整備を中心とした緊急対策と、流域における貯留・遊水・浸透などの流域対策の双方からなります.

なお、樋井川では、流域治水を環境・景観・教育・福祉へとつなげ、地域づくりに寄与する 広い概念として用いています.

2) 流域治水の目標

- ・時間雨量 100mm の雨に対して氾濫しない地域の実現
- ・ゲリラ豪雨による短時間の水位上昇の抑制
- ・治水対策に合わせた環境・景観の改善による環境教育、福祉、地域づくりへの発展

3) 提言の内容

- 提言 1 全住民,全関係主体が協働で行う流域治水の推進
- 提言 2 治水と環境・福祉・教育を切り離さない考え方の共有
- 提言 3 2009 年 7 月洪水に対応する緊急対策
- 提言 4 流出抑制による流域対策
- 提言 5 総合的な対策を行うための仕組みの構築・強化と実行

提言6 啓発・教育

提言7 研究・技術開発

提言8 樋井川流域から他流域へ

表 22 樋井川流域治水市民会議による「樋井川流域治水に関する市民提言」の抜粋

流域治水の目標はこれを以て明確化された. 時間雨量100ミリの雨に対応可能な「河川の実現」ではなく、「地域の実現」と記されているところに、樋井川流域治水市民会議の力点がうかがえる. 2009年7月の水害では時間雨量90ミリの降雨が記録されたため、それ以上の降雨量に対応することが目指されている. 詳しくは「提言1」、「提言4」に書かれている. 以下に要点を整理する.

まず樋井川流域治水市民会議は、水害の原因を流出抑制が機能していない点に求めた. 水田や剥き出しの土壌が減少し、アスファル

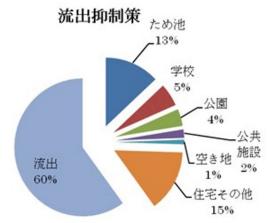


図16 40%流出抑制のための土地利用ごとの抑制目安 (市民提言2010より引用)

トばかりで覆われた集水域に降った雨水が、土地に浸透しないまま表層を瞬く間に、あるいは下水・雨水管を伝って河川へと短時間で集積していくことを問題視したのである。2009年の水害は、時間雨量 59ミリまでの処理能力を持つ下水管に対して、時間雨量約90ミリの雨水が流れ込み、そこから河川に放出された分が河川の水位を高め、内外水氾濫を引き起こした。後に下水道局による下流部でのポンプ増設(鳥飼地区、城西地区)などにより全体としての排水能力の向上は見こまれるものの、下流域の低地という地形由来の脆弱性は依然として解消されていない。

そこで樋井川流域治水市民会議は、時間雨量 100 ミリの降雨を対象に、そのうちの 40 ミリを各家庭・施設で貯留・浸透させることによって、ゲリラ豪雨による河川のピーク流量・水位をやり過ごすことを提案した。つまり時間雨量 100 ミリの雨のうち約 59 ミリまでは下水道で対応可能であるため、超過分の 40 ミリは下水管や川に流す前に、流域で一時的に溜めておけばよい(=流出抑制をする)というロジックだ。それは、流域内のどこに降った雨であろうと変わらない。もちろん土地の大きさに応じて、貯留・浸透させることになる雨水の絶対量は変化するが、広大な土地であれ狭小な土地であれ、100 ミリの雨のうちの 59 ミリ分までは下水道の処理能力に頼り、残りの 40 ミリは遅らせよう、ということに変わりない。上図の円グラフはそれを全流域で実施することができた場合に、各施設が流出抑制に貢献できる割合の目安を示している。これは流域内の土地利用面積の割合、また各施設の性質に応じて(例:溜池と公園では溜池の流出抑制機能は高い)割り出されたものである。

「提言 2」では河川工学的な河川改修としての治水対策に留まらず、その川のそばにある人々の暮らし、社会との関係性を問い直さないことには川の問題は解決しないのだ、という毅然とし

た態度が示されている. 特に次世代への教育への強化は,「提言 6」でも以下のように示されている.

次世代を支える子供たちへの教育は不可欠です. 川遊び・学校での貯留浸透の実施は, <u>じ</u>かに水の大切さ, 水の素晴らしさを体験できるという意味で, もっとも効果的な教育といえます. また流域治水を理解するための教材の作成, 雨水貯留の重要さや技術の仕組みを体験できる学習用の雨水(あまみず)センター, 戸建て住宅に雨水貯留浸透技術を導入する際に参考にできるモデル住宅, 重点的に雨水貯留を行い見学できるモデル地区の設定, 上下流, 校区間の交流などが考えられます. このような教育によって, 地域で活動し, 地球環境問題の重大さを考える子供たちを育てることができます. [下線部は筆者による]

すなわち、時代の移り変わりによって失われた河川への関心や関与を、かつての生活や河川景観を取り戻すことによってではなく、「流域」という見取り図の下での都市と河川の問題や、地球規模での水問題などといった、新たな文脈に位置づけ直して啓発・教育活動を行うことによって、人々が川への関心を持つことが期待されている。これまで河川との関係の外部にあった人々を、河川管理のアクターとして「主体化」することが、重要であるとの認識が示されているとも言えよう。この主体化は、樋井川流域治水市民会議にとって大きなテーマであり、かつ大前提でもあった。「提言 5」には以下のように記されている。

流域治水対策の一つの柱が自主防災です. まずは自らが水害にあわない住宅の工夫や,防災情報の収集に努めるなど,自助能力を高めることが必要です. また防災時の共助の能力を高めるためには,日常的な地域住民の交流が基本であり,自治組織が中心となるべきです. 氾濫の危険がある地域には自主防災組織の構築あるいは強化が必要で,実質的に機能させることが重要です. そのためには,防災活動拠点の整備,消防団や地域の福祉関係者との連携,地域防災リーダー,防災訓練,行政側からの指導などが必要です.流域治水の基本は自分のところに降った雨によって,他の人が災害に合うことをなくすことです. 流域治水は,その基本的な考え方をみんなで共有しなければ進展しません. そこで上下流・校区住民・主体間で交流を行い,水害の原因や困っている人たちがいることを知り,みんなで流域対策を分かち合う必要があります. 交流を進めるのは私たち市民ですが,行政側の支援も欠かせません. [下線部は筆者による]

また、樋井川流域治水市民会議のホームページでは、市民会議が提唱する「市民協働型流域治水」と従来の「総合治水」との差異として、その1点目に挙げられているのが主体の違いである。

<u>樋井川流域治水では市民が主体になり、行政、関連団体と共働しながら取り組みを進める</u> のに対し、総合治水は、河川管理者あるいは地方自治体が主体である。そのため、両者で は目線が異なる. 樋井川流域治水が<u>市民目線であり、生活者の視点に立っている</u>のに対し、総合治水は河川管理者あるいは統治者の目線である. この主体の差によって、進め方、治水の手法に差異が出てくる. したがって、樋井川流域治水では、流域内の各地に主体的に流域治水を進めようとする多数のグループが形成される必要がある. <u>すなわち主体形成が</u>重要である. [下線部は筆者による]

これらの記述からは、樋井川流域治水市民会議の立場が以下の 4 つの認識・価値——1)行政に要求を突きつけて「お任せ」をするばかりではなく、自分たちでできること・すべきことは自分たちでするべきだ、2)しかし現在の樋井川流域にそのような機能や能力をかねてより持ち合わせた主体はもはや存在しない、3)だからこそ新たに主体が必要である、4)そのためには河川の問題を環境・福祉・教育分野との関係で捉え直していくべきだ——に支えられていることが見て取れる。このことは A)「主体化されたアクター=市民」という位置づけの明確化、そして B)都市河川と地域社会との関係性の回復は、もはや「環境・福祉・教育」を糸口とするしかない、ということを意味していたと思われる。発足時に示された「市民」の定義を振り返ろう。

流域住民はもちろんのこと,樋井川に関心を持ち流域の未来に関わっていこうとする人すべてであり,大学関係者も市民,行政マン(国・県・市を問わず)も市民,土木事業者など企業も市民,議員(国・県・市を問わず)も市民です.[下線部は筆者による]

ここでは様々なアクターが「市民」という名の下に同格に扱われている。なぜなら、改めて「主体化」を強く要求する以上、たとえ流域住民であったとしても、あるいは専門家であったとしても、それだけでは流域治水における主体としては認められることはないからだ。むしろ重要なのは、後半の「関わっていこうとする人」という文言である。流域治水というビジョンの下に、流域という規模での「公共性」を内面化し、意志を持ってそれに参画する姿勢を「主体的である」とし、それを持ち合わせた者を「市民」として位置付けているのである。この市民概念には、理性的な市民によるコミュニケーションが公共性を形成するとした、ハーバーマス (1994) 的な「市民」理解が通底している。

この市民像は、行政や市場による「統治」への抵抗や、あるいはオルタナティヴを形成する上で、その政治的ポジションの根拠として示しやすいし、また説得的である。そこには意志があるからだ。しかしそれは同時に、コミュニケーションに参画できない/しない者、あるいは関心を示さない者は、「流域」というある一定の公共圏を単位とした流域治水の文脈においては「主体」となれないし、したがって包摂することも難しい、という構造、あるいは政治的態度と背中合わせである。人々の意志に関わりなく、水害は牙をむくのにも関わらずだ。このことの両義性については後に検討していきたい。いずれにしても、この「市民提言」をもって、樋井川流域治水市民会議の対内的・対外的な位置づけと主張が定まったと考えてよいだろう。

2) 多岐にわたる活動———II. 発展段階/III. 技術的提案段階

ここまでで「市民協働型流域治水」という姿勢の柱となる「雨水の貯留・浸透・利用」のロジックと、その主体として位置付けられた「市民」像の意味するところを整理した。それを樋井川流域治水市民会議の活動原理(Why)とするならば、ここからは先述の「市民提言」にもとづいて何を実践したのか(What)について列記していく。なお発展段階と技術的提案段階、すなわち第7回(2010年2月)から第19回(2011年5月)までの期間は、後の行動段階の準備段階であると解釈し、ここでは同じパートとして扱うことにした。

樋井川流域治水市民会議の活動は、「雨水ネットワーク 九州宣言」までの助走期間もあって、発足初期から多岐にわたっていた。その発展段階以降の公開市民会議は、これらの多岐にわたる活動の報告の場としても位置付けられていく。その大まかな内容としては、1)公開市民会議をベースとして、2)各校区・行政機関との連携強化、3)雨水タンクの集中的な実装、4)独自のフィールドワークや勉強会、に分けられる。

1)で特筆されることとしては、福岡県土整備事務所職員を招き、「樋井川床上浸水対策特別緊急事業」(2010-2014)の進捗報告、意見交換がなされ、また「樋井川水系河川整備基本方針」および「樋井川水系河川整備計画」の策定に大きく寄与したことが挙げられる。これについては後述するので、ここでは言及しない。

次に 2) 校区との関係性だが、被害が下流域の田島校区・別府校区、中流域の堤丘校区の自治協議会や、城南区自治協議会会長会を訪ねて、流域治水の取り組みの説明会を開催した (2009/9-). 鳥飼校区との関係性は、公開の市民会議への住民の皆勤出席があったが、第8回市民会議以降に協議が開始されている (20010/4-). また城南区自治協議会会長会を通じて、ハザードマップを作成するかたちでの支援が行われている (2010/8-). 特に福岡大学の調査データは、2011年6月に城南区が発行した浸水ハザードマップ作成にあたってそのまま引用され、2012年2月には城南区長より感謝状が贈呈されている (かえる新聞 (12) 2012/3/11).

3) は樋井川流域治水市民会議の活動のうちでも、その流域治水計画の推進において非常に重要な位置にあった。第7回市民会議の後、2010年4月より開始された。だが雨水タンクは、購入費用の一部を福岡市が負担する制度があったとはいえ、利用者の自費購入が基本であった。それに対しては、先述のように導入期間では「手が出しにくい」との意見も出されていた。しかし福岡県の雨水タンクモニタリング制度を利用することで、96世帯に106基の雨水タンク(容量200リットル)の無償設置が可能となったのである。2010年5月より「大学の調査への協力が可能な樋井川流域の住民」を対象に募集を行い、福岡大学・南畑ダム貯水する会による設置へと至っている。渡辺(2012)によれば、この取り組みでは「雨水タンクを大雨洪水警報が出た時には空にしてもらう」(p,14)ことに重点が置かれた。そこには「雨水タンクが直ぐに満タンになることを通して、自分たちの家からどのくらいの雨水が河川へと出て行っているかを実感してもらう」(p.14)という狙いがあったという。

下図は、その 96 世帯を対象に渡辺他(2016)が行った、雨水タンク利用に関するアンケート調査の結果(サンプル数 83:回収率 86%)である。これによれば、雨水貯留タンクを設置する

当初の目的の約9割が「節水」「利水」という各家庭での利用に限られており、樋井川流域治水市民会議の意図していた「治水」を挙げた回答者は全体の9パーセントに留まっている.だが設置したことによって、約8割の世帯で豪雨への意識・備えが「高まった」「やや高まった」と回答した.一方で、雨水タンクが流出抑制に寄与するために適切な利用がなされているかを問う質問「雨が降る前にタンクを空にしているか」では、75パーセントが「空にしていない」と回答しており、利用の厳密さが伴っていないことがうかがえる.また雨水タンクの設置と利用によってもくろみどおりその先の河川・治水を利用者が意識するようにはなっているものの(渡辺他2016)、流域内におよそ2万5000戸の個人住宅が存在するなかで、96世帯の106基に貯水可能な容量(200リットル×106基=20トン)では、流域内での100ミリ/時の降雨(約300万トン)に対しては全く機能しないという課題(渡辺2012)は依然として乗り越えられていない.

今後の課題として渡辺他(2016)は、1)利用者増加を見込むためにタンク購入価格を低く抑え、購入しやすい体制を整えること、2)流出抑制の効果を高めるために容量 6 トンのタンクを普及させること、3) 貯留雨水の利用方法を便利かつ多様化させ、降雨時にタンクをできるだけ空の状態に近づけてもらうことなどを提案している.

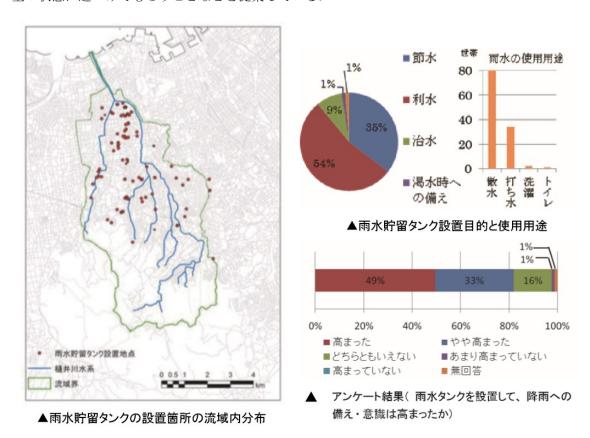


図 17 モニタリング制度を利用する全 96 世帯へのアンケート結果 (渡辺他 2016)

最後に 4) だが、統廃合によって廃校となった旧当仁小学校跡地の利活用の検討(2010/4-)、 桧原水利組合が管理する源蔵池の視察と管理者 Q 氏との懇談(2010/5-)、福岡市役所での水害フ ォーラムの開催(同7月),雨水技術のセミナー(同8月)などが,上の1)~3)と並行して,相互補完的に行われている。また樋井川流域治水市民会議の研究としては,渡辺亮一氏による雨水利用促進住宅(通称,雨水ハウス)としての自宅新築が挙げられる。これは福岡県建築士会,NPO 法人南畑ダム貯水する会の全面的なバックアップによって可能となった。渡辺(2012)によれば,

私たち市民会議のメンバーは分散型の雨水タンクによって都市型水害を抑制しようと考えました、すなわち流域治水です。この流域治水では、各個人の努力を期待する治水で、これまでの総合治水では取り組まれていない治水です。流域治水は分散型の雨水タンク、すなわち各家庭に設置された雨水タンクによって、雨水を貯留することで河川への流出を抑制しようとする取り組みです。当然ですが、このような新しい(?)取り組みには、補助金は存在せず、今回の私の雨水ハウスの場合には、私が全額投資をすることによって、雨水利用促進住宅を新築し、そこで得られたデータを公表していくことで、行政からの補助金が付くようになり、最終的には樋井川流域に雨水ハウスを普及させていくことを狙っています。

とその意図が述べられている。また渡辺氏の「雨水ハウス」(敷地面積300平方メートル:写真2)は30トンの貯留が可能なよう設計されており、それが位置する田島排水区1016軒の個人住宅(当時)のうちの4割が、同様に32トンタイプの雨水貯留タンクを設置すれば、時間雨量100ミリの豪雨に見舞われた場合でも内水氾濫を防げることが試算されている。また貯留水の利用は上水道の使用と競合するため、年間1万5000円~2万円の水道代の節約も推定されている(渡辺2012)。このプロジェクトは、2009年7月の洪水被害直後に行われた「雨水ネットワーク会議全国大会in福岡」で提案されて以来の肝いりで、2011年10月から2012年3月までの工事によって完成した35.



写真 2 雨水ハウスの外観 (あまみず社会研究会 HP より)

また第 14 回市民会議 (2010/10/19) では、「市民提言」提出後の市民会議の活動の振り返りが行われ、第 16 回 (2011/1/25) で「提言」の再提出が提案されたことを受けて、第 18 回 (2011/4/15)・第 19 回 (2011/5/24) では「提言」の修正および再提出に向けた調整が行われた。キーワードは「福岡市が流域治水の先進地にならな、やらな、やろうよ!」で、前回の提言にはなかった新しい内容は 4 点——水系内の支流に着目した施策の展開、油山の保全・治山の推進、実用的なハザードマップの作成、姉妹流域の指定——を含む、10 点が取りまとめられた。約半年後の 2011 年 11 月 10 日、福岡市長への直接の提出が実現されている。

山下 (2012) によれば、発展段階では雨水タンクの設置によって「被災住民の意識に大きな変化が見られ」、「流出抑制こそが水害軽減の本質という認識が共有された」と記している。特に第8回市民会議以降の雨水タンクモニタリング制度の利用を通じて、容量は小さくとも「多目的で感覚しやすいこの小さな技術が、大きな意識の変化をもたらすのに貢献した」と評価している。また先述した廃坑グラウンドの利活用や雨水ハウスの具体的な設計をめぐる検討がなされた他、追加提言の検討もなされるなど、「つぎに求められるのは、自らの実践の段階、行動の段階だった」と言わしめるような段階が、この技術的提案段階であったと総括している (p.9).

3) 行政と市民の架橋---I.~IV. 床対事業と「方針・計画」への貢献

さてこのパートでは山下(2012)の時代区分ごとの記述とは別個に,2009 年の樋井川での内外水氾濫を契機として,県が着手した「樋井川床上浸水対策緊急特別事業」(2010-2014)と,その事業プロセスに樋井川流域治水市民会議がどのように関わっていたのかについて整理しておきたい.論点先取りになるが,これは先の「市民提言」に加え,市民会議が行政と市民との間の橋渡し役として特に機能した取り組みの一つに数えられる.

まず前提として 2009 年の水害時, 1997 年の改正河川法が定める「河川整備基本方針」(以後,「方針」)ならびに「河川整備計画」(以後,「計画」)の双方が未策定であったことを確認しておこう。改正以前,河川管理者(二級河川なら都道府県)は水系ごとに「工事実施基本計画」を策定することが定められていた。しかし先述のように、河川環境をめぐる状況とニーズは様変わりし、特に河川・地域ごとの特性や風土,文化を計画に盛り込むことが求められるようになっていた。そこで 1997 年の改正を機に、河川整備の基本的な「方針」と具体的な「計画」が、それぞれ策定されることになった。特に「計画」策定にあたっては、「関係地方公共団体の意見を聞く」「学識経験者や関係住民の意見を聞く」ことが定められ、20-30 年後の河川整備の目標を明確化し、個別事業の計画や経過についても明らかにすることになった(国土交通省)。しかし 2009年の発災当時、福岡県は 1997年に定めた従来どおりの「工事実施基本計画」に基づいて河川管理を行っていた。これを機にどちらも策定している。2010-2014年の5か年事業として採択された「樋井川床上浸水対策特別緊急事業」の概要は以下のとおりである。

事業目的	平成 21 (2009) 年 7 月中国・九州北部豪雨と同規模の大雨が降っても川から溢		
	れさせないことを目的として河床掘削を行い、流せる水量を増やす		
事業延長	5,900m (ふれあい橋~駄ヶ原川合流点)		
事業区間	ふれあい橋(早良区百道浜1丁目)~駄ヶ原川合流点(城南区樋井川3丁目)		
事業予算	36 億円(2010 時点)→54 億円(2014 年時点)		
事業期間	2010 年度から 2014 年度まで (実際には 2015 年度半ばまで)		
事業内容	河床掘削, 護岸補強, 調査など		
事業主体	福岡県(福岡県土整備事務所 災害事業室)		
	福岡市 (道路下水道局 那珂川・樋井川床上浸水対策推進室)		

表 23 樋井川床上浸水対策特別緊急事業の概要(樋井川床対だより第4号 2014)

事業費が当初の予算と比べて大きくなっているが,床上浸水対策特別緊急事業自体が国の補助事業であるため,予算負担の配分は「県:国=1:1」である.なおこの事業の施工内容についてだが,当時この事業に携わっていた福岡県土整備事務所災害事業室の永井智幸(2012)の報告資料に詳しい.それは公益財団法人リバーフロント研究所主催の第 10 回川の自然再生セミナー(2012/10/29)にて,「樋井川(福岡県)における河道計画検討例」と題する報告にて用いられたものである.当事業の概要について一部引用しながら説明したい.

それによれば樋井川床上浸水対策特別緊急事業における基本的な河川改修の考え方は、当時の 樋井川の河道特性として、市街地を流下する河川であるため用地買収はできず、また植生や魚介 類・鳥類の生息も盛んで、さらに土砂の移動が激しい砂河川であること、また沿川住民の憩いの 場であったことなどにもとづき、「既設護岸の補強を行い河床掘削」「現状の河川環境を尊重」「自 然環境(瀬・淵)、景観、利用施設を保存、復元」「河床の安定を考慮」という改修方針を立てた。 そのため、河床掘削に対してはスライドダウンを用いることで「瀬・淵の保存、掘削後の河床の 安定」を図った。また護岸の補強には大型張りブロックを連結して用いることで、自然環境・景 観に配慮しつつ、河床の変化に追随しやすくした(永井 2012:7)。このような事業方針の背景に は、事業開始年度に改訂通知された「中小河川に関する河道計画の技術基準」において示された 「多自然型川づくり」の実践としても位置付けられていたことが指摘できる(永井他 2014)。

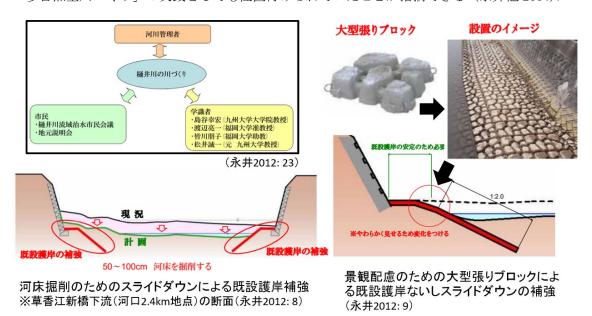


図 18 樋井川床対事業における河道掘削・護岸補強対策 (永井 2012 より筆者作成)

これらにもとづいて河川改修を行う際,区間によって自然環境や生態系,地域の利用の仕方など配慮する項目が異なってくる.そのため感潮域では感潮帯・砂州・シロウオの保全,田島や長尾では堰を撤去した上で利用を確保,それより上の流域では堆積と浸食をコントロールするため

に福岡大学(渡辺亮一研究室)と協働で水制工を試験的に設置している(永井 2012: 10-22). また中流域の河道湾曲部には、安定した早瀬が形成されており、その保存と改修を両立させるために早瀬工の設置も行っている. なおこれらの方針や計画の立案は、市民会議の島谷幸宏や渡辺亮一、また福岡大学助教(当時)の皆川朋子、元九州大学教授の松井誠一ら学識者との調査、検討の上になされた(永井 2012: 24). 島谷幸宏にいたっては、『河川環境の保全と復元: 多自然型川づくりの実際』(2000 鹿島出版会)を刊行しており、多自然型川づくり工法の専門家でもある. その助言は大いに反映されていると考えて良いだろう.

すなわち河川管理者(県)だけでなく、学識者が加わることで、チェックアンドバランスが機能していた。さらにその機能は、島谷・渡辺らが中心となって運営する樋井川流域治水市民会議を通じ、市民・住民らにも大いに求められることになった。市民会議議事録によれば、市民会議序盤の第9回(2010/5/14)には既に福岡県土整備事務所災害事業室の職員が参加し、当時開始していた樋井川床上浸水対策特別緊急事業についての説明をしている。インターネット上に公開されている議事録上には、以下のような質疑応答が掲載されている。

- 質問 設計は県がやるのか. また, 説明はしてもらえるのか. 節目ごとに説明会を開き, 住民の意見を聞いてほしい.
- 回答 設計は県が発注したコンサルタントが行う. 必要があれば県もコンサルタント も説明会を開く. 設計は大学も一緒に行う.
- 質問 マンホールの高さが低いため、水位が上がると排水溝から逆流している. どの 高さを基準にしているのか. 満潮時を考慮しているか. また、鳥飼のポンプ場 は考慮されているか.
- 回答 今回は外水についてのみ考えており、基準は満潮時に外水(河川)が溢れない程度としている。また、ポンプ場につても考慮して計算している。内水については、まだ断言できない状態。床上浸水対策事業であるため、あくまでも床下ではなく床上に水が来ないような対策である。
- 質問 県と市で基準が違うが.
- 回答 下水(市)と河川(県)の計算がそもそも別である. きちんと計算したのち, 具体的な話し合いを行いたい.

(第9回樋井川流域治水市民会議 2010/5/14 の議事録より)

このやりとりからは、あくまで「床上浸水を防止する」ことに目的が設定されていること、そのため県の計算上では外水氾濫のみを対策の対象としており、内水対策には消極的であることが県から示された。そもそも河川と下水の管轄は完全に県と市に分かれているため、「河道内を対象にする」という従来通りの河川改修事業という意味において、それは妥当である。住民たちは「流域治水」という視点から総合的な対策を要望するものの、なかなかそうはいかないのが現実である。

また設計や進捗について節目ごとに市民に報告する機会を設けるよう,住民からの要請が出て いるが、その後の議事録を参照する限り、実際には第9回-第13回、第15回-第16回、第18回、 第 20 回-第 21 回,第 23 回-第 40 回,すなわち合計 28 回の市民会議に,およそ 4 年半にわたっ て県土整備事務所担当者が出席している. 担当者からの報告内容は, 大きく 5 種類――改修工事 の進捗、改修工事の方法、現地での各種調査の結果、生物の生息環境への影響、その後のスケジ ュール――に類型化できよう.これに対する参加者(市民,学識者不問)の意見・質疑の内容は, 大きく4つ――工法の詳細と妥当性、行政の縦割り批判(例:なぜ流域全体でやれないのか)、 生物の生息環境(特にシロウオ関連)への影響、景観の回復にかかる期間――に集中している. 特に景観の回復については、住民から「わびしい」「砂を残してほしい」などの要望が出され ているようが、永井(2012)が述べるような工夫を重ねても護岸整備や浚渫等の工法上、それは 避けられなかったようである.また,これは 2018 年 7 月のことであるが,長尾校区住民のある 男性が,工事によって川からコイがいなくなってしまったことに対する不満を口にしていたのを 筆者は耳にした. その場に居合わせた伊豫岡宏樹先生が当時の床対で議論されていたことやコイ が外来種であること、また現在はたくさんの小魚が生息していて、カワセミやサギなどのエサに なっていることなど、川の生態系についての説明も加えることで、「コイが見られる=良い川」 とは限らないのだということを伝えると、その男性の納得を得られた様子であった. 工事の開始 からは約8年, 完全終了からは約3年が経っていた当時, 河岸の植生も豊かで生き物も十分に戻 っていたのだが、かつてのコイの大量死事件を知る者――長尾校区はその中心地であった――や 詳しく川の実態を知らない者の目に,これらの事業は一体どのように映っていたのだろう³⁶.

事業終盤の河川景観については、樋井川流域治水市民会議の模様を伝える福岡大学学生の「かえる新聞」((26) 2014/9/24) にて、第38回市民会議(2014/7/22) での県土整備事務所の永井智幸氏の言葉が紹介されている。

5月末の工事[仲良橋まで. 完了まで残り 1,200m の地点]が終了したばかりの時期は植生や魚が少なくなっている状況でしたが、ここ最近は、小魚やそれを狙うサギ類が見られるようになってきており、少しずつ生態系が回復してきています。また、工事後の現在、川に近づきやすい環境となっており、近所の子供たちが川で遊んでいる姿をよく見かけるようになりました.

そして、この事業の成果が試されることになったのが、2018 年 7 月の西日本豪雨が九州北部に差しかかった時であった。幸い樋井川では、一時的に水位は高かったものの特に被害は報告されていない。福岡市道路下水道局河川計画課の ff 氏は、「結果的にですが、今回の床対 [樋井川床上浸水対策特別緊急事業] の効果が確認できたのでは」、「もし改修をやってなかったら、また溢れていたんじゃないか」との見解を述べている³⁷.





写真3 平成30年7月6日正午の樋井川(水系の基準点・田島橋左岸より筆者撮影)

ただし樋井川流域に全くの被害がなかった訳ではない.後に岡山県倉敷市真備町などで甚大な被害をもたらすことになるこの大雨は、九州北部において7月5日-8日にかけて非常に激しい雨が降り続いた.6日17時には福岡県、佐賀県、長崎県に「数十年に一度の降雨量となる大雨」が予想されたため「大雨特別警報」が発表されている.なお同6日には福岡市城南区の一部地域では土砂災害が発生し、避難指示や避難勧告が緊急発令された.油山南麓の早良脇山(福岡市早良区)では7月5日-8日に24時間雨量517.0ミリを記録している(福岡管区気象台2018).また南区桧原の源蔵池のほとりに建つ複数の住宅では、源蔵池の法面の一部と共に家屋の基礎部分がくずれるなどの被害が生じ、擁壁の修繕における補償をめぐって一部住民が市と争っている(毎日新聞2018/10/6).また法面の崩れが直っていないため、2018年1月現在、福岡市は未だ南区桧原4丁目、同大平寺2丁目の一部に住む14世帯33人に「避難指示」を継続中である(福岡市2018).

樋井川流域治水市民会議に話をもどそう.ここまでの樋井川床上浸水対策特別緊急事業の進捗報告に加えて、第31回(2013/5/20)以来、市民会議での議題となったのが、それまで未策定であった「樋井川水系河川整備基本基本」と「樋井川水系河川整備計画」の検討であった.この原案作成にあたっては、県の設置する有識者会議に島谷・渡辺両氏も列席している.まず第31回には担当職員より基本的な説明がなされ、第34回(2013/12/9)と第35回(2014/1/9)では担当職員を招いての整備基本方針・整備計画の勉強会が行われた.これを踏まえて、第36回(2014/2/5)には樋井川流域治水市民会議の名義で「樋井川水系河川整備計画原案への市民会議としての意見」が提出されている.そこではそれまでの勉強会を通じて集約されていた全57箇所の改訂案が示されていた.そして第37回(2014/5/27)には県土整備事務所担当職員による「方針」「計画」双方の策定が報告された.職員は、2013年12月の原案と2014年5月の原案とを比較した上で、「計画内にこれほど意見が盛り込まれたのは初めてなので、いろんな意味で画期的な整備計画ができた」と述べたという.

整理すると、樋井川流域治水市民会議は、樋井川水系の河道に限定された改修事業であったとはいえ、市民・住民、また学識者として事業に対するチェックアンドバランスの機能を担っていた。そのやり取りも含め、実際に県に提出した改訂案は、樋井川水系初の「樋井川水系河川整備

基本方針」および「樋井川水系河川整備計画」の策定に大きく貢献した。市民会議の中心である 島谷・渡辺両氏が、床対事業や「方針」「計画」の計画段階から学識者として参加していたこと も大きいのではないだろうか。

4) 活動の収束, そして次へ---IV. 行動段階(収束段階)

少し回り道をしたが、最後に行動段階である。山下 (2012) によれば「行動段階は [公開市民会議の] 20 回目以降である」(p.9). しかしここまで引用してきた山下 (2012) による時代区分に関する記述は、『雨水利用実験住宅プロジェクト報告書』(2012/10/20) に含まれているため、その後の展開、すなわち第 28 回 (2012/10/25) 以降の活動の経過を、行動段階という区分に含めてしまうのは必ずしも適切ではない。そのため第 28 回以降に関しては、公開されている議事録をもとに筆者が整理する。

この段階では、導入段階以来の各校区との協議や、発展段階以来の床上浸水対策特別緊急事業の報告と意見交換、各地での啓発活動などの展開に加えて、河川・溜池の「環境」に対してどのようにアプローチするかという点からの注力も目立ってくる.環境関係では「源蔵池での池干し」が、治水関係では「洪水痕跡を残す試み」がそれぞれ特筆されるだろう.

次に源蔵池の池干しについて述べる. 第3章で触れたように、源蔵池は桧原水利組合が管理する農業用溜池である. 池干しとは農閑期に溜池の水を抜く作業のことで、その目的はヘドロや泥の除去や池の修繕などを行うことにあった. すなわち農作業の一環である. しかし水を抜いた際に取り残されたコイやフナなどを捕獲することができたため、近隣の人々が押し寄せるなど、集落の一大イベントだったところもある. 2011年11月3日,福岡大学のはかたわん海接隊も参加して実施された源蔵池での池干しについては、実に15年以上もの間なされていなかった. 1人で管理を担ってきたQ氏によれば、その作業の性質上1人で池干しは不可能であったからだという、すなわち都市化に伴う農業共同体. 水利組合の弱体化の産物であり、なおかつ農業用溜池の管理が細部まで行き届かなくなっていることの証左でもあった. 樋井川流域治水市民会議は初期から農業用溜池の治水機能に着目し、Q氏とも何度か懇談会を重ねた上でのこの度の池干しの実施であった. はかたわん海接隊のブログ(2011/11/3付)には、外来魚としてブラックバスが4匹見つかっただけであったこと、一方でコブナが「5万10万のオーダー」というほどの大漁であったこと、フナは樋井川へ放流されたことが報告されている. また大きめのコイは、コイヘルペスの恐れから他の水辺に移動させることはできず、「地元の人が持って帰った食べた」(第23回市民会議議事録 2011/12/14)という.

「洪水痕跡を残す試み」というのは、第 26 回(2012/4/29)の市民会議にてアイデアが提出され、このときの議事録にて初出する言葉である。第 27 回(2012/7/10)の市民会議にて、鳥飼校区にて同校区自治協議会との連携のもとに実施されたことが報告されている。被災経験の継承と、有事の際に避難を誘導する機能を持つことを念頭に、電柱にその旨のサインを設置する方向性で検討されていた。水害の発生から 3 年が経過していた当時、市民会議のメンバーは継続的に様々な取り組みを展開してきた一方、既に一般では被災の記憶が風化していること、日常がとうに回

復していることに対する危惧が、このプロジェクトを推進させたのではないかと推測する. 第29回市民会議(2012/12/18)では、想定される浸水深か、実際の浸水深のどちらを示すかをめぐって話し合われ、第31回市民会議(2013/5/20)では2009年の浸水深を示すサインが、鳥飼校区内の4カ所に設置されたことが報告されている.

この段階における樋井川流域治水市民会議の活動は、結果論ではあるが、ある種の「収東段階」に差し掛かっていたともいえるのではないだろうか。その理由の1つとして、市民会議で出されるアイデアや取り組んでいくプロジェクトの傾向が、「広報」「啓発」「教育」的側面を強めていたことが挙げられる。たとえば、先述の浸水深サインの設置もそれに該当するだろうし、また角銅氏を中心とした財団法人「福岡市緑のまちづくり協会」のグリッピ・キャンペーンへの参加、「水と緑の楽校」というプロジェクトの推進などもそれに含まれるだろう。特に「水と緑の学校」は、第24回市民会議(2012/1/24)でのワークショップで提出されたアイデア(=樋井川学校、樋井川水族館を作ろう!)をルーツとしており、その発足後は各教員の研究室所属の学生たちを中心に「大学対抗雨水タンクコンテスト」、「雨水戦隊ショー」、「雨水カルタ」、「間伐材を用いた椅子づくり」などが催された。さらに第32回市民会議(2013/7/22)では、「都市型水害対策としての『市民多目的ダム』のコミュニティデザイン」という題目での研究費申請が検討されている。

すなわち参加者同士で学び合い,意見をぶつけ合い,共通の認識を形成していくような猛烈な熱量をともなう時期はとうに過ぎ去り,また雨水ハウスも竣工後であったため,何かをゼロから創造する気運もおそらく減退していたのではないか.「市民提言」も,またその後の活動についても福岡県の作成する『樋井川水系河川整備方針』および『樋井川水系河川整備計画』(2014)に反映されている.また市民会議で継続されていた改修事業の報告の機会においても,議事録を読む限りでは特に大きな問題,議論は再燃していない.すなわち5年以上をかけて樋井川流域治水市民会議内で醸成された価値観,技術,業績は一旦ある程度の確立を迎え,そして人材を新たな資本として,それらを広報,啓発,教育という形で地域の内外へと投下していく段階に入っていたのだと思われる38.

事実,第43回市民会議(2015/5/25)としてアクロス福岡(福岡市中央区)にて樋井川流域治水市民会議が主催したのは,「九州初」を銘打ったグリーンインフラシンポジウムであった。その副題は「市民普請は可能か?みんなで語ろう!グリーン&ブルーなまちづくり」である。ここでは,樋井川流域治水市民会議の後継団体である「あまみず社会研究会」から共同研究メンバーに加わることになる元国交省官僚の九州大学助教や,東京大学の福永真弓准教授が登壇している。コーディネータは島谷幸宏、山下三平両氏が務めた。

最終的に樋井川流域治水市民会議は、その試みが JST-RISTEX の研究プロジェクトとして採択されたことによってその役割を終え、新たに「あまみず社会研究会」へと発展的解消を遂げていくことになる。 第 44 回市民会議(2015/9/2)の 1 か月後、同 10 月 6 日には既に第 1 回「あまみず社会研究会」が開かれており、そのさらに 1 か月後の第 45 回市民会議(2015/11/4)をもって樋井川流域治水市民会議は 6 年間の歴史に幕を下ろすこととなった。

さて本節では、市民会議がどのような経緯でどのような目的を掲げて発足し、活動をしてきたかを論じてきた. 前章の末尾では、「樋井川を楽しむ会」が樋井川流域における市民・住民および専門家の協働の先駆けだったのではないかと示唆したが、その文脈で言えば、本節で扱った樋井川流域治水市民会議は、それが行政への具体的な働きかけと影響力を有するかたちで機能するようになった事例として評価できるだろう.

樋井川を楽しむ会と樋井川流域治水市民会議.いずれの取り組みも、樋井川で発生した危機を契機として始動した.どちらも、河川管理の体制は行政が担うという意味では一元的ではある一方で、その機能ごとに分担されているという意味では、非常に非総合的なものとなっていること、流域レベルでの取り組みが脆弱であることを批判的に打ち出している.すなわち「かえって川のことを身近な市民・住民が分からない」というブラックボックスと、それゆえの「危険」に対しての異議申し立てであった.2000年代に入れ替わるようにして登場したこれらの動きは、「流域」というオルタナティヴな地域スケールと河川の捉え方を提示することによって、都市的生活との関係性の回復、創造を試みたという点で共通していたと言えよう.しかし相違点も多い.

長尾校区の X 氏は、日常の一部であった川の景観が揺るがされたことを契機に、城南区主催のワークショップに参加し、有志の住民たちとともに樋井川を楽しむ会を発足した。そこで第一に目指されたのは、関心を持つ者同士が「川をよくする」という目的の下に集い、共に河川空間へと足を踏み入れていくこと、そしてそれを継続していくことにあった。自らの身体性を喚起し、その経験を周囲と共有していくことで、河川への愛着を共同主観的に高めていくこれらのプロセスは、樋井川流域ではほとんど見られなくなっていたからである。X 氏らにとって川に関わることは、そこに共に身を投じていくこととほぼ同義であった。しかし社会と河川との関係性が希薄である、あるいは断たれているならば、そこにはそれなりの「合理的な理由」がある。そのような社会にあって、河川に関わり続けること、その意義を周囲に説き続けることは決して容易ではない。実際に、人々が樋井川流域に関心を寄せる契機となったコイの大量死とその後の再放流の議論では、「科学的な正しさ」と「人々による支持」が必ずしも一致しないことが明らかとなり、また「樋井川を楽しむ会」においては河川が上流から下流までのひとつながりの有機性を持っているからといって、校区間の横断的な連携は実現しなかった。この運動は、強烈な違和感と「正しさ」の模索によって開始されたが、それだけでは運動自体をドライヴしていかなかったのである。

一方「樋井川流域治水市民会議」は、内外水氾濫による浸水被害を契機として発足したという点で、その活動の出発点には「都市型水害の問題は、個人レベルでは引き受けられない、地域レベルのものである」という認識があった。そのため市民会議の方向性は、「行政に働きかけ、政策に盛り込ませ、実行を促す。そのために自分たちでも方法を検討する」といったように、活動のターゲットが明確になりえたのではないだろうか。またその中で追究される「正しさ」も、公開の市民会議や現場での活動を通じて、科学的知見と参加者の実体験のすり合わせがなされながら、検討・提示されていったことが分かった。洪水被害が出る前から、NPO 法人や大学において研究・活動をしていた面々が組織の中心を担っていたことも、樋井川流域市民会議の一定の成

果にも繋がったと考えられる. さて続く第2節では、市民会議のメンバーと成果を基盤に、再組織化された「あまみず社会研究会」について議論をしていく.

4.2 あまみず社会研究会

4.2.1 研究会の位置づけ

「あまみず社会研究会」とは、JST-RISTEXの「持続可能な多世代共 創社会のデザイン」研究開発領域研究開発プロジェクトとして採択さ れた、「分散型の水管理システムを通した 風かおる 緑かがやく 雨水



社会の構築」(研究代表:島谷幸弘)の研究主体である。プロジェクト期間は採択当初は 2015 年 10 月から 2018 年 9 月までの 3 年間であったが、現在では 2019 年 3 月まで延長されている (2019/1 時点)。また 6 年間にわたって樋井川流域治水市民会議として展開してきた活動をさら に発展させるべく、研究メンバーを新たに追加している。結成時には 7 つの大学より 17 名、および 1 つの民間団体より 3 名、計 20 名が名を連ねた 39 .

JST-RISTEX とは、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST: Japan Science and Technology Agency)の「戦略的創造研究推進事業」における社会技術研究開発センター(RISTEX: Research Institute of Science and Technology for Society)を指す.

JST のルーツは 1950-1960 年代に遡る. 日本の科学技術情報に関する中枢機関として 1957 年に設立された日本科学技術情報センター(JICST)と、海外技術への依存から脱却し、日本の研究機関の研究成果を発掘し、その企業化を図る目的で 1961 年に設立された新技術事業団 (JRDC:設立当時は新技術開発事業団) が統合し、1996 年に科学技術振興事業団 (JST) が発足した. 2003 年の独立行政法人化を経て、2015 年度より現行の JST となっている. 最近 5 年間の年間予算は減少傾向にあるものの、2018 年度の収入約 1 千億円のうち、その約 95%が政府からの運営費交付金で構成されており、大きく3 つのテーマ――「未来を創る研究開発戦略を立てる」、「知を創造し、経済・社会的価値へ転換する」、「社会との対話を推進し、人材を育成する」――ごとに様々な研究・開発事業が進められている。このなかの2つ目、「知を創造し、経済・社会的価値へ転換する」分野における戦略的創造研究推進事業の一環として運営されているのが RISTEX である (JST ホームページ).

RISTEX 設立の背景には、旧科学技術庁による提言「社会技術の研究開発の進め方について」 (2000) がある. これを受けて、科学技術振興事業団 (現 JST) は日本原子力研究所と連携し、「社会技術研究システム」を 2001 年に発足し、2005 年に「社会技術研究開発センター」 (RISTEX) へと改組された. 社会技術とは何か. この定義は先の提言にならい、「自然科学と人文・社会科学複数領域の知見を統合して新たな社会システムを構築していくための技術」として、また現在の社会がかかえる問題、あるいは将来起き得る社会の問題の解決を目指す技術として位置付けられている. RISTEX には現在 6 つの研究開発領域・プログラムがあり、その 1 つである「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域(2014-)には現在 16 のプロジェクトが進行中である. 島谷幸宏が研究代表を務める「分散型の水管理システムを通した 風かおる 緑かがやく 雨

水社会の構築」はその1つである(RISTEXホームページ). なお改めて,これ以降では当プロジェクトの実施主体を「あまみず社会研究会」,もしくは「研究会」と呼称する.

4.2.2 研究会のビジョン

あまみず社会研究会のプロジェクトには、樋井川流域治水市民会議の蓄積の上に成立していると同時に、JST-RISTEXに採択されたことにより新たなタームが付け加えられている。それが「あまみず社会」および「多世代共創」である。

まず「あまみず社会」とは、研究会独自の語用である. プロジェクト初年度の『研究開発報告書』(2016)には、「これまでの集約、集権的な水管理」を「一部が破たんすると全体に影響を及ぼす」システムと対置される、「多様な主体による分散型で冗長性の高い、新しい水管理システム」、または「地震時などの危機時あるいは人口が減少社会の中、維持管理に優れ持続可能性が高いシステム」(p.2)と説明されている. 樋井川流域治水市民会議と同様、雨水の貯留・浸透・利用に関する要素技術の普及により、分散型かつオルタナティヴな流域管理のシステムを作ることが目指されている.

次に「多世代共創」であるが、これは本来であれば JST-RITEX の研究開発領域の名称に過ぎず、あまみず社会研究会がこの言葉を使う必然性は必ずしもなかった、ということもできる. だが本プロジェクトの立ち上げにあたって、島谷らはこの「多世代共創」という概念に関する以下のような語釈を加え、あまみず社会の中に文脈に位置づけ直した.

3つの多世代

- ・ 時間の多世代:歴史的な蓄積をもつ都市を未来につなぐ,過去,現在,未来という時間の 多世代
- ・ 空間の多世代:山から海に至る空間の多世代
- ・ 人間の多世代:今ここに生きる,子供から高齢者までの老若男女の多世代

「多世代共創」の定義

- ・ 世代を超えて色々な世代,主体が協力し,地域を作り上げることの実感
- ・ 小さなことを積み上げて、集積して、粘り強くよりよい社会へと変容させる取り組み

図 19 あまみず社会研究会の「多世代」、「多世代共創」(同研究会ホームページ)

解説をするとすれば、これら3種類の「多世代」は、それぞれがあまみず社会の構成要素として位置付けられている、と理解するとよい。すなわち文字通りの「子供から高齢者までの老若男女」という人々の多様性に加えて、歴史の重層性、空間の多様性を認識することが、豊かな地域社会の形成に欠かせないのだという基本的な姿勢が示されているのである。このように読み解くことで、たとえば先の報告書(2016)における抽象的な記述——「雨水を貯め、使う過程で、多様な世代、主体が協力してつながり、時空間をつなぐ物語をつむぐことができる。緑を増やし、暖かい、楽しいあまみず社会の構築を目指す」(p.2) ——の解釈も容易になる。あまみず社会研

究会は、これらの構成要素を自覚することこそが、その「色々な世代、主体」をつなげ、「よりよい社会へと変容させる取り組み」を可能とするのだ、と改めて宣言しているのである.

だがより重要なのは、あまみず社会研究会が従来の樋井川流域治水市民会議との差別化も図っていたという点である。それは先述したように、樋井川流域治水市民会議の「行動段階(収束段階)」における行き詰まりや課題が解消されなかったことと関係している。山下(2018)は、以下のように記している。

「市民会議」の参加者が被災住民、大学関係者、および行政担当者に絞られて、一般の市民参加が少ない傾向が続くようになった。浸水対策のための緊急の河川改修も終わり、水害への危機感は、市民の意識の背景に退きつつあるように思われた。日常にある未来という視点を、多様な住民が持続的に自覚できるようにすることが大きな課題であった。(山下2018:49)

すなわち,河川工学の専門家として中心メンバーであった山下の目には,被災を経験しているか否かで住民の間に「温度差」があり,それが樋井川流域治水市民会議への参加傾向の偏重を生んでいるように映っていたのである.そのような状態において発足することとなったあまみず社会研究会は,これらの組織内部の課題も解消するべく,実践していく活動の機能およびその性質ごとに,新たに以下の4つのワーキンググループを編成した.

〈多技術・知恵をつなぐ〉チーム

本チームは、工学研究者が中心になった適正技術を開発するチームである。技術の多面性と 多機能性と日本の伝統的な知恵をつなぐ。全体のビジョンを描き、要素技術の開発、効果の 評価を行う。

〈多分野・空間をつなぐ〉チーム

あまみず社会構築が進むためにはそれを支える建築士などの技術者が必要であり、そのため のコーディネータ養成講座を行う.また、制度的な研究、さらに他流域として、東京の善福 寺川にあまみず社会の概念と手法を移転する.

〈多世代・時間をつなぐ〉チーム

樋井川流域の現場で直接,多様な主体に働きかけるチームである.流域内の多様な世代と連携を図りながら、地域の課題を発掘し、さまざまな人との連携を図り、雨水社会の概念と手法の普及を図るグループである.

〈多の物語をつむぐ〉チーム

地域の文化的資源の発掘や社会調査に基づき,流域の空間履歴と人の心を重ね合わせ多くの 人が共有できる物語を構築するチームである. 樋井川流域物語の作成,地域知ネットワーク マップ作成,多世代共創の仕組みの評価などを行う.

表 24 あまみず社会研究会のワーキンググループ一覧 (同研究会ホームページ)

最初の2つは工学的な視点に立ち、〈多技術・知恵をつなぐ〉チームは、樋井川流域治水市民会議の時代から継続して雨水タンクや浸透技術の開発を行う.〈多分野・空間をつなぐ〉チームは、開発された技術の普及・啓発に注力する.そのため、その知見と技術を教授する「雨水コーディネータ養成講座」の開催を福岡市内外で開催してきた.最後の2つは社会科学的なアプローチを採用する.〈多世代・時間をつなぐ〉チームは、樋井川流域の多様な主体、特に地元住民との連携を高め、ソフト面からの「あまみず社会」の構築を図る.そして〈多の物語をつむぐ〉チームだが、その取り組みは〈多世代・時間をつなぐ〉チームの取り組みを「実践」とした場合、「調査」と言い表せるだろう.樋井川流域の文化的・歴史的な側面を描き出し、主体間のコミュニケーションの促進に寄与することが求められた.この2つのチームの方向性は、基本的にそれほどかけ離れてはいない.そのことが分かるのが、下図に示した当プロジェクトのロジックモデルである.

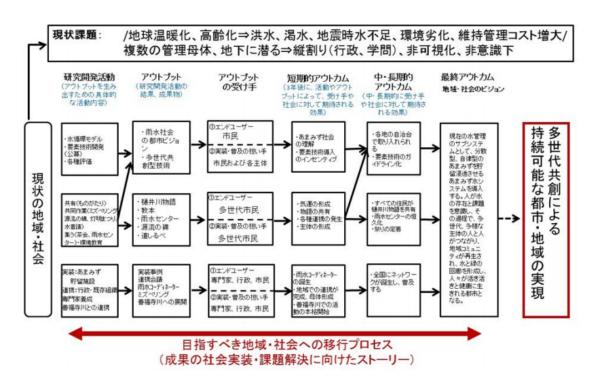


図 20 あまみず社会研究会のロジックモデル (H28 年度研究開発実施報告書 p.8)

マイルストーン 3年間の目標 持続可能な地域のデザイン ①樋井川での全流 ① 樋井川の雨水社会のビジョン提示 域でのあまみず社 2年目 ② 生態系サービスや経済的な評価 会への取り組み ③ IT 技術を用いた「あまみず社会」の見える化 ④ 多世代共創型要素技術開発といくつかの実装 ②あまみず社会の 3年目 全国への普及 上中下流をつなぐ 多世代共創を進める仕組み ネットワークの構築 ⑤ 樋井川物語・地域知マップの作成 ③善福寺川の水が 最終年 ⑥ 雨水センターの設立 きれいになる あまみず社会推進 のための母体形成 ⑦ 雨水教育普及:保育・幼稚園 100%、小中高 60% ⑧ 新たな祭りへのコアメンバーとしての高齢者、中 年層、子育て層の主体的参加 ⑨ 「あまみず社会」の概念の浸透 70%以上 社会実装に向けたネットワーク構築 「あまみず社会」推進のための母体の形成 善福寺川流域における井荻小学校、流域市民団 体と連携した活動の本格始動

図 21 あまみず社会研究会のマイルストーンと目標(H28 年度研究開発実施報告書 p.6)

このロジックモデルでは、横方向にそれぞれの取り組みが展開していくことが示されているが、3段分しかない. 上段が工学系の〈多技術・知恵をつなぐ〉チーム、下段が同様に工学系の〈多分野・空間をつなぐ〉チームの活動に該当し、中段には〈多世代・時間をつなぐ〉チームと〈多の物語をつむぐ〉チームの活動が集約されているのである.

ここでは3年間のプロジェクト期間における一旦のゴールとして,「短期的アウトカム」が設定されている。そのためにまず「研究開発活動」を行い,「アウトプットの受け手」に対して「アウトプット」を行うことが上図にて示されている。またそれらの取り組みは「中・長期的アウトカム」および「採集アウトカム」の過渡期として位置付けられていることに注目したい。本稿執筆中の2019年現在,当プロジェクトは間もなく期間終了を迎えることになっているが,今後も樋井川流域で,ならびにその他の地域との連携を続けていくことが確認されている。これらのロジックモデルを前提に設定された3年間の総合的な活動目標,およびマイルストーンが図21である。

4.2.3 研究会の活動

本項では、以上のロジックモデル、およびマイルストーンの設定の上で、あまみず社会研究会がどのような活動を展開したのかについて整理する。ただし全てを完全に網羅し、全メンバーの役割や貢献を紹介することが目的ではない。また各チームは相互に完全に独立して動いていないため、チームごとに詳説することは把握を誤りかねない。

そのため本項の記述はチームごとに進めるのではなく,活動の対象によって2つに大別することとした. 前者が〈多技術・知恵をつなぐ〉チームと〈多分野・空間をつなぐ〉チームによる「技

術を対象化する活動」、後者が〈多世代・時間をつなぐ〉チームと〈多の物語をつむぐ〉チームによる「地域を対象化する活動」である.

1) 技術をうむ、技術をひろめる

これらの取り組みは、一般住宅や公共施設に「雨水の貯留・浸透・利用」をめぐる要素技術の 実装することによって、流域のレベルでは河川の治水対策に貢献すること、そして個人のレベル では都市化によって切り離された水循環のメカニズムのなかに、個々人の生活世界を再度埋め込 みなおすことを、その目的としている。またそのような社会実装に向けて活動している人々の養 成/との連携も重要視している。

先に取り上げた福岡県の雨水タンクモニタリング制度利用者に対するアンケート調査(渡辺他 2016)によれば、約8割の利用者が、雨水タンクの設置と利用によって豪雨への意識や備えが高まったと回答している。このことは、水害に対する受動的な姿勢——自分の身に降りかかるか否か——とはまた別の、すなわち水害に対する能動的な姿勢——自分にも何かできることはあるか—の形成に寄与したともいえるだろう。なぜなら、通常は世帯ごとに独立した家計の範囲内で水収支(の費用)を認識するのに対して、雨水タンクが示すのは上水道とは別の循環にある水資源だからだ。第3章において、樋井川流域では主に雨水で構成される河川の水と、主に他水系の水で構成される上水道の水が決して交わらないこと、またそれによって物質としての河川の水が流域住民たちの生活においてほとんど意識されないことを指摘した。しかし雨水タンクはこれを可視化するのである。ただしその一方、「治水対策への貢献」については成果が出ていないのが実情である。そこで研究会は、要素技術の実装に関するさらなるデータ収集を行い、その普及にあたって有効な選択肢を増やすべく、市民会議時代に新築した渡辺亮一教授の私邸である「雨水ハウス」に加えて、福岡大学内の「あまみず科学センター」、および角銅久美子氏の私邸である「あめにわ憩いセンター」において実証研究を行った。

ここでは後者の「あめにわ憩いセンター」について整理したい. 角銅氏の私邸は、樋井川と駄ヶ原川のあいだの台地にある. 1956 年に角銅氏が土地を購入し、以来仕事場あるいは NPO 法人南畑ダム貯水する会、市民会議、研究会が、その活動拠点のひとつとして利用してきた. 敷地面積 249 平方メートル、屋根面積 161.37 平方メートルである. 新築の「雨水ハウス」に対して、「あめにわ憩いセンター」は改築によって、二十四節気の雨水に相当する 2017 年 2 月 18 日にオープンした. 1 階部分には学習室やサンルームなどが新設され、50 年来のご近所仲間との日々の交流や、研究会の活動拠点のひとつとしても利用されている. 2018 年 2 月 17 日には 1 周年セミナー「龍がつなぐ流(りゅう)域の物語」が開催され、関係者および地域の方々で賑わいを見せた.

あめにわ憩いセンターでは主に「雨水の浸透」を目的として各要素技術の実装が試みられた. 具体的には、1) 樹木や植栽などへの長年の家主の手入れによって基盤上に肥沃な土壌が堆積して庭に、屋根の雨どいから雨水管へと直結していたその連結を切断した上で、雨水を直接浸透させるようにした他、2) 浸透を促進するために、メッシュパイプを用いた簡易神灯トレンチや雨水ますの改良、放流量のコントロールが可能な調整タンクなどを設置することで雨水の貯水も行 えるようにした.治水効果を測定する上では,2009年7月九州北部豪雨時に桧原運動公園(福岡市南区)で観測された,約6時間におよぶ総降雨量198ミリ(最大時間雨量105ミリ/時)を対象とし、当該敷地における雨水発生量を49.3立方メートルと設定した.なおこの2009年豪雨の降雨量は福岡市における治水対策の基準となっているため、流域内での治水効果の測定に有効である.角銅邸の基盤面の深さを70センチ、庭部分の土壌の浸透速度を20ミリ/時と設定すると、敷地全体における雨水の発生量49.3立方メートルに対して39立方メートル(約8割)の流出を抑制することが明らかとなった。これは最低限の流出抑制目標40パーセントを大きく上回っており、その成果が見られた。またコストに目を転じれば、敷地の約8割の施工で約170万円がかかっている(H28年度研究開発実施報告書:17-18).



図 22 あめにわ憩いセンターにおける実装内容 (H28年度研究開発実施報告書 p.18)

そもそも「あめにわ」とは何だろうか. あめにわとは降雨を土壌で貯留・浸透できるよう設計された, あるいはそのための整備がなされた庭のことを指している. そのため, 治水上は流出抑制の機能を有し, また利水上はトイレ用や散水用として日常的に使うことができる. 重要なのは, これらの機能を有することであり, 必ずしも角銅邸 (あめにわ憩いセンター) のような改築や, 渡辺邸 (雨水ハウス) のような新築が目的ではない. それらは手段に過ぎないのである.

その証左として角銅氏は、よく手入れされて水をよく吸うことのできる土壌をたたえた庭のことも「立派なあめにわ」と呼んいる(2018/4/19). これに対して研究会メンバーが「何か手を加えて『あめにわ』にするんじゃないんですか?」と尋ねると、角銅氏は「いや、これでも十分んよ」と答えた. 東京都杉並区の善福寺川流域で活動する市民団体との現地視察において、とある集合住宅を訪れた際のやりとりである. ここにあまみず社会研究会の「技術」をめぐる一つの規

範が見て取れるように思われる. すなわち, その土地に対して何らかの機能や能力を新たに外部から付与することではなく, その土地のうちに「本来的に備わっている機能や能力」を想定し, それを適切に引き出すことにこそ, 重きを置いているのではないか.

また同様の技術論においては、研究会がその土壌に「あめにわ」としてのポテンシャルがあるかどうかを評価する際に、きわめて簡素な方法を用いているという点も興味深い. H28 年度の『研究開発実施報告書』には以下のように説明されている.

流出抑制に効果的な「浸透」に関して、誰でも手軽に利用することができる簡易な浸透 試験器具を開発した. 測定データの有効性については今後さらなる議論が必要だが、実際に利用した市民の方は土壌の種類による浸透能力の違いを感覚的に実感でき、土壌や緑の大切さに気づくことができる (p.4).

その「試験器具」とは決して仰々しいものではなく、一般のホームセンターでの購入が可能な、 径の異なる筒が2つあればよい、使い方としては、まず大きい筒の内側に小さい筒を重ねた上で、 双方を評価対象の土壌に突き刺す、次に大きい筒と小さい筒のあいだに100ミリ分の水を注ぎ、 それが土壌に浸透したら小さい径の筒の内側に100ミリ分の水を注ぐ、この「100ミリ」とは注いだ水の深さであり、水量を意味しない。したがって筒の径が異なれば、注ぐ水量も異なる。最終的に計測する必要があるのは、2度目の注水後にその水がどれだけ浸透するかである。たとえば6分間で浸透した分の水位(単位ミリ)を測定すれば、その数値を10倍することで60分、すなわち1時間あたり何ミリ分の雨水を鉛直方向に浸透させることができるのかを便宜的に導き出すことができる。

島谷はこの評価方法は「あくまで大まかにしかできないけどね」とした上で、先述のように「誰でも手軽に利用できる」という点に重きが置かれている。それは専門家・科学者が「知」を独占しないための工夫であり、その姿勢は多様な主体の参画を促す意味において非常に重要であると言えるだろう。

*

一方で、「あめにわ」や「雨水ハウス」そのもの、あるいはそのための要素技術を普及させていくとなると、あまみず社会研究会の外部にも人材を、プロ・セミプロを問わず育てていく必要がある。そのため研究会は、〈多分野・空間をつなぐ〉チームを中心に、2016 年 12 月 17 日-18 日にかけて「あまみずコーディネータ養成講座 2016」を福岡大学(福岡市城南区)にて開催した。また講座の普及や講座内容の社会性を高めるべく、技術士、建築士、造園学会の CPD プログラムとしての認定を取得した上で開催を迎えている。講師は研究会メンバーに加え、雨水貯留浸透技術協会、日本建築学会、京都学園大学の専門家それぞれに講座のテキストの執筆を依頼するなど、充実した教材を提供することができた。演習内容は、日本建築学会の雨水活用技術規準をもとに 10 か所の実在施設を対象として、その「雨水の貯留・浸透・利用」のための性能を検討し、改善策を追究するものであった。当日は 60 名を超える土木、建築、造園の実務者やそれ

らを学ぶ学生,またこれらの取り組みに関心の高い一般市民が参加した。またその 4 か月後の 2017 年 3 月 19 日には,環境面を強化した演習を含む「雨庭セミナー」がアクロス福岡(福岡市中央区)にて開催した。こちらも CPD 認定を受けたプログラムであった。

この取り組みはその後も続けられ、2017 年 12 月 15 日-16 日には福岡大学にて「あまみずコーディネータ養成講座 2017」が、2018 年 12 月 21 日-22 日には、ついに福岡を飛び出して東京学芸大学(東京都小金井市)にて「あまみずコーディネータ養成講座 2018」が開催された。この東京開催にあたっては、現在島谷幸宏が会長職を務める「善福寺川を里川にカエル会」のメンバーも登壇している。

研究会メンバーと東京都杉並区を流れる善福寺川流域との関わりは、市民会議時代にさかのぼる. 善福寺川は荒川水系神田川支流の一級河川で、2012 年 3 月に設立された市民団体「善福寺川を里川にカエル会」(通称: 善福カエル)が、川とマチのつながりの回復を目指して活動をしている. コアメンバー(当時)は現会長の島谷に加え、共同代表として杉並区立東田中学校教諭や名古屋大学工学研究科の教員など、計 15 名で構成されている. 2 か月に 1 回のペースで川歩きや川浚い、話し合いを行っているが、2016 年 8 月には、杉並区立東田中学校の善福寺川研究会に所属する生徒 10 名および教員が、2 泊 3 日で樋井川を訪問し、あまみず社会研究会との交流を深めている. 2018 年 4 月 19 日には、メンバー私邸にて「渡辺邸の雨水ハウス化」プランの報告・相談や、杉並区立井荻小学校での打ち合わせ、都立善福寺公園内に創出された遅野井川親水施設の視察が行われた.

2) 地域とむきあう, 地域をみつめる

当然だが研究会が目標に掲げる「あまみず社会」は、地域社会と遊離して実現することはできない。そのため多様な主体が集うことのできる「場」において、科学的な形式知と経験的な暗黙知の往復/接続を図りながら、地域内のネットワークを形成していくことが目指された。特筆すべきは「ミズベリング樋井川」の発足とその展開である。樋井川流域治水市民会議の課題として幅広い市民参画が困難であったことが指摘されていた(山下 2018)が、その解決を図るべく、あまみず社会研究会は 2016 年 5 月、その母体となることを期待して「ミズベリング樋井川」を研究会内に発足させた。

「ミズベリング MIZBERING」とは、民間活力の利用による地域活性化を促進するべく、2011年の河川敷地占有許可準則の改定によって河川敷地⁴⁰への民間事業者の参入が可能になったことを背景に、2013年に国土交通省が立ち上げたプロジェクトである。ミズベリングプロジェクト事務局による運営のもと、市民、企業、行政が連携をしながら、河川空間の新しい価値・賑わいの創造を目指す取り組みである。ミズベリングは「上から」指定され、管理されるものではなく、「下から」つながっている人、組織が名乗っていくことによって全国各地にその輪を拡大している。そのため、全国にはおよそ30のミズベリング組織が展開しているが、同じ活動は一つとしてない。全国共通で行うイベントとしては、毎年7月7日(七夕)の夜に催される「川辺で乾杯!」が挙げられる程度である。

そこで「ミズベリング樋井川とは一体何か. 組織なのか」という問うと、山下三平氏は以下のように回答した.

まず規約はないので、いわゆる組織・団体ではないです。なので「ミズベリング樋井川とは何か」という質問には、「活動そのものです」としか答えられないです⁴¹.

その活動として、毎月の定例会や、毎月樋井川沿いを歩く「樋井川さんぽ」の他に、桜の時期に上流のせせらぎを照らす「春ホタル」、そして七夕の「川辺で乾杯!」、はかたわん海援隊による「あまみず戦隊タメルンジャーZ」の興行などが挙げられる。全身覆面のタメルンジャーZの興行は平成28年度には計28回も行われており、環境教育の場で子どもたちが楽しみながら、水の循環を学ぶのに非常に貢献している(H28年度研究開発実施報告書:4-5)。活動の性格としては、市民会議がその「行動段階(収束段階)」において活発化させた、教育・啓発活動を継承していると言えるだろう。地域の子どもとの交流が特に多いのも、〈多世代・時間をつなぐ〉チームがもっぱら担う「ミズベリング樋井川」の取り組みにおいてである。一方で市民会議時代とは異なるこれらの取り組みの特徴は、その運営が研究会コアメンバーである大学関係者だけでなく、地域の住民の方々が多数関わるようになって支えられている点にある。詳しくは後述するが、それを可能にしたのは、まさにそのようなネットワークの拠点となる「場」を獲得することに成功したからであった。

その「場」とは、樋井川沿いに位置するカフェ兼レンタルスペース「上ナガオテラス」(福岡市城南区)である。この店舗のオーナーは、進行する宅地化と農地減少について議論した第3章でもその語りを引用した、J氏である。J氏は文政年間(19世紀前半)より旧上長尾村で農家を営んできた大地主の8代目で、高度成長期に農地から転用された複数の不動産を経営している地元住民である。不動産業のかたわらで「株式会社樋井川村」を設立して、まちづくりの取り組みも模索しており、その過程であまみず社会研究会のミズベリング樋井川との接点を持つようになったという。

ではJ氏の考えるまちづくりと、ミズベリング樋井川はどのように交差したのだろうか.お話をうかがうと、その出発点には、築年数の古い物件をどのように経営していくかという経営上の課題があった。J氏は2012年頃の1年間のニューヨーク語学留学の際に、築120年の建物に住んだ経験のうちにそのヒントを見出す。古い建物の外観はそのままに、内装だけを綺麗にして長く住み続けているのを目の当たりにしたのだ。そこで帰国後は不動産業を継ぐにあたり、「リノベーションをDIYで入居者と一緒にする」ことを売りにした。すると人気がじわじわと広がり、現在では入居待ちが出ているばかりか、住まいを手作りする魅力にひかれて移住してきた若いクリエイターたちが商工組合的な組織を作るなど、予想外の広がりを見せたという。DIYによって若者好みの内装に替わっていくため、物件によっては月2万円台だった家賃も月4万円台に上昇した。経営も改善し、「自由な場さえあれば人は集まるんです」と手応えを感じている。

しかし物件の周りに目をやってみると、駅からは遠く、若者も決して多くはない. せっかく物

件の価値が高まっても、地域が魅力的でなければ、結局空き物件も増えて、スーパーも撤退し、ますます人が減っていく。それなのに地域づくりは区ごと、校区ごとに行うばかりで、全然対応できないのではないか。そのように考えた吉浦氏は、2015 年 7 月、不動産経営に加えて地域づくりにも着手するべく「株式会社樋井川村」を設立した。その社名は、1889 年-1929 年の 40 年間にわたって樋井川中上流域に広がっていた旧樋井川村に由来する。吉浦氏は「前も言ったかもしれんけど、昔は考古学者になるのが夢で、だから、この辺りの歴史とかは何でも知っている人に将来なりたいんよね」とその思いを語っている。もともと強く関心を寄せていた地域の歴史や文化、それをどのように社会的・経済的な価値へと活かしていけるかが課題であった。だが地域づくりといっても手がかりはい。とりあえず、長尾商店街から少し外れた場所にある築 35 年の物件を借りて、単身高齢者と孤食傾向の子どもが交流できるところを作ろうと考えた。とはいえ地域資源を活かそうにも、目の前には樋井川が流れている程度で先行きは見えなかった。

転機は2016年4月に訪れる。唐突に「もしもし、あの、樋井川五丁目の角銅ですけど」と電話がかかってきたのである。これが角銅久美子氏とのファーストコンタクトであった。翌日、言われた場所に吉浦氏が足を運ぶと、そこは「ミズベリング樋井川」第1回会議の会場であった。「地域に関心を持っている人が既にそうやって動こうとしていたので『ラッキーだな』と思って、そのまま混ぜてもらうことにしました」と吉浦氏は語っている。その後は、その3か月後に迫っていた七夕の「水辺で乾杯!2016」に合わせて、カフェ兼フリースペースをオープンすべく、急ピッチで準備を進めていくことになる。その間、DIYのノウハウを学びながら店舗を準備するワークショップを開催すると50名ほど集まった。そして2016年7月7日、「水辺で乾杯!」当日のオープンにこぎつけたのである。店名はやはり旧村名にちなんで「上ナガオテラス」とした42

この場所があまみず社会研究会にとって特別な理由は、やや逆説的であるが、「ミズベリング 樋井川やあまみず社会研究会のための施設ではない」という点にあると言えよう。J氏はどんど ん地域のために使ってもらえるよう、カフェ経営のかたわらで、フリーでイベント企画を行う宮 本さくら氏と連携しながら、テラスの運営を進めてきた。今日では「ほぼ毎月のように、地域の、とくに女性たちが自分の創造的な取り組みを表現し、販売もできるミニマルシェを開催してにぎ わう場所」(山下 2018)としての位置づけを獲得している。そのためJ氏と上ナガオテラスが形成するネットワークの広がりは、もはや「あまみず社会研究会のミズベリング樋井川」という文脈を飛び越えるものになっているのである。

たとえばミズベリング樋井川の常連で、「水辺でまったり団」のリーダーでもある Y 氏も、アパート経営者同士ということで J 氏と接点を持ち、上ナガオテラスに出入りするようになった 1人である. もともと自然が好きで、福岡市内では油山市民の森や海辺でのレクリエーションにも積極的であったというが、「ミズベリング樋井川」自体は樋井川への入口ではなかったのである. 今ではミズベリングの常連で、アパートには雨水タンクを設置し、山下 (2018) の論考にも集合住宅での取り組みの一例として紹介されるほどである⁴³. Z 氏も、ミズベリング関係者に「いつだったか忘れたけど、いつの間にか来るようになって、それからもうずっとだね. と語らしめる

1人である.上ナガオテラスで Z 氏が焼くアップルパイは,毎週月曜日の恒例行事だ.現在では「川じーじ」を自称して,ミズベリングのイベント前や雨で増水した後のゴミがたくさん出る日などには,自主的に川掃除に繰り出しており,その精力的な姿勢にミズベリング仲間たちが「Z さん,無理せんで」と声をかけるのをよく見かける⁴⁴.

このようにミズベリング樋井川は、具体的な拠点を持つ上ナガオテラスと連携することで、「河川への関心」以外の入口を通じて、その地域的ネットワークを少しずつ広げてきたのである。毎月の定例会も2019年1月の時点で29回目を数え、川についての勉強会やイベントの企画・検討、また城南区担当者を招いて「じゃぶじゃぶマップ」改訂について打ち合わせに行うなど、ミズベリングの活動のほとんどはこの上ナガオテラスにて行われている。

ただし難しい課題も多い.フィールドワークやインタビューを通じて浮かび上がってきたのは,1) メンバーの固定化と、それに伴う 2) 活動エリアの限定性である.これはミズベリングの活動範囲が、その活動拠点である中流域の上ナガオテラス(西長住校区)とあめにわ憩いセンター(堤丘校区)の所在地に規定されてしまっていること、そして樋井川流域の地理的特徴とも関係している.

たとえば現在、下流域の鳥飼校区の住民との連携はほとんどない。先で触れたように市民会議時代には特に密接な交流を持っていたものの、その後鳥飼校区に活動の拠点を作ろうという動きが頓挫してしまった他、水害から時間が経って関心が低下したこともあって、あまみず社会研究会と鳥飼校区との連携は今日ではほとんど見られなくなっている。またさらに河口まで近づくと、地域内での樋井川の存在感は大きく低下してしまう。西新校区のおやじの会に属する父兄に、樋井川のイメージについてたずねると「イメージがない」、「川と言えば室見川」、「川よりも海の方がこの辺りでは存在感がある」との返答があるほどだ45. 城西橋より河口寄りの区間では川幅が非常に広く、また護岸から川面に降りる階段もないため、中・上流域よりも関心を持ちにくい構造であることや、また西新校区が1980年代に造成された埋め立て地であるため、鳥飼校区などよりも海抜が高く、ハザードマップでは増水時の浸水想定区域にも含まれていないされていないことなども、これらの「無関心層」の形成に寄与していると思われる。2018年1月の定例会議において山下も「理想は上流から下流までなので、本当は月の定例会も移動しながらやりたいんだけど」と語っているが、その使いやすさから上ナガオテラス、あめにわ憩いセンターが多用されているのが現状で、ネットワークの今後の広がりにも限界がうかがえる。

*

最後に〈多の物語をつむぐ〉チームの活動について扱いたい.このチームは,研究メンバーの半数以上が福岡県外に居住し,またその専門分野が社会学や心理学といった人文・社会科学系であることも影響して,他チームとの連携や人材の交換が活発ではない.このチームの目的は H28年度の『研究開発実施報告書』において以下のように記されている.

地域の文化的資源の発掘や社会調査に基づき、上記3つのチームの活動と流域の空間 履歴とを重ね合わせ多くの人が共有できる物語を構築するチームである.ここで、物語 が共有

されている,とは、地域資源の所在を人びとが知っていて、「自分たちの地域」のこととして、筋立てて地域資源と川のことを話せる状態になることを指す。このチームは文系の研究者が中心のチームで、他のチームに現在の地域の思いを伝えるとともに、各グループの方向性を一致させるための核となるチームである。技術面で硬直的になりがちな多技術チームに刺激を与えるのも本チームの重要な役割である(p.34).

以上の目的のもと、このチームが目を配ってきたのは、樋井川流域における「地域知」の内容やその分布を把握することである。ここでいう「地域知」とは、河川改修や市街化によって河川との関係性が変容を迫られるようになる1960年代よりも昔、すなわち1940年-1950年代にかけてを幼少期として過ごした流域住民の経験や記憶にもとづくものである。特に当時の河川やまちの景観、暮らしや遊び、生き物についての経験や記憶について、樋井川流域の山から海までの各所——沿岸部(姪浜漁協、伊崎漁協)、下流域(西新、唐人町、鳥飼、草香江)、中流域(別府、田島、笹丘)、上流域(長尾、花畑、柏原、油山)——を訪ね、住民たちへの聞き取り調査を実施した。基本的には各地の公民館や自治協、あるいは個人宅を訪ね、計36名に聞き取りが行われている。ここまでが2016年度までの取り組みである。そして2017年-2018年度にかけては、それらの聞き取り成果を「樋井川流域の絵地図」としてマッピングしていく作業が行われてきた。パースから配置していく生き物や人物などの描写に至るまで、福岡市出身・在住のイラストレーターであるRico(Creation-R)氏に作成を依頼し、細かなやりとりを繰り返しながら調整を重ねてきた。なお2019年1月現在で、まだ完成はしていない。

この活動の直接の目的は、多くの人が共有できる流域の物語を提示してみせることである. また工学系の研究者を中心とする研究会の中にあって、それらとは異なる視点を批判的に提示し、またそれによって研究会の活動そのものに厚みを与えうるものとして位置付けられていることも、上で示した通りである. しかし樋井川流域の絵地図は、なぜ地域にとって必要なのだろうか. 物語を共有すること、筋立てて地域資源と川のことを話せる状態になることは、研究会にとってではなく、地域の人々にとってなぜ重要なのだろうか.

その点について、当プロジェクトのリーダーである福永(2018)は、自らが岩手県宮古市で実施した同様の試みの、その意義について以下のように述べている。

日々の暮らしの中で「上書き」されることによっておこるのは、多様に存在する価値と意味が、現在の日々の暮らしの中に必要な価値と意味と比較して「忘れられても良い」ものと位置付けられ、結果として「消えていく」という価値の構造化だ、絵解き地図は、そうして忘れられるかもしれない「上書き」されたものをもう一度拾い上げ、そこから、未来に向けて、寸分違わないものは無理だが、自分たちが良いと思ったもの、素晴らしいと思った価値を、再び別のかたちで地域社会にもたらす術を考えるための参考資料となりうる(p.63).

すなわち、絵地図は何かを抜本的に変えるための直接的なツールとしてではなく、「私たちは何を大事にしてきたのか、何を大事にしてこなかったのか、何を大事にしていきたいのか」を顧みた上で、未来においてどのような地域、環境を生きたいかを問い直すためのツールとして、その意義を与えられている.

〈多の物語をつむぐ〉チームの絵地図づくりに込められた意図もこの点にある.なぜなら「あまみず社会」という抽象度の高いビジョンに対して、具体的な社会像やデザインを検討して肉付けをしていこうとするとき、そこには必ず価値の問題がつきまとうからだ.「樋井川流域は本来○○であるべきだ」と誰かが言うとき、また複数の「べき」が対立するとき、それを自然科学的なデータや情報だけではなく、そこで生きてきた人々――すなわち直接流域治水の取り組みに参加していないけれども、確かにそこで生き、暮らしてきた人々――の認識や価値の総体を一つの参照点とすることで、より厚みのある社会像を構想していくことに貢献するのではないか.そのような仮説のもとに当プロジェクトは進められてきた.

したがってこの絵地図には、先述したように河川やまちの景観、暮らしや遊び、生き物に関する、その人の思い入れや記憶といった「価値」や「意味」を伴うものが描き込まれ、配置されていく。そのため、たとえば「田島の京ノ隈古墳は西暦〇〇年ごろに造られた」という客観的な歴史記述ではなく、たとえば「裏手の古墳では子どものころよく遊んでさ」といったその人の経験や記憶に耳を傾けていくことになる。なおその聞き取り調査やワークショップなどにおいて、調査者と語り手の間のコミュニケーションを促進するツールとして、以下の絵地図が2017年度に試作された。

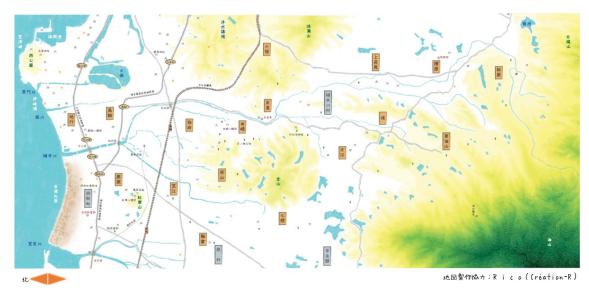


図 23 1920 年代における樋井川 (現・福岡市) の流域マップ (作成: Rico 氏 (Creation-R))

しかし 2019 年 1 月現在,作成中の絵地図をインタビュー対象者などに見せて,フィードバックをもらうなどのプロセスは依然として踏めていない.そのため,あまみず社会研究会内外の

人々と,河川空間に付与された/付与した複数の価値や意味をめぐるコミュニケーションもほとんどなされていない. そのプロセスを経て, 絵地図は完成を迎える予定となっている.

とはいえ、最終的に作成される絵地図は、「油山から北の博多湾を望む」という鳥瞰的なパースで描かれ、約2メートル四方の布地に印刷されることは一方で予定されている。これは通常の北向きの地図に慣れていること以外に、樋井川流域が漁師町などでないため「海からの視点」を内面化していないことや、油山市民の森や片江展望台などからの眺望に慣れ親しんでいることなどが明らかとなったからである。また素材とサイズに関しては、壁にかける、あるいは床に敷いて大勢で囲むなどすれば教育・啓発活動にも利用しやすいのではないかと考え、そのエンドユーザーとして、樋井川流域にある小・中学校や公民館などの公共施設も想定していることがその理由として挙げられる。

4.3 「あまみず社会」の意義と課題を探る――考察にかえて

いよいよ本節では、これまでの議論を踏まえて「あまみず社会研究会」の取り組み、すなわちその「あまみず社会」の模索を、樋井川流域の流域史、あるいは流域社会における人々の価値、規範との関係性において意義づけ、また今後の課題を検討する。それはどちらかと言えば、あまみず社会研究会をいわゆる「生産性」「費用対効果」概念で価値づけられるものとしての成果から論ずるのではなく、インタビューで得られた語りやフィールドワークで見聞きしたことから社会的に意義づけようという試みである。

第1項(4.3.1)では、あまみず社会研究会がその活動を通じて、どのような「物語」を紡いできたのか、またそれはどのような規範に裏づけられ、活動において、また地域においてどのような意味合いをもっているのかを考察する。第2項(4.3.2)では、あまみず社会研究会が樋井川流域治水市民会議の時代から受け継いできた、要素技術の普及による分散型治水のモデルに通底する社会像について批判を加えつつ、市民・住民との協働をどのように深化させていくことができるかを考える。

4.3.1 流域の「履歴」、実践の「物語」

本項では「空間の履歴」(桑子 2005) という概念を参照し、過去から積み重なって現在にまで強く影響を与えているものとして流域史を意義づけ、その上に「あまみず社会研究会」の取り組みを位置づけていく。念頭にあるのは、桑子 (2005) の「人間の行為はそのひと自身の履歴を形成するとともに、その行為の対象となった空間にも履歴を残す。人間の行為の履歴と空間の履歴とを切り離すことはできない」(桑子 2005: 37-38) という指摘である。桑子 (2005) は目の前の景観に蓄積された「空間の履歴」から切り離して空間をデザインすることを批判した。すなわちこの概念は、樋井川流域に客観的事実としての通時的な「歴史」を見出すのではなく、人との関わりがどのようにその空間を形づくっているのかという点に目をこらし、耳を澄ますよう我々に要求するのである。

以下では、まず1) 樋井川流域の「履歴」をこれまでの記述をもとに再構成していく、そして

2) その「履歴」の上において、樋井川流域治水市民会議、およびあまみず社会研究会がどのように立ち居振る舞うことで、さらなる「履歴」を生成してきたのかを抽象してみよう.

1) 流域史の「履歴」

古代の樋井川の姿は定かではないが、人々は定住、開墾をし、水の恩恵に預かってきた. 黒田氏の治世下では、福岡城築城および城下町開発にともない、樋井川の流路は大きな変更を余儀なくされたが、また近世後半になると当時の藩主たちは樋井川沿いの御茶屋・友泉亭へと出かけていき、原野や林では狩りに興じた. また樋井川沿いの土手には積極的に植樹をするなど、樋井川流域は御城下から近距離に位置しているがその明確な「外部」として、為政者たちの愛護の対象であったことがうかがえる. また一方では流域の最上流部にかけての農地開発が奨励され、油山山麓の柏原村、桧原村、東油山村、片江村などでの農業生産は非常に盛んであった. そのため上流域の農業用溜池も、この頃多数造営されている. 中流域の田島村では、水の神である竜神を鎮める(治める)べく神楽が奉納されるようになった. これは今日まで続けられている.

19世紀後半,近世が幕を閉じると、明治、そして大正の時代を迎えた。複雑な行政区画の変遷もあったが、樋井川流域には、後に「福岡市」に編入されていくこととなる「樋井川村」「鳥飼村」「西新町」が誕生した。この頃、大字単位での農業経営を基盤とし、生産量の増加が実現している。相対的に専業の農業就業者は減少していったが、このための水利を整えるべく、井堰や農業用溜池は集落ごとに改修を加えながら、その管理を担っていた。彼らは神社の氏子集団でもあり、農業生産と水利の管理と信仰が分かちがたく結びついていた。さらに生き物の生息地として、また遊びの場として、地域の若者や学校による教育の場として、それぞれが相互に重なり合うことの緊張関係の中で、河川は重層的な「意味」の空間性をまとっていた。水害も日常の延長にあり、その間に父親が魚とりに行ったという語りもあった。下流域では鉄道の敷設、炭鉱業の盛衰など、都市との近さから中上流域とは異なる発展を見せていくことになるが、樋井川との関係性については全流域において密接で、まさに「近い水」(嘉田 2000) だったと言えるだろう。

しかし 1960 年-70 年代にかけて農地が減少し、宅地が増え、道路が開通した. 団地が造成され、農業主体の地域コミュニティも自ら農地を転用していったため、その衰退には拍車がかかった. 人口増加は小学校の増加と、校区(地域自治の範囲)の細分化を推し進めた. しかしこれらの開発の速度に対して下水道の普及は遅れ、川はみるみるうちに汚れていった. それと並行して、地域自治上の相対的地位を高めた「校区」では、町世話人を中心として、安心・安全・健康のための校区運営がなされていくようになる. その結果として大人たちは子供を川に行かせたがらなくなり、また 1963 年の大洪水後からは本格的な河川改修が水系の各区間で進められた. 川は直線的になり、堰は消失し、護岸はコンクリート化された. 1974 年には溜池の治水池転用が検討され、幾つかの溜池が姿を消すことになる. 重層的な意味、まさしく「空間の履歴」が集積していた水辺は人々との関わりから分離され、隔離され、役に立つよう新たに機能を与えられた. これは樋井川のインフラストラクチャー化あり、都市生活に従属的な河川空間の誕生であった. それは「履歴」や環境への配慮がないままになされたため、樋井川では「危ない」「汚い」「臭い」

といったイメージが先行し、やがて「遠い」存在になっていった.

1980 年代には宅地開発が落ち着きを見せ、汚染された百道浜の埋め立ても終了した. 地下鉄の開通などは人々の生活をさらに豊かにし、さらに 1990 年代になると、下水道の普及によって樋井川の水質は徐々に改善の兆しを見せるようになる. そのことは住民たちにとっては喜ばしいことであったが、それは行政による「公物」としての河川管理の体制を維持させた. むしろ問い直される必要が無かったともいえるだろう. それは同時に、「無風状態」――コモンズとしての共同管理もなく、行政による河川管理も順調なため、個々人が「自由使用」をしている限りにおいて、河川管理上の問題が認識されない状態――の空間としての樋井川が強化されることを意味した. 角銅氏が 1960~70 年代を回顧しながら

子どもたちを川に入れようとか、遊ばせようとかは全く思わなかった......その代わりに 自分の孫は遊ばせたいなと思うんよ

と語ったことは非常に象徴的である.一つの世代が川から離れてしまうと,遊びや原体験を提供した河川空間としての意味が継承されなくなることを意味するからだ.しかし樋井川が都市河川と化し,「空間の履歴」の積み重ねが断絶してから,やがて綺麗になっていくまでの一連のプロセスは,わずか 30 年-40 年ほどの期間に起こったため,その過程を目撃していた角銅氏の世代(70 代-80 代)もまた現在の流域にたくさん住んでいる.その経験と記憶は非常に貴重で,それは断絶期も含めての「履歴」を改めて語り継ぐことができるということを意味するだろう.ただいずれにしても,1990 年代の時点では樋井川は人々の足下を流れてはいたものの,その空間自体は雨水の排水路としての機能しか与えられず,都市からも地域社会から周縁化されていた.

そのような「無風状態」を揺さぶる契機となったのが、2002 年、洗剤の不法投棄によるコイの大量死とその再放流をめぐって、樋井川が市内の耳目を集めたことであった。長尾校区での緊急シンポジウム、県、そして城南区でのワークショップなどに市民・住民は集い、樋井川を軸にまちを語った。これらの「まちなかの川を意識し、川からまちをまなざす」という社会的な関心および動向は、それまでの樋井川流域には見られなかった動きであった。これを契機として、自分たちできれいな川にしていこうという有志と共に、長尾校区の X 氏は「樋井川を楽しむ会」を発足した。城南区の助成金を使い、また福岡大学の教員や学生団体とも連携することで、毎月の清掃活動や水質調査などを展開することができた。しかし、そこでは「樋井川流域」というスケールでの新たなまとまりの確立と活動の継続が期待されたものの、「ゴミと水質」を主軸とした活動は次第に疲弊していくことになる。既に人々の暮らしから「遠い水」となっていた樋井川のそれらの問題は、市民・住民への訴求力を持ち得なかった。また長らく地域自治の単位であった校区間にネットワークを作るなど、新たな秩序形成には至らず、むしろ校区への帰属を強く内面化している市民・住民は自校区への利益が少ないと見るや会から離れていく傾向すら見られた。ただその頃は町世話人制度から自治協議会制度への移行期であり、校区には強い自律性が要求されていた。いずれにせよ十分な体力、余力を持ち合わせていなかったと推察する。そんな樋井川

流域に転機が訪れるのが2009年7月末である.

2009 年 7 月の水害を機に、それまで雨水貯留と流域規模での治水対策を関連付けて活動してきた専門家と被災した下流域の住民を中心に「樋井川流域治水市民会議」が発足した。全 45 回の市民会議を開催し、県の制度を使って約 100 基の雨水タンクを設置しモニタリングした他、上流域の農業用溜池において 15 年ぶりの池干しの実施、雨水ハウスの建設・実験、樋井川床上浸水対策緊急特別事業や「樋井川水系河川整備基本方針」および「樋井川水系河川整備計画」への貢献が見られた。市民会議が果たした役割を事後的に総括するならば、1)河道中心の治水対策とは異なる流域治水を提唱し、実証実験と検討を重ねたこと、2)市民参加による河川管理のネットワーク構築を試みたこと、3)被災住民をはじめとする市民が行政とコミュニケーションをとれる場をもうけ、専門家が両者を仲立ちしたこと、4)行政による河川改修事業のチェックアンドバラスおよび「方針」「計画」策定に貢献したこと、以上 4 点に認められる.

本稿では、コイの大量死を契機とする「樋井川を楽しむ会」と、水害を契機とする市民会議に、 「川からまちを考える」という姿勢を見出した. いずれも「問題」の発生を発端とし、それを「個々 人の意識と努力」の問題に換言せず、いかにして社会的に引き受けていけるかを検討していくこ とを通じて,比較的大きな行動,運動への移行がなされている.しかし両者の試みを比較すると, 複数の地域共同体(校区)を越境し,ひとつながりのまとまりを有した「流域」像を掲げるとい う実践は,「水質や生態系の悪化」という河道内での問題を契機とする前者ではなく,そこをは み出し「人々の暮らしの安全」が具体的に脅かされたことを契機とする後者を通じて、より強く 推進されたと言えるだろう. それは既存の治水をめぐって地域・都市の関係性がブラックボック ス化しており、もはやそれ自体が新たな「危険」なのだと水害を契機に認識されたからに他なら ない. また樋井川流域の住民が暮らしの中で利用する上水は、樋井川を除く他の3河川の水に由 来しているなど、上水道システムとの関係においても人々の暮らしと樋井川の関係は希薄で、ブ ラックボックス化に間接的に加担していたと言えるだろう. だからこそ, いかに人々の日常的な 暮らしのなかに川を組み込むかということが,樋井川との関係性を問い直すことが課題となった. 雨水貯留の要素技術の各戸への導入、およびその推進は、その「危険」を個々人でもコントロー ルできるかたち(リスク)にしようという市民会議の試みは、その応答であったと見ることもで きる. また市民会議は地域や川、治水や環境について市民が学び、議論をする場を提供したとい う意味において,制度上市民・住民が関与することのできない河川の問題を,「自分たちの問題」 として引き受けようという能動的な姿勢を体現していた.

参加者の姿勢の変化としては、当初は市民会議の方向性として河川の「治水」だけでなく「環境」も重視するべきと説く意見が散見されたが、次第に議事録上には登場しなくなっていく.これには1)第6回後の2018年1月28日に県・市へ提出された「市民提言」にその旨が盛り込まれているから、2)第9回にはじまる床対事業の進捗報告など、市民会議内で具体的な要望の矛先が得られたから(工法に関する質問を除くと、その多くが景観や生き物の質問である)など、その意見が回収されていく経路は幾つか想定できるが、追跡はできていない。またこの点と関連して重要なのは、市民・住民の先頭に立つ、非常に精力的な姿勢でNPO南畑ダム貯水する会以

来,雨水貯留にこだわってきた一級建築士の角銅氏を,河川工学の専門家である島谷氏らが支えながら運動が展開されたというその組織体制である. 島谷氏・渡辺氏らは市民会議メンバーとしてだけでなく,学識者として行政(県,市)との間で床対事業の内容や「方針」「計画」策定のプロセスにも強く関与していた. このことは市民会議における市民会議そのものへの求心力の源泉にもなったと思われる. ただ一方,それゆえに彼らの見解とは異なった立場・意見などがどのように市民会議内で受け止められていったのだろうか,という疑問は残る. 先の点と同様に本稿ではそれに関する充分な追跡ができていないため,「専門家」と「市民」の間での科学技術コミュニケーションのあり方,その評価については課題が残る.

2015 年 10 月のあまみず社会研究会の発足とそれによる市民会議の解散は、RISTEX の研究費採択を契機とするため、それ自体に河川との関わり上の大きな意味はない。しかしこれを機に、工学系偏重であった市民会議の性格に加えて、いかに地域社会との関係性をさらに深め、活動の裾野を広げるかという視点から、ミズベリング樋井川が発足されたことは重要であった。この活動では、地元住民のJ氏が経営する「上ナガオテラス」という地域づくりの拠点も兼ねたカフェが大きな役割を果たしている。なぜならJ氏の店舗経営や、氏個人が展開する地域づくりの活動を経由して、ミズベリングへの関わりを持ち始める市民・住民のネットワークが生まれているからである。このことは、上ナガオテラスはその開業前からあまみず社会研究会やミズベリング桶井川とは深い関係を有しているものの、研究会のコントロールとは別立てで、地域づくり・川づくりの凝集点が生まれつつあることを意味する。この市民会議の時代以来掲げられている主体的な「市民」の動向には研究会からの期待も大きい。また市民会議時代のあまみずハウス(新築)に加えて、あめにわ憩いセンター(改築)のオープンや、福岡市内や都内で開催された雨水コーディネータ講座を通じて、その思想およびノウハウのさらなる一般化が追求された。この点には樋井川流域固有の「履歴」からはあえて離脱し、雨水の流出抑制能力という同一の科学的基準に立つことで、全国各地での援用可能性、および連携の意義を示したと思われる。

これらを整理すると、樋井川流域史における市民会議と研究会の取り組みを以下のように整理することができるだろう。市民会議および研究会は、A)水害を契機として樋井川流域の歴史を見つめ直しつつ、B)しかし歴史上のある一時点を参照点として河道や景観を復元するのではなく、C)多自然型川づくりによって「治水」と「環境」の両立を支援した。さらに、D)流域内の流出抑制という視点から、各土地の貯水・浸透機能を引き出し、また最大化する方途を検討した。それは、E)個人の住宅や公共施設に雨水タンク等を設置することによって、F)人々の生活と交わることのなかった「雨水と川」における水の大循環のうちに人々の暮らしを能動的に埋め込むことによって試みられたのである。すなわち要素技術の導入によって、樋井川と人々の暮らし(都市)とのあいだに、言い換えれば従来の樋井川流域に積み重なった「履歴」の上に、新たな関係性の可能性を提示してみせたと評価することができるのではないか。

2) 履歴の「物語」化

前段を引き継いで検討していきたいのは、樋井川流域治水市民会議およびあまみず社会研究会

が、それまでの樋井川流域の「空間の履歴」に対して、明確かつ意図的に「履歴」の創出を試みてきたという点についてである.

2018 年 9 月 30 日,福岡大学で「福岡の山・川・海 人がつなぐ:緑のデザインワークショップ:次の御代 樋井川は自然動植物園になる!」が樋井川グリーンメイトの主催で開催された. 樋井川グリーンメイトとは,角銅氏が「福岡市環境局エコ発スル事業」の助成金を受けて,樋井川沿いの緑化等に取り組む任意団体である. 樋井川流域治水市民会議の「導入段階」から交流のある吉村伸一氏,また福岡市植物園園長らが登壇し,筆者も含め各種活動の報告会兼ワークショップが行われた. この場に登壇した島谷幸宏氏は,博多湾の総鎮守・志賀海神社において4月に開かれる山誉種蒔漁猟祭(やまほめたねまきすなどりまつり)を例に挙げて,山と海とそれをつなぐ川の有機性を説いている. その祭りへの言及は2009年水害直後の雨水ネットワーク全国大会 in 福岡における「雨水ネットワーク 九州宣言」(2009/8/7) においてもなされているので以下に引用したい.

ここ福岡の志賀海神社(しかうみじんじゃ)では海の民が山を称える山誉め祭り(やまほめまつり)が行われている。海の民が山の民を誉める。何とすばらしいことではないか。雨は天から降って、山野、田畑、街を潤し、川を通って海に至り、海の水は蒸発し天に戻っていく。古来、日本では天も雨も海も同じく「あま」と発音する。私たちの祖先は昔から、水の循環を知り、水の循環に感謝してきたのである。

2009年から9年にもわたって同じエピソードを紹介することの意図はどこにあるのか.「昔の暮らしに戻るべきだ」という主張ではないことは確かである.手がかりは島谷(2000)の末尾に収録されている「多自然型川づくり」の「多」の解釈⁴⁶に関する以下の語りにある.

多自然の「多」というのは、多様性の「多」であろうことは間違いないけれども、それは一つの川にいくつもの川の自然を持ち込むというような「多」ではなくて、河相に従ったような川というのかな、その川の個性を見極めて、川自身がその中でその川らしさを発現できるようにつくるような形での川の個性を発露させる。そういうものが全国的に集まって見たときに多様になっているという「多」なのではないかと思っています(p.187). [下線部は筆者による]

川に本来生きる生き物が生きられる場を保全しよう,そういう<u>川の固有性だとか地域の固有性という論理</u>が非常に強くなってきているような気がします (p.195). [下線部は筆者による]

以上の記述から分かることは、島谷は河川のあり方を考えるとき、その川の「固有性」に着目をするというその姿勢である。その考え方は樋井川床上浸水対策緊急特別事業に際して、永井

(2012, 2014) が島谷の助言を得ながら実践したという河川のデザインにも反映されていると言えるだろう. これらを踏まえると,冒頭の「九州宣言」における文言は,その同一線上にあると考えられる.

しかしこのような言説は、安易な本質主義や環境決定論に陥る危険性ともまた隣り合わせである。なぜなら、ある自然の歴史やその固有性に目を向けることは、そこで見出されたものをその川の固有性として位置づけ、さらには「正しさ」の基準として価値付けてしまうこととの親和性が高いからである。その「価値」が、かえって現在の河川景観や人々との関わりを一方的に無価値なものに転化し、その否定に向かうとき、それは統治のロジックとなる。その意味において、このような言説は危うさをはらんでいるとも言える。

だが市民会議や研究会は、そのような方向性には向かうことはなかった。むしろその主眼は、1) 自明になっている河川の姿、またそれに関する固定観念の「外部」を提示してみせること、2) 「大きな物語」のない樋井川流域にそれを新たに創造とすること、この2点にあったと考えられる。すなわち「空間の履歴」に対して目を配りつつ、しかしそこだけに足場を持つことなく、現在そして未来の河川および地域の像を考えるという志向を有していた。

1点目は、既存の行政機構や上下水道のシステム、河川管理の仕組みを全否定するのではなく、その上に新しい仕組みを作ることを提案するという姿勢を支えた。たとえば市民・住民に対しては「流域に雨水貯留・浸透技術を普及させることによって分散型の治水システム実現する。溜めらた水は節水にも役立ちます」という風にビジョンと利益を提示しつつ、行政に対しては「流域対策を総合的に実施するためには、ハードな施設整備だけでなく、それを社会に定着させるためのソフトな仕組みの構築、あるいはこれまでの仕組みの改善と強化が必要です。流出抑制を促進するための方策としては誘導措置と規制措置が必要であり、法律、条例、協定、税制、基金などを利用し、制度構築を図る必要があります」(市民提言 提言 5)と、現実的かつ抜本的な提案をしている。かつての樋井川は都市化によって都市に内包されていったものの、それは人々の暮らしとの関係の断絶を意味していた。それが地域社会と樋井川との間に、無関心という名の「無風状態」をもたらしたことは確認した。そこに雨水貯水タンクや浸透技術をもちいた「あめにわ」「あまみずハウス」などの提案は、樋井川を経路とする流域の水の大循環のうちに、人々の暮らしを能動的に埋め込むことを可能にしたのである。すなわち安価で手軽な要素技術の導入によって、樋井川と人々の暮らし(都市)とのあいだに新たな関係性の可能性を提示してみせたのである。これについては先述のとおりである。

次に2点目だが、「大きな物語」とはフランスの哲学者リオタール(1989)が用いた言葉で、科学が自らの正当性を担保するための物語、語り口(narrative)としての哲学のことを指す.それに準拠していた時代を「モダン」、反対に不信感が広がった時代を「ポストモダン」と呼んだリオタールは、ポストモダンを「大きな物語が終焉した時代」と呼んだ.ここではその「自己正当化のための物語」という意味で「大きな物語」を使いたい.

市民会議ないし研究会は、上で述べてきたこれまでの「流域の履歴」に対して、新たな「履歴」を上乗せしていくプロセスを、要素技術の導入や各種実践を通じて非常に自覚的に行ってきた.

それは市民会議ないし研究会が「履歴」の書き手でありながら、同時に「履歴」そのものでもあるという二重性を伴っていたことに着目する必要がある。そこには、「無風状態」の樋井川流域に少しでも風を吹かせようと先陣を切って努めていた「樋井川を楽しむ会」やはかたわん海援隊につづき、市民会議ないし研究会が樋井川との関わりを生み出すべく試みてきたことを、連続性のある一連の「物語」の中に位置づけよう、編み込もうという意図があった。それは対外的な広報戦略であり、また自らの活動に意味と正当性を付与するものとして機能した。特に角銅氏の語りは、そのような「物語」化に富んでいる。そこには彼女が一級建築士、また研究会のメンバーである以前に、樋井川流域に50年間居を構える地元住民としての思いが溢れているのではないだろうか。

1935年,北九州市に生まれた角銅氏は,福岡県で誕生した女性一級建築士の第1号である.3 人の子を出産し,1968 年に夫と建築設計事務所を設立すると,数多くの保育園や幼稚園,学校 や福祉施設,住宅などの建築設計を手がけてきた. 樋井川とその支流である駄ヶ原川とのあいだ に位置する樋井川 5 丁目に住まうようになったのは、これまでも述べてきたように、1956 年の ことであった. その土地は、1953 年の水害後の樋井川改修を機に造成されたもので、今でも密 接な交流のあるご近所のご婦人たちは皆その頃に入居してきて, それ以来の仲だという. 樋井川 の汚染が目立つようになり始めたのは1960年ごろからだっと語る. 当時は浄化槽を設置せず、 10年間近く垂れ流しで、やがて60年代のうちに下水道が整備されたのだと、ご近所の方々と口々 に語っている. また 1963 年の大水害のときには川を見に出かけていったそうで, そこで目にし た光景について「かまぼこみたいにね、川の真ん中が膨らんどったんよ.それくらい水が多かっ たのはね, ほんとに覚えとるね」と語っている. また子育てと川の関係については, 1960年-70 年代は我が子を汚ない川で遊ばせようとは思わなかったそうで,その代わりに今では孫には遊ば せているという. なぜなら「今までで一番きれいだから」だ. 1995年, 60歳を迎えると福岡市 に緑を増やそうと建築士仲間で「花ば咲かせ隊」を結成し、緑化をはじめとする精力的を展開し てきた、そしてその関係で参加したあるイベントの席で、NPO 法人南畑ダム貯水する会の山下 輝和氏と意気投合し、雨水貯留にも目をつけるようになる. こうして緑と水をテーマに活動を重 ねたことが評価され、2010年には「福岡県防災賞」、2012年には「内閣府エイジレス章」が授与 されている. その後の活動はこれまで述べてきたとおりである. 現在は緑と水に加えて,「教育」 をテーマに掲げ、(公財)福岡市緑のまちづくり協会のグリッピ・キャンペーンや緑のコーディ ネータ制度, 先述の「福岡市エコ発スル事業」も利用しながら, ますます精力的に活動している.

ご自宅兼あめにわ憩いセンターにおいて、筆者は「どうしてあまみず社会研究会の先頭に立って動くのか、突き動かすものは何か」とたずねた.すると角銅氏は「行政はカタい.カタいだけならいいけど、お金も持ってない.だから自分たちで、自分たちの思うようにやろうと思って動いている。そして将来の子どもたちのために、少しでも良い社会を残したい.あとは、暇だからかな」と答えた。重ねて「では義務感で動いているのですか」と質問すると、「いやいや楽しいの方が上よ。この年になると、今日できることは今日やるって考え方になった」と語っている⁴⁷。ここから伺えるのは、角銅氏は「昔の樋井川を取り戻したい」という思いには突き動かされてい

ない,あるいは突き動かされようがないということである.自身が流域環境の改変(高度経済成長初期の宅地化)の恩恵にあずかり,その後まもなく樋井川は汚染されてしまった(間接的な加担もしていた)ため,樋井川への愛着は川遊びをしたことのある旧住民のそれとは異なっているのかもしれない.しかしそれは樋井川の「履歴」を全く無視するということにはならなかった.

2018 年夏を過ぎると、角銅氏は事あるごとに「次の御代は川なんよ!」と、自身のビジョンを口にした。その意味するところは、以下のとおりである。2019 年には樋井川の源流がある油山市民の森が50 周年を迎え、1980 年代末、埋め立てられた百道浜の人工海浜にNPO法人「夢松原の会」が松の植樹をして以来約30年が経過する。油山の森は昭和の時代から、河口の松原は平成の時代を通じて育ってきた。だから、次の御代はそれらをつなぐ川を盛り上げていこうではないか、ということである。そのために現在取りくんでいることの一つが「源流の碑」を制作し、油山に設置しようというプロジェクトである。

角銅氏が手掛けることにここで全て言及することはできない.しかしそれらを貫くのは、まさに「物語をつくる、つむぐ」というその姿勢である.それはただのフィクションあるいは広告として、不特定多数を相手に「消費社会」的に訴求するものを何か作ろうということではない.むしろネットワークの内側で、共に活動している人々のあいだで共有したい/共有できる文脈、あるいは共に行っているその活動の営みそのものを、一連の連続性、有機性を持つものとしてと繋いでいくということに力点が置かれている.それが角銅氏のつむぐ「物語」とその作用である.それは河川との関わり合いを、自然科学的に計量可能な情報——たとえばゴミを5個ひろった、水質がこれだけ改善された、タンクにこれだけの水がたまった——として処理するのではなく、計量不可能な感情や経験も含めて、新たな「履歴」として紡いでいくことへの角銅氏の享楽がある.それはそのまま運動の戦略にもなっている.

そのためあまみず社会研究会では、何らかの統一的で単一的な「流域」像の範疇で活動を広げているのではなく、とにかくやることなすことの全てを、これまでの活動や流域の「履歴」の延長上に言語化を通じて位置づけることによって、共同の経験として分かち合う。その連続性そのものを価値として見なそうとしている。ミズベリング樋井川に関する山下三平氏の「ミズベリングとは組織ではなく、活動です」という語りは、そのような文脈で解釈されるべきなのだろう。ヒエラルキーを有する系統だった組織ではなく、同時多発的に相互に創発し合いながらゆるやかに動く、そのようなまとまりとして。

3) 物語の構造

では市民会議ないし研究会がつむいできた、また自己正当化のツールとしても機能する「物語」とは、どのような中身を伴っているのだろう。そこには彼ら・彼女らなりの、一定の価値と規範がある。たとえば先ほど角銅氏の「次の御代は」はその一例である。そしてそれは内部に向けて強く働くかぎり、組織の内外を強く異化する作用を持っていることも否めない。ただそれを「統治」だと言って批判するのは容易である。ここではその物語の中身を、彼らが説く「流域」像を紐解くことによって提示してみよう。

吉川 (2008) によれば、「流域」を語るとき、そこには流域を構成する 4 つの要素があるという。それぞれ、①水・物質循環系としての流域、②生態系としての流域、③経済圏・文化圏・生活圏としての流域、そして④総合的な流域圏である(p.353)。筆者はそれぞれの要素に対して、あまみず社会研究会の 2 つの活動(ここでは便宜上この 2 つのみ)が果たしている役割を図 25 のとおり配置した。

まず「技術をうむ/技術をひろめる」は、雨水貯留タンクやあめにわ、あまみずハウスなどの実証実験を通じて、都市生活者(③)と河川(①)をつないでいる。そして「地域とむきあう、地域をみつめる」は、都市生活者(③)を川の体験イベントや観察会に連れ出すことで、生態系サービスを有する河川(②)と出会う機会を提供している。また絵地図づくりの試みも、この関係性が歴史上どのように「上書き」されてきたのかに目を配ってきた。そしてこれら2つの活動を通じて、角銅氏をはじめとするメンバー自身による「物語」の自己言及的な構築によって、「あまみず社会」という未だ思念上の流域圏(④)へのアプローチを図っている。

これに対して、行政の取り組みを配置すると以上のようになる。水系管理の主導権をにぎる県の河川改修事業はあくまでも、都市の目線(③)からの河道(①②)の統御である。そして都市計画上の機能に着目して「みどり」の創出を図る市の取り組みも、同様に都市目線(③)からの「みどり」(②)の機能の一部を利用するに過ぎない。城南区の取り組みはそのどちらにも予算が付きにくいということもあり、水系(①)と生態系(②)をカバーした「樋井川じゃぶじゃぶマップ」を、市民会議ないし研究会などと作成している。

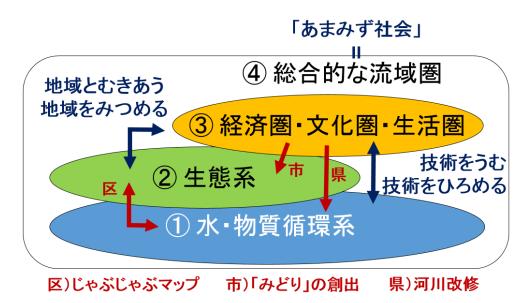


図 24 流域の 4 要素(吉川 2008) と「あまみず社会」の相互関係(筆者作成)

以上を踏まえると、現在のあまみず社会研究会は、その活動を通じて「あまみず社会」という 物語を紡ぎ、またそれと同時に自らの活動をその物語の中に再配置する、というプロセスを繰り 返していると言えるだろう。だからこそ、「流域」という視点およびスケールは、行政による一 元的な河道中心主義的水系管理のオルタナティヴとして、その立場を主張することができている. しかしこれは、あまみず社会研究会に参画する地域住民が限定的であるということの根拠として も同時に示すことができる. なぜならこのような「流域の物語」に賛同できない者、あるいは異 なる観点から樋井川などの地域、環境に関心を持っている住民にとって、この「物語」はあくま で研究会が提示する一つの価値体系に過ぎず、その意味では普遍性を持ち得ないからだ.

この点に研究会が紡いでいく物語のかかえる課題を見出せるのではないだろうか. つまり, その物語が研究会に活動意義を与え, さらにネットワーク内部の凝集性を高めるものとして機能するがゆえに, ネットワーク外にも開かれた, 「流域」をゆるやかに包み込む傘のような機能を持ちづらいのではないか, と. 他にありうる/ありえたはずの別の物語の可能性, その多様性を担保しながら, どのように活動を進めることができるのだろうか. 次項では, その視点から研究会の今後の課題について検討してみたい.

4.3.2 協働をさらに深めていくために

1) 水の分散, 人の分散

あまみず社会研究会のコンセプトとその実践の目的は、行政の治水システムの傍らに市民でも扱える要素技術を実装することによって、インフラとしての分散型の流域治水の実現しつつ、都市における水辺と緑の豊かさを回復するという点にあった(島谷他 2010;山下 2018)。したがって専門的な言葉づかいを適度に平易に、かつ個々人が行動に移しやすいレベルにまで要素技術の実装単位を置き換えていくという点に心が砕かれてきた、「世帯あたり 40 パーセントの雨水を貯めよう」という提案がその典型例だろう。しかしこのコンセプトと実践の過程に対しては、「世帯」と「流域」のあいだの中間領域へのアプローチがより必要なのではないかと、あえて指摘を加えることもできる。

もしも樋井川流域の全戸に、それぞれに適当な大きさの雨水タンク等の施設が設置されたと仮定しよう。それによって理論上樋井川の治水能力は向上するはずだ。もしも「治水能力の向上」が第一に優先されるならば、これにて一件落着となるだろう。しかし果たしてそうだろうか。

樋井川流域治水市民会議は「市民協働型流域治水」を掲げ、あまみず社会研究会は「多世代共創」を模索してきた。そこには、公が担うべきものを市民社会が肩代わりするという意味合いではなく、公の仕組みとは別の仕組みとしての「流域社会」をデザインするという方向性が共有されていた。「流域住民はもちろんのこと、樋井川に関心を持ち流域の未来に関わっていこうとする人すべて」が、「統治者の目線」ではなく「生活者の目線」に立つという市民会議の言葉に、その姿勢がうかがえた。しかしながら、流域全戸へタンクを設置することが、なぜ「生活者の目線」に立つことになるのか、それがいまひとつ判然としないのである。

なぜならタンクの設置によって治水能力の向上に寄与するということが、「川に関わる」「川との関係性」を再構築するということを意義づけられたとしても、タンクの利用者たちは互いに連携を取ったり、何らかのネットワークを作る必要性に迫られるようなことはないからだ。雨水を流域内に分散させたからといって、その世帯同士が自ずとつながるのではない。だが人々がたと

え「分散」したままであっても、タンク等の施設整備によって流域治水に寄与することができる. それはハードルを下げるためであったかもしれない.しかし、ともすれば、行政が担う下水道管理/河川管理をめぐる既存のシステムへと、各世帯がばらばらのまま回収されていく道筋を用意しているともいえるのではないか.すなわち研究会が本来的には変えていきたいはずの「統治者の視点」、その強化に加担している可能性も否定できないのである.

たとえば、J氏に紹介される形で研究会を知り、ミズベリング樋井川の各種イベントに参加している Y氏は、「あまみず社会研究会は、あくまで設置のお手伝いや、技術的なことは助言してくれるけど、基本的には福岡市の助成金を使って買う人は自分で手続きをしないといけない。この手続きがね、ちょっとやっかい」と語っている⁴⁸. 行政書士等の資格がない限り、それらの書類や手続きは本人が行うのが法律で定められており、研究会に委託することはできない。すなわちあまみず社会研究会は、あくまでも雨水タンクやあまみずハウスの実証実験をもとにそれらの利用を広く推奨しているに留まっており、実際の設置・施工まではやはり市民・住民個々人の自費購入等に頼らざるを得ないのである。



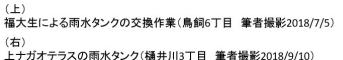




写真4 雨水タンクの交換および新設作業の様子(筆者撮影)

テレビの大衆化によって、人々は世帯ごとに娯楽を獲得し、「お茶の間」が出現した。しかしそうであるからといって、世帯同士がテレビをめぐって何らかの連携を取り合っては、毎日流れてくる情報と主体的に向き合っている、ということはない。世論形成は(マス)メディアに支えられているとはいえ、そこに共同性にあることとイコールではない。各世帯、そして個人はバラバラに分散したまま、(マス)メディアの強い影響下に再配置されてきたのである。

「あまみず社会」がそうであってはいけない.「中間領域(の創出)に向けたアプローチがよ

り必要なのではないか」という筆者の指摘には、雨水をためる仕組みを個人の責任に求めず、社会の中でゆるやかに、すなわち共同性を伴ってまかなうにはどうすればよいのかという問いが通底している。そもそも治水は流域全体で取り組まなければ意味がないし、個々人の自助努力に任せられる類の議論ではない。「自己責任」論への安易な転倒も避けなければならない。だからこそ行政が水系一貫の河川管理体制を敷くことには合理性があった。そして「あまみず社会」という社会構想は、その現状に対して批判を加えていたはずである。しかしながら、たとえ行政の補助や研究会の支援があるとはいえ、雨水タンクを設置するかどうかは未だ「個人の選択」の域を出ていないように思われる。先述のようにタンクの設置目的として大部分を占めていたのも、日頃の節水・利水への期待であった。確かにタンクの設置によって豪雨や治水への関心の高まりも確認されてはいるものの、それが「貯水・浸透施設を整備しよう」という最初の購買行動に支えられていることに変わりがない。

そもそも何らかの技術によって「○○できる」ことは、すなわち「○○すべき」という価値を直接的に導出する訳ではない。その価値は技術に内在するのではなく、社会のなかで議論、検討、確認、共有、修正が繰り返されていく過程で、すなわち後追いの形で見出されるものである。したがって技術の価値は相対的である。だからこそ、それに関するコミュニケーションは、行政や「専門家」の専売特許ではなく、「非専門家」も含む多様な主体と共に図られる必要がある。そしてそれを「流域」という広がりのなかで実践しようとしたのが、市民会議ないし研究会の出発点であったはずだ。

実態(統治)と理想(ガバナンス)

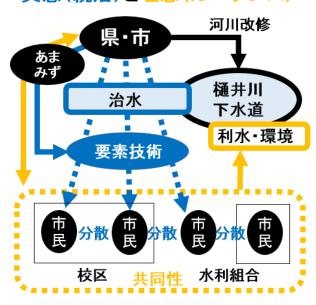


図 25 「あまみず社会」実践の方向性

そこで求められるのは、複数の方向性をゆるやかに担保しておくということである. 例えば 2014 (平成 26) 年 3 月公布の「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の前文を参照しよう.

河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を 回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加え、「川の外」での対策、 すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」 対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である(滋賀県 2014).

そもそも「流域」という規模で河川を考えようという研究会の姿勢は,「河道の整備だけでは 都市水害への効果は限定的であるため,河道の外(堤内)に広がる人々の生活圏をこそどうにか しなければならない」という認識の顕れであった。その点ではこの滋賀県の姿勢と似通っていることが分かる。しかしこの条例の前文に照らせば、研究会の樋井川へのアプローチも「川の中」と「川の外」のものに分かれていることが思い出される。

例えば、研究会の主軸となる雨水の貯留・浸透へのアプローチは、雨水が川に流れ込む以前、すなわち「川の外」への着目である。対して、シロウオなど樋井川に生息する生き物とその生態系に考えを巡らせば、河床における砂の堆積・浸食などと関係の深い「ながす」対策、すなわち「川の中」への着目が不可欠であることも明らかだ。またひと口に「川の外」「川の中」と言っても、それもさらに一枚岩ではない。そしてもちろん研究会の外部にも多様な主体が存在し、その分だけアプローチと活動の正当化根拠(=物語)がある。

すなわち今後の研究会にさらに求められるのは、世帯ごとへの要素技術の普及によって治水効果を高めるという、いうなれば「点を集積する」という方向性での推進ではない。点(=個人、世帯)を点のままにせず、小規模でも「面」的なまとまりを流域内に複数形成していくこと、その共同性のうちに「点」を包摂していくこと、そのプロセスを創出していくことではないだろうか。次項ではその点について考察を進めてみたい。

2) 複数の「共」の「物語」を

「面」的なまとまりを複数形成していくということ.本稿では、多様な地元住民とのますますの連携を通じてその活路を見出したいと思う.

現在のあまみず社会研究会の活動において、「校区」との連携、協働が以前ほどの活発さを持ち得ていない。地域からの積極的な中核への参加はおおよそのメンバーが絞られており、イベント開催に際して不特定多数の市民・住民が足を運ぶという状況になっている。もちろん都市での生活において意識する必要のなくなった空間(都市河川)に目を向けてもらう、足を運んでもらうための活動もしている以上、市民参加のレベルに程度差や段階があるのは当然である。

もちろん流域内の校区と研究会の関係性を一概に論じることはできないが、しかし校区との連携が十分であるとは言い難いだろう。2009年の水害で浸水被害に見舞われた鳥飼校区、田島校区などでは、その当事者意識の強さから市民会議への参加や協働には積極的であった。しかしその関係も次第にフェードアウトをし、今日に至っている。もちろん鳥飼花クラブなど、「緑のまちづくり」を通じて角銅氏とのつながりを持ち、また自宅に雨水タンクを設置し、積極的に利用している鳥飼校区の住民もいる。しかし校区をあげて研究会との連携を継続している訳ではもはやない。それは市民会議への被災校区住民の参加が、他の参加者から難色を示されていたように、「浸水被害を受けた住民たちを代表して、行政に要望を伝える」ことを目的としていたからかもしれない。その意味においては、行政のシステムとは別立ての、ゆるやかで息の長いネットワークを築くことの価値が十分に共有されてこなかった。というよりむしろ、その価値が実感できるような仕掛けにますますの工夫が必要であった可能性はある。

だが昨今,たとえば長尾校区などでは,ある町内会長の協力もあって新たな関係性の構築が進められている.しかし最初から関係性が良好だったわけではない.その会長を含む3人の長尾校

区住民に対して 2016 年 4 月に行われた聞き取りでは、その方々が研究会の実践に対して実現可能性や持続可能性の観点からクエスチョンマークをつける様子が見受けられた。その語り口には、自分たちの住む地区であるがゆえに、地域単位で物事を進めることの難しさの実感とそれに対する半ば諦めにも近い気持ちが見え隠れしていた。そこには、校区住民ではない人々としての専門家(=研究会関係者)への不信感もあったと思われる 49 . 2018 年 9 月、長尾小おやじの会 OB の X 氏は、市民会議ないし研究会への取り組みに対して一定の評価を与えつつも、

色々と高尚な説明はしてくれるけれど、どこか絵空事として地域では受け止められている 感じがある. 意味は分かるんだけど何かつながらないなぁ、みたいな感じで⁵⁰

と語った.これは研究会が活動のリソースとし、また活動に方向性を与えている一連の「物語」に、いまひとつノることができないという、地元住民の違和感の代弁である.校区が一枚岩だとは言わない.しかし研究会とは異なる「物語」を、校区は校区なりに有しているのである.

その点では、長尾校区との関係は比較的良好になったと言えるだろう。例えば2018年7月7 日にミズベリング樋井川が開催した「水辺で乾杯!」には、その町内会長を通じて15名弱ほど の地元住民が、西日本豪雨の通過後という不安定な天候でありながらも、五反田橋のほとりにあ る地元のそば屋に足を運んだ.「水辺で乾杯!」自体は全国のミズベリングと同時開催,かつ樋 井川流域内の複数個所と同時中継をしながらではあったが,そこでの集まりは「長尾校区内の樋 井川左岸のある一画のデザインを地域で一緒に考えていきたい」という新たなプロジェクト案を 開陳し, 住民からの反応をうかがうことも目的としていた. 総じて良い反応であった. 長年樋井 川流域で活動している伊豫岡先生にとっても初対面の方が多かったようで,樋井川に関心を持っ て関わりを持てる住民はまだまだ潜在的に多いのではないかと期待できるやりとりが交わされ た51. また同様のテーマで, 2018 年 5 月, 同 9 月には 〈多の物語をつむぐ〉 チームを主体として, 長尾小学校おやじの会の協力のもと、樋井川の歴史を学び、そして当該区画を親子でデザインす るワークショップを簡易的なコンペティション形式で開催した. いずれの試みも「長尾校区にお ける樋井川の物語をすくいとり、可視化することを支援する機会」として位置づけられるだろう。 長年にわたって地域を見つめてきた住民の記憶と,未来を生きていくことになる子どもたちの視 点を通じて,「長尾の樋井川ってこういう場所だよね,あんな場所にしたいよね」という物語を つむぐ機会として.

市民会議時代を振り返れば、市民・住民は水害という共通の経験をもとに市民会議に集い、議論を交わし、「市民提言」を策定し、行政の床対事業へのチェックアンドバランスもかかさず、さらに「樋井川水系河川整備基本方針」や「樋井川水系河川整備計画」の策定にも大いに貢献した。その直後にあまみず社会研究会は発足しているため、ある意味では、校区も何を目的として研究会と協働すればよいのかを図りかねているかもしれない。そのため長期的な視点と実現可能性も考慮した目的設定とともに、各種啓発・教育イベントの開催などを通じて、自治会や町内会、あるいは自治協議会といった社会関係資本との連携を改めて模索し直していく必要があるだろ

う.

参考になるのは、当時「樋井川を楽しむ会」の代表で、長尾小学校おやじの会に所属していた X 氏が開始し、今日まで続けられている「樋井川親子体験学習」である。 樋井川親子体験学習は、 長尾小学校の児童と保護者を対象に、川の楽しさと怖さの両方の体験を通じて地域や地域の自然 への理解を深めてもらおうと、2012 年から始められた取り組みである。 当時おやじの会メンバーでありながら、「樋井川を楽しむ会」会長でもあった X 氏は、2 年間にわたる教育委員会との 交渉の末に、3 年目にようやく許可をもらう形で初回の開催にこぎつけた。2017 年に「樋井川を楽しむ会」が解散してからは、長尾小学校おやじの会がその主催を完全に引き継いでいる。

毎年の運営には、福岡大学の学生団体「はかたわん海援隊」と教員がインストラクターとして参加し、安全管理を強化しつつ、ライフジャケットの着用をはじめとする注意事項や、生き物観察をはじめとする川での楽しみ方の指導を担う. 2018 年 7 月には 7 回目の開催を迎え、筆者は「はかたわん海援隊」の一スタッフとして体験学習に参加した. 以下の写真はその様子を写したものである.

当日のプログラムは大きく 2 つに分かれていた. 1 つが「深みと瀬を歩く体験」、2 つ目が「魚獲りと観察」である. 浅瀬では大人の足首ほどの水深 (a) も、橋の下や深みへ行けば、児童なら肩までつかってしまう. 日頃道から川を見下ろすだけでは分からない深さや、その歩きにくさ、危険性を体験するために、インストラクターが水面にロープを張り、児童たちはそれを伝って歩いてもらう. また瀬の体験は、滑りやすくなっている川底の石の上をやはりロープを伝って行きながら、瀬を移動するというものである (=b). それらを終えてから、友泉亭橋のやや上流、樋井川と一本松川の合流地点周辺の浅瀬にて、魚獲りとその観察会が実施された (=c, d). インストラクターの指導の下、投網を使ってみたり、保護者と一緒に河岸の草陰にがさがさと網を突っ込んでみたりと、参加者は思い思いの夏休み真っ盛りを過ごしていた.

この日は長尾校区自治協議会内の防災委員会が主催する,公民館での炊き出し,避難生活の訓練も兼ねた「公民館宿泊イベント」と抱き合わせでの開催であったため,親子合せておよそ 100 人が参加していた.この取り組みを,当日のインストラクターとして学生を率いていた伊豫岡氏は非常に評価している.

色んなところで体験学習や観察会をやったり、お手伝いするんやけど、ここのやり方は、 川の楽しさとか面白さだけじゃなくて、危なさについてもね、ちゃんと真正面から扱っと うけん、他ではなかなか見られんし、やけん良いなって思う

この体験学習は「川でもっと遊びましょう」とむやみに推奨しているのではない. あくまで児童の安全・安心のために「川とはこういう場所である」という知の共有を図っているのである. 川の危険な箇所を自らの身体でもってまるごと体験することによって、「〇〇だから、川は危ないのだ」という一連の因果関係には説得力が生じるのである. 言い換えるなら、子どもたちが身体性を伴わないままに上(=学校、家族)から教え込まれただけの知やルールを妄信することの

危うさが、この活動の背景では共有されている。だからこそこの取り組みは、「危ないから入ってはいけない」という学校の教条的な指導に対しても批判的であるし、また「だれが責任を取るのだ」という懸念に対しても、責任を以てその活動を継続することで応答しているのである。すなわち、河川の「再リスク化」を通じて関係性の再編を図っているともいえるだろう。



写真 5 樋井川親子体験学習の様子(2018/7/28 下長尾北公園~友泉亭橋:筆者撮影)

再リスク化とは、ニクラス・ルーマン(2014)のリスク概念を念頭に置いた表現である.ルーマンはリスク概念を、安全ではなく、危険という概念と対置した.リスクがあることと危険であること.その違いは何か.ルーマンはある決定に未来の損害が帰属する場合にそれをリスクと呼び、そして損害が決定に関係なく「外部からもたらされたと見なされる、つまり環境に帰属される場合」(ルーマン 2014:38)を危険として、両者を明確に区別している.つまり、想定される帰結が、自らの決定によるコントロール下にあるとして引き受けられる場合と、そうでない場合とでリスク/危険を整理した.この概念を通じて戦後の樋井川流域史を振り返れば、以下のように解釈することができる.すなわち宅地化と人口増加が進むなかで、生活排水による水質汚染や豪雨による水害は「危険」のままであってはならず、それらを科学や制度のコントロール下に置くこと、つまりそれらを科学技術的な手段を通じて「リスク」の範疇に収めることで、都市はその改善が図られてきたのだ、と、戦前の天神・博多において優先された数々のインフラ投資が、高度成長期以降にようやく樋井川流域で整備されていったのは、そこに予算を投じることが合理的であり、価値があると見なされたからなのだ.

しかし何が危険で、何がリスクであるか、その境界線は必ずしも固定的ではない. 従来の「リスク化」によって作り上げられた河川環境のあり方が、もはや新たな「危険」として潜んでいる

可能性も否めない. すなわち、日常生活において河川への関心や関わりが希薄であっても安心で安全であるという前提でまちや河川が整備されてきたがゆえに、そこで起きていること/将来的に起きうることが自らの決定の外部に追いやられ、すなわち「危険」の範疇に入ってしまっているのだ. 2012 年に始まる樋井川親子体験学習は、2009 年の水害を経験し、2011 年の東日本大震災を目の当たりにした人々の、まさにそのような批判精神の産物でもあった.

もちろんこのような「危険のリスク化→リスクの危険化→危険化したリスクの再リスク化」は何度となく繰り返されてきたサイクルでもある.人口が増え続け、かつ水資源を求めて堰などを利用していた農家たちが減少していた高度成長期において、河川空間が野放図であることは明らかに人命に関わる問題であった違いないし、だからこそその「リスク化」も求められた.その意味において、「危険をリスク化すること」と「リスクが危険化すること」は、それぞれが振り子の軌道の両端のような関係にあるとも言えるだろう. 樋井川親子体験学習の意義も、その絶え間ない過渡期の一部に過ぎず、相対的なものである、と.

だが留意しなければならないのは、普遍的な営みとしての「リスク化」のなかでも、今日のそれは、かつてのそれ――農業経営の安定化のために共同体が行った河川のリスク化や、住宅地の安全確保のために行政が行った河川のリスク化――とは異なり、完全にボランタリーな地域活動においてなされているということの難しさである。なぜなら、このような取り組みのためには、人材やノウハウを始めとするソーシャル・キャピタルの集約と再配置が可能な、強くて安定的な規模をもつ集団が欠かせないからである。自治協議会制度の創設により、自律性と主体性なるものが強調された以上、体力や余力のない校区や、河川に関心をもたない校区がこれらの取り組みに乗り出すことは非常に困難である。

とはいえ、この取り組みに本稿が意義を見出すのは、それが個人の身体性を強く喚起させることで、河川と社会のあいだに横たわる関係の自明性をズラし、再定位を促すからである。社会規範やルール、既存のシステムに対して「無駄だ」「自然じゃない」と全否定するのではなく、危ないこと、楽しいことの因果関係を体感させることを目的にするからである。それは「子どもたちへの教育」という形式をとることで、親世代、小学校の教員、その他の地元住民、地元の大学教員・大学生をゆるやかにつなぐ足場にもなっている。何より校区という単位の根拠は、言うまでもなく小学校がある。「子どもたちのためなら」と一肌脱いでもらいやすいとも言える。河川の問題を個人の問題に矮小化させず、どのように社会の問題として受け止めるか。その問いに対して、子ども(=教育)を通じてつながる校区との連携は、多世代共創による流域社会の構築に向けて必要不可欠であり、これまで以上に深化していく必要があると思われる。

また校区を単位とした実践ではないが、あまみず社会研究会が既に実践しているフィールドとして集合住宅への実装が挙げられる.これは貯留・浸透技術による雨水の利用と治水への貢献を、私的所有権を前提とした「世帯」という範囲に限定せずにいかに共同化していけるか、という点での検討であると言えるため、本稿の文脈においても非常に意義深いと言えるだろう.

研究会ホームページでも紹介されているのは, 樋井川流域(福岡市)ではなく, その西部に位置する糸島市でのケースである. 以下にその経緯を引用しよう.

数年前,この集合住宅を計画されていた時,山田さん[ホームページ上ではお名前が公開されているが,こちらでは仮名表記とする]が九大に相談に見えました。とても志が高い方で,居住者が,くつろぎ,語らいあえるような共有の空間があり,居住空間も広く,環境にやさしい住宅を安く提供したいというお考えでした。そのために日本人にはあまりなじまない,借地方式の集合住宅を作るのだというお話でした。

さて、私へは「使った水を再利用して、集合住宅で使えませんか」という相談です。私は「一回使った水を処理するのは、コストもかかり、メンテナンスも必要なので、雨水を使ったほうがいいのではないか?」というアドバイスをさせていただきました。

その案に賛成していただき、どうせ作るなら、これまでにないものをつくろうということになりました.

そこで、当時、建築学会の方々の検討の中で、1 軒当たり 6 ㎡の水を貯めることが議論されていましたので、18 軒で 108 ㎡以上の水を貯めることにしました。それからコストを安くするために、地下に水を貯めることにし、しかも底には防水シートを充填材料には砕石を用いました。そのため、とても安価にできています。

現在、トイレの水や散水に使われています。施工直後は硫黄臭がしていたのですが、現在では無色透明です。黄砂の影響もありません。これは砕石の間は距離が近く、その間に 堆積しているためだと思います。

データをみると、2015年の水質は極めてよく、水質検査が行われた項目を見ると水道水質基準をクリアしており、飲料水にも使えるレベルの水質であることが分かります。あまみずの水質概念を変えますね。

個人住宅に限定しないこの取り組みは、住宅の仕様や資金状況によっては導入が難しいため、 他にも学校などの公共施設などで先行して進められてきた。糸島市でのケースでは、雨水を各居 室のトイレや、共有の庭のビオトープの水源などに利用している。

アパート経営をする Y 氏は、集合住宅での導入について「分譲マンションと賃貸マンションでは事情が違う」と語る. 分譲マンションの場合はベランダさえも法律上は共有スペースであるため、その部屋の住人(所有者)の裁量でタンクを設置することはできず、必ず理事会にかけないといけない. そしてその審査は難しい場合が多いという. それに対して賃貸マンションでは、オーナーの決定で設置することが法律上は可能だ. ただし家賃などにその設置費用を一部上乗せするといった場合には、住民や入居希望者の了承がその都度必要であり、その点では課題は少なくないという. Y 氏自身は管理人室とする1室に既に4万円/個の雨水タンクを1つ、また駐車場にはさらに大きいタンクを1つ設置しており、特に後者は、洗剤を使わない洗車等に限定して住民に開放している. そのタンクにはウッドデッキも DIY で併設しており、アパート住民に限らず近隣の児童らが立ち寄ることができるようにしている. Y 氏はそれを「公有地と私有地の境界を消すため」と表現している. 見えなくすることより見えるようにすることで防犯効果も高ま

り、比較的ファミリー世帯の多い周辺地区に貢献できるのでは、と語っている.

集合住宅に関するこれらのケースを通じて取り組まれているのは、Y氏の言葉を借りれば、「私有でも公有でもない共有のかたちをいかに創出し、維持していくか」という問いの追究である。これは先述の「雨水の管理を個人の問題にせず、いかに社会でまかなうか」という問いと同じ地平にあると言えるだろう。ビオトープの水、トイレの水、そして洗車用の水。雨水の管理を下水道と河川を通じて公に任せきりにすることを回避する方法として要素技術を用いるならば、それらによる直接の恩恵を個人のものに限定せず、いかにゆるやかな共同性を創出するかという点において、「みんなで使う」というその「物語」の機能は重要だろう。

先述したように「家計的にお得になるから」は雨水タンクを購入し、設置する動機になりうるかもしれないが、タンク所有者をつないでいく動機には必ずしもならない。河川や雨水のおもしろさ、その恩恵やリスクに関心を寄せることをきっかけとして、行政が整える治水/下水の仕組みに人々がただ回収されるだけではない、別の共同性を打ち立てていけるような仕掛けを「あまみず社会研究会」が試みるとすれば、科学的知見と実体験の感覚をすり合わせる教育機会として機能する「樋井川親子体験学習」の取り組みや、集合住宅での模索とその知見を見逃すわけにはいかないだろう。

3) 技術と物語の両輪で

最後に、本項 1), 2) での指摘をまとめていく、まずは手がかりとして、あまみず社会研究会メンバーの山下三平が取り上げる、エコロジカル・デモクラシーという概念を参照しよう。

山下は東京都内の小学校で開かれた研究会の会合において、R.へスターが提唱するこの概念を 念頭に置きながら、「社会を直すと自然が治る、自然を直すと社会が治る」と述べた⁵². その趣 旨は、社会の問題と自然環境の問題が密接につながっていることをふまえて、都市のデザインに 取り組むことが必要だというものであった. へスター (2018) 自身は以下のように述べている.

エコロジカル・デモクラシーのデザインの基本的な理論は単純明快だと、私は考えている. エコロジーとデモクラシーが一緒に動くと、それはとても強い力となる. 横暴な政治家の専制や大企業の支配から私たちが自由になった時にデモクラシーが働き出し、市民は人間としての真の力をすべて発揮できるようになる. そして人々が議論に加わり、自分たちの暮らす都市やランドスケープの物理的環境に関する決定を下すことが、それを進める力の一つなのだ(ヘスター2018:6).

この概念が,既存のデモクラシーの理論や社会運動の議論においてどのように位置づけられるのか,相対化できるのかについてはここでは検討しない.しかし不適当な政治と高度化した資本主義を仮想敵としていることは明らかだ.「敬意をもって[...] 語られることのない物語に耳を傾けなければならない」(ヘスター2018:7) とも述べているように,その対抗策としてデモクラシーを位置付けている.また山下(2018)は,『BIOCITY』のエコロジカル・デモクラシー特集

において、樋井川流域の動向を紹介しながら、エコロジカル・デモクラシーの実践と実現のためには、個々が時間をかけて自然環境との関係において「主体性」の自覚に至ることが重要だと述べている。この一連の言葉が、樋井川流域治水市民会議やあまみず社会研究会での取り組みを通じて獲得されたものであることに疑いはない。

しかし「エコロジーとデモクラシーが一緒に動くと大きな力になる」というへスターの記述については、福永(2014)のサステイナビリティをめぐる議論を改めて引くまでもなく、それは慎重に評価しなくてはならないと言わざるをえない。専門家集団が示す科学知の体系が地域住民との(限定的な)協働を経由することで、かえって地域社会や地域住民を「やさしく飼い馴らしていく」かのような、そのような支配―被支配の権力構造が生まれうるということ、その危うさに対する一定の憂慮と懸念を表明しておきたいと思う。

重要なのは、あまみず社会研究会が樋井川流域を「統べる」ように動くのではなく、あくまでも旗印として企画、検討、調整役にまわりながら様々な主体をつなげ、そのプロセスにおいて複数の主体が共有可能な「物語」、すなわち価値を創出していかねばならないという点だ。第2章で協働実践がある種の統治の構造を招来する危うさを指摘したが、主体によって価値を見出す点や、活動のリソースや動機を与えるものが異なるなかで、その多様性をいかに包摂しながら活かすことができるのかは大いに異なるからである。

近代化のプロセス (=本稿では「都市化」) を通じて、公 (=公物管理の仕組み) と私 (=私 的所有の仕組み)に引き裂かれたことにより、地域社会のインフラとしての機能は期待されつつ も (=「都市河川」化),都市水害というリスクを抱えてしまった空間,それが樋井川である. 研究会はその強力な「私」の原理を逆手に取り,世帯(=土地や敷地の所有者)ごとに流域治水 に貢献できるような要素技術の開発と実装を進めてきた. しかしそれによって、「公」から「私」 へと河川空間を引き戻すことはできても、「私」を根拠としたままでは、そこに「公」に代わる ネットワークは必要がない.そこで鍵になるのが「物語」である.あまみず社会研究会は,自ら が積み重ねてきた「物語」をリソースに活動をする. たとえば郷土史研究会は地域の歴史や史料 の読みときと共有に、おやじの会は子どもたちの安全と喜びを生み出すことに何よりの価値を置 く. あまみず社会研究会もそのような地域組織の一つに過ぎない. だがその「物語」が, 単なる 「私」の集積ではなく、「公」へのバックラッシュでもなく、双方のあいだに――まるで振り子 の振れ幅のちょうど中間に位置するところであるかのように――地域社会に「共」の空間と仕組 みをもたらすのである.そのような中間領域を作ることが重要だ.音頭こそ取れども「統治」は せず、いかに多様な人々との間で互いの価値のズレや重なりを確認しつつ、新たな価値を創出し ていけるか. そのための道具立てとして, ミズベリング樋井川や上ナガオテラスでの機会や, 「流 域の絵地図」を囲んでの開かれた議論も有用になるに違いない.

あまみず社会研究会独自の物語の普及・展開ではなく、より開かれ、より複数性を担保した「樋井川流域の物語」という名のゆるやかなネットワークの創出がますます期待される.

4.4 おわりに――結論にかえて

福岡県福岡市の城南区など4つの行政区をまたいで南北に貫流する樋井川水系(二級河川)を舞台に、2009年の内外水氾濫を契機に市民と専門家で発足した「あまみず社会研究会」の活動が本稿の対象である。その目的は、1)都市河川の一形成史としての樋井川を記述することで樋井川流域における「上書き」の「履歴」を浮き彫りにすること、2)またそれを通じて「あまみず社会研究会」の取り組みを批判的に評価すること、この2点に集約された。

第2章では、都市河川における流域ガバナンスの必要性と、その困難性を整理した。都市河川は都市化の影響によって都市機能におけるインフラストラクチャーとなったものの、かえって都市水害のリスクにさらされており、その抜本的な解決には流出抑制を基本とする流域規模での取り組みしかない。それは従来の河道中心主義的な河川管理への大きな批判を意味し、また同時に多様な主体とのコミュニケーションや協働をはかりながら、河川環境の管理を実践することを意味した。しかし都市河川には共同管理下に置けるようなコモンズを見出すことは難しく、そのため「自然公物」を監理するという河川法のもと、人々は河川という社会的共通資本に対する基本的な権利を有し、その管理を信託しているのにも関わらず、実態としては行政の供用によって反射的利益としての自由使用ができているにすぎないのである。だがそのような困難な状況にあっても、参加型アプローチによるガバナンスを推進しようとするならば、我々は、その実践やその前提にある環境に対する価値が「統治」と背中合わせであることをよくよく注意しなければならない。したがって本稿ではあまみず社会研究会の取り組みを樋井川流域の歴史のなかで位置づけ、評価する際にそれが「統治」となっていないかという点に特に目を配った。

第3章では樋井川の概要とその歴史を整理した. 樋井川は流域面積の実に7割が住宅地となっ ていること、そして水系管理を県と市で分担し、特に市は河川空間を「みどり」として都市機能 の中に位置付けていたことを確認した. まぎれもない都市のための「都市河川」であった. そし て歴史を遡り, 近世から近代に移行するプロセスにおいて, 樋井川流域がどのように変貌してい くのかを明らかにした. 福岡城下の近郊に位置していながら農村地帯であった樋井川では、農業 経営をベースとした共同体運営の下に、堰や用水路、また農業用溜池の管理がなされていた.し かし一方でそこは生き物のすみかであり,したがって子どもたちは見張りを立てながら,堰を外 し、また溜池に入って遊んだ. また堰の周辺は教師が理科の実習をしたり、また地域の若者が水 泳を教える場所でもあった. 河川は人々の暮らしの中にあり, そこには多様な価値が重層的に付 与されていたのである.しかし戦後を迎え,1950 年代になると様相が一変する.宅地開発に伴 って、農地は減少し、溜池は埋められていった。そして2度の洪水(1953、1963)を機に、県に よる河川改修が本格的に開始されると、水質の悪化もあり、人々がかつて河川から受け取ってい たサービスは失われていくいことになる.しかしそれは「水を安全に博多湾まで排水する」ため の需要な都市のインフラストラクチャーとして、市街地の中に編入されていく過程でもあった。 農業共同体に代わって、地域自治の単位となった「校区」であったものの、取り立てて河川への 関心も高くなく,したがって最も身近だった住民たちからも周縁化されていった.それが 1990 年代までの樋井川であった.

そのような状況を打開し、「流域」という視点で地域を捉え直す動向が、2つの事件を契機にいかに勃興し、展開していった。前者はコイの大量死とその再放流の問題を契機に設立された「樋井川を楽しむ会」である。川をきれいにする活動が主軸であったが、大学や一部市民・住民の参加が見られた一方で、校区との連携は得られず、流域全体にその活動や理念が波及することはなかった。対して、「樋井川流域治水市民会議」は2009年の水害を機に、被災した住民と河川工学の専門家を中心に立ち上げられて以降、行政と市民の橋渡しとなるだけでなく、行政による河川改修事業や河川整備計画の策定にまで関わるなど、非常に精力的な活動を展開した。またただ行政頼みになるだけではなく、雨水の貯留浸透技術の開発と普及による市民協働型流域治水の実践を掲げ、実証実験を繰り返しながら、独自のネットワークを築いていくことになる。その過程で、下流の被災校区には浸水実績にもとづくハザードマップを提供し、また上流の農業用溜池では治水機能の確認もかねて15年ぶりの池干しを実施するなど、地域資源の調査および幾つかの校区への貢献ももたらした。この樋井川流域治水市民会議が、研究予算を獲得した関係で発展的解消を遂げ発足したのが、本稿の研究対象であるあまみず社会研究会である。

第4章では、その活動を整理し樋井川流域史の中に位置づけながら評価を試みた。あまみず社会研究会は、樋井川流域治水市民会議の反省(参加する市民が限定的であったこと、内容が工学的なテーマに偏り過ぎていて地域社会への波及を求めていたこと)を踏まえてミズベリング樋井川を立ち上げた。ここではもともと地域づくりに関心を持っていた地元住民が経営するカフェスペースをベースに、樋井川流域治水市民会議とは異なる経路から様々なネットワークが生まれつつある。これはある意味、あまみず社会研究会のコントロールをもはや超えており、その熱量を活かせるかどうかは研究会の手腕にかかっているといえよう。また雨水貯留をめぐる技術・ノウハウの普及のために雨水コーディネータ制度を立ち上げた他、目まぐるしく変貌してきた都市河川のさらなう未来を構想していく上で貴重な材料となることが期待される「記憶の絵地図」づくりも進められている。これらの取り組みは、いかに「あまみず社会研究会」が統治機構へと転化せずに、多様な主体とその価値を包摂しながら、「樋井川流域の物語」を新しく創出し育んでいくための道具立てとして機能しうるのではないだろうか。

以上をふまえて、本稿の研究目的 1)に対してみちびかれる結論は、非常に肯定的なものである。すなわち人々の暮らしと交わることのなかった、樋井川を経路とする水の大循環のうちに、人々の暮らしを能動的に埋め込むことには成功した。すなわち、樋井川流域の歴史=「履歴」を踏まえた上での各種要素技術の導入が、樋井川と人々の暮らし、ひいては都市生活とのあいだに新たな関係性を提示してみせたと言えるだろう。興味深いのは、それまでの樋井川の「履歴」を強く内面化するのではなく、自らの活動をその延長上に常に再配置していくことによって、数値やデータには還元され得ない、活動の意義づけを行っていたことである。本項ではそれを「大きな物語」の創出と呼んだ。またそれは単に現在の活度を意義づけ、自己正当化するだけはなく、同時多発的に取り組まれる各種の活動を「あまみず社会」というまだ見ぬ社会像へと導く役割も持っていた。しかしこの「物語のシングル化」ともいうべき凝集性の高さは、市民参加の門戸を狭め、ときには排除のロジックとなりかねない。そのため、樋井川流域治水市民会議から一貫し

て取り組んできた「雨水タンク普及による市民協働の分散型流域治水」という手法などが、かえって統治のメカニズムとして地域に作用しているのではないかということも、併せて指摘した. そもそも近代化のプロセスを通じて、公(=公物管理の仕組み)と私(=私的所有の仕組み)に引き裂かれた樋井川のあり方を問い直すべく、研究会はその強力な「私」の原理を逆手に取ったのだった. しかしそれによって、「公」から「私」へと河川空間を引き戻すことはできても、「私」単位を根拠としたままでは、そこに「公」に代わるネットワークが立ち上がる必要はない. そこで鍵になるのが、やはり「物語」なのだ. 物語は、単なる「私」の集積やそれを理論上可能にしうる要素技術の開発と実装を後押しするのでもなく、また「公」へのバックラッシュを促すのでもなく、双方のあいだに――まるで振り子の振れ幅のちょうど中間に位置するところであるかのように――地域社会において「共」の空間と仕組みをもたらすのである.

それは樋井川体験学習のように身体性の喚起によって為されるかもしれないし、集合住宅等における物理的・工学的なアプローチによるものかもしれない. 地域社会に「公」「私」とは異なるロジックで動く中間領域、これを作ることが重要だ. そのためには音頭こそ取れども「統治」はせず、いかに多様な人々との間で互いの価値のズレや重なりを確認しつつ、新たな価値を創出していけるかを考えねばならない. この点が今後に向けて最も重要な課題であると言えよう.

「技術」と「物語」. それぞれの正の側面を最大限に生かし、その傍らに潜んでいる「統治」の甘いささやき(=負の側面)を粘り強くあしらいながら、流域社会のネットワークを作っていくこと. それが来るべき「あまみず社会」のために求められているのである. かくいう本稿も、もはやその「物語」の一部と化しているに違いない.

铅橋

本稿を書き上げるにあたり、指導教官の福永真弓先生に厚く御礼申し上げます。早くから私の弱点を見抜かれ、発表の際には何度も何度もご指導くださいました。どうにか一旦書き上げることができて、本当に良かったです。元より縁もある土地ですので、考え続けていきたいと思います。今後とも宜しくお願いいたします。副指導教官の清水亮先生にも併せて御礼申し上げます。そして何より「あまみず社会研究会」の皆様には、何とお礼を申し上げたらよいのか見当がつきません。島谷幸宏先生や角銅久美子様をはじめ、皆様には様々な場面でご親切にしていただき、また貴重なご示唆をくださいました。遠方から来る私をいつも温かく迎えていただき、おかげさまで拙稿を書き上げることができました。ありがとうございました。また〈多の物語をつむぐ〉チームの皆様には、プロジェクトを通じてたくさんのご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、その度に何度も手を差し伸べてくださいましたこと、改めて深く感謝申し上げます。そして吉浦隆紀様の上ナガオテラスをはじめとする、ミズベリング樋井川、樋井川5丁目の皆様にも多大なる感謝の意を送らせていただきます。特に吉浦様には無理を言って何度も宿泊場所を提供していただきました。おかげさまで何度も足を運ぶことができました。本当にありがとうございました。そして最後に長尾校区・田島校区の皆様、そしてその他樋井川流域にお住まいの皆様にこの場を借りて改めて感謝申し上げます。

なお本稿は、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) の社会技術研究開発センター (RISTEX) が「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域として採択した研究開発プロジェクト 「分散型の水管理システムを通した 風かおる 緑かがやく 雨水社会の構築」(平成 27~30 年度) の一部研究成果にもとづいて執筆されました.

参考文献

- 安藝皎一(1944)『河相論』常盤書房.
- 麻生美希(2015)「福岡市とその近郊における近代海浜リゾートの成立に関する研究」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』50(3)1196-1203.
- 安高尚毅(2011)「福岡藩における遊興的御茶屋の空間構成と史的展開:福岡藩御茶屋に関する研究(3)」 『日本建築学会径角形論文集』76(668) 1943-1949.
- Uphoff, N. 2000, Understanding Social Capital: Learning from the Analysis and Experience of Particification, *Social Capital: A Multifaceted Perspective*, eds. P. Dasgupta and I Serageldin, pp.215-252, The World Bank, Washington.
- 雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡実行委員会編 (2009) 『資料集:雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡』雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡実行委員会.
- ———— (2009)『報告書:雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡』雨水ネットワーク会議全国大会 in 福岡 岡実行委員会.
- アルドリッチ, ダニエル. P. (2015) 『災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か:地域再建 とレジリエンスの構築』ミネルヴァ書房.
- 安藤義久・虫明功臣・高橋裕 (1981)「丘陵地の水循環機構とそれに対する都市化の影響」『第 25 回水理講演会論文集』197-208.
- 五十嵐泰正 (2018) 『原発事故と食:市場・コミュニケーション・差別』中央公論社.
- 池内了(2012)『科学の限界』筑摩書房.
- 石川智士・渡辺一生編(2017)『地域と対話するサイエンス――エリアケイパビリティー論』勉誠出版.
- 石川幹子・岸由二・吉川勝秀(2005)『流域圏プランニングの時代——自然共生型流域圏・都市の再生』技 報堂出版。
- 石原篤・安宅敏治・村山壌治(1995)「公園池の池水浄化について」『環境技術』24(7)417-420.
- 磯田道史(2014)『天災から日本史を読みなおす:先人に学ぶ防災』中央公論新社.
- 伊藤光 (1979) 「昭和 53 年九州北部の渇水とその対策」 『農業土木学会誌』 47 (12) 929-934.
- 井上真・宮内泰介(2001)『コモンズの社会学:森・川・海の共同資源管理を考える』新曜社.
- 上本耕輔・山崎惟義・渡辺亮一・伊豫岡宏樹・林義晃・島谷幸宏(2010)「樋井川流域におけるため池の治 水効果の検討」土木学会西部支部研究発表会.
- 鵜飼健史(2016)「境界線の政治理論:社会的排除と包摂をめぐる代表制民主主義」『西南学院大学法学論集』48(3)(4)187-214.
- 宇沢弘文(2000)『社会的共通資本』岩波書店.

- 宇沢弘文・大熊孝編 (2010)『社会的共通資本としての川』東京大学出版会.
- 大熊孝(2004)『技術にも自治がある:治水技術の伝統と近代』農山漁村文化協会.
- 大坂谷吉行・青山剛 (2006)「二度の渇水を経験した福岡市の都市成長と水需給の関連分析:システムダイナミックスモデルによる分析」『日本建築学会技術報告集』(23) 421-426.
- 大貫挙学 (2007) 「主体と社会のパフォーマティヴィティ: J.バトラーにおける 2 つの他者性をめぐって」 『年報社会学論集』 (20) 61-71.
- 大沼進(2017)「家庭ごみ減量化政策にみる市民参加と手続き的公正:札幌市における計画づくりから実践のプロセスデザイン」宮内泰介編『どうすれば環境保全はうまくいくのか:現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社.
- 大野智彦(2014)「自然公物のガバナンスの再検討:河川管理を対象として」三俣学編『エコロジーとコモンズ:環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房.
- 大野智彦・田中拓弥・坂上雅治(2014)「階層間コミュニケーションを促進する社会的条件」和田英太郎監修『流域環境学:流域ガバナンスの理論と実践』京都大学学術出版会.
- ---- (2015) 「流域ガバナンスの分析フレームワーク」『水資源・環境研究』28 (1) 7-15.
- Ostrom, E. 1999. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press, New York.
- 貝原益軒(1709a)『筑前国続風土記:巻之二十』「貝原益軒アーカイブ 筑前国続風土記」中村学園大学・中村大学短期大学部ホームページ<2018/12/14 閲覧 http://www.nakamura-u.ac.jp/library/kaibara/archive05/>.
- ----- (1709b) 『筑前国続風土記:巻之二十一』「貝原益軒アーカイブ 筑前国続風土記」中村学園大学・中村大学短期大学部ホームページ<2018/12/14 閲覧 http://www.nakamura-u.ac.jp/library/kaibara/archive05/
- 嘉田由紀子(2000)「遠い水,近い水:現代社会における環境の自分化」嘉田由紀子・山田國廣・槌田劭編 『共感する環境学:地域の人びとに学ぶ』ミネルヴァ書房.
- 片江校区郷土史研究会編(2003)『新風土記かたえ』片江校区郷土史研究会.
- 川田耕(1996)「主体形成とイデオロギーの理論:主体化の諸形態」『京都社会学年報』(4) 41-56.
- 岸田隆 (1985) 「治水計画の中間目標と事業実施順位の最適化に関する研究」京都大学.
- 岸由二 (2013) 『「流域地図」の作り方:川から地球を考える』 筑摩書房.
- 北原糸子(2014)『津波災害と近代日本』吉川弘文館.
- Gittell, R. and A. Vidal. 1998. *Community Organizing: Building Social Capital as a Development Strategy*, SAGE Publications, Thousand Oaks.
- 黒木貴一・磯望・後藤健介・張麻衣子 (2005) 「2003 年九州豪雨による浸水状況からみた福岡市博多駅周辺の土地条件」『季刊地理学』(57) 63-78.
- 桑子敏雄(2005)『風景のなかの環境哲学』東京大学出版会.
- ——— (2009)『空間の履歴:桑子敏雄哲学エッセイ集』東信堂.
- 建設省河川局(1993)『都市河川計画の手引き:洪水防御計画編』建設省.

- 現代語版田島沿革史発行委員会編(1996)『現代語版 田島沿革史』福岡市大字田島財産区(初版 1897 西島 蓮編輯・海妻甘蔵校正).
- 国土交通省(2007)「雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区における事業の推進について」 国土交通省.
- ――― (2007)「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」国土交通省.
- 国土交通省河川局(2010)『中小河川に関する河道計画の技術基準について』国土交通省.
- 国土交通省九州地方整備局 (2003)「[19] 福岡水害 (H15.7.19)」『防災の取組みと過去の災害』 <http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai/index c19.html > 2019/1/1 筆者閲覧.
- 國分功一郎(2013)『来るべき民主主義:小平市都道328号線と近代政治哲学の諸問題』幻冬舎.
- 小林清美 (2011) 『平成 22 年度短期研究員報告書 福岡市における川を活かし、水辺に親しむ地域づくり』 財団法人福岡アジア都市研究所.
- 小林傳司編(2002)『公共のための科学技術』玉川大学出版部.
- 駒田浩良(2005)「コミュニティの自律経営に向けて」『コミュニティ政策』(3) 85-98.
- 佐藤仁 (2009)「環境問題と知のガバナンス:経験の無力化と暗黙知の回復 (特集 環境ガバナンス時代の 環境社会学)」『環境社会学研究』15,39-53.
- 早良郡(1923a)『早良郡志 前編』福岡県早良郡役所.
- ——— (1923b) 『早良郡志 後編』 福岡県早良郡役所.
- 篠原修(2018)『河川工学者三代は川をどう見てきたのか:安藝皎一,高橋裕,大熊孝と近代河川行政一五〇年』農文協プロダクション.
- 嶋田翔・渡辺亮一・山崎惟義・皆川朋子・伊豫岡宏樹 (2011) 「2009 年 7 月 24 日九州北部豪雨時の田島地 区における内水および外水氾濫の再現シミュレーション」土木学会西部支部研究発表会.
- 島谷幸弘 (2000) 『河川環境の保全と復元:多自然型川づくりの実際』鹿島出版会.
- ---- (2017)「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)平成28年度研究開発実施報告書:「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域研究開発プロジェクト:分散型水管理を通した,風かおり,緑かがやく,あまみず社会の構築」.
- ---- (2016)「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)平成27年度研究開発実施報告書:「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域研究開発プロジェクト:分散型水管理を通した,風かおり,緑かがやく,あまみず社会の構築」.
- 島谷幸宏・山下三平・渡辺亮一・山下輝和・角銅久美子 (2010) 「治水・環境のための流域治水をいかに進めるか?」『河川技術論文集』(16) 17-22.
- 下山正一・磯望・野井英明・高塚潔・小林茂・佐伯弘次(1991)「福岡市鳥飼低地の海成第四系と更新世後期以降の地形形成過程」『九州大学理学部研究報告 地球惑星科学』17(1)1-23.
- 菅豊 (2013)「現代的コモンズに内在する排除性の問題」『大原社会問題研究所雑誌』655:19-32.
- ---- (2014)「ガバナンス時代のコモンズ論:社会的弱者を包括する社会制度の構築」三俣学編『エコロジーとコモンズ:環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房.
- 鈴木博史(2003)「樋井川:洗剤事件が呼び覚ました,ふつうの都市河川におけるまちづくり的川づくりの

- 行方」樋口明彦編『川づくりをまちづくりに』学芸出版社.
- 高橋朝子編(2009)『あまみず:世界の空と人をつなぐ』特定非営利活動法人あまみず市民の会.
- 高橋裕(2009)『社会を映す川:災害多発時代の自然・技術・文化』鹿島出版会.
- 田中潤子・渡辺亮一・山崎惟義・皆川朋子・伊豫岡宏樹(2011)「樋井川流域におけるため池の現状と今後の課題:治水機能を具備したため池の運用をめざして」土木学会西部支部研究発表会.
- 田村悦一(1984)「公物法総説」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法体系第9巻』有斐閣.
- 長尚弥・渡辺亮一・皆川朋子・伊豫岡宏樹・山崎惟義 (2012)「福岡市水害ハザードマップの課題と今後の 避難のあり方に関する検討」土木学会西部支部研究発表会.
- 手島育(2007)「地域文化の持続可能性と人の主体化とのかかわり:大分県下郷地区における新規就農者の地域活動を事例に」『ESD 環境史研究:持続可能な開発のための教育』(6) 52-58.
- 永井智幸(2012)「樋井川(福岡県)での川づくりの取り組み」第 10 回川の自然セミナー(2012/10/29 開催)の報告資料。
- 永井智幸・原田守啓・林博徳・高橋邦治(2014)「樋井川における河道安定と瀬淵構造の保全創出の取り組 み」『河川技術論文集』(20)
- 永江眞夫(2013)「戦後復興期における福岡市内の零細炭鉱: 三戸鉱業 福豊炭鉱・田島炭鉱の事例」『エネルギー史研究』(28) 53-79.
- ---- (2014)「大正期『早良炭田』における炭鉱業:福岡炭坑の事例」『福岡大学経済学論叢』58 (3/4), 99-174.
- 中沢新一・國分功一郎 (2013) 『哲学の自然』太田出版.
- 中島悦郎(2002)「福岡都市圏における海水淡水化事業とその特徴について」『日本海水学会誌』56(3)204-213.
- 仲上健一(1995)「94年渇水被害と節水再考」『水資源・環境研究』(8) 1-8.
- 長沼佐枝・荒井吉雄・江崎雄治(2008)「地方中核都市の郊外における人口高齢化と住宅地の持続可能性: 福岡市の事例」『経済地理学年報』(54) 310-326.
- 中山充(1991)「環境権:環境の共同利用権」『香川法学』10(3)(4)155-189.
- 新谷洋二 (1987) 「近世における城と城下町の建設史年表に関する考察 (その 2)」 『第7回日本土木史研究 発表会論文集』 9-16
- ハイデガー,マルティン(2013)『技術への問い』平凡社.
- バウマン, ジグムント (2017) 『コミュニティ:安全と自由の戦場』 筑摩書房.
- 橋本晴行・斎藤美咲 (2012)「福岡都市圏流域における 2009 年 7 月豪雨による水害の特性と行政機関・住 民の対応」『自然災害科学』 31 (2) 93-112.
- Putnam, R. D. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, Princeton.
- 浜田忠久(2005)「土木費官費下渡金の廃止と水利組織の法制化(III)」『水利科学』(286) 39-60.
- 原田一宏(2001)「熱帯林の保護地域と地域住民:インドネシア・ジャワ島の森」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学:森川海の資源共同管理を考える』新曜社.
- 秀島隆司(1987)「福岡市の土木史的考察(その2)」『第7回日本土木史研究発表会論文集』101-111.

- 平川秀幸 (2010)『科学は誰のものか: 社会の側から問い直す』NHK 出版.
- 廣川祐司 (2014)「フットパスの創造とツーリズム:熊本県美里町の地域づくりと生業の可能性」三俣学編 『エコロジーとコモンズ:環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房.
- 福岡管区気象台 (2018)「災害時気象資料 平成 30 年 7 月 §雨: 平成 30 年 7 月 5 日から 8 日にかけての福岡県の大雨について」 < 2018/7/10 公開 http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/chosa/saigai/20180710 fukuoka.pdf>
- 福岡県(2014)『樋井川水系整備基本方針』福岡県.
- ———(2014)『樋井川水系整備計画』福岡県.
- 福岡県土整備事務所災害事業室・福岡市道路下水道局那珂川・樋井川床上浸水対策推進室編(2014)「樋井川床対だより」福岡県土整備事務所災害事業室・福岡市道路下水道局那珂川・樋井川床上浸水対策推 進室(4).
- 福岡古文書を読む会校訂(1982)『黒田家譜第4巻』文献出版.
- 福岡市(1963)『福岡市史 第二巻 大正編』福岡市.
- ---- (2009) 『福岡市新・緑の基本計画』 福岡市.
- ——— (2012) 『第9次福岡市基本計画』福岡市.
- ---- (2013) 『福岡市新世代環境都市ビジョン』福岡市.
- ———— (2014) 『福岡市環境基本計画 (第三次)』福岡市.
- ——— (2014)『福岡市都市計画審議会資料:福岡市都市計画マスタープラン改定案』福岡市.
- ---- (2014)『福岡市都市計画マスタープラン(改定版)』福岡市.
- 福岡市コミュニティ自律経営検討委員会(2003)『コミュニティの自律経営推進に関する提言』福岡市.
- 福岡市水道局編(1994)『福岡市水道七十年史』福岡市水道局.
- 福岡市道路下水道局(2000)『福岡市雨水整備緊急計画:雨水整備 Do プラン』福岡市道路下水道局.
- 福岡地方史研究会編(1999)『福岡藩分限帳集成』海鳥社.
- 福永真弓 (2015)「生に「よりそう」: 環境社会学の方法論とサステイナビリティ」『環境社会学研究』 (20) 77-99.
- ---- (2018)「須賀の絵解き地図を描く:風景の『上書き』を超えて」羽生淳子・佐々木剛・福永真弓編『やま・かわ・うみの知をつなぐ:東北における在来知と環境教育の現在』東海大学出版部.
- 藤垣裕子編(2005)『科学技術社会論の技法』東京大学出版会.
- 藤垣裕子・廣野喜幸(2008)『科学コミュニケーション論』東京大学出版会.
- Hess, C. and Ostrom, E. 2007. *Understanding knowledge as a commons: from theory to practice.* The MIT Press, Cambridge.
- ヘスター, ランドルフ (2018)「エコロジカル・デモクラシーのデザインが創り出す未来 (特集 エコロジカル・デモクラシーのデザイン 世界をつなぐ 15 の原則)」(土肥真人訳)『BIOCITY』(74) 6-9.
- 別府公民館創立 50 周年記念事業実行委員会編 (2014) 『別府公民館創立 50 周年記念誌: 別府 むかし・いま・あす』 福岡市別府公民館・別府校区自治協議会.
- 保屋野初子(2014)『流域管理の環境社会学:下諏訪ダム計画と住民合意形成』岩波書店.

- ホフマン, スザンナ M.・オリヴァー=スミス, A. (2006) 『災害の人類学: カタストロフィと文化』(若林 圭史訳) 明石書店.
- 間宮陽介 (2016)「コモンズとしての社会的共通資本とそのマネジメント」『水資源・環境研究』29 (2) 20-25.
- 溝口周道(2002)「近世の観光に影響を与えた貝原益軒の紀行文の特徴」『ランドスケープ研究』65(5)371-374.
- 三俣学編(2014)『エコロジーとコモンズ:環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房.
- ---- (2014)「多彩に広がるコモンズ論:人間社会の修復・再生・創造にむけて」三俣学編『エコロジーとコモンズ:環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房.
- 三原詔子・佐々木美智子(2016)「福岡市における地域子育て支援の取り組みについて」『中村学園大学発達支援センター研究紀要』(7) 111-116.
- 宮内泰介(2001)「コモンズの社会学:自然環境の所有・利用・管理をめぐって」鳥越皓之編『自然環境と 環境文化』有斐閣.
- ―――編(2006)『コモンズをささえるしくみ:レジティマシーの環境社会学』新曜社.
- 宮本憲一(1989)『環境経済学』岩波書店.
- 村上陽一郎 (1985) 『技術とは何か』 NHK ブックス.
- 桃崎祐輔(2013)『「城南区歴史探訪」報告:城南区の歴史散策』福岡市城南区.
- 守谷正人(2010)「民主党 福岡県議会議員(城南区)守谷正人 県政報告」(8)
- 谷内茂雄(2009)「環境政策と流域管理」和田英太郎監修『流域環境学:流域ガバナンスの理論と実践』京都大学学術出版会.
- 柳谷武夫編 (1969)『イエズス会士 日本通信 下 (新異国叢書 2)』雄松堂書店.
- 山下三平(2012)「樋井川流域治水市民会議の歩み」社団法人福岡建築士会福岡支部『雨水利用実験住宅プロジェクト報告書』8-10.
- (2018)「水と自覚の都市デザイン(特集 エコロジカル・デモクラシーのデザイン 世界をつなぐ15 の原則)」『BIOCITY』(74) 46-53.
- 山本信次(2009)「森林ボランティア活動に見る環境ガバナンス:都市と農山村を結ぶ'新しいコモンズ'としての'森林'」室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房.
- 山脇直司編(2015)『科学・技術と社会倫理:その統合的思考を探る』東京大学出版会.
- 吉川勝秀(2008)『流域都市論:自然と共生する流域圏・都市の再生』鹿島出版会.
- リオタール, ジャン. F. (1989) 『ポストモダンの条件:知・社会・言語ゲーム (叢書言語の政治 1)』 (小林康夫訳) 水声社.
- 渡辺亮一(2012)「雨水ハウスの社会的意義,『水徳』・『水恩』」社団法人福岡建築士会福岡支部『雨水利用 実験住宅プロジェクト報告書』11-21.
- 渡辺亮一・伊豫岡宏樹・山崎惟義・皆川朋子・山下輝和・角銅久美子(2012)「雨水利用実験住宅による都市型水害抑制効果の実証的研究」『第 40 回環境システム研究論文発表会講演集』397-402.
- 渡辺亮一・浜田晃規・伊豫岡宏樹・山崎惟義・島谷幸宏・山下三平・森山聡之・皆川朋子(2013)「雨水利 用実験住宅における雨水有効活用に向けた水収支および水質面での実証的検討」『土木学会論文 G (環境)』69(7) III 453-III 460.

渡辺亮一・皆川明子・浜田晃規・伊豫岡宏樹・島谷幸宏・森山聡之・山下三平・角銅久美子・山下輝和 (2016) 「樋井川流域内に実装した各種家庭用雨水貯留タンクの活用実態と流出抑制効果の検討」『福岡大学工学集報』96,35-42.

編者不明(1288)「九 蒙古合戦勲功賞配分状」『入来院家文書 五』東大史料編纂所蔵.

- あまみず社会研究会ホームページ<http://amamizushakai.wixsite.com/amamizu>2018/4/7 閲覧.
- 国土交通省ホームページ「河川整備基本方針・河川整備計画について」 < http://www.mlit.go.jp/river/basic info/jigyo keikaku/gaiyou/seibi/about.html > 2007 更新, 2018/6/4 閲覧.
- 国土交通省関東地方整備局ホームページ < http://www.ktr.mlit.go.jp/river/sinsei/index00000001. html > 2018/5/20 閲覧.
- 国立研究開発法人科学技術振興機構 JST ホームページ<http://www.jst.go.jp/>2018/4/10 閲覧.
- 国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業 社会技術研究開発センターRISTEX ホームページ<http://www.jst.go.jp/ristex/>2018/4/9 閲覧.
- 滋賀県ホームページ「滋賀県流域治水の推進に関する条例」 < http://www.pref.shiga.lg.jp/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000883.html > 2019/1/1 閲覧.
- 善福寺川を里川にカエル会ホームページ<http://zempukukaeru.wixsite.com/zempukukaeru>2018/4/20 閲覧.
- 福 岡 市 ホ ー ム ペ ー ジ 「 戦 災 復 興 土 地 区 画 整 理 事 業 」 < http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chiikikeikaku/chikeihp/03/03/sensaihukko.html > (2012/03/12 更新, 2018/10/3 閲覧).
- 福岡市ホームページ「平成 30 年 7 月 5 日からの大雨(平成 30 年 7 月豪雨)に関する情報」 < http://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/heavyrain.html > 2018/8/8 更新, 2018/10/15 閲覧.
- 樋井川流域治水市民会議ホームページ < https://sites.google.com/site/hihikawashiminkaigi/ > 2018/4/8 閲覧.

脚注

肿仁

^{1 1995}年の主たる事件・事故として、平川 (2010) は1月の阪神淡路大震災、3月の地下鉄サリン事件、 秋の薬害エイズ問題報道、12月の高速増殖炉「もんじゅ」におけるナトリウム漏洩事故を挙げている。 また広くは、遺伝子組み換え食品への着目やBSE (狂牛病) 問題に伴う「食の不安」も、科学技術に対 する公開性が求められるようになる契機であったとする。

 $^{^2}$ 主体化とは、哲学をはじめ政治や教育、医療や福祉、性などをめぐり、諸分野にわたって検討されてきた(相澤 1996; 川田 1996; 大貫 2007; 手島 2007). 社会科学は一貫して、主体・主体性を所与のものとは想定せずに、他者=社会との関係のうちに構築されるものとして認識されてきた。ここでは一旦「個人が社会的な人格を自覚し、その確立へと志向すること」と定義しておく.

³ その川の流量に対する土砂の浸食と堆積のバランスなどに応じて、河道の幅は決定される.水量の多い大きな河川で川幅が広く、中小河川で狭くなる傾向にあるのはそのため.一般に大きな河川では、増水時の水を堤内(河道の外)にあふれさせないよう、河道を低水路(通常時に水が流れるところ)と高水敷(いわゆる河川敷)の2段に分けた福断面を採用する. 反対に単断面は高水敷を持たないため、増水時も川幅に大きな変化はない.

⁴ 現在の博多よりも広く、博多湾南岸の一帯は総じて「博多」と呼ばれた.

⁵ ルイス・デ・アルメイダは、ポルトガル・リスボン生まれの商人・医師で、大友宗麟治世下の豊後国に 西洋医学にもとづいた日本初の総合病院を建設する.

⁶ 河川等からの水の供給に乏しいため、大濠公園の池は極めて閉鎖性が高い. 1960 年代から水質汚濁が進行し、魚類の斃死、アオコの大量発生が頻発したため、1980 年代には底質改善工事、池水浄化施設建設工事などが実施された(石原・安宅・村山1995:417).

- 7 フィールドノート (2018/6/27 田島公民館)
- ⁸ フィールドノート (2018/6/27 田島公民館, 2018/9/24 別府公民館)
- 9 桃崎(2013)が、城南区との連携事業で作成した『「城南区歴史探訪」報告:城南区の歴史散策』では、福岡城築城に伴う樋井川の河道付け替えには触れられている(桃崎2013:15)が、その具体的な経緯などにはやはり言及されていない。
- 10 廃藩置県が実施された 1871 年,福岡県は県内を 32 区に分け,福岡を「第一区」,博多を「第二区」とした.翌年には 16 区に再編成し,福岡を「第一大区」,博多を「第二大区」と定めた.さらに西南戦争前年の 1876 年には 9 区に再編成され,福岡と博多は「第一大区」に統合された.これらを総じて「大区小区制」と言うこともある.
- 11 ①福博電気軌道を吸収した東邦電力と,博多電気軌道を吸収した九州水力電気の双方から軌道事業を引き継いだ「福博電車」,②現・天神大牟田線を敷設した「九州鉄道」,③現・貝塚線を敷設した「博多湾鉄道汽船」,④当時の路線は現存しない「筑前参宮鉄道」の4社が,⑤九州電気軌道株式会社に1942年に合併され,そして同社は同年,「西日本鉄道株式会社」,すなわち西鉄へと改称する.
- 12 フィールドノート (2018/3/6 本人自宅)
- 13 フィールドノート (2018/7/7 鳥飼公民館)
- ¹⁴ この路線は北九州鉄道の国有化(1937年)によって国鉄筑肥線と改称されたが、博多—姪浜区間を結 ぶ福岡市営地下鉄1号線(現空港線)の開通(1981年)に伴い、筑肥線の博多—姪浜区間は廃線とな り、鳥飼駅も廃駅となった(1983年). その駅跡地には、1982年に西区の分割によって誕生した城南 区の区役所庁舎が建てられた.
- 15 「現福岡市東部と糟谷郡に跨がる炭田は『粕屋炭田』とし、地理的に離れている現福岡市西部に所在する炭田を『早良炭田』と呼称しておきたい」とする永江(2014)の定義にならう.
- ¹⁶ 1896 (明治 29) 年に淀川・筑後川が国の直轄河川となると, 1900 (明治 33) 年に利根川・庄川・九頭竜川が, 1905 (明治 38) 年には加治川 (準用) が, 1906 (明治 39) 年には遠賀川が, そして 1907 (明治 40) 年には信濃川・吉野川・高梁川が, 順次加えられていくことになる (篠原 2018).
- 17 神楽費として米五俵を毎年下賜されていたと伝わる.
- 18 聞き取り資料 (2016/6/1 本人事務所)
- 19 フィールドノート (2018/7/1 堤丘公民館)
- 20 フィールドノート (2018/7/30 田島公民館)
- 21 フィールドノート (2018/2/3 本人自宅)
- 22 フィールドノート (2018/2/15 サイゼリヤ西新店)
- 23 聞き取り資料(2017/7/25 西花畑公民館)
- 24 聞き取り資料 (2017/7/24 西花畑公民館)
- 25 聞き取り資料 (2016/9/24 別府公民館)
- 26 フィールドノート (2018/9/24 別府公民館)
- 27 フィールドノート (2018/7/本人自宅)
- 28 フィールドノート (2018/9/11 財団法人福岡市緑のまちづくり協会みどり課)
- 29 フィールドノート(2018/11/12 福岡市農林水産局農業施設課・福岡市道路下水道局河川計画課)
- 30 田島の村社八幡宮は、1922年に供進神社指定を受けている.
- 31 フィールドノート (2018/6/26 田島公民館)
- 32 フィールドノート (2018/6/26 田島公民館)
- 33 フィールドノート (2018/6/27 田島公民館)
- 34 フィールドノート (2018/9/12 ロイヤルホスト長尾店)
- 35 竣工後1年が経過した第34回市民会議(2013/12/9)では「トイレ,洗濯,風呂に使わないと,[注:常時貯まっている]17.5トンは使いきれない.毎日使わないと」という嬉しい悲鳴が渡辺氏より報告されている。
- ³⁶ フィールドノート (2018/7/7 千力そばの前)
- 37 フィールドノート (2018/11/12 福岡市道路下水道局計画部河川計画課)
- 38 樋井川流域治水市民会議代表の活動とは直接の関係はないが、当時の動向として、代表・島谷幸宏の政治活動についても付言しておく。島谷は、佐賀県知事を務めていた古川康氏の衆院選出馬および当選にともない、その後任を決める佐賀県知事選に出馬し、2014 年末から 2015 年年始にかけて選挙戦を戦っている。4 人の候補者のうち「玄海原発の再稼働」と「米軍・自衛隊オスプレイの佐賀空港利用」という2つの争点に対して明確に反対を示して選挙戦を戦うも、1月11日の投開票の結果落選している。<IWJ、取材・文こうのみなと、公開 2014/12/24、https://iwj.co.jp/wj/open/archives/215308>

- ³⁹ 九州大学工学研究院, 九州大学決断科学研究センター, 福岡県建築士会, 九州産業大学工学部, 東京大学新領域創成科学研究科, 福岡大学工学部, 福岡工業大学社会環境学部, 熊本大学自然科学研究科, 東京学芸大学環境教育研究センター
- 40 河川法第6条で定められた河川区域のこと. 河道から河岸・堤防裏までを指す.
- ⁴¹ フィールドノート (2018/1/25 上ナガオテラス)
- 42 フィールドノート (2018/2/16 上ナガオテラス)
- 43 フィールドノート (2018/1/26 カメリア小笹)
- 44 フィールドノート (2018/8/6 長尾校区河岸)
- 45 フィールドノート(2018/2/4 西新公民館)
- ⁴⁶ 篠原(2018)は、1970年代からドイツやスイスで河川の保全・再生のために実施されていた河川工法 Naturnacher Wasserbau を邦訳した「近自然工法」が、建設省河川局の関正和らを中心に試みられようとした背景を踏まえ(篠原2018:356-357)、1991年に始まる「多自然型川づくり」という名称に対し「近自然なら可能な限り自然に近くと理解できるが、多自然とは何を意味するのだろうか、筆者には理解できない」(篠原2018:364)と述べている。
- 47 フィールドノート (2018/1/26 本人自宅)
- 48 フィールドノート (2018/1/26 カメリア小笹)
- 49 聞き取り資料 (2016/4/5 長尾公民館)
- 50 フィールドノート (2018/9/12 ロイヤルホスト長尾店)
- 51 フィールドノート(2018/7/7 千力そばの前)
- 52 フィールドノート (2018/4/19 東京都杉並区立井荻小学校)